

表チ一設－2－1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称 機器名	{7001} ハンドフットクロスモニタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 出入管理室、第 2-2 燃料棒加工室	
員数	1 式（4 台；第 2 出入管理室 3 台、第 2-2 燃料棒加工室 1 台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	シンチレーション式 本表（別表 1）に示す。 概略寸法：[REDACTED] — 検出下限（ $\alpha$ 線： $[REDACTED]$ Bq/cm <sup>2</sup> 以下） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 2 加工棟の床、壁等に固定する。 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等		— — — —
放射線管理施設	[19.1-F1] 放射線管理施設	第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測するハンドフットクロスモニタを設置する。
廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備		— — — —

表チー設－2－1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える <sup>(1)</sup> 。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。						
		[24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする <sup>(1)</sup> 。 電源に係る結線図を図リー他－11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(1)に示す。						
		以上を次表に示す。						
		(○：該当、—：該当なし)						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">バッテリを備える</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">非常用電源設備 に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">ハンドフットクロスモニタ —</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> </tbody> </table>			設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続	ハンドフットクロスモニタ —	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続						
ハンドフットクロスモニタ —	○	○						
通信連絡設備		—						
その他許可で求める仕様		—						
添付図	図チー設－1、図リー他－11(1)、図リー他－11(2)							

(1) 第 2 出入管理室に設置する 3 台にバッテリを備え、非常用電源設備に接続する。

表チー設－2－1 (別表 1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

表チ一設－3－1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	ハンドフットクロスモニタ
設備・機器名称	{7003}	
機器名	ハンドフットクロスモニタ	—
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 廃棄物貯蔵棟 W 1 出入管理室	
員数	1 式（1 台）	
一般仕様	型式	シンチレーション式
	主要な構造材	本表（別表 1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[■■■■■]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	検出下限（ $\alpha$ 線：[■■] Bq/cm <sup>2</sup> 以下）
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5. 1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第 1 廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6. 1-F1] 耐震重要度分類を第 3 類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表 1）に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	[19. 1-F1] 第 1 種管理区域からの退出者の身体の放射性物質の表面密度を計測するハンドフットクロスモニタを設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表チ一設－3－1 ハンドフットクロスモニタ 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図チ一設－1

表チ一設－3－1 (別表1) ハンドフットクロスモニタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

表チ一設－4－1 エアスニファ（管理区域内）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7004} エアスニファ（管理区域内） —	
変更内容	改造（サンプリング位置の適正化及びこれに伴う再固定、サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第2加工棟 第2粉末受入室、第2－1混合室、第2－1ペレット室、第2－1ペレット検査室、第2ペレット保管室、第2廃棄物処理室、第2出入管理室、第2－1燃料棒加工室、第2放射線管理室、第2分析室、第2フィルタ室、第2洗濯室、第2開発室、第2－2混合室、第2－2ペレット室、第2－2燃料棒加工室、第2－1作業支援室	
員数	1式（50台）	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式 本表（別表1）に示す。 概略寸法： ポンプ（第2フィルタ室に設置）、サンプリング配管 吸気量（1検出端当たり■L/分以上） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。 [6.1-F1] ・本体 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。 ・サンプリング配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。 — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ○ポンプ [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	— — —

表チ一設－4－1 エアスニファ（管理区域内）仕様

技術基準にに基づく仕様	警報設備等	—
放射線管理施設	[19.1-F1]	管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（管理区域内）を設置する。
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図チ一設－1、図チ一設－4－1、図チ一設－4－2	

表チ一設－4－1（別表1） エアスニファ（管理区域内） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体（本体、ポンプ） アンカーボルト サンプリング配管 ボルト等 <sup>*2</sup>	金属製 鋼 鋼 C.I.) 鋼又はステンレス鋼

\*1 を含める。

\*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設-4-2 エアスニファ（排気口）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7022} エアスニファ（排気口） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第2加工棟 第2排風機室	
員数	1式（8台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式 本表（別表1）に示す。 概略寸法： サンプリング配管、固定ろ紙自動交換式エアスニファ 吸気量（1検出端当たり <del>1</del> L/分以上） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。  [6.1-F1] ・本体 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。 ・サンプリング配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。  — — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ○固定ろ紙自動交換式エアスニファ [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  — — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  — — — — —

表チ一設-4-2 エアスニファ（排気口）仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設 [19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（排気口）を設置する。
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図ト-2P設-1-2、図ト-2P設-2-1-1、図ト-2P設-2-2-1、図ト-2P設-2-3-1、図ト-2P設-2-4-1、図チ一設-1、図チ一設-4-1（2）、図チ一設-4-2

表チ一設-4-2（別表1） エアスニファ（排気口） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト サンプリング配管 ボルト等 <sup>*2</sup>	金属製 鋼 鋼（  ） 鋼又はステンレス鋼

\*1  を含める。

\*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設－5－1 エアスニファ（管理区域内）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7005} エアスニファ（管理区域内） —	
変更内容	改造（サンプリング位置の適正化及びこれに伴う再固定、サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室、W1廃棄物処理室	
員数	1式（9台）	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式 本表（別表1）に示す。 概略寸法： ポンプ（W1廃棄物処理室に設置）、サンプリング配管 吸気量（1検出端当たり）1L/分以上 —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	— [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。
津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ・本体 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床、壁等に固定する。 ・サンプリング配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。
火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ○ポンプ [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
安全機能を有する施設	加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— —
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

表チ一設－5－1 エアスニファ（管理区域内）仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（管理区域内）を設置する。
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図チ一設－1、図チ一設－5－1、図チ一設－5－2	

表チ一設－5－1（別表1）エアスニファ（管理区域内）材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体（本体、ポンプ） アンカーボルト サンプリング配管 ボルト等 <sup>*2</sup>	金属製 鋼 鋼（  ） 鋼又はステンレス鋼

\*1 を含める。

\*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設-5-2 エアスニファ（排気口）仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	エアスニファ
設備・機器名称 機器名	{7023} エアスニファ（排気口） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1-1 排風機室	
員数	1式（4台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  サンプリング配管 吸気量（1検出端当たり  L/分以上） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。 [6.1-F1] ・本体 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。 ・サンプリング配管 耐震重要度分類を第3類とし、支持構造物等により固定する。 建物又は架台にボルト等で固定する。 — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	— — — —

表チ一設－5－2 エアスニファ（排気口）仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を測定するため、空気中の放射性物質を集塵するエアスニファ（排気口）を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図ト-W1設-1-2、図ト-W1設-2-1、図チ一設-5-1、図チ一設-5-2	

表チ一設－5－2（別表1） エアスニファ（排気口） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト サンプリング配管 ボルト等 <sup>*2</sup>	金属製 鋼 鋼（  ） 鋼又はステンレス鋼

<sup>\*1</sup>  を含める。<sup>\*2</sup> アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設－6－1 ダストモニタ（換気用モニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） ダストモニタ
設備・機器名称 機器名	{7006} ダストモニタ（換気用モニタ） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第2加工棟 第2フィルタ室	
員数	1式（2台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	移動ろ過式、シンチレーション式 本表（別表1）に示す。 概略寸法： サンプリング配管 測定範囲（cpm）、最高検出感度（ $\alpha$ 線： Bq/cm <sup>3</sup> 以下） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	— ○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。 ○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。 — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 — — —

表チ一設－6－1 ダストモニタ（換気用モニタ）仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度）に至るまでに異常を検知し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（換気用モニタ）を設置する。
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（換気用モニタ）を設置する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F2] サンプリング部を{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－1 1 (2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－1 1 (1)に示す。 検出部は{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、バッテリを備える{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）からの給電で動作する。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
	添付図	図ト－2 P設－1－2、図ト－2 P設－2－1－1、図ト－2 P設－2－4－1、図チ一設－1、図チ一設－6－1、図チ一設－6－2、図リー他－1 1 (1)、図リー他－1 1 (2)

表チ一設－6－1（別表1－1）ダストモニタ（換気用モニタ）材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

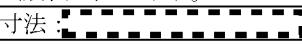
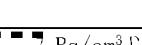
\* ■ 以上の強度を有する材料

表チ一設－6－1（別表1－2）ダストモニタ（換気用モニタ）配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ（換気用モニタ）	サンプリング配管 支持構造物 ボルト等 <sup>*2</sup>	鋼 ■ 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

<sup>\*1</sup> ■ を含める。<sup>\*2</sup> アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設－6－2 ダストモニタ（排気用モニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） ダストモニタ
設備・機器名称 機器名	7024 ダストモニタ（排気用モニタ） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第2加工棟 第2フィルタ室	
員数	1式（1台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式、シンチレーション式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  サンプリング配管 測定範囲（  cpm）、最高検出感度（α線  Bq/cm <sup>3</sup> 以下） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	— ○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。 ○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。 — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 — — —

表チ一設－6－2 ダストモニタ（排気用モニタ）仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。								
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。								
廃棄施設		—								
核燃料物質等による汚染の防止		—								
遮蔽		—								
換気設備		—								
非常用電源設備	[24.2-F2]  サンプリング部を{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－1 1 (2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－1 1 (1) に示す。 検出部は{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、バッテリを備える{7011}放射線監視盤（ダストモニタ）からの給電で動作する。  以上を次表に示す。	(○：該当、—：該当なし) <table border="1"><thead><tr><th>設備・機器名称 機器名</th><th>バッテリを 備える</th><th>非常用電源 設備に接続</th><th>設備からの 給電で動作</th></tr></thead><tbody><tr><td>ダストモニタ（排気用モニタ） —</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td></tr></tbody></table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	ダストモニタ（排気用モニタ） —	—	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作							
ダストモニタ（排気用モニタ） —	—	○	○							
通信連絡設備		—								
その他許可で求める仕様		—								
添付図		図ト－2 P設－1－2、図ト－2 P設－2－1－1、図チ一設－1、図チ一設－6－1、図チ一設－6－3、図リー他－1 1 (1)、図リー他－1 1 (2)								

表チ一設－6－2（別表1－1）ダストモニタ（排気用モニタ）材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼 [■■■■]

\* [■■■■] 以上の強度を有する材料

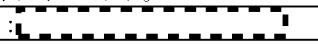
表チ一設－6－2（別表1－2）ダストモニタ（排気用モニタ）配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ（排気用モニタ）	サンプリング配管 支持構造物 ボルト等*2	鋼 [■■■■] 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

\*1 [■■■■] を含める。

\*2 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設－6－3 放射線監視盤（ダストモニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7011} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2放射線管理室	
員数	1式（1台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 — — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 — —
材料及び構造 搬送設備		

表チ一設－6－3 放射線監視盤（ダストモニタ）仕様

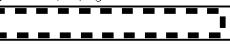
核燃料物質の貯蔵施設	—						
技術基準に基づく仕様	<p>[18.1-F1]  {7006} ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある濃度（核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の三第1項第二号に定める放射線業務従事者に係る濃度限度）に至るまでに異常を検知し、また、{7024} ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、警報を発する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。</p>						
警報設備等	[19.1-F1] {7006} ダストモニタ（換気用モニタ）により、管理区域における空気中の放射性物質の濃度を計測し、また、{7024} ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。						
放射線管理施設	—						
廃棄施設	—						
核燃料物質等による汚染の防止	—						
遮蔽	—						
換気設備	—						
非常用電源設備	<p>[24.2-F1]  加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。</p> <p>[24.2-F2]  {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  電源に係る結線図を図リー他－11(2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(1)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p>(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用電源設備に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（ダストモニタ） —</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続	放射線監視盤（ダストモニタ） —	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続					
放射線監視盤（ダストモニタ） —	○	○					
通信連絡設備	—						
その他許可で求める仕様	—						
添付図	図チ一設－1、図チ一設－6－1、図チ一設－6－4、図リー他－11(1)、図リー他－11(2)						

表チ一設－6－3（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ワランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

\* ■ 以上の強度を有する材料

表チ一設－7－1 ダストモニタ（排気用モニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） ダストモニタ
設備・機器名称 機器名	7025 ダストモニタ（排気用モニタ） —	
変更内容	改造（サンプリング配管の耐震補強）	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1廃棄物処理室	
員数	1式（1台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	固定ろ紙式、シンチレーション式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  サンプリング配管 測定範囲（  cpm）、最高検出感度（ $\alpha$ 線：  Bq/cm <sup>3</sup> 以下） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設	— ○本体、サンプリング配管 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の床、壁等に固定する。 ○本体 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。  ○サンプリング配管 [6.1-F1] 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、床、壁等にボルト等で固定する。 — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 サンプリング配管は不燃性材料である鋼製とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 — — —

表チ一設－7－1 ダストモニタ（排気用モニタ）仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）により警報を発するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。								
	放射線管理施設	[19.1-F1] 放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）により表示するダストモニタ（排気用モニタ）を設置する。								
仕様	廃棄施設	—								
	核燃料物質等による汚染の防止	—								
	遮蔽	—								
	換気設備	—								
	非常用電源設備	[24.2-F2] サンプリング部を{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－11(6)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(1)に示す。 検出部は{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、バッテリを備える{7013}放射線監視盤（ダストモニタ）からの給電で動作する。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを 備える</th> <th>非常用電源 設備に接続</th> <th>設備からの 給電で動作</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダストモニタ（排気用モニタ） —</td> <td>—</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作	ダストモニタ（排気用モニタ） —	—	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用電源 設備に接続	設備からの 給電で動作							
ダストモニタ（排気用モニタ） —	—	○	○							
	通信連絡設備	—								
その他許可で求める仕様		—								
添付図		図ト－W1設－1－2、図ト－W1設－2－1、図チ一設－1、図チ一設－7－1、図チ一設－7－2、図リー他－11(1)、図リー他－11(6)								

表チ一設－7－1（別表1－1）ダストモニタ（排気用モニタ）材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

\* ■ 以上の強度を有する材料

表チ一設－7－1（別表1－2）ダストモニタ（排気用モニタ）配管 材料

設備・機器名	部位名	材料
ダストモニタ（排気用モニタ）	サンプリング配管 支持構造物 ボルト等 <sup>*2</sup>	鋼 ■ 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

<sup>\*1</sup> ■ を含める。<sup>\*2</sup> アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表チ一設－7－2 放射線監視盤（ダストモニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7013} 放射線監視盤（ダストモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	
員数	1式（1台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 概略寸法 [■]— — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の土間コンクリート、床、壁等に固定する。 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設		— — —
警報設備等	[18.1-F1]	{7025}ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、濃度の著しい上昇（保安規定に定める濃度限度を超えるおそれのある濃度の上昇）を検知し、警報を発する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。

表チ一設-7-2 放射線監視盤（ダストモニタ）仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7025} ダストモニタ（排気用モニタ）により、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度を計測し、表示する放射線監視盤（ダストモニタ）を設置する。					
	廃棄施設	—					
	核燃料物質等による汚染の防止	—					
	遮蔽	—					
	換気設備	—					
	非常用電源設備	[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他-11(6)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(1)に示す。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用電源設備に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（ダストモニタ） —</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続	放射線監視盤（ダストモニタ） —	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続					
放射線監視盤（ダストモニタ） —	○	○					
通信連絡設備	—						
その他許可で求める仕様	—						
添付図	図チ一設-1、図チ一設-7-1、図チ一設-7-3、図リー他-11(1)、図リー他-11(6)						

表チ一設-7-2（別表1） 放射線監視盤（ダストモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

\* ■ 以上の強度を有する材料

表チ一設－8－1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2粉末受入室、第2ペレット保管室、第2-1混合室、第2-1ペレット室、第2-1燃料棒加工室、第2-2混合室、第2-2ペレット室、第2-2燃料棒加工室、第2分析室、第2開発室、第2燃料棒保管室、第2-1組立室、第2集合体保管室、第2-1燃料棒検査室、第2輸送容器保管室、第2梱包室	
員数	1式（17台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	半導体式 本表（別表1）に示す。 概略寸法 [ ] — 測定範囲 ([ ] $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の壁等に固定する。 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで壁等に固定する。 — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。 — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。

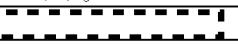
表チ一設－8－1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。						
	材料及び構造	—						
	搬送設備	—						
	核燃料物質の貯蔵施設	—						
	警報設備等	[18. 1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率 ( $500 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ) に至るまでに異常を検知し、{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により警報を発するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。						
	放射線管理施設	[19. 1-F1] 管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）により表示するガンマ線エリアモニタ 検出器を設置する。						
	廃棄施設	—						
	核燃料物質等による汚染の防止	—						
	遮蔽	—						
	換気設備	—						
	非常用電源設備	[24. 2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24. 2-F2] {8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－1 1 (2)、非常用電源設備接続の系統図を図リー他－1 1 (1) に示す。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用電源設備 に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガンマ線エリアモニタ 検出器</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続	ガンマ線エリアモニタ 検出器	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続						
ガンマ線エリアモニタ 検出器	○	○						
通信連絡設備		—						
その他許可で求める仕様		—						
添付図		図チ一設－8－1、図チ一設－8－2、図リー他－1 1 (1)、図リー他－1 1 (2)						

表チ一設－8－1 (別表 1) ガンマ線エリアモニタ 検出器 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製、樹脂 鋼

表チ一設－8－2 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	放射線監視盤
設備・機器名称 機器名	{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2出入管理室	
員数	1式（1台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。 
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] {7008}～{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率(500 μSv/h)に至るまでに異常を検知し、警報を発する放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設置する。

表チ一設－8－2 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設	[19.1-F1] {7008}～{7009} ガンマ線エリアモニタ 検出器により管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し表示する放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）を設置する。					
	廃棄施設	—					
	核燃料物質等による汚染の防止	—					
	遮蔽	—					
	換気設備	—					
非常用電源設備		[24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより40秒以上作動する。  [24.2-F2] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 電源に係る結線図を図リー他－11(2)及び非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(1)に示す。  以上を次表に示す。					
		(○：該当、—：該当なし)					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用電源設備に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続	放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続					
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	○	○					
通信連絡設備		—					
その他許可で求める仕様		—					
添付図	図チ一設－1、図チ一設－8－1、図チ一設－8－3、図リー他－11(1)、図リー他－11(2)						

表チ一設－8－2（別表1） 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体 アンカーボルト	金属製 鋼

\* ■ 以上の強度を有する材料

表チ一設-9-1 流し仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 流し
設備・機器名称 機器名	{7014} 流し —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第2加工棟 第2出入管理室、第2加工棟 第2-2燃料棒加工室、 第1廃棄物貯蔵棟 W1出入管理室	
員数	1式（3台；各設置場所に1台ずつ）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 — シャワー（第2出入管理室、W1廃棄物処理室に設置） — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等		— — — —
放射線管理施設	[19.1-F1]	第1種管理区域からの退出者の身体の表面の除染を行う流しを設置する。
廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備		— <sup>(1)</sup> — — — — —
その他許可で求める仕様		—
添付図	図チ一設-1	

(1) 流しの排水は液体廃棄物の廃棄施設に移送するため、排水口以外の箇所において建物から排水することはない。

表チ一設-9-1 (別表1) 流し 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製

表チ一設－10－1 低バックグラウンドカウンタ 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	低バックグラウンドカウンタ
設備・機器名称 機器名	{7016} 低バックグラウンドカウンタ —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟	
員数	1式（4台；第1加工棟1台、第2加工棟2台、第1廃棄物貯蔵棟1台）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 — — 検出下限（α線： <del>■■</del> Bq/試料以下） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等	— — — —
	放射線管理施設	[19.1-F1] 管理区域における空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度、放射性廃棄物の排気口における排気中の放射性物質の濃度並びに排水口における排水中の放射性物質の濃度を計測するため、低バックグラウンドカウンタを設置する。
	廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備 その他許可で求める仕様	— — — — — — —
添付図	図チ一設－1	

表チ一設－10－1 (別表1) 低バックグラウンドカウンタ 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体	金属製

表チ一設－11－1 気象観測装置 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 気象観測装置
設備・機器名称 機器名	{7033} 気象観測装置 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外	
員数	1式（風向・風速計、温度計、雨量計）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 — 表示盤（事務棟に設置） 測定項目（風向、風速、大気温度、降雨量） —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止	— — — — (竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) — (火山活動（降下火砕物）) — (積雪) — (生物学的事象) — (航空機落下) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表チ一設－11－1 気象観測装置 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	—					
	安全避難通路等	—					
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。					
	材料及び構造	—					
	搬送設備	—					
	核燃料物質の貯蔵施設	—					
	警報設備等	—					
	放射線管理施設	[19. 1-F1] 気象状況を監視及び測定する気象観測装置を設置する。					
	廃棄施設	—					
	核燃料物質等による汚染の防止	—					
遮蔽	遮蔽	—					
	換気設備	—					
非常用電源設備		[24. 2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより 40 秒以上作動する。  [24. 2-F2] {8005} 非常用電源設備 A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。 非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11（9）に示す。  以上を次表に示す。					
		(○：該当、—：該当なし) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用電源設備 に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象観測装置</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続	気象観測装置	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続					
気象観測装置	○	○					
通信連絡設備		—					
その他許可で求める仕様		—					
添付図	図チ一設－1、図リー他－11（9）						

表チ一設－11－1（別表1） 気象観測装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製、樹脂

表チ一設－12－1 警報集中表示盤 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	警報集中表示盤
設備・機器名称 機器名	{7037} 警報集中表示盤 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、事務棟、保安棟	
員数	1式（6台；保安棟2台、その他の設置場所1台ずつ。）	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 — — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等 安全機能を有する施設 材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備	— — — — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。 — — [14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。 — — — [18.1-F2] 加工施設の状態を正確かつ迅速に把握するため、警報の移報信号、給排気設備の運転状態に係る移報信号を受け、集中表示する警報集中表示盤を設置する。 — — — — [24.2-F1] 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備に、バッテリを備える。これらの設備は、停電時に非常用発電機が起動し電力が供給されるまでの間、バッテリにより40秒以上作動する。

表チ一設－12－1 警報集中表示盤 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F2]          {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。          電源に係る結線図を図リー他－11(2)、図リー他－11(4)、図リー他－11(6)、図リー他－11(8) 非常用電源設備接続の系統図を図リー他－11(1) に示す</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p>(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th><th>バッテリを備える</th><th>非常用電源設備 に接続</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警報集中表示盤</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続	警報集中表示盤	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備 に接続						
警報集中表示盤	○	○						
通信連絡設備	—							
その他許可で求める仕様	—							
添付図	図チ一設－1、図リー他－11(1)、図リー他－11(2)、図リー他－11(4)、図リー他－11(6)、図リー他－11(8)							

表チ一設－12－1 (別表1) 警報集中表示盤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	筐体	金属製

追第3次 表チー2-1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	ガンマ線エリアモニタ
設備・機器名称 機器名	{7008} ガンマ線エリアモニタ 検出器	
変更内容	移設(第1加工棟に設置しているガンマ線エリアモニタ 検出器2台のうち第1-1輸送物保管室に設置している1台を、建物の耐震補強工事と干渉するため同室内で移設し、第1加工棟の壁への固定を行う。(第1-1輸送物搬出入室に設置している他の1台については、変更はない。)) ①ガンマ線エリアモニタ 検出器の一部移設	
設置場所	第1加工棟 第1-1輸送物保管室、第1-1輸送物搬出入室	
員数	2台(各設置場所に1台ずつ)	
一般仕様	型式	半導体式
	主要な構造材	検出器本体: [REDACTED] アンカーボルト: [REDACTED]
	寸法(単位:mm)	概略寸法: [REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	測定範囲([REDACTED] μSv/h)
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟の壁に固定する設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とし、第1加工棟の壁に固定する設計。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] アンカーボルトを不燃性材料である鋼製とする設計。 アンカーボルトの材料を別表チー2-1-1に示す。  [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する設計。 配線用遮断器の結線図を図リ-4-1-6に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全機能を有する施設	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮することができる設計。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

追第3次 表チ－2－1 ガンマ線エリアモニタ 検出器 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 $\mu$ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 <u>{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）の仕様を表チ－設－8－1に示す。</u>
	放射線管理施設	[19.1-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器により、管理区域における外部放射線に係る線量当量を計測し、加工施設の安全性を著しく損なうおそれのある空間線量率（500 $\mu$ Sv/h）に至るまでに異常を検知し、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） <sup>(1)</sup> により警報を発する設計。 <u>{7012} 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）の仕様を表チ－設－8－1に示す。</u>
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、バッテリを内蔵する設計。  [24.2-F2] ガンマ線エリアモニタ 検出器は、非常用電源設備 No.1 非常用発電機 <sup>(2)</sup> 、非常用電源設備 No.2 非常用発電機 <sup>(2)</sup> に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計。
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図		図チ－2－1－1、図チ－2－1－2、図リ－4－1－6

- (1) 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）は、第5次申請で適合性を確認するが、ガンマ線エリアモニタ 検出器の安全機能の確認は、既存の放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）で行う。また、放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）の適合性確認までの間は、既存の放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）に接続し、安全機能を維持する。
- (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、第5次申請で適合性を確認するが、これらに接続する設備・機器の安全機能の確認は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続して行う。非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機の適合性確認までの間は、既存の非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、安全機能を維持する。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7026} モニタリングポストNo.1 —	
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。）	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	シンチレーション式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：（本体） （基礎） 無線アンテナ 測定範囲（ $\mu\text{Sv/h}$ ） —
核燃料物質の臨界防止		—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤（人工盛土）に直接基礎（べた基礎）で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎（別表2）
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表（別表1）に示す。  ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表（別表1）及び（別表3）に示す。 ○本体（架台） — ○無線アンテナ —
	津波による損傷の防止	—

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-F3] F1 竜巻に対して本体（架台）が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体（架台） 
		(落雷) —
		(極低温（凍結）) —
		(火山活動（降下火砕物）) —
		(積雪) —
		(生物学的事象) —
		(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —
		(電磁的障害) —
		(交通事故（自動車）) —
		—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—	
閉じ込めの機能	—	
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。 [11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。	
加工施設内における溢水による損傷の防止	—	
安全避難通路等	—	
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	

追第4次 表チー2-1 モニタリングポストNo.1 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量(5 $\mu$ Sv/h)を検知し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)において警報を発する。					
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率( $\mu$ Sv/h)を計測し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)に表示する。					
	廃棄施設	—					
	核燃料物質等による汚染の防止	—					
	遮蔽	—					
	換気設備	—					
非常用電源設備		[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は表リ一設-2-1、表リ一設-2-2に示す。</u> 以上を次表に示す。 (○:該当、—:該当なし)					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを内蔵</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>モニタリングポストNo.1 —</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを内蔵	非常用発電機に接続	モニタリングポストNo.1 —	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを内蔵	非常用発電機に接続					
モニタリングポストNo.1 —	○	○					
通信連絡設備		—					
その他許可で求める仕様	[99-F6]	有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。					
添付図		図チー1、図チー2-1、図リー2-1-7、図リー2-1-14					

(1) (欠番)

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027} モニタリングポストNo.2 —	
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。）	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	シンチレーション式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：（本体） （基礎） 無線アンテナ 測定範囲（ $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ） —
核燃料物質の臨界防止		—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] モニタリングポストの基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、モニタリングポスト本体及び無線アンテナを十分に支持することができる地盤に設ける。 ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤（人工盛土）に直接基礎（べた基礎）で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎（別表2）
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] ○基礎 耐震重要度分類を第2類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。 構造材を本表（別表1）に示す。 ○本体、無線アンテナ 耐震重要度分類を第2類とし、アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。 強度部材を本表（別表1）及び（別表3）に示す。 ○本体（架台） ○無線アンテナ
	津波による損傷の防止	—

追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	[8.1-F3] (竜巻) F1 竜巻に対して本体（架台）が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。 ○本体（架台） 
	(落雷) —
	(極低温（凍結）) —
	(火山活動（降下火砕物）) —
	(積雪) —
	(生物学的事象) —
	(外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) —
	(電磁的障害) —
	(交通事故（自動車）) —
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 —
閉じ込めの機能	—
火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。
	[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。
加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。
	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造	—
搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—

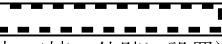
追第4次 表チー3-1 モニタリングポストNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	警報設備等	[18.1-F1] 周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量(5 $\mu$ Sv/h)を検知し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)において警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] 通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 [ ] $\mu$ Sv/h を計測し、{7027-2}放射線監視盤(モニタリングポスト)に表示する。
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備		[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は表リー設-2-1、表リー設-2-2に示す。</u> 以上を次表に示す。 (○:該当、ー:該当なし)
		設備・機器名称 機器名 モニタリングポストNo.2 —
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
添付図		図チー1、図チー2-1、図リー2-1-7、図リー2-1-14

(1) (欠番)

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第4次 表チー4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） モニタリングポスト
設備・機器名称 機器名	{7027-2} 放射線監視盤（モニタリングポスト） —	
変更内容	改造（伝送系の多様性を確保するため、有線式の伝送系に加え無線式の伝送系を有する仕様の機器を新たに設置し、既設の機器を撤去する。）	
設置場所	第2加工棟 第2出入管理室	
員数	1台	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  受信器（第2加工棟の外壁に設置） — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床又は壁に固定する。 [6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とし、第2加工棟の床又は壁に固定する。 強度部材を本表（別表1）及び（別表2）に示す。 <input checked="" type="radio"/> 〇本体（架台）  <input checked="" type="radio"/> 〇受信器  — (竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) — (火山活動（降下火砕物）) — (積雪) — (生物学的事象) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) — — — [11.3-F1] 設備本体の主要構造を不燃性材料である鋼製とする。

追第4次 表チー4-1 放射線監視盤（モニタリングポスト）仕様

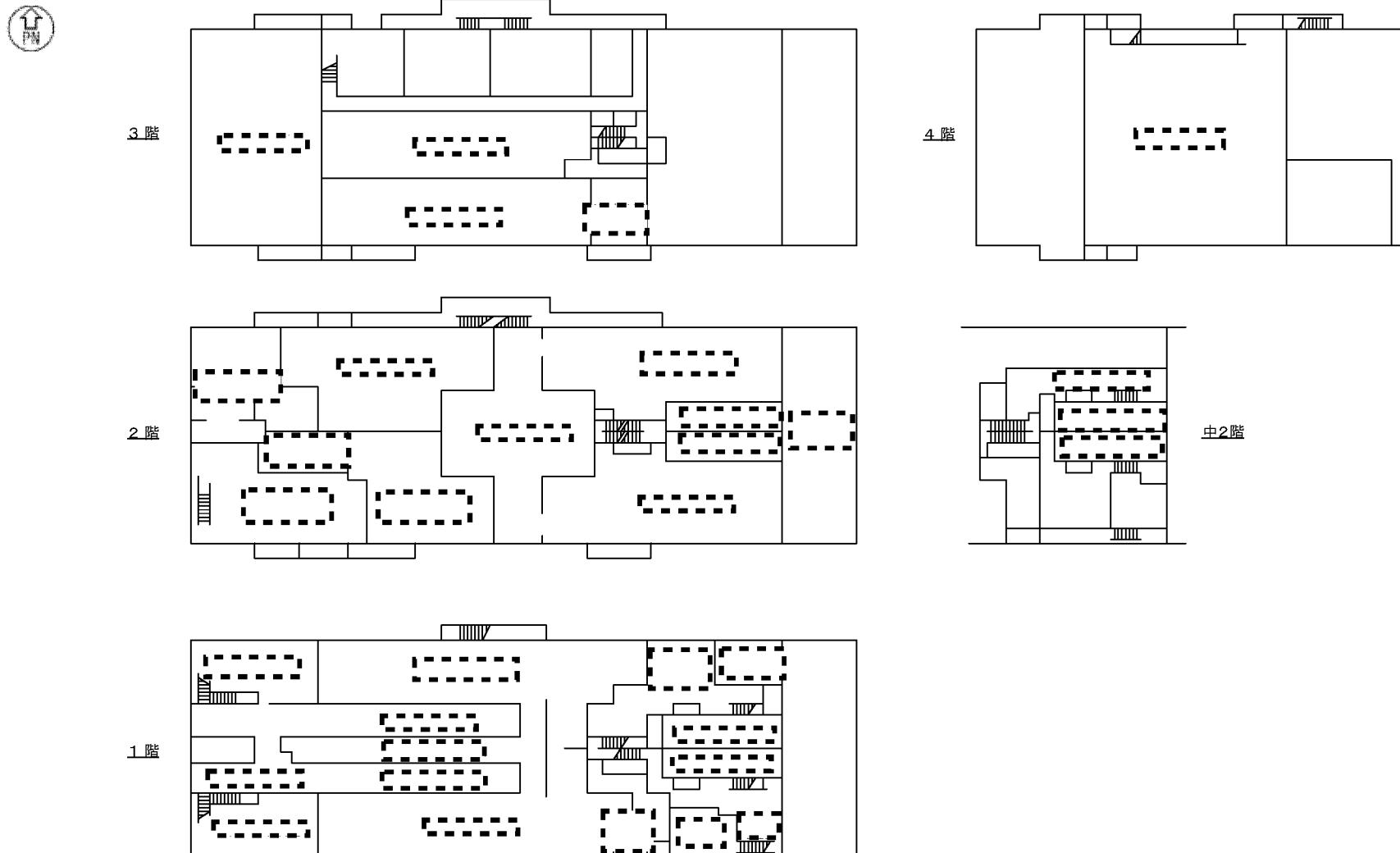
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。配線用遮断器の結線図を図リ-2-1-7に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18.1-F1] {7026} モニタリングポスト No.1、{7027} モニタリングポスト No.2 により周辺監視区域境界付近における空間線量率を計測し、原子力災害対策特別措置法施行令第四条に定める放射線量 ( $5 \mu\text{Sv}/\text{h}$ ) を検知し、警報を発する。
	放射線管理施設	[19.1-F3] {7026} モニタリングポスト No.1、{7027} モニタリングポスト No.2 により通常時及び設計基準事故時に周辺監視区域境界付近における空間線量率 ( $\square \mu\text{Sv}/\text{h}$ ) を計測し、表示する。
	廃棄施設	—
非常用電源設備	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
		[24.2-F1] 停電時に備えてバッテリを内蔵し外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  [24.2-F2] <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</u> <u>{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機の仕様は表リ-設-2-1、表リ-設-2-2に示す。</u> 以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		[99-F6] 有線式に加え無線式の通信方法を有し、伝送系に多様性を持たせる。
	添付図	図チ-1、図チ-3-1、図リ-2-1-7、図リ-2-1-14

(1) (欠番)

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

4.添付図一覧表

番号	名称
図チ - 設 - 1 ( 1 )	第2加工棟の主要な部屋配置
図チ - 設 - 1 ( 2 )	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)
図チ - 設 - 1 ( 3 )	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(2階)
図チ - 設 - 1 ( 4 )	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(3階)
図チ - 設 - 1 ( 5 )	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図(4階)
図チ - 設 - 1 ( 6 )	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(1階)
図チ - 設 - 1 ( 7 )	本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図(中2階)
図チ - 設 - 1 ( 8 )	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図チ - 設 - 4 - 1 ( 1 )	第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階
図チ - 設 - 4 - 1 ( 2 )	第2加工棟 エアスニファ 配置図 2階、3階、4階
図チ - 設 - 4 - 2	第2加工棟 エアスニファ 系統図
図チ - 設 - 5 - 1	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図
図チ - 設 - 5 - 2	第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 系統図
図チ - 設 - 6 - 1	第2加工棟 ダストモニタ 系統図
図チ - 設 - 6 - 2	第2加工棟 ダストモニタ(換気用モニタ)
図チ - 設 - 6 - 3	第2加工棟 ダストモニタ(排気用モニタ)
図チ - 設 - 6 - 4	第2加工棟 放射線監視盤(ダストモニタ)
図チ - 設 - 7 - 1	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図
図チ - 設 - 7 - 2	第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ(排気用モニタ)
図チ - 設 - 7 - 3	第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤(ダストモニタ)
図チ - 設 - 8 - 1	ガンマ線エリアモニタ 系統図
図チ - 設 - 8 - 2 ( 1 )	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図
図チ - 設 - 8 - 2 ( 2 )	第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧
図チ - 設 - 8 - 3	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)



図チ一設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置

図チ一設－1（2） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（1階）



図チ一設－1（3） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（2階）

図チ一設－1 (4) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（3階）

図チ一設－1（5） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（4階）



図チ一設－1（6） 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図（1階）

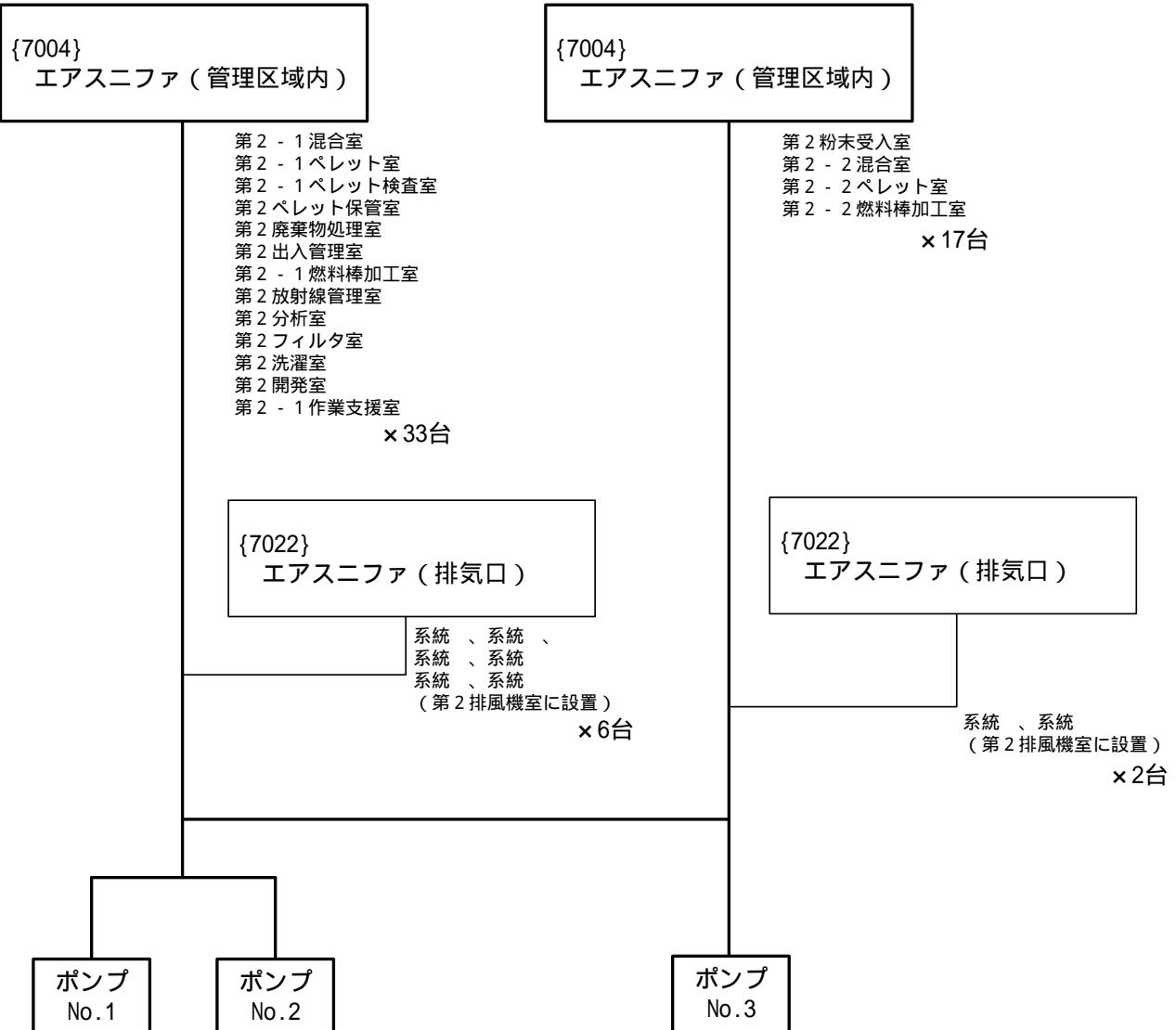
図チ一設－1 (7) 本申請で適合性を確認する第1廃棄物貯蔵棟の設備及び機器の配置詳細図（中2階）

図チー設－1 (8) 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図

1897

図チ一設-4-1(1) 第2加工棟 エアスニファ 配置図 1階、中2階

図チ一設-4-1 (2) 第2加工棟 エアスニフア 配置図 2階、3階、4階



3台のうち、2台以上を稼働

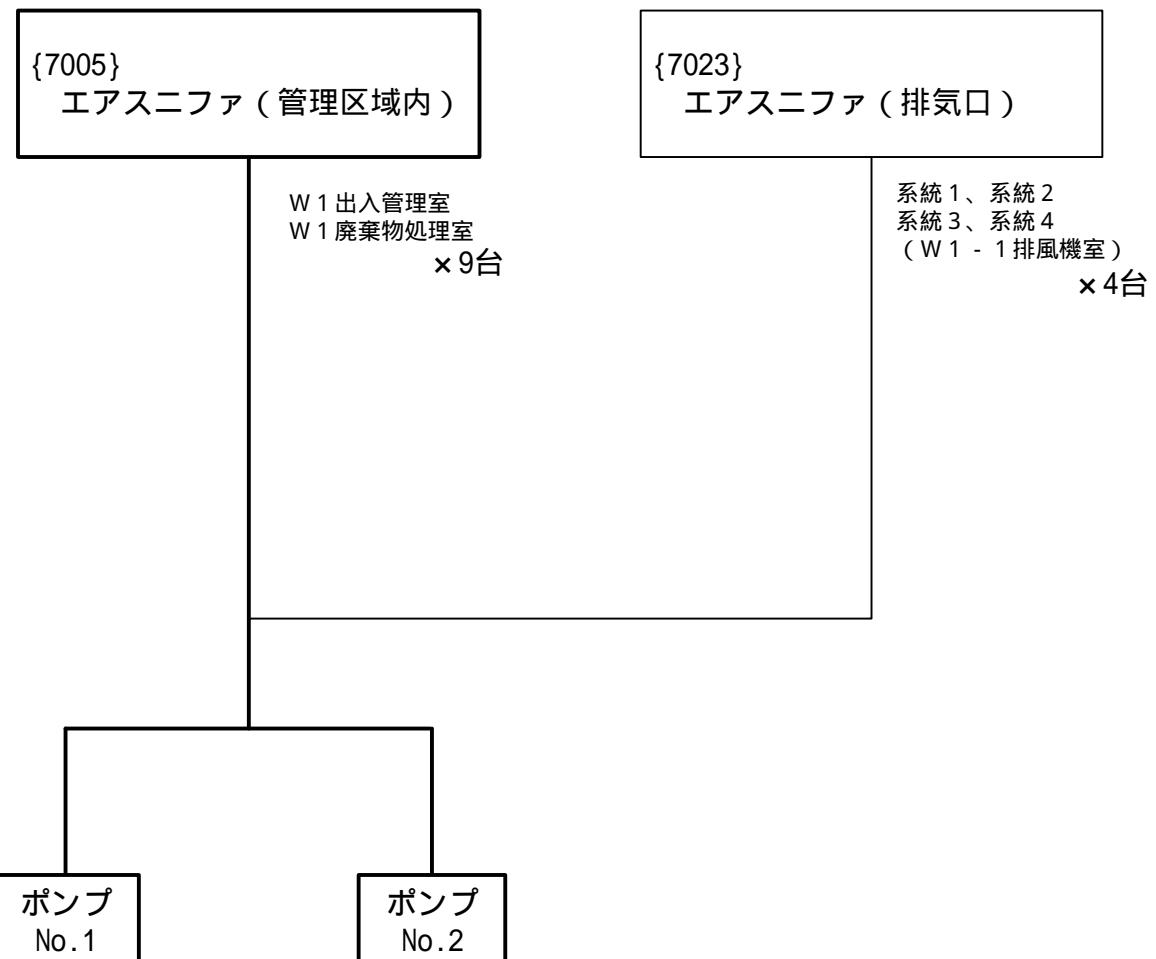
— { 7004 } エアスニファ ( 管理区域内 ) の  
サンプリング配管

— { 7022 } エアスニファ ( 排気口 ) の  
サンプリング配管

図チ - 設 - 4 - 2 第2加工棟 エアスニファ 系統図

1900

図チ一設-5-1 第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 配置図

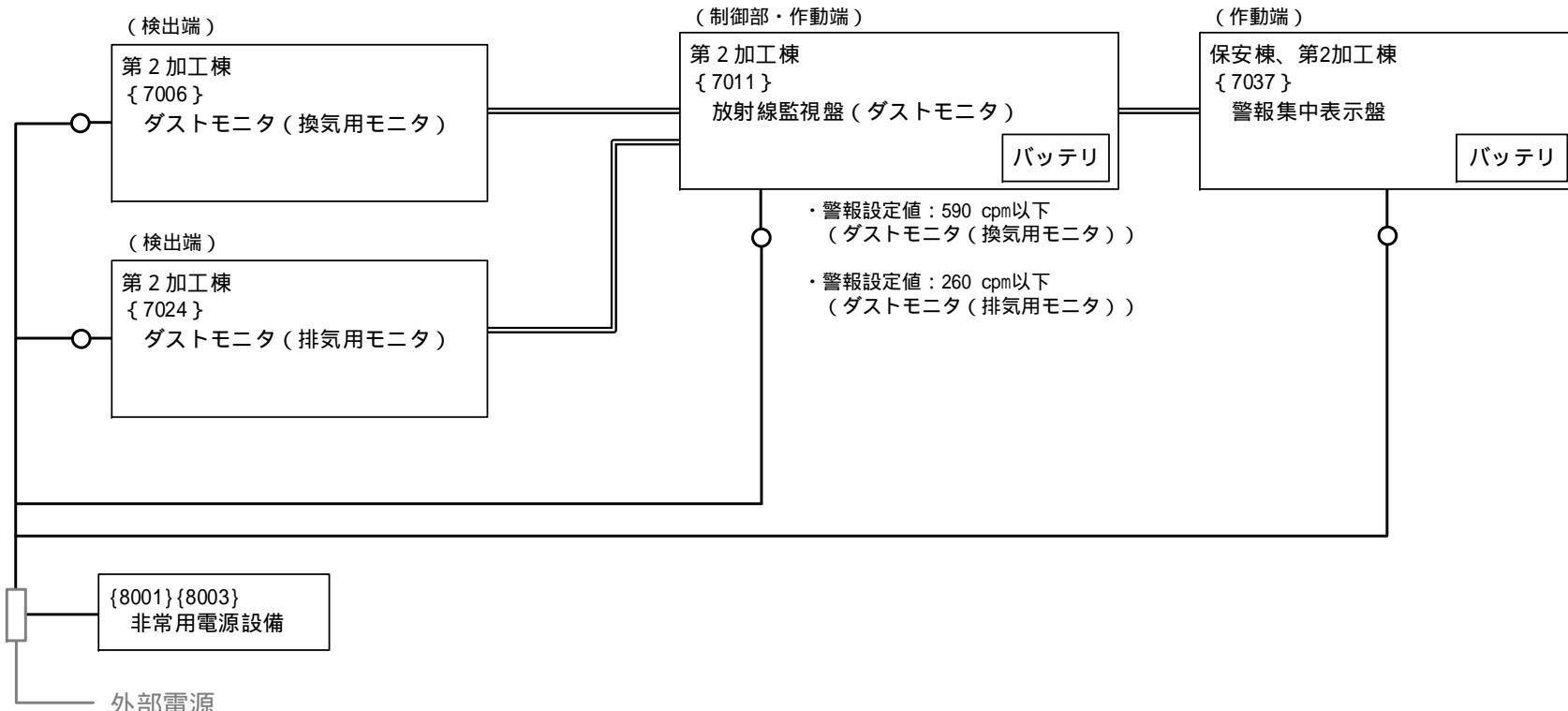


2台のうち、1台以上を稼働

—— {7005} エアスニファ（管理区域内）のサンプリング配管

—— {7023} エアスニファ（排気口）のサンプリング配管

図チ - 設 - 5 - 2 第1廃棄物貯蔵棟 エアスニファ 系統図



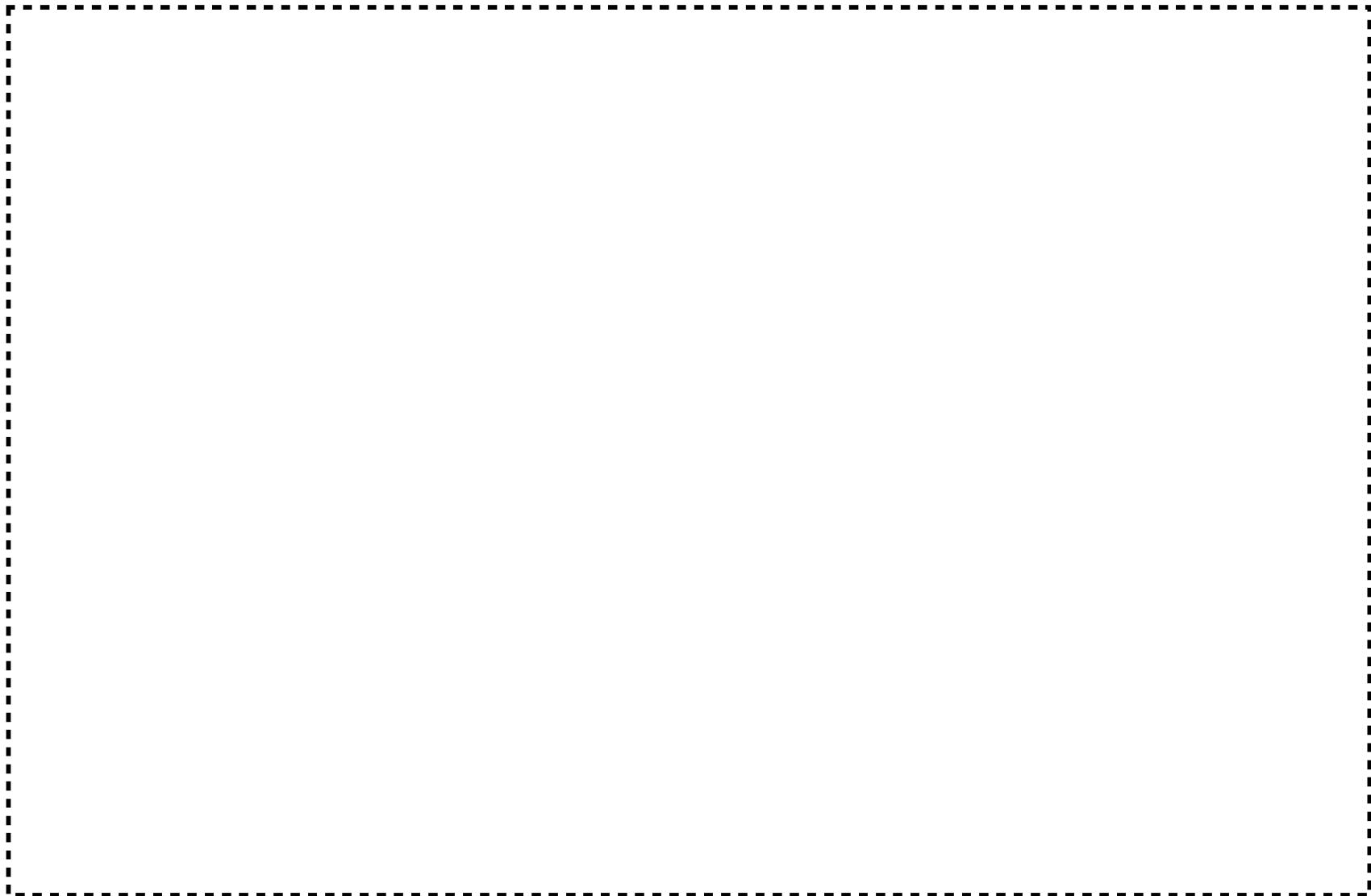
各ダストモニタ - 放射線監視盤(ダストモニタ)間の信号通信ケーブルは各ダストモニタに含む。  
 放射線監視盤(ダストモニタ) - 警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。  
 電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

**凡例**

- : 信号通信ライン
- : 電源ライン
- : 配線用遮断器
- : 切替機
- { }付番号は管理番号

図チ-設-6-1 第2加工棟 ダストモニタ 系統図

1903



図チ一設-6-2 第2加工棟 ダストモニタ（換気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）

1904

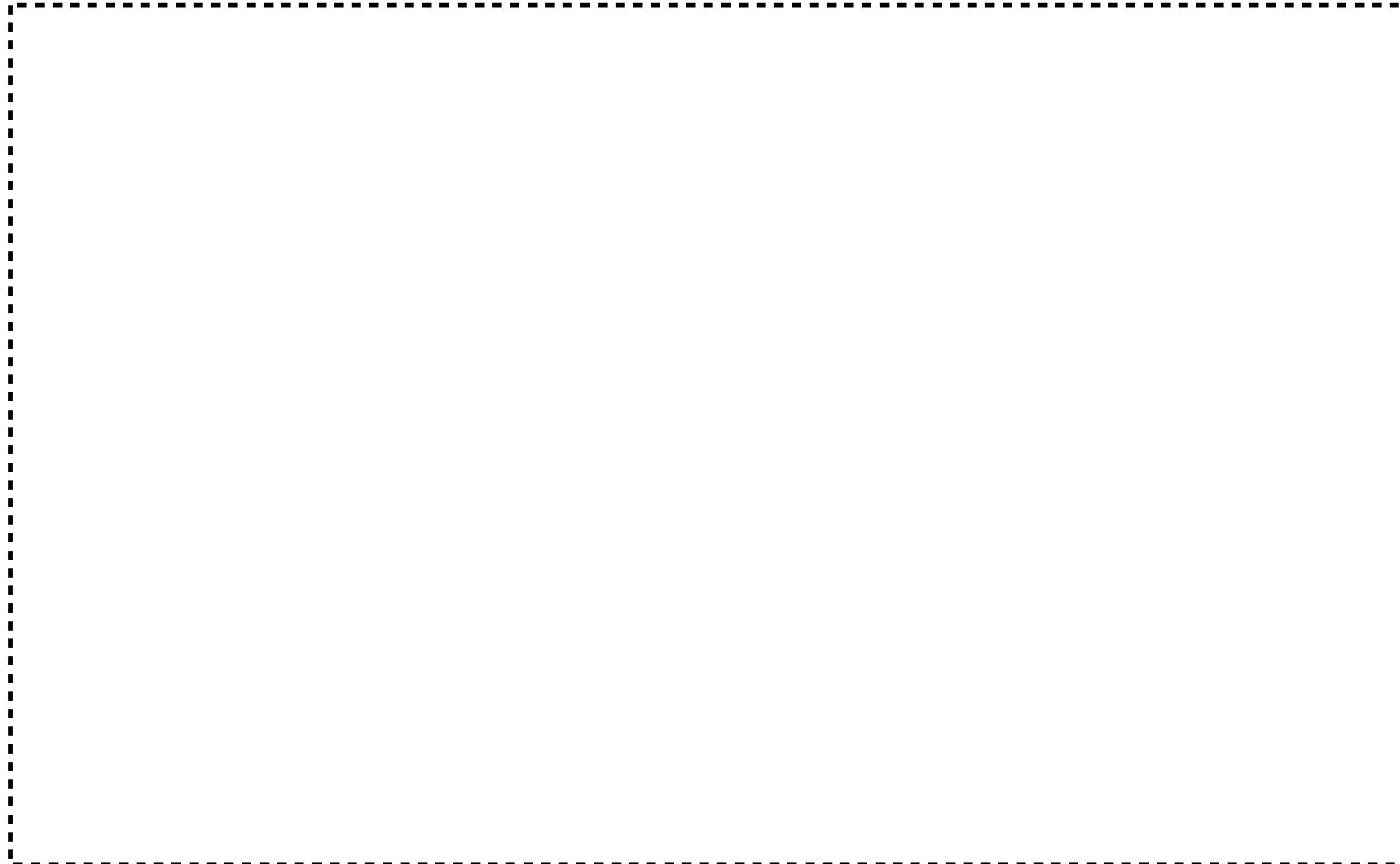


図チ一設-6-3 第2加工棟 ダストモニタ（排気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）

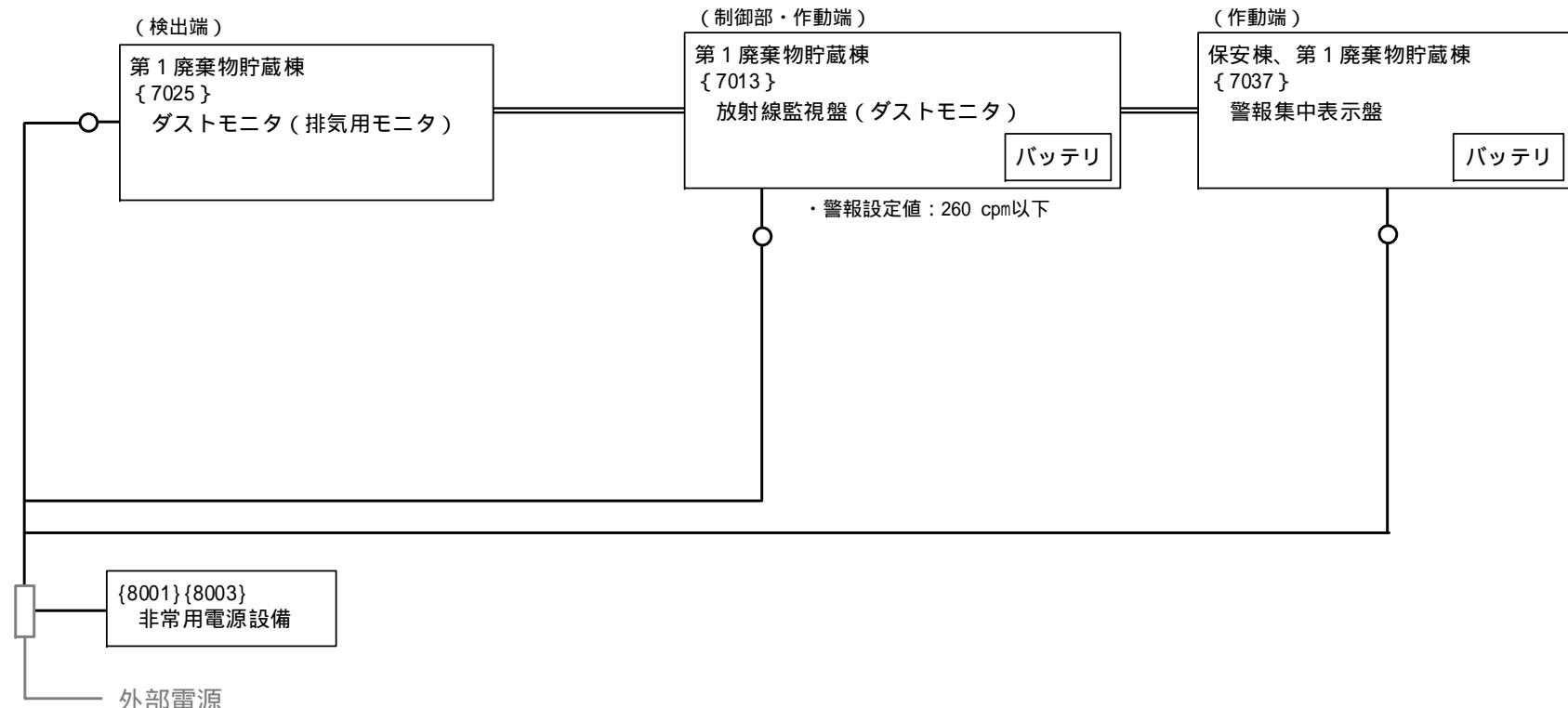
1905



図チ一設-6-4 第2加工棟 放射線監視盤（ダストモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



—— : 第5次申請(本申請)

—— : 設工認対象外

ダストモニタ(排気用モニタ) - 放射線監視盤(ダストモニタ)間の信号通信ケーブルはダストモニタ(排気用モニタ)に含む。

放射線監視盤(ダストモニタ) - 警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。  
電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

凡例

—— : 信号通信ライン

—— : 電源ライン

○ : 配線用遮断器

□ : 切替機

{ }付番号は管理番号

図チ-設-7-1 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ 系統図

1907



図チ一設-7-2 第1廃棄物貯蔵棟 ダストモニタ（排気用モニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

（単位 mm）

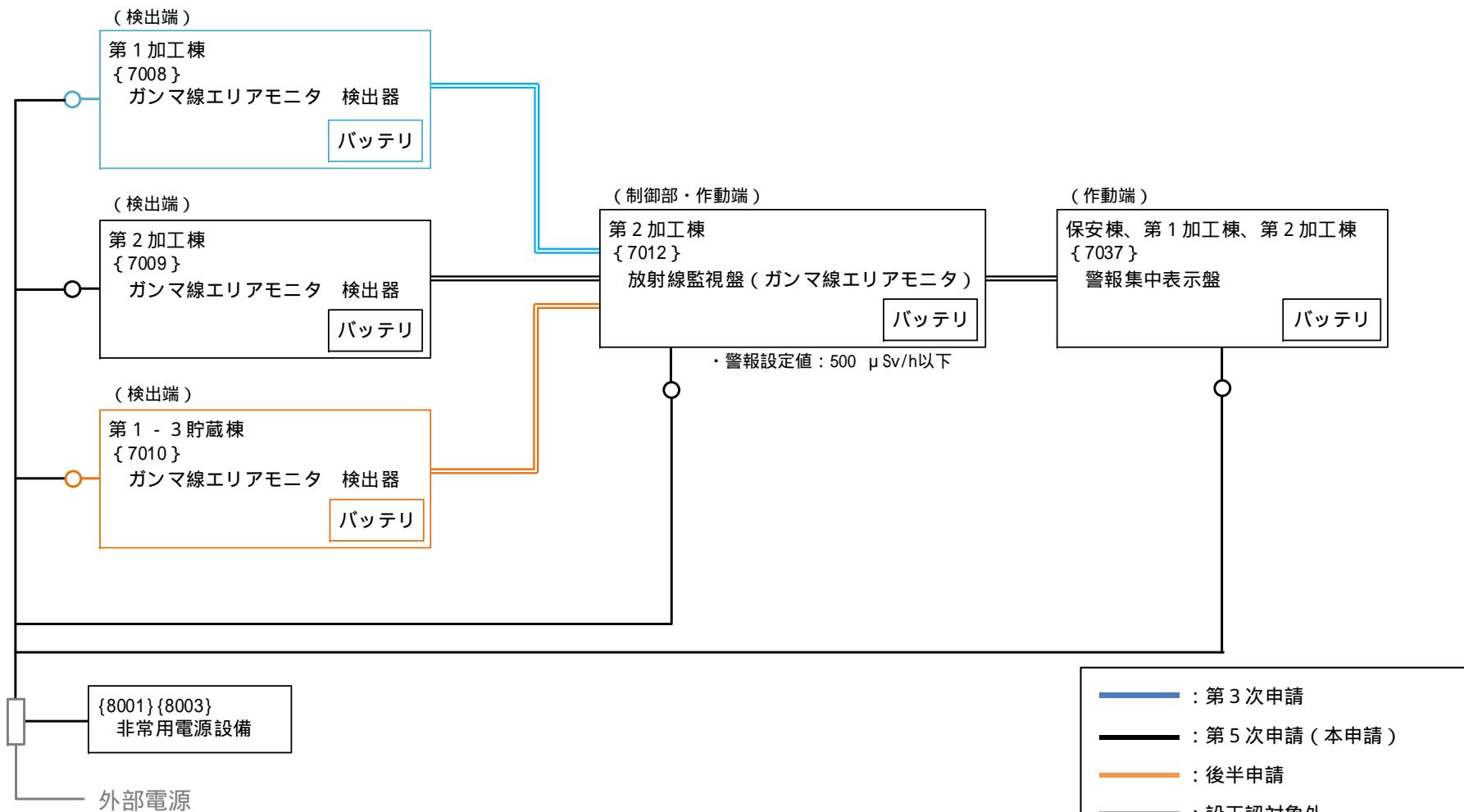
1908



図チ一設-7-3 第1廃棄物貯蔵棟 放射線監視盤（ダストモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



各建物のガンマ線エリアモニタ 検出器 - 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)間の信号通信  
ケーブルは各ガンマ線エリアモニタ検出器に含む。

放射線監視盤(ダストモニタ)-警報集中表示盤間の信号通信ケーブルは警報集中表示盤に含む。

電源ラインケーブルは、各機器の直近の配線用遮断器以降を各機器の範囲に含む。

図チ-設-8-1 ガンマ線エリアモニタ 系統図

図チ一設-8-2 (1) 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 配置図

検出器番号	監視対象
1	第2 - 1貯蔵室(第2粉末受入室に設置)
2	第2ペレット保管室
3	第2 - 1混合室
4	第2 - 1ペレット室
5	第2 - 1燃料棒加工室
6	(欠番)
7	第2 - 2混合室
8	第2 - 2ペレット室
9	第2 - 2燃料棒加工室
10	第2分析室
11	第2開発室
12	第2 - 2貯蔵室(第2粉末受入室に設置)
13	第2燃料棒保管室
14	第2 - 1組立室
15	第2集合体保管室
16	第2 - 1燃料棒検査室
17	第2輸送容器保管室
18	第2梱包室

図チ - 設 - 8 - 2 ( 2 ) 第2加工棟 ガンマ線エリアモニタ 検出器 一覧

1912



図チ一設－8－3 放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。

### a. 改造等を実施する設備・機器

表チ－1 の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### b. 変更しない設備・機器

表チ－1 の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

#### (1) 工事上の注意事項

##### a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置等により作業員、使用工具の落下を防止する。
- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

##### b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。

- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

a. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図チ-a-1に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

b. 変更しない設備・機器の工事手順

図チ-b-1に示す手順で検査を行う。

- 1) 各設備・機器について6項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性

能検査を実施する。

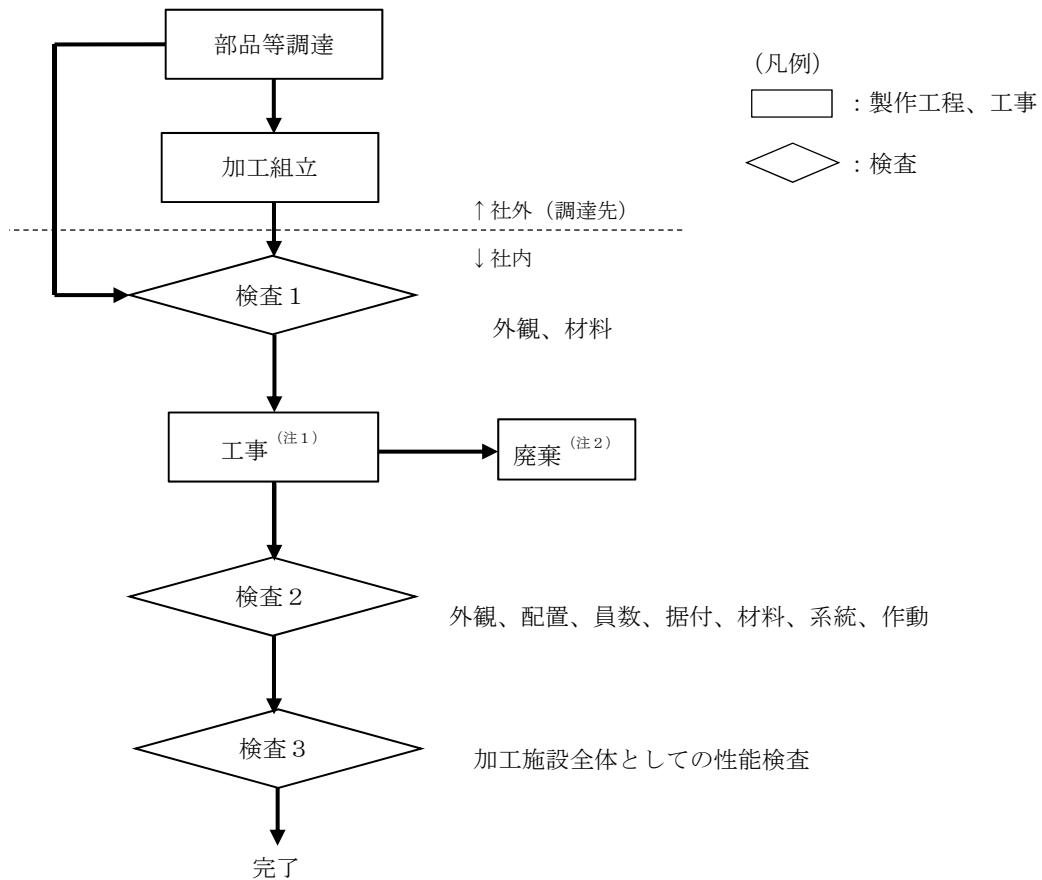
上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200L ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本

加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約 11170 本(200 L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約 8200 本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。

- ・第 2 種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（NR）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第 1 種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 改造等を実施する設備・機器

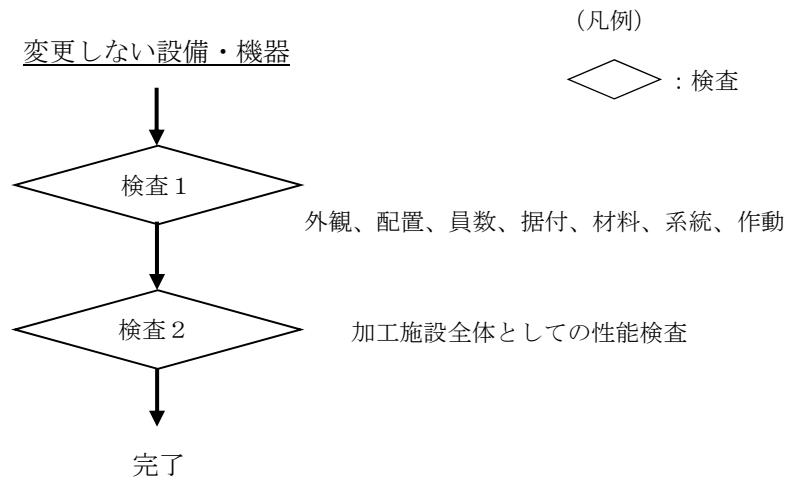


(注 1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注 2) 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図チ-a-1 工事フロー

b. 変更しない設備・機器



図チ－b－1 工事フロー

### (3) 品質保証計画

本申請における施設の設計及び工事に係る品質保証活動は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえて、保安品質マニュアルとして定める保安品質保証計画書に従って実施するものとする。

### (4) 工事中の加工施設の継続使用の理由

放射線管理施設は、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射性廃棄物の排気中の放射性物質の濃度、排水中の放射性物質の濃度、管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を計測する機能、放射性業務従事者等の出入管理、汚染管理並びに除染等を行う機能を有する。

これらの安全機能を維持するため、本申請において適合性を確認して継続使用する。その後、加工施設全体の性能に関する検査を受検するまでの間においても、安全機能が維持されている状態にする。この間の安全機能の維持に係る運用は保安規定に従って行う。

## 6 . 試験及び検査の方法

核燃料物質の加工の事業に関する規則に基づき、使用前事業者検査は次に掲げる方法により行う。

- 一 構造、強度及び漏えいを確認するために十分な方法：第1号検査
- 二 機能及び性能を確認するために十分な方法：第2号検査
- 三 その他設置又は変更の工事がその設計及び工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法：第3号検査

また、使用前事業者検査を行うに当たっては、あらかじめ、検査の時期、対象、方法その他必要な事項を定めた検査実施要領書を定めるものとする。

第1号検査及び第2号検査について、変更に係る設備・機器の検査の項目を第チ - 1表に、検査の方法を第チ - 2表に示す。

第3号検査については、申請対象の建物・構築物及び設備・機器の全てを対象とする。第3号検査に係る検査の項目及び検査の方法について、第八 - 5表に示す。

第チ - 1表 設備・機器に係る検査の項目

施設区分	配置場所	設備・機器名称	機器名	変更内容	第1号検査				第2号検査	
					設備配置検査				材料検査	系統検査
					外観	配置	員数	据付	材料	系統
放射線管理施設	第2加工棟	ハンドフットクロスモニタ		変更なし						
	第1廃棄物貯蔵棟	ハンドフットクロスモニタ		変更なし						
	第2加工棟	エアスニファ(管理区域内)		改造						
	第2加工棟	エアスニファ(排気口)		改造						
	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(管理区域内)		改造						
	第1廃棄物貯蔵棟	エアスニファ(排気口)		改造						
	第2加工棟	ダストモニタ(換気用モニタ)		改造						-1 -2
	第2加工棟	ダストモニタ(排気用モニタ)		改造						-1 -2
	第2加工棟	放射線監視盤(ダストモニタ)		変更なし						-3 -3
	第1廃棄物貯蔵棟	ダストモニタ(排気用モニタ)		改造						-1 -2
	第1廃棄物貯蔵棟	放射線監視盤(ダストモニタ)		変更なし						-3
	第2加工棟	ガンマ線エリアモニタ	検出器	変更なし						-1 -2
	第2加工棟	放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)		変更なし						-3
	第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	流し		変更なし						
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟	低バックグラウンドカウンタ		変更なし						
	屋外	気象観測装置		変更なし						
	第1加工棟 第2加工棟 第1廃棄物貯蔵棟 事務棟、保安棟	警報集中表示盤		変更なし						

丸数字は、第チ - 2表 設備・機器に係る検査の方法の検査の方法に対応する。

第チ - 2表 設備・機器に係る検査の方法(1 / 2)

検査の項目		検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
設備配置検査	外観	外観を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	-1 外観が各設備の仕様表及び添付図のとおりであること。 -2 使用上、有害な傷及び変形等の欠陥がないこと。
		配線用遮断器を設けていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	配線用遮断器を設けていること。
	配置	配置を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	配置が各設備の配置図のとおりであること。
	員数	設備の員数を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	設備の員数が各設備の仕様表のとおりであること。
	据付	アンカーボルトの径及び本数を目視、測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	アンカーボルトの径及び本数が各設備の仕様表の添付図のとおりであること。
		据付状況を目視又は関係書類等により確認する <sup>(7)</sup> 。(既設)(改造)	設備・機器又は支持構造物を建物又は架台にボルト等で固定していること。
		配管の支持間隔を測定又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	支持間隔が標準支持間隔以下であること。
材料検査	材料	設備・機器の主要な部材の材料を目視又は関係書類等により確認する <sup>(7)</sup> 。(既設)(改造)	設備・機器の主要な部材の材料が各設備の仕様表のとおりであること。
系統検査	系統	非常用電源系統に接続されていることを目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)	非常用電源系統に接続していること。

第チ - 2表 設備・機器に係る検査の方法(2/2)

検査の項目	検査の方法 <sup>(1)(2)(3)</sup>	判定基準
作動検査	作動	-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力したときのダストモニタ(換気用モニタ)の指示値を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)
		-2 ダストモニタ(換気用モニタ)の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		-3 放射線監視盤(ダストモニタ)のダストモニタ(換気用モニタ)に係る警報装置に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力したときのダストモニタ(排気用モニタ)の指示値を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)
		-2 ダストモニタ(排気用モニタ)の検出部に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		-3 放射線監視盤(ダストモニタ)のダストモニタ(排気用モニタ)に係る警報装置に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		-1 線源を接近させ若しくは模擬信号を入力したときのガンマ線エリアモニタ検出器の指示値を目視又は関係書類等により確認する。(既設)(改造)
		-2 ガンマ線エリアモニタ 検出器に線源を接近させ、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		-3 放射線監視盤(ガンマ線エリアモニタ)に模擬信号を入力し、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		作動試験を行い、正常に作動することを確認する。(既設)(改造)
		電源を遮断し、作動状況を確認する。(既設)(改造)
		電源遮断後、40秒以上バッテリにより作動していること。

- (1) 「(改造)」は本申請において工事を実施し改造した部分を示し、「(既設)」は改造を伴わない部分を示す。
- (2) 「関係書類等」には過去の検査記録、設置時の工事記録・関連図書・メーカー仕様書並びに非破壊検査・技術評価等による図書及び写真等を含む。
- (3) 材料証明書、関係書類等記録により確認できるもの及び工事后でも検査できるものは、工事中又は工事后に検査を行う場合がある。
- (4) 警報設定値は 590 cpm 以下の範囲で設定する。
- (5) 警報設定値は 260 cpm 以下の範囲で設定する。
- (6) 警報設定値は 500  $\mu$ Sv/h 以下の範囲で設定する。
- (7) 配管については、本検査の検査前条件として標準支持間隔及び支持構造物の構造・強度等の設計が完了していることを関係書類等により確認する。

## 7 . 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

一般産業用工業品（原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。）について、それらが有する安全機能等を踏まえた上で、更新や交換等に係る基本方針を ハ . 成型施設 7 . 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針 に示す。

り。その他の加工施設

目 次

リ. その他の加工施設

1. 変更の概要

2. 準拠する主な法令、規格及び基準

3. 設計条件及び仕様

4. 添付図一覧表

5. 工事の方法

6. 試験及び検査の方法

7. 一般産業用工業品の更新や交換等に係る基本方針

## リ. その他の加工施設

加工事業変更許可に基づき、加工施設について次の変更を行う。

設計の基本方針は以下のとおりとする。

- (1) 加工施設は、「加工施設の技術基準に関する規則」に適合する設計とする。
- (2) 加工施設は、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた設計とする。
- (3) 加工施設は、通常時において、加工施設の周辺の公衆、放射線業務従事者に対し原子炉等規制法に基づき定められている線量限度を超えないことはもとより、合理的に達成できる限り放射線被ばくを低減する設計とする。
- (4) 加工施設は、設計、製作、建設、試験及び検査を通じて信頼性を有するものとする。  
また、誤操作及び設備・機器の故障によっても安全側に作動するインターロック機構等を設けることにより、公衆に対し放射線障害を及ぼすことのないよう設計する。また、深層防護の考え方（発生防止、拡大防止・影響緩和）に基づいて安全機能を設ける。
- (5) 加工施設は、火災等の内的事象、地震、津波、その他想定される自然事象及び航空機落下他の外的事象（故意によるものを除く。）によって、安全機能が損なわれることのない設計とする。
- (6) 加工施設の配置及び構造上の特徴、並びに経年劣化の観点から、保全において留意すべき事項を抽出し、記録する。保全を実施するため、その記録を維持する。
- (7) 保全において留意すべき事項を踏まえて、保全計画を策定し、保全計画に基づき保全を実施する。
- (8) 保全の実施結果及び原子力施設における保全に関する最新の知見を踏まえて評価を行い、保全の継続的改善を図る。

## 1. 変更の概要

変更対象とする施設について、加工事業変更許可との対応及び既設工認との対応並びに変更内容を表リー1に示す。

ここで、{ }付き番号は、施設の管理番号を示す。管理番号は、「添付書類1 加工事業変更許可との対応に関する説明書」の添1表2に対応している。

## 2. 準拠する主な法令、規格及び基準

変更する施設に関する工事において、準拠する主な法令、規格及び基準は以下のとおりである。

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 核燃料物質の加工の事業に関する規則
- (3) 加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則
- (4) 加工施設の技術基準に関する規則
- (5) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則
- (6) 日本産業規格（JIS）
- (7) 労働安全衛生法及び関連法令

- (8) 消防法及び関連法令
- (9) 建築基準法及び関連法令
- (10) (一社) 日本建築学会規準・指針類
  - (一財) 日本建築防災協会規準・指針類
  - (一財) 日本建築センター規準・指針類
- (11) 保安規定
- (12) 電気事業法及び関連法令

### 3. 設計条件及び仕様

変更する施設に関する設計条件及び仕様等を表リー建-1～表リー建-3、表リー設-2-1～表リー設-5-3、表リー他-1～表リー他-15に、関係図面を図リー1-1-1、図リー建-1-1～図リー建-2-3、図リー2、図リー設-1～図リー設-4-9、図リー他-1～図リー他-17に示す。

ここで、表リー建-1～表リー建-3、表リー設-2-1～表リー設-5-3、表リー他-1～表リー他-15において、[ ]付き番号は、設計仕様に対する個別の設計番号を示す。設計番号は、技術基準規則の条項番号及び個別番号で構成する。その他許可で求める仕様に対する設計番号は、「99」及び個別番号で構成する。設備・機器に機能を持たせる設計に対しては「F」を、建物・構築物に機能を持たせる設計に対しては「B」をその個別番号に付す。

- (例) [4.1-F1] : 技術基準規則第四条第1項に対する設備・機器の設計仕様
- [5.1-B1] : 技術基準規則第五条第1項に対する建物・構築物の設計仕様
- [99-F1] : その他許可で求める仕様に対する設備・機器の設計仕様

また、本申請では、先行申請した設計及び工事の計画（第1次申請～第4次申請）における各施設の仕様表を「追表」として示す。追表は仕様表の名称に「追第〇次」を付けて表記し、本申請の対象とする箇所には下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。

先行申請において、次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様は、適合性を確認するための施設の追表に反映している。次回表に記載した仕様が漏れなく仕様表に反映されていることを管理するための表（刈り取り表）を添2参考資料1に示す。

表リ－1 (1) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物・構築物)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 建物・構築物名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 建物・構築物名称 機器名	員数	変更内容
<建物・構築物>					
発電機・ポンプ棟	発電機・ポンプ棟	{1007} 発電機・ポンプ棟 —	発電機・ポンプ棟 —	1	改 造
第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁No.2	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁No.2	遮蔽壁No.2 —	1基	変 更 な し
第1－3貯蔵棟 北側屋外	遮蔽壁No.3	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁No.3	遮蔽壁No.3 —	1基	変 更 な し
第1加工棟 第1－1輸送 物保管室	遮蔽壁No.1	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁No.1 <sup>*3</sup>	遮蔽壁No.1 —	1基	変 更 な し
第1加工棟 第4－1廃棄 物貯蔵室、第4 －8廃棄物貯 蔵室、第4－9 廃棄物貯蔵室	遮蔽壁No.4	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁No.4 <sup>*3</sup>	遮蔽壁No.4 —	1基	変 更 な し
第1加工棟 北 側屋外	防護壁No.1	{1012} 防護壁	—	1基	
第1加工棟 北 側屋外	防護壁No.2	防護壁No.1 <sup>*3</sup>			新 設

- (1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) ※の注釈は以下を示す。※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、本申請で、n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を確認する。

表リー1(2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（設備・機器）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
<設備・機器>						
発電機・ポンプ棟 発電機室	非常用電源設備	{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	非常用電源設備 非常用発電機	1台	改造	耐震補強を行う。
屋外	非常用電源設備	{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機 No. 2 非常用発電機 No. 2 の基礎 重油タンク 重油タンクの基礎	1台	改造	耐震補強を行う。 耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。
屋外	非常用電源設備	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	—	1台	改造	耐震補強を行う。 耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8013} 分析設備 粉末取扱フード No. 1	分析設備 試料取扱ボックス	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8014} 分析設備 粉末取扱フード No. 2	分析設備 グローブボックス No. 2	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 粉末取扱フード設備	{8015} 分析設備 粉末取扱フード No. 3	分析設備 小型天秤用フード	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 1	分析設備 実験用ドラフト	1台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 2	分析設備 実験用ドラフト	1台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備 ドラフトチャンバ	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No. 3	分析設備 実験用ドラフト	1台	改造	老朽化対策のため、設備を更新する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置	燃料開発設備 スクラップ処理装置	1台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード	燃料開発設備 粉末調整用フード	1台	改造	既設の設備を撤去し、新たに設備を新設する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 1	試験検査設備 試料調整用フード No. 1	1台	改造	耐震補強を行う。 火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フード No. 2	試験検査設備 試料調整用フード No. 2	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。

表リー1(2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（設備・機器）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における設備・機器名称 機器名	既設工認における設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 粉末取扱フード設備	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード	燃料開発設備 粉末取扱フード	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 プレス	{8024} 燃料開発設備 プレス	燃料開発設備 プレス	1台	改造	火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 加熱炉	{8025} 燃料開発設備 加熱炉	燃料開発設備 加熱炉	1台	改造	耐震補強を行う。 火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した屋外緊急遮断弁を設置する。 火災爆発対策のため、緊急停止ボタンを設置し、緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、水素ガス）及び窒素導入弁と連動させる。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替機構（窒素配管含む）	{8025-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） —	—	1式	改造	火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。 機構作動時に自動的にヒータ電源が遮断する制御を追加する。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8025-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	改造	プロパンガスによるパイロットバーナを電気式のイグナイタへ変更する。そのため、失火検知機構を撤去する。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8025-5} 過加熱防止機構 —	—	1式	改造	電磁的障害対策のため、アナログ信号線をシールドケーブルに変更する。
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8025-6} 圧力逃がし機構 —	—	1式	改造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス配管	{8025-7} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改造	火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。

表リー1 (2) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（設備・機器）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 機器名	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2開発室	燃料開発設備 小型雰囲気可 変炉	{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉	試験検査設備 小型雰囲気可変炉	1台	改 造	可燃性ガス配管の配 置見直しに伴い移設 する。 耐震補強を行う。
第2加工棟 第2開発室	自動窒素ガス切替 機構（窒素ガス配 管含む）	{8026-2} 自動窒素ガス切替機構（窒 素ガス配管含む） —	—	1式	改 造	火災爆発対策とし て、安全系 窒素を 追加する。 機構作動時に自動的 にヒータ電源が遮断 する制御を追加す る。
第2加工棟 第2開発室	空気混入防止機構	{8026-3} 空気混入防止機構 —	—	1式	改 造	耐震補強を行う。
第2加工棟 第2開発室	過加熱防止機構	{8026-4} 過加熱防止機構 —	—	1式	改 造	電磁的障害対策のた め、アナログ信号線 をシールドケーブル に変更する。
第2加工棟 第2開発室	圧力逃がし機構	{8026-5} 圧力逃がし機構 —	—	1式	変 更 な し	
第2加工棟 第2開発室	可燃性ガス配管	{8026-6} 可燃性ガス配管 —	—	1式	改 造	火災爆発対策とし て、可燃性ガス配管 の経路を変更する。
第2加工棟 第2分析室	分析設備	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	分析設備 計量設備架台 No. 12	1台	撤 去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台 No. 13	試験検査設備 計量設備架台 No. 13	1台	撤 去	
第2加工棟 第2開発室	試験検査設備	{8070-4} 試験検査設備 計量設備架台 No. 14	試験検査設備 計量設備架台 No. 14	1台	撤 去	

(1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。

表リー1(3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付属設備等）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
<設備・機器>					
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ))	—	1式	改造 全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内 携帯電話機(PHSアンテ ナ))	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	自動火災報知設備 検出器	1式	改造 再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)	自動火災報知設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け
第1廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-2} 消火設備 消火器	—	1式	改造 一部移設
第1廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8031} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導 灯	{8032} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え
第1廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導 灯	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 一部移設、残り再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ))	非常通報設備 放送用スピーカ	1式	改造 全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	自動火災警報設備 感知器	1式	改造 再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	自動火災報知設備	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信 機)	自動火災警報設備 火災受信器盤	1式	改造 再据付け
第3廃棄物貯蔵棟	消火器	{8010-3} 消火設備 消火器	—	1式	変更なし
第3廃棄物貯蔵棟	避難通路	{8033} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導 灯	{8036} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え
第3廃棄物貯蔵棟	非常用照明、誘導 灯	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	—	1式	改造 再据付け

表リー1(3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付属設備等）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
発電機・ポンプ棟	所内通信連絡設備	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送 設備(スピーカ))	—	1式	改造 取替え
発電機・ポンプ棟	自動火災報知設備	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知 器)	—	1式	改造 再据付け
発電機・ポンプ棟	消火器	{8010-7} 消火設備 消火器	—	1式	改造 一部移設
発電機・ポンプ棟	避難通路	{8035-2} 緊急設備 避難通路	—	1式	新設
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導 灯	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	—	1式	改造 全数取替え
発電機・ポンプ棟	非常用照明、誘導 灯	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	—	1式	新設
第2加工棟	自動式又は遠隔操 作式の消火設備	{8011} 消火設備 自動式の消火設備(※)	—	1式	新設
第2加工棟	消火栓	{8012} 消火設備 屋内消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造 増設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-2} 消火設備 屋外消火栓(※)	消火設備 消火栓	1式	改造 移設、取替え、再据付け
屋外	消火栓	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	—	1式	変更なし
第2加工棟	漏水検知器	{8052} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造 再据付け、追加
第1廃棄物貯蔵棟	漏水検知器	{8056} 緊急設備 漏水検知器(※)	—	1式	改造 追加
屋外	緊急遮断弁(アン モニア分解ガス)	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア 分解ガス)(※)	—	1式	改造 交換、追加
屋外	緊急遮断弁(アン モニア分解ガス)	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア 分解ガス)(※)	—	1式	改造 交換、追加
屋外	緊急遮断弁(アン モニア分解ガス)	{8039-3} 緊急設備 手動閉止弁(アンモニア 分解ガス)(※)	—	1式	改造 交換
屋外	緊急遮断弁(水素 ガス)	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス) (※)	—	1式	改造 交換、追加

表リー1(3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付属設備等）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
屋外	緊急遮断弁（プロパンガス）	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス）（※）	—	1式	改造 交換、追加
屋外	緊急遮断弁（プロパンガス）	{8041-2} 緊急設備 手動閉止弁（プロパンガス）（※）	—	1式	改造 交換
屋外	緊急遮断弁（都市ガス）	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）（※）	—	1式	新設
屋外	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） 緊急遮断弁（水素ガス） 緊急遮断弁（プロパンガス） 緊急遮断弁（都市ガス）	{8042-2} 緊急設備 感震計（※）	—	1式	交換、追加 アンテナ線に避雷器を設置
第2加工棟 屋外	緊急遮断弁（冷却水）	{8059} 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）（※）	—	1式	新設
第1廃棄物貯蔵棟 屋外	緊急遮断弁（冷却水）	{8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）（※）	—	1式	改造 耐震補強を行う。
屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	上水送水用緊急遮断弁	{8060} 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁（※）	—	1式	新設
屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）	上水送水用緊急遮断弁	{8060-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁（※）	—	1式	改造 上水配管系統に手動閉止弁を設置する。
発電機・ポンプ棟	送水ポンプ自動停止装置	{8061} 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置（※）	—	1式	新設
屋外	送水ポンプ自動停止装置	{8061-2} 緊急設備 溢水時手動閉止弁（※）	—	1式	改造 循環冷却水（一般）配管に循環冷却水（一般）用手動弁を1基追加する。上水配管の支持構造物の位置・構造を変更する。
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）（※）	—	1式	改造 交換、追加
第2加工棟 第2開発室、屋外	可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）（※）	—	1式	改造 交換、追加

表リー1(3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟 第2-2ペレット室	可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(プロパンガス)(※)	—	1式	改造 交換、追加
第1廃棄物貯蔵棟	可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(都市ガス)(※)	—	1式	改造 交換、追加
第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、屋外(事務棟、保安棟、部品検査設備棟)	非常用照明、誘導灯	{8038-4} 緊急設備 可搬型照明	—	1式	変更なし
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	—	1式	改造 再据付け
事務棟	所内通信連絡設備	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(無線機)	—	1式	変更なし
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	—	1式	変更なし
事務棟、保安棟	所内通信連絡設備	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	—	1式	改造 再据付け
屋外	所内通信連絡設備	{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー))	—	1式	改造 追加
事務棟、保安棟、屋外	所外通信連絡設備	{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備	—	1式	変更なし
第2加工棟	遮水板	{8065} 緊急設備 遮水板(※)	—	1式	新設
第1廃棄物貯蔵棟	遮水板	{8065-2} 緊急設備 遮水板(※)	—	1式	新設
第1廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W1防護壁)	—	1基	新設
第1廃棄物貯蔵棟	堰、密閉構造扉	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	—	1式	改造 一部交換
第3廃棄物貯蔵棟	防護壁又は防護柵	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵(W3防護壁)	—	1基	新設

表リー1(3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容(建物、設備・機器の付属設備等)

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容
第2加工棟	防火ダンパー	{8045} 緊急設備 防火ダンパー(※)	—	1式	改造 更新、一部撤去、新設
第2加工棟	防護板	{8062} 緊急設備 防護板(※)	—	1式	改造 追加
第1廃棄物貯蔵棟	防護板	{8062-2} 緊急設備 防護板(※)	—	1式	新設
第2加工棟	防水カバー	{8058} 緊急設備 防水カバー(※)	—	1式	新設
第1廃棄物貯蔵棟	防水カバー	{8058-2} 緊急設備 防水カバー(※)	—	1式	新設
第2加工棟	計量設備	{8068} 計量設備 上皿電子天秤(※)	計量設備 上皿電子天秤	1式	改造 一部撤去、追加
第1加工棟	放射線測定装置	{8068-2} 放射線測定装置(※) —	—	1式	変更なし
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)) <sup>*3</sup>	警報集中表示盤の付属設備として放送設備	1式	改造 全数取替え
第1加工棟	所内通信連絡設備	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) <sup>*3</sup>	警報集中表示盤の付属設備として放送設備	1式	改造 再据付け
第1加工棟	自動火災報知設備	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) <sup>*3</sup>	火災警報設備 自動火災報知設備	1式	改造 一部取替え・型式変更、一部移設、残り再据付け
第1加工棟	防護閉止板又はコンクリート	{8044} 緊急設備 コンクリート閉止部 <sup>*3</sup>	—	1式	改造 不要な外部扉、窓を撤去し、開口部を鉄筋コンクリートで閉止
第1加工棟	大型外扉	{8063} 緊急設備 大型外扉 <sup>*3</sup>	—	1式	改造 交換
第1加工棟	外扉	{8064} 緊急設備 外扉 <sup>*3</sup>	—	1式	改造 外部に面したシャッタを外扉に交換
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)) <sup>*4</sup>	警報集中表示盤の付属設備として放送設備	1式	改造 全数取替え
第2加工棟	所内通信連絡設備	{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) <sup>*4</sup>	警報集中表示盤の付属設備として放送設備	1式	改造 再据付け
第5廃棄物貯蔵棟	所内通信連絡設備	{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカー)) <sup>*4</sup>	—	1式	新設

表リ－1 (3) その他の加工施設の変更対象とする施設の加工事業変更許可との対応<sup>(1)</sup>  
及び既設工認との対応並びに変更内容（建物、設備・機器の付属設備等）

設置場所	加工事業変更許可における施設名称	本申請における 設備・機器名称 <sup>(2)</sup> 機器名 <sup>(2)</sup>	既設工認における 設備・機器名称 機器名	員数	変更内容	
第2加工棟 第2－1 作業支援室	試験開発設備	{8083-3} 試験開発設備 試験設備ベース <sup>*2</sup>	試験開発設備 試験設備ベース	1台	撤去	

- (1) 添付書類1に加工事業変更許可における施設名称と設工認における施設名称の対比、当該施設の設工認への対応状況を示す。
- (2) ※の注釈は以下を示す。※n：当該建物・構築物又は設備・機器は、本申請で、n次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所又はそれ以外にn次申請から追加で本申請の対象とする箇所の適合性を確認する。

(※) : 5. 工事の方法のc、dにて示す。

表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）			
	施設名称	発電機・ポンプ棟 所内通信連絡設備 自動火災報知設備 消火器 避難通路 非常用照明 誘導灯			
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名		(本体) {1007} 発電機・ポンプ棟 —	(付属設備) {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) {8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) {8010-7} 消火設備 消火器 {8035-2} 緊急設備 避難通路 {8038-5} 緊急設備 非常用照明 {8038-6} 緊急設備 誘導灯		
建物・構築物の区分		本体、付属設備			
変更内容					
<p>(本体) 改造 新規制基準に適合させるために、発電機・ポンプ棟に以下の改造を行う。また、発電機・ポンプ棟の各部位の仕様を別表リー建-1-4 に、各部位の位置を図リー建-1-1-4 に、改造工事完了後の発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）を図リー建-1-1-5 に示す。</p> <p>①エキスパンションジョイントの拡幅（仕様を別表リー建-1-1 に示す。） 発電機棟とポンプ棟の地上部が、地震時に相互に波及的影響を及ぼさない構造とするため、A 通り /3-4 通り間の南面の壁にある既設の 25 mm のエキスパンションジョイントを [■■■] に拡幅する。</p> <p>②外部扉の改造<sup>(1)</sup>（仕様を別表リー建-1-2 に示す。） F1 竜巻による損傷の防止対策として、外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻対策扉とする。</p> <p>(付属設備) 付属設備については、表リー他-1 に示す。</p>					
設置場所		発電機・ポンプ棟（発電機・ポンプ棟の位置を図リー1-1-1 に示す。）			
員数		(建物) 1 (付属設備の員数は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)			
一般仕様	型式	鉄筋コンクリート造、平屋建て (付属設備の型式は、技術基準に基づく仕様欄に示す。)			
	主要な構造材	(建物) 別表リー建-1-1～別表リー建-1-4			
	寸法（単位：mm）	<p>(建物) [■■■] 建築面積：約 110 m<sup>2</sup> (発電機棟：約 74 m<sup>2</sup>、ポンプ棟：約 37 m<sup>2</sup>) 延べ床面積：約 99 m<sup>2</sup> (発電機棟：約 62 m<sup>2</sup>、ポンプ棟：約 37 m<sup>2</sup>)</p>			
	その他の構成機器	地下ピットの一部を、{8012} 消火設備 屋内消火栓及び{8012-2} 消火設備 屋外消火栓の消火栓水槽として使用する。消火栓水槽としての仕様は、その他の加工施設 表リー他-2 に取りまとめる。			
	その他の性能	—			
	核燃料物質の状態	—			

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	<p>[5. 1-B1]</p> <p>発電機・ポンプ棟（本体）の基礎構造は直接基礎（発電機棟：布基礎、ポンプ棟：べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、発電機・ポンプ棟を十分に支持することができる地盤に設ける。</p> <p>また、直接基礎の支持層は、N値 10 以上の洪積層である大阪層群とする。</p> <p>○地盤支持</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 N値 10 以上の洪積層（砂質土層）に直接基礎で支持させる。</li> </ul> <p>&lt;発電機棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（布基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-2 m N値 43</li> <li>・基礎伏図 図リー建－1－1 6 (1)</li> </ul> <p>&lt;ポンプ棟&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎形式 直接基礎（べた基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-5 m N値 50</li> <li>・基礎伏図 図リー建－1－1 6 (1)</li> </ul> <p>発電機・ポンプ棟の支持地盤の土質柱状図を図リー建－1－4に示す。</p> <p>安全機能を有する施設の地盤</p> <p>発電機棟は土間コンクリートを採用しており、平板載荷試験（最大試験荷重 150 kN/m<sup>2</sup>）にて十分な支持力があることを確認した表層地盤に支持させる。</p> <p>【土間コンクリート】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 長期 50 kN/m<sup>2</sup> 短期 100 kN/m<sup>2</sup></li> <li>・地盤種別 表層近くの人工盛土（粘土層及び砂層）</li> </ul> <p>[5. 1-F1]</p> <p>以下の設備は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</li> <li>・{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8035-2}緊急設備 避難通路</li> <li>・{8038-5}緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8038-6}緊急設備 誘導灯</li> </ul> <p>なお、発電機・ポンプ棟に設置する{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機については、本体を建物から独立した基礎に設置する。{8001}非常用電源設備 No. 1 非常用発電機の仕様を表リー設－2－1に示す。</p>
地震による損傷の防止	<p>[6. 1-B1]</p> <p>発電機棟とポンプ棟は、建築基準法第二十条及び同施行令第三十六条の四の規定に基づき、地上部分にエキスパンションジョイントを設け、地震時の波及的影響を防止することで構造的に別構造とし、発電機棟を第2類、ポンプ棟を第3類<sup>(10)</sup>とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟は、以下に示す一次設計、二次設計により、地震による損傷を防止する。</p> <p>位置、構造、寸法、材料を別表リー建－1－1、別表リー建－1－3、図リー建－1－5 及び図リー建－1－6 に示す。</p> <p>○一次設計</p> <p>常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。<sup>(2)</sup></p>

表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○二次設計 建築基準法施行令第八十二条の三に規定する保有水平耐力の確認を行い、発電機・ポンプ棟の保有水平耐力が、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を考慮した必要保有水平耐力を上回る。<sup>(3)</sup></p> <p>[6.1-F1] 以下の設備は、耐震重要度分類を第3類とし、発電機・ポンプ棟にボルト等で固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））</li> <li>・{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）</li> <li>・{8038-5}緊急設備 非常用照明</li> <li>・{8038-6}緊急設備 誘導灯</li> </ul> <p>発電機棟に付属する設備のうち、耐震重要度分類第3類の設備は、耐震重要度分類第2類の地震力で損傷するおそれがあるが、発電機棟の安全機能に波及的影響を及ぼすことはないため、発電機棟と同じ耐震重要度分類第2類で設計する必要はない。</p>
	津波による損傷の防止	— <sup>(4)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-B2] 発電機・ポンプ棟は、F1竜巻による竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。</p> <p>また、局部評価として、発電機・ポンプ棟の外壁、屋根は単位面積当たりの短期許容荷重がF1竜巻荷重を上回り、F1飛来物が到達する可能性のある部分については、F1飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。（すなわち、F1竜巻荷重により外壁、屋根に生じる応力が、当該外壁、屋根の短期許容応力度を超えず、F1飛来物が到達する可能性のある部分は飛来物の貫通を防止する。）</p> <p>F1竜巻防護境界の扉は、F1竜巻対策扉とする。</p> <p>発電機・ポンプ棟本体における位置、構造、寸法、材料を別表リー建-1-2、別表リー建-1-3、図リー建-1-7～図リー建-1-10及び図リー建-1-16～図リー建-1-18に示す。</p> <p>(落雷) —<sup>(5)</sup></p> <p>(極低温(凍結)) —<sup>(12)</sup></p> <p>(火山活動(降下火砕物)) [8.1-B3] 屋根は、湿潤密度1.5 g/cm<sup>3</sup>とした降下火砕物の厚さ12 cm分の重量に耐える。</p> <p>(積雪) [8.1-B4] 屋根は、大阪府建築基準法施行細則に定める29 cmの積雪に耐える。</p> <p>(生物学的事象) —<sup>(6)</sup></p> <p>(航空機落下) —<sup>(7)</sup></p> <p>(外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —<sup>(13)</sup></p> <p>(電磁的障害) —<sup>(14)</sup></p>

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(交通事故 (自動車)) — (15)
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	[11. 1-F1] 発電機・ポンプ棟には、以下の消火設備を設置する。  {8010-7} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条、消防法施行規則第六条に基づく設置基準に対し、裕度を見込んだ数の粉末消火器を、防火対象物の各部分から歩行距離 20 m 以下となるよう配置する <sup>(8)</sup> 。 {8010-7} 消火設備 消火器は、消防法施行令第十条第2項第二号に基づき、通行又は避難に支障がなく、使用に際して容易に持ち出すことができる屋外に設置する。消火器格納箱に格納する、転倒防止策を講じて配置する。  ○設備の員数 ({8010-7} 消火設備 消火器) ・ABC 粉末消火器 10型 : 4 本 ({8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む)  {8010-7} 消火設備 消火器の配置を図リー他－3 に示す。  {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは、消防法施行令第二十条第4項第四号に準拠して、屋外に設置する。{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプは本加工施設内に 2 台配置する。 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの仕様を表リー他－3 に示す。	
火災等による損傷の防止		[11. 1-F2] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) を設置する。 発電機・ポンプ棟の警戒区域は、建物全体を一つとして設定する。  ○設備の員数 ({8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)) ・熱感知器 (スポット型) : 8 台  なお、感知器は第2加工棟の{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機) に接続する。 火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、警戒区域の配置を図リー他－3 に示す。火災感知設備 自動火災報知設備の系統図を図リー他－12 (4) に示す。  [11. 3-B1] 発電機・ポンプ棟は、建築基準法第二条第九号の二で定める耐火建築物 (耐火構造) とし、耐火性の高い設計とすることにより、火災の発生を防止する。改造等で追加する材料は鉄筋、コンクリート、鋼等の不燃材料又は難燃性材料とする。 発電機・ポンプ棟に使用する材料を別表リー建－1－1～別表リー建－1－3 に示す。

表リー建－1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>[11.3-B2]</p> <p>発電機・ポンプ棟は延べ床面積が小さく、建築基準法に基づく防火区画を設けないことから、建物全体を1つの火災区域として設定する<sup>(11)</sup>。また、火災区域境界と同一の境界を持つ火災防護上の火災区画を設定する。</p> <p>火災区画の仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○火災区画D G／P</li> <li>・対象部材           <ul style="list-style-type: none"> <li>区画境界壁、特定防火設備（防火戸）</li> <li>区画境界壁（鉄筋コンクリート厚さ100mm以上：2時間）</li> <li>特定防火設備（防火戸）（表面鉄板厚さ0.5mm以上（扉両面）：1時間）</li> </ul> </li> </ul> <p>発電機・ポンプ棟の火災区画を図リー建－1－13に示す。</p> <p>電源に接続する設備は、分電盤を金属製とともに、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、分電盤に配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯は、電気設備に関する技術基準を定める省令第十四条に基づき、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>{8038-5}緊急設備 非常用照明、{8038-6}緊急設備 誘導灯の分電盤の配置図を図リー他－3に、配線用遮断器の結線図を図リー他－11(7)に示す。</p>
加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	<p>[13.1-F1]</p> <p>発電機・ポンプ棟には、容易に識別できる{8035-2}緊急設備 避難通路を設置する。&lt;{8035-2}緊急設備 避難通路は非常口を含み、床面への表示等により、屋外へ避難できるよう誘導する。床面の表示は、容易に剥離しない標識を設置する。&lt;{8035-2}緊急設備 避難通路には避難用の照明として、建築基準法施行令第百二十六条の四に基づき照明装置の設置を通常要する部分には{8038-5}緊急設備 非常用照明を、消防法施行令第二十六条、消防法施行規則第二十八条の三に基づき防火対象物には{8038-6}緊急設備 誘導灯を設置する。</p> <p>○設備の員数（緊急設備）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8038-5}緊急設備 非常用照明：3台</li> <li>・{8038-6}緊急設備 誘導灯：3台</li> </ul> <p>{8035-2}緊急設備 避難通路、{8038-5}緊急設備 非常用照明及び{8038-6}緊急設備 誘導灯の配置図を、図リー他－3に示す。</p> <p>[13.1-F2]</p> <p>加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備可搬型照明を設置する。</p> <p>{8038-4}緊急設備 可搬型照明の仕様を表リー他－5に示す。</p>

表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
		[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		[18.1-F1] 早期に火災を検知し報知するために、消防法施行令第二十一条、消防法施行規則第二十三条に基づき、{8009-8}火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を設け、第2加工棟の{8009-11}火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）にて、火災を検知した場合に警報を発する。
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー建-1-1-1に示す。  ○発電機・ポンプ棟の遮蔽機能 ・遮蔽能力を有する壁の位置、構造、寸法、材料を別表リー建-1-3及び図リー建-1-1-9に示す。 ・壁の厚さは、図リー建-1-1-9に示す設計確認値以上。 ・コンクリートの気乾単位容積質量[■■■■■]以上。
		[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所において、壁、屋根により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
換気設備		—
非常用電源設備		[24.2-F1] {8007-15}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える第2加工棟の{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-12}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第4次申請にて申請済み。）

表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える第2加工棟の{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源を喪失した場合であっても警戒可能とする。（{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）は、第4次申請にて申請済み。）</p> <p>{8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯は、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続した第2加工棟の{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも警戒可能とする。</p> <p>{8038-5} 緊急設備 非常用照明、{8038-6} 緊急設備 誘導灯は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>電源に係る結線図を図リー他-11(7)に、非常用電源設備接続の系統図を図リー他-11(1)に、所内通信連絡設備の系統図を図リー他-12(1)に、自動火災報知設備の系統図を図リー他-12(4)に示す。</p> <p>以上を次表に示す。</p>
		(○：該当、—：該当なし)

設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用電源設備に接続	設備からの給電で動作
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））*1	○	○	—
{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	—	—	○
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）*2	○	○	—
{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	—	—	○
{8038-5} 緊急設備 非常用照明	○	○	—
{8038-6} 緊急設備 誘導灯	○	○	—

\*1：所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は第2加工棟に設置する。

\*2：自動火災報知設備（受信機）は第2加工棟に設置する。

表リー建-1 発電機・ポンプ棟 仕様

技術基準に基づく仕様	[25. 1-F1] 発電機・ポンプ棟には、多様性を備えた所内通信連絡設備を設置する。 {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置し、{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続し、{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより建物内における放送が可能とする。  {8007-10} {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するいずれのマイクによっても、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））全てから事業所内建物における放送が可能とする。 マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置する。事務棟（緊急対策本部）、保安棟のマイクの配置を図リー他-10（1）に示す。  {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））に付属する所内携帯電話機（PHS）により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡ができる <sup>(9)</sup> 。  {8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の配置を図リー他-3に、系統図を図リー他-12（1）に示す。  ○設備の員数（通信連絡設備） • {8007-15} 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））：1台
	[25. 2-F1] 加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。 {8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備の仕様を表リー他-6に、配置を図リー他-10（2）に示す。
その他許可で求める仕様	[99-B1] 積雪及び降下火砕物の除去を行う作業員が屋根に上るために発電機・ポンプ棟の屋根にアクセス可能とする。 屋根へのアクセスルートを、図リー建-1-1-2に示す。
添付図	図リー-1-1-1～図リー建-1-1-9、図リー他-3、図リー他-10、図リー他-11（1）、図リー他-11（7）、図リー他-12（1）、図リー他-12（2）、図リー他-12（4）

- (1) 発電機・ポンプ棟の竜巻対策として、留め具、枠、扉の一式をF1竜巻対策扉に改造するため、加工事業変更許可申請書に記載している「留め具の補強」のみを実施する扉はない。
- (2) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数Coを0.2として、地震地域係数Z（大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表すAi、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出するRtから求めた地震層せん断力係数Ciに、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.25（発電機棟）、1.0（ポンプ棟）を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第4項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.25（発電機棟）、1.0（ポンプ棟）を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (3) 必要保有水平耐力は、標準せん断力係数Coを1.0として、建物の減衰性及び変形能力による構造特性係数Dsと、剛性率、偏心率に応じて定める形状特性係数Fesを乗じて求める必要保有水平耐力Qunに、耐震重要度分類に応じた割り増し係数を乗じた値とする。
- (4) 本加工施設の敷地は海拔約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (5) 高さがGL+6.6mであることから建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第一項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。

- (6) 発電機・ポンプ棟の建物は、鉄筋コンクリート造の建物であり生物学的事象の影響を受けるおそれはない。発電機・ポンプ棟は気体廃棄設備がないため、発電機・ポンプ棟の付属設備は生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (7) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が  $10^{-7}$  (回／施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを加工事業変更許可申請書に示すとおり確認している。
- (8) 粉末消火器の必要能力単位 2 となるのに対して、設置する粉末消火器の能力単位の合計は 12 となる。  
(非常用電源設備 No. 1 非常用発電機に必要な消火器 1 本を含む。)
- (9) {8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) は、近隣の第 1 廃棄物貯蔵棟に設置する。
- (10) ポンプ棟については、第 2 類の地震力を作用させても発電機棟に波及的影響を与えないことを確認したうえで、第 3 類として設計する。
- (11) 発電機・ポンプ棟には、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区域はなく、使用電圧が高い (600 V を超える) ケーブルを使用する設備はない。
- (12) 発電機・ポンプ棟の建物本体、付属設備は、極低温 (凍結) の影響を受けるおそれはない。
- (13) 発電機・ポンプ棟は、森林火災、近隣工場等の火災・爆発、交通事故による火災・爆発によるにより損傷を受けたとしても核燃料物質を取り扱う機器及びそれらを収納する建物には影響を与えず、加工施設の安全性を損なわない。また、航空機落下火災の影響評価対象ではない。
- (14) 発電機・ポンプ棟の建物本体、付属設備にインターロックを有する設備がないため、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (15) 発電機・ポンプ棟は、交通事故 (自動車) により損傷を受けた場合であっても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、加工施設の安全性を損なわない。

別表リー建－1－1 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（発電機棟とポンプ棟の構造的離隔）

改造項目	部位	材料	対応図
エキスパンションジョイントの拡幅（発電機棟とポンプ棟の構造的離隔）	発電機棟とポンプ棟間の外壁 A通り/3-4通り間		図リー建－1－5 図リー建－1－6

別表リー建－1－2 発電機・ポンプ棟の改造の仕様（外部扉の改造）

改造項目	位置	断面（単位：mm）	使用材料	員数	対応図
外部扉の改造	発電機棟	鋼製の外部扉－発電機室 扉番号：95		14	図リー建－1－7
				2	図リー建－1－8
					図リー建－1－9
					図リー建－1－10（1）
	ポンプ棟	鋼製の外部扉－コンプレッサ室 扉番号：96		12	図リー建－1－7
				2	図リー建－1－8
					図リー建－1－9
					図リー建－1－10（2）
	ポンプ棟	鋼製扉－発電機棟西側外壁 扉番号：98		4	図リー建－1－7
				2	図リー建－1－8
				2	図リー建－1－9
				1	図リー建－1－10（4）
					図リー建－1－11
	ポンプ棟	鋼製の外部扉－ポンプ室 扉番号：97		2	図リー建－1－7
				10	図リー建－1－8
				2	図リー建－1－9
					図リー建－1－10（3）

別表リー建－1－3 発電機・ポンプ棟（既設） 材料一覧

建 物	基礎：発電機棟—直接基礎（布基礎） ポンプ棟—直接基礎（べた基礎） 地上部：鉄筋コンクリート造 床：鉄筋コンクリート造、土間コンクリート 壁：鉄筋コンクリート造 屋根：鉄筋コンクリート造
主要な構造材等 (既設材料)	①基礎・基礎ばかり コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ ②柱、大ばかり（鉄筋コンクリート造部分） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ ③小ばかり（鉄筋コンクリート部分） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ ④床（鉄筋コンクリート床スラブ） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ ⑤床（1階土間コンクリート部分） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ ⑥壁（鉄筋コンクリート） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ 気乾単位容積質量 : $\square \text{ g/cm}^3$ ⑦屋根スラブ（鉄筋コンクリート） 鉄筋 : $\square \text{ mm}^2$ コンクリート : $F_c = \square \text{ N/mm}^2$ ⑧ガラリ アルミニウム ⑨梯子 鋼製
主要な構造材の寸法	①基礎・基礎ばかり : 図リー建－1－16（1）、図リー建－1－18（1） ②柱、大ばかり（鉄筋コンクリート造部分） : 図リー建－1－18（2）、図リー建－1－18（3） ③小ばかり（鉄筋コンクリート造部分） : 図リー建－1－18（3） ④床（鉄筋コンクリート床スラブ） : 図リー建－1－18（5） ⑤床（1階土間コンクリート部分） : 図リー建－1－18（5） ⑥壁（鉄筋コンクリート） : 図リー建－1－18（4） ⑦屋根スラブ（鉄筋コンクリート） : 図リー建－1－16（2）、図リー建－1－18（5）

別表リ一建-1-4 (1/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t:厚さ	図番号	工事 内容
1階	外壁・外部扉	発電機室と屋外 (B通り/1-2通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			扉(扉:95)	鉄(特定防火設備)		図リ一建-1-7 図リ一建-1-8 図リ一建-1-10 (1)	改造
		コンプレッサ室と屋外 (B通り/2-3通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			扉(扉:96)	鉄(特定防火設備)		図リ一建-1-7 図リ一建-1-8 図リ一建-1-10 (2)	改造
		ポンプ室と屋外 (B通り/4-5通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			扉(扉:97)	鉄(特定防火設備)		図リ一建-1-7 図リ一建-1-8 図リ一建-1-10 (3)	改造
		ポンプ室と屋外 (5通り/A-B通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	ガラリ (AG-4)	アルミニウム		図リ一建-1-7	工事なし
			鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		ポンプ室と屋外 (A通り/4-5通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			屋外(クーリングタワー置場) (A通り/3-4通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図リ一建-1-15 (1) 図リ一建-1-6	改造
		コンプレッサ室と屋外 (A通り/2-3通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			発電機室と屋外 (A通り/1-2通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		発電機室と屋外 (1通り/A-B通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			扉(扉:98)	鉄(特定防火設備)		図リ一建-1-7 図リ一建-1-8 図リ一建-1-10 (4)	改造
		コンプレッサ室と屋外(クーリングタワー置場) (3通り/A-B通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			ポンプ室と屋外(クーリングタワー置場) (4通り/A-B通り間) 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート	図リ一建-1-15 (1)	工事なし
			ガラリ (AG-3)	アルミニウム		図リ一建-1-7	工事なし
		D.Sと屋外 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		D.Sと屋外 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
1FL+2850	外壁・外部扉	外壁1-12					
		外壁1-13					

別表リ一建-1-4 (2/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	部位位置番号	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
R階	外壁・外部扉	外壁 1-14	D.S と屋外 図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		外壁 R-1	発電機棟屋上 (1通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-2	発電機棟屋上 (3通り/A_B <sup>(1)</sup> -B通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-3	発電機棟屋上 (3通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-4	ポンプ棟屋上 (4通り/A-A_B <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-5	屋外 (クーリングタワー置場) (A通り/3-4通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2) 図リ一建-1-6	改造
		外壁 R-6	発電機棟屋上 (A通り/1-3通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-7	発電機棟屋上 (B通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-8	発電機棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/2_3 <sup>(1)</sup> -3通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-9	ポンプ棟屋上 (B通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-10	ポンプ棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-11	ポンプ棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/4-4_5 <sup>(1)</sup> 通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
		外壁 R-12	発電機棟屋上 (A_B <sup>(1)</sup> 通り/1-3通り間) 図リ一建-1-14 (2) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (2)	工事なし
				ガラリ (AG-1)	アルミニウム		図リ一建-1-7	工事なし
				ガラリ (AG-2)	アルミニウム		図リ一建-1-7	工事なし
1階	内壁・内部扉	内壁 1-1	図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		内壁 1-2	図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート 造壁	鉄筋 コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし

別表リ一建-1-4 (3/3) 発電機・ポンプ棟の各部位の仕様

階	部位	境界位置	区画	材質	呼び寸法 (mm) t: 厚さ	図番号	工事内容
1FL+2850	内壁・内部扉	図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
1階	床	図リ一建-1-14 (3) 参照	土間コンクリート	コンクリート (鉄筋入り)		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
R階	床	図リ一建-1-14 (4) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (4)	工事なし
		図リ一建-1-14 (4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (4)	工事なし
		図リ一建-1-14 (4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (4)	工事なし
		図リ一建-1-14 (4) 参照	鉄筋コンクリート屋根スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (4)	工事なし
地下1階	庇・シート壁	図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (1) 参照	鉄筋コンクリート造壁	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-15 (1)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし
		図リ一建-1-14 (3) 参照	鉄筋コンクリート床スラブ	鉄筋コンクリート		図リ一建-1-14 (3)	工事なし

- (1) 通り番号の間に壁がある場合 (a\_b は a通りと b通りの間) を示す。  
(2) 安全機能のない部位のため、「-」とする。

表リー建-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.2 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	遮蔽壁No.2
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1009} 遮蔽壁 遮蔽壁No.2	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1～3貯蔵棟 北側屋外（遮蔽壁 遮蔽壁No.2の位置を図リー1-1-1に示す。）	
員数	1基	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	自立型 別表リー建-2-1に示す。  — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	— [5.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁No.2の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁No.2を十分に支持することができるN値10以上の洪積層である大阪層群に地盤改良（ラップルコンクリート）を介して設置する。 ○地盤支持 ・支持方法 地盤改良（ラップルコンクリート  を介して、N値10以上の洪積層（砂層）に直接基礎で支持させる。 ・支持深さ 約GL-2m（地盤改良部下端） ・基礎構造 直接基礎  遮蔽壁 遮蔽壁No.2の支持地盤の土質柱状図を図リー建-2-1に示す。
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁No.2の耐震重要度分類は第1類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 <sup>(1)</sup> 遮蔽壁 遮蔽壁No.2の構造を別表リー建-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁No.2は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻(F1、最大風速49m/s)による風圧力を上回る。（すなわち、F1竜巻荷重により遮蔽壁 遮蔽壁No.2に生じる応力が、当該部位の短期許容応力度を超えない。） また、F1竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) — (極低温(凍結)) — (火山活動(降下火砕物)) —

表リ一建-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(積雪) — (生物学的事象) — (航空機落下) — (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) — (交通事故 (自動車)) — <sup>(2)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) とする。 使用する材料を別表リ一建-2-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。  [14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リー建－2 遮蔽壁 遮蔽壁No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	<p>[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 <math>9.7 \times 10^{-2}</math> mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。</p> <p>○遮蔽壁 遮蔽壁No.2の遮蔽機能としての仕様（設計確認値）            ・壁厚さ [ ] mm 以上、壁長さ [ ] mm 以上            ・壁高さ [ ] mm 以上（第1～3貯蔵棟の1FLからの高さ）            ・コンクリートの気乾単位容積質量 [ ] 以上</p> <p>[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。</p>
	換気設備	—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー1-1-1、図リー建-2-1～図リー建-2-3	

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_o$  を0.2として、地震地域係数  $Z$ （大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第4項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、常時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁No.2は、交通事故（自動車）により損傷を受けた場合であっても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、加工施設の安全性を損なわない。

別表リー建-2-1 遮蔽壁 遮蔽壁No.2 の構造

項目	主要部材	断面等（単位：mm）	対応図
基礎	鉄筋コンクリート	[ ]	図リー建-2-2 図リー建-2-3
壁	鉄筋コンクリート	[ ]	

別表リー建-2-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

表リー建-3 遮蔽壁 遮蔽壁No.3 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	遮蔽壁No.3
建物・構築物名称又は設備・機器名称 機器名	{1010} 遮蔽壁 遮蔽壁No.3	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1-3貯蔵棟 北側屋外（遮蔽壁 遮蔽壁No.3の位置を図リー1-1-1に示す。）	
員数	1基	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	自立型 別表リー建-3-1に示す。  — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤	— [5.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁No.3の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁No.3を十分に支持することができるN値10以上の洪積層である大阪層群に地盤改良（ラップルコンクリート）を介して設置する。 ○地盤支持 ・支持方法 地盤改良（ラップルコンクリート）  を介して、N値10以上の洪積層（砂層）に直接基礎で支持させる。 ・支持深さ 約GL-2m（地盤改良部下端） ・基礎構造 直接基礎  遮蔽壁 遮蔽壁No.3の支持地盤の土質柱状図を図リー建-2-1に示す。
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁No.3の耐震重要度分類は第1類とし、常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。 <sup>(1)</sup> 遮蔽壁 遮蔽壁No.3の構造を別表リー建-3-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	(竜巻) [8.1-B2] 遮蔽壁 遮蔽壁No.3は、単位面積当たりの短期許容荷重が設計竜巻(F1、最大風速49m/s)による風圧力を上回る。（すなわち、F1竜巻荷重により遮蔽壁 遮蔽壁No.3に生じる応力が、当該部位の短期許容応力度を超えない。） また、F1竜巻に対して、その形状と重量から飛来物とはならない。 (落雷) — (極低温(凍結)) — (火山活動(降下火砕物)) —

表リー建－3 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(積雪) — (生物学的事象) — (航空機落下) — (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) — (交通事故 (自動車)) — <sup>(2)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.3 の主要な構造部は建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料 (鉄筋、コンクリート) とする。 使用する材料を別表リー建－3－2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を發揮するよう設置する。  [14. 2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—

表リー建－3 遮蔽壁 遮蔽壁No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	遮蔽	[22.1-B1] 貯蔵施設には最大貯蔵能力に見合うウランが、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力に見合う放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、周辺監視区域境界における線量が、線量告示に定める線量限度年間1mSvより十分に低減（遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年）できるような建物の壁厚さ等とする。 周辺監視区域境界の位置を図リー1-1-1に示す。
		○遮蔽壁 遮蔽壁No.3の遮蔽機能としての仕様（設計確認値） ・壁厚さ [REDACTED] mm以上、壁長さ [REDACTED] mm以上 ・壁高さ [REDACTED] mm以上（第1-3貯蔵棟の1FLからの高さ） ・コンクリートの気乾単位容積質量 [REDACTED] 以上
		[22.2-B1] 管理区域その他事業所内の人々が立ち入る場所において、壁により放射線業務従事者等の外部放射線の影響を可能な限り低減する。
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リー1-1-1、図リー建-2-1～図リー建-2-3

- (1) 具体的には、建築基準法施行令第八十八条に規定する標準せん断力係数  $C_o$  を0.2として、地震地域係数  $Z$ （大阪府の場合1.0）、建物・構築物の振動特性に応じて地震層せん断力の高さ方向の分布を表す  $A_i$ 、建物・構築物の振動特性と地震の種類を考慮して算出する  $R_t$  から求めた地震層せん断力係数  $C_i$  に、当該建物・構築物の部分が支える重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じて求めた地上部分に作用する静的地震力と、同条第4項に規定する地下部分に作用する水平震度に当該地下部分の重量を乗じ、さらに耐震重要度に応じた割り増し係数1.5を乗じて求めた地下部分に作用する静的地震力を算定し、當時作用している荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とする。
- (2) 遮蔽壁 遮蔽壁No.3は、交通事故（自動車）により損傷を受けた場合であっても、安全機能を有する施設を内包する建物の閉じ込め機能には影響がなく、加工施設の安全性を損なわない。

別表リー建-3-1 遮蔽壁 遮蔽壁No.3の構造

項目	主要部材	断面等（単位：mm）	対応図
基礎	鉄筋コンクリート	[REDACTED]	図リー建-2-2 図リー建-2-3
壁	鉄筋コンクリート	[REDACTED]	

別表リー建-3-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	壁	鉄筋コンクリート
	基礎	鉄筋コンクリート

追第3次 表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁No.1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	遮蔽壁 No.1
建物・構築物名称	{1008} 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1加工棟 [REDACTED]	
員数	1基	
一 般 仕 様	型式	自立型
	主要な構造材	別表リー2-1-2に示す。
	寸法（単位：mm）	[REDACTED] (遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 全体)
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	<p>[5.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤（人工盛土）に直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎</li> <li>・地盤の許容応力度 [REDACTED]</li> </ul> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 は、加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。</p>
	地震による損傷の防止	<p>[6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の耐震重要度分類を第1類（割増係数1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。</p> <p>遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の構造を別表リー2-1-1に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.1 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用する設計。</p> <p>使用する材料を別表リー2-1-2に示す。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p>

追第3次 表リー2-1 遮蔽壁 遮蔽壁No.1 仕様(続き)

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
遮蔽	核燃料物質等による汚染の防止	—
その他許可で求める仕様	遮蔽	[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年)できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へー2-1-5-3)  ○遮蔽壁 遮蔽壁No.1の遮蔽機能としての仕様(設計確認値)
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	添付図	図リー2-1-1～図リー2-1-2

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。  
 (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第3次 表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.4 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	遮蔽壁 No.4
建物・構築物名称	{1011} 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4	
建物・構築物の区分	本体	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1加工棟	
員数	1基	
一 般 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	自立型 別表リー2-2-2に示す。 [遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 全体] — — — — —
技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止  安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 は、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、基礎の接地圧が地盤の許容応力度を超えない設計。  ・支持方法 十分な支持性能を有する表層地盤（人工盛土）に直接支持させる ・基礎構造 直接基礎 ・地盤の許容応力度  遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 は、加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 の耐震重要度分類を第1類（割増係数1.5）とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 の構造を別表リー2-2-1に示す。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	— <sup>(1)</sup>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 遮蔽壁 遮蔽壁 No.4 の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用する設計。 使用する材料を別表リー2-2-2に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。

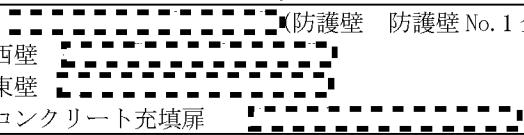
追第3次 表リー2-2 遮蔽壁 遮蔽壁No.4 仕様(続き)

技術基準	安全機能を有する施設	[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。
に基づく仕様	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止	— — — — — — —
遮蔽		[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減(遮蔽評価における実効線量約 $9.7 \times 10^{-2}$ mSv/年)できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。(図へー2-1-53) ○遮蔽壁 遮蔽壁No.4の遮蔽機能としての仕様(設計確認値) 
		[22.2-B1] 壁により外部放射線を低減する設計。
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー2-2-1～図リー2-2-2	

- (1) 第1加工棟内に自立している構築物であり、外部からの衝撃による影響を受けるおそれはない。  
 (2) 建築基準法施行令第九十三条の規定により、国土交通大臣が定める方法を定めた平成13年国土交通省告示第1113号に基づく試験を行い確認。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を一重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁No.1 仕様

許可との対応		許可番号(日付) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
施設名称		防護壁No.1 防護壁No.2
建物・構築物名称		{1012} 防護壁 防護壁No.1 <sup>(1)</sup>
建物・構築物の区分		本体
変更内容		新設(竜巻対策のために第1加工棟北側に新設する。)(別表リー3-1-1に示す構造とする。)
設置場所		第1加工棟 北側屋外
員数		1基
一般仕様	型式	自立型、コンクリート充填扉付き
	主要な構造材	鉄筋コンクリート壁、コンクリート充填扉 別表リー3-1-2に示す。
	寸法(単位:mm)	西壁 東壁 コンクリート充填扉 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-B1] 防護壁 防護壁No.1(コンクリート充填扉を含む)は杭基礎構造とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁No.1を十分に支持することができる地盤に設ける設計。 支持層は、加工事業変更許可申請書のとおり、N値30以上の洪積層である大阪層群(泉南累層)とする設計。 <ul style="list-style-type: none"><li>・支持方法 N値30以上の洪積層(粘土層及び砂層)に杭基礎で支持させる</li><li>・杭材料</li><li>・杭先端深さ<sup>(12)</sup></li><li>・杭配置 図リー3-1-3</li></ul> 防護壁 防護壁No.1は、加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)に示すように、液状化のおそれがなく、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、防護壁 防護壁No.1を十分に支持することができる地盤に設ける設計。
	地震による損傷の防止	[6.1-B1] 防護壁 防護壁No.1(コンクリート充填扉を含む)の耐震重要度分類を第1類(割増係数1.5)とし、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合に生じる応力度が、短期許容応力度を超えない設計。 ○構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
	津波による損傷の防止	— <sup>(2)</sup>
	外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-B2] (竜巻) 防護壁 防護壁No.1(コンクリート充填扉を含む)は加工事業変更許可申請書(平成30年3月28日付け原規規発第1803284号)に示すように設計竜巻(F1、最大風速49m/s)による竜巻荷重を上回る強度を有し、設計竜巻に伴う飛来物(プレハブ)による損傷が生じない設計。

追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁No.1 仕様（続き）

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	○防護壁 防護壁No.1（コンクリート充填扉を含む）を新設
		・位置 配置を図リー3-1-1に示す。
		・構造・寸法 構造・寸法を図リー3-1-2から図リー3-1-8に示す。
		・材料 主な材料を別表リー3-1-1に示す。
		（落雷） — <sup>(3)</sup>
		（極低温） — <sup>(4)</sup>
		（降下火碎物） — <sup>(5)</sup>
		（積雪） — <sup>(6)</sup>
		（生物学的事象） — <sup>(7)</sup>
		（航空機落下） — <sup>(8)</sup>
		（森林火災、外部火災） [8.1-B5] [8.2-B2] 想定する火災源に対し、その影響を受けないための離隔距離が、危険距離以上とする設計。また、想定する爆発源に対して、その影響を受けないための離隔距離が、危険限界距離以上となること又は一般高圧ガス保安規則で定める第一種設備距離の2倍以上の離隔距離を確保する設計。 防護対象施設と敷地内の竹林及び危険物施設の位置関係を図へー2-1-5-6に、防護対象施設と敷地内の高圧ガス貯蔵施設の位置関係を図へー2-1-5-7に、敷地内の燃料輸送車両の走行経路と火災発生位置を図へー2-1-5-8に、敷地内の高圧ガス輸送車両の走行経路と爆発位置を図へー2-1-5-9に示す。また、想定する火災源、爆発源からの離隔距離を別表リー3-1-3に示す。 <sup>(9)</sup>
		（電磁的障害） — <sup>(10)</sup>
		（交通事故） — <sup>(11)</sup>
加工施設への人の不法な侵入等の防止		—
閉じ込めの機能		—
火災等による損傷の防止	[11.3-B1] 防護壁 防護壁No.1の主要な構造部には建築基準法第二条第九号の三で定める不燃性材料（鉄筋、コンクリート）を使用する設計。 使用する材料を別表リー3-1-2に示す。	
加工施設内における溢水による損傷の防止		—
安全避難通路等		—

追第3次 表リー3-1 防護壁 防護壁No.1 仕様（続き）

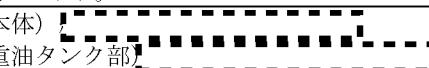
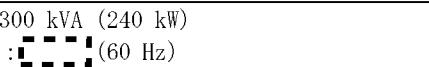
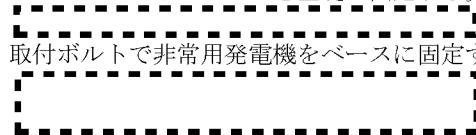
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.1-B1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができる設計。</p> <p>[14.2-B1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができるように、これらの作業性を考慮した設計。</p>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
遮蔽	核燃料物質等による汚染の防止	—
		<p>[22.1-B1] 加工事業変更許可申請書（平成30年3月28日付け原規規発第1803284号）のとおり、貯蔵施設には最大貯蔵能力の濃縮ウラン、再生濃縮ウラン等が、保管廃棄施設には最大保管廃棄能力の放射性固体廃棄物が存在するものとして、直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し、敷地境界における線量が年間1mSvより十分に低減（遮蔽評価における実効線量約<math>9.7 \times 10^{-2}</math>mSv/年）できるような建物の壁及び屋根の厚さとする設計。（図へー2-1-53）</p> <p>○防護壁 防護壁No.1の遮蔽機能としての仕様（設計確認値）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・壁厚さ：[■■■]以上</li> <li>・壁長さ</li>  <li>・壁及びコンクリート充填扉の遮蔽体としての[■■■]（床面からの高さ）</li> <li>・壁コンクリート及びコンクリート充填扉に充填するコンクリートの気乾単位容積質量：[■■■]以上</li> </ul>
		<p>[22.2-B1] 壁及びコンクリート充填扉により外部放射線を低減する設計。</p>
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	<p>[99-B4] 防護壁 防護壁No.1はF3風荷重で損傷することなく、トラックワイング車の衝突で倒壊せず、第1加工棟をトラックワイング車から防護する設計。</p>
	添付図	図リー3-1-1～図リー3-1-6

- (1) 加工事業変更許可申請書に示していた防護壁No.1、防護壁No.2は基礎を共有する構築物とすることとしたため、本設工認ではこれらをあわせて防護壁 防護壁No.1として申請する。本設工認における防護壁 防護壁No.1は地上部に2つの壁を有する構造であり、加工事業変更許可申請書に記載した第1加工棟の竜巻対策としての防護壁の安全設計方針（2つの壁により竜巻防護する）から変更はない。
- (2) 本加工施設の敷地は標高約48mにあり、基準津波の最大遡上高さ6mと比べて十分高く、遡上波は到達しないことを確認している。
- (3) 建築基準法第三十三条にある高さ20m以上の建物に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条第1項第十四号に定める指定数量の10倍を超える危険物の屋内貯蔵所ではないため、法令上避雷針の設置は必要ない。
- (4) 防護壁 防護壁No.1は壁と扉のみの構造であり、極低温の影響を受けるおそれはない。
- (5) 防護壁 防護壁No.1に屋根はないため、火山活動（降下火砕物）の影響を受けるおそれはない。

- (6) 防護壁 防護壁 No.1 に屋根はないため、積雪の影響を受けるおそれはない。
- (7) 防護壁 防護壁 No.1 は壁と扉のみの構造であり、生物学的事象の影響を受けるおそれはない。
- (8) 「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」に基づいて本加工施設への航空機落下確率を評価し、航空機落下確率の総和が  $10^{-7}$  (回／施設・年) を超えないことから、想定する外部事象として航空機の墜落を想定する必要がないことを確認している。
- (9) 防護壁 防護壁 No.1 は航空機落下火災の評価対象に該当しない。
- (10) 防護壁 防護壁 No.1 はインターロックを有しておらず、電磁的障害の影響を受けるおそれはない。
- (11) 一般道路は敷地境界に沿っており、走行中の車両の速度成分のうち、加工施設に向かう成分はほとんどないため、交通事故の影響を受けるおそれはない。防護壁 防護壁 No.1 と町道の位置関係を示したものを図へ—2—1—5 5 に示す。
- (12) 杣の杭先端深さについては、施工管理により多少変動する場合がある。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を二重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

表リ一設－2－1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称	{8001}	
機器名	非常用電源設備 No.1 非常用発電機	
変更内容	改造（耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。）	
設置場所	発電機・ポンプ棟 発電機室	
員数	1台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：（本体）  (重油タンク部)
	その他の構成機器	重油タンク部、自動起動制御装置 <sup>(1)</sup> 、非常用発電機選択切替器 <sup>(1)</sup> 、起動用電源、発電機盤、ケーブル、重油配管
	その他の性能	発電機出力：300 kVA (240 kW) 電圧(周波数)：  (60 Hz) 燃料油：A重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機の基礎構造は建物とは独立した直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。  ○地盤支持 ・支持方法 N値10以上の洪積層（砂質土層）に直接基礎で支持させる。 ・基礎形式 直接基礎（べた基礎） ・支持層深さ 約GL-2m N値43 ・基礎図 図リ一設－2－1  {8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機は発電機棟の基礎と同一層で支持する。発電機棟の支持地盤の土質柱状図を図リ一建－1－4に示す。  上記以外の設備は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟の土間コンクリート、壁面に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトでベースを基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。 

表リ一設－2－1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○重油タンク部 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリートに設置し、壁面に固定する。 床面の既設アンカーボルトのナットを全て撤去し、既設アンカーボルトに引抜力を生じさせず、せん断力のみを受け持たせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・床面：[ ]</li> <li>・壁面：[ ]</li> </ul> <p>○自動起動制御装置 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</p> <p>[ ]</p> <p>○非常用発電機選択切替器 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</p> <p>[ ]</p> <p>○起動用電源 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</p> <p>[ ]</p> <p>○発電機盤 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで土間コンクリート及び壁面に固定する。</p> <p>[ ]</p> <p>○重油配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、壁、床等にボルト等で固定する。 非常用電源設備 No.1 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リ一設－2－1に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F4] 停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—

表リ一設－2－1 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14. 4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共にても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
非常用電源設備	[24. 1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。 加工施設用の非常用電源設備は、同容量の2台（{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。 また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。  非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リー他－11(1)に示すとおり、第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共にても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。  負荷設備の系統図を図リー他－11(1)、配線用遮断器結線図を図リー他－11(2)～(8)に示す。  非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器を表リー設－2－1（別表3）に示す。	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー2、図リー設－2－1、図リー他－11(1)～図リー他－11(8)、図リー建－1－4	

(1) 自動起動制御装置及び非常用発電機選択切替器は、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機と{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機で共用する。

表リー設－2－1（別表1） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 $\square \text{ N/mm}^2$ 以上
強度部材	柱（重油タンク部） はり（重油タンク部） ベース（非常用発電機） トラス（自動起動制御装置） トラス（起動用電源） トラス（発電機盤） 支持構造物	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼またはステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	接合ボルト（重油タンク部） アンカーボルト（非常用発電機） アンカーボルト（重油タンク部） アンカーボルト（自動起動制御装置） アンカーボルト（非常用発電機選択切替器） アンカーボルト（起動用電源） アンカーボルト（発電機盤） アンカーボルト（支持構造物） 非常用発電機本体 取付ボルト（非常用発電機） 重油タンク部 自動起動制御装置 接合ボルト（自動起動制御装置） 非常用発電機選択切替器 起動用電源 接合ボルト（起動用電源） 発電機盤 接合ボルト（発電機盤） 重油配管	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼 鋼またはステンレス鋼 金属製 鋼 金属製 金属製 鋼 金属製 金属製 鋼 金属製、樹脂 鋼 金属製 鋼 鋼

\*1  $\square \text{ N/mm}^2$  以上の強度を有する材料

\*2 メッキ管、ライニング管を含める。

表リー設－2－1（別表2－1） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
取付ボルトの変更（非常用発電機）	取付ボルト	

表リー設－2－1（別表2－2） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

重油タンク部 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
既設トラスの撤去	トラス	
はりの追加	はり	
	接合ボルト	
	アンカーボルト	
既設アンカーボルトナットの撤去 *	アンカーボルトナット	

\* 既設アンカーボルトに引抜力を生じさせないため、既設アンカーボルトのナットを全て撤去する。

表リー設－2－1（別表2－3） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機  
自動起動制御装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加（壁面）	アンカーボルト	
トラスの追加	トラス	
	接合ボルト	

表リー設－2－1（別表2－4） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機  
起動用電源 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加（壁面）	アンカーボルト	
トラスの追加	トラス	
	接合ボルト	

表リー設－2－1（別表2－5） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機  
発電機盤 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加（壁面）	アンカーボルト	
トラスの追加	トラス	
	接合ボルト	

表リー設－2－1（別表3） 非常用電源設備 No.1 非常用発電機  
非常用電源設備 No.1 に接続する設備・機器

(○：該当、—：該当なし)

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*8</sup>	非常用電源設備に 接続	設備からの給電で 動作
ハンドフットクロスモニタ <sup>*1</sup> —	(ii)	○	—
ダストモニタ（排気用モニタ） —	(ii)	○ <sup>*6</sup>	○ <sup>*7</sup>
ダストモニタ（換気用モニタ） —	(ii)	○ <sup>*6</sup>	○ <sup>*7</sup>
放射線監視盤（ダストモニタ） —	(ii)	○	—
ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*5</sup>	(ii)	○	—
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	(ii)	○	—
モニタリングポスト <sup>*3</sup> —	(ii)	○	—
放射線監視盤（モニタリングポスト） <sup>*3</sup> —	(ii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） <sup>*2*3</sup>	(iii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	—	○
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	○	—
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	○	—

表リー設－2－1（別表3） 非常用電源設備No.1 非常用発電機  
非常用電源設備No.1に接続する設備・機器

（○：該当、—：該当なし）

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*8</sup>	非常用電源設備に 接続	設備からの給電で 動作
緊急設備 感震計 <sup>*4</sup>	— <sup>*9</sup>	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統2（局所排気系統） No.2 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.3 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.4 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.5 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.6 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統） 排風機（305-F）	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統） 排風機（306-F）	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VIII（局所排気系統） 排風機（308-F）	(i)	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備（受信機） <sup>*2*3</sup>	(iii)	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備（感知器） <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	—	○
消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	(iii)	○	—
消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）			
警報集中表示盤 —	(ii)	○	—
連続焼結炉 No.1（温度記録計 <sup>*5</sup> ） —	— <sup>*9</sup>	○	—
連続焼結炉 No.2-1（温度記録計） —	— <sup>*9</sup>	○	—
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	— <sup>*9</sup>	○	—

\*1 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台が非常用電源設備と接続する。

\*2 第3次設工認申請設備を含む。

\*3 第4次設工認申請設備を含む。

\*4 緊急設備 感震計は、技術基準規則第二十四条の適用を受けないが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しない。

\*5 後半申請設備を含む。

\*6 ダストモニタのサンプリング部を非常用電源設備に接続する。

\*7 ダストモニタの検出部はバッテリを備える放射線監視盤（ダストモニタ）から給電する。

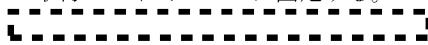
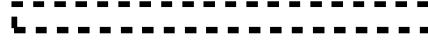
\*8 次に示す加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備の区分。（i）第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備 （ii）放射線監視設備 （iii）火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯。

\*9 加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備に加えて、接続対象とした設備。

表リ一設－2－2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）														
	施設名称 非常用電源設備														
設備・機器名称 機器名	{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機														
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。 ・耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。〕														
設置場所	屋外														
員数	1台														
一般仕様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>ディーゼル式</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：(本体) [ ] (重油タンク部) [ ]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル、重油配管</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>発電機出力：300 kVA (240 kW) 電圧(周波数) [ ] (60 Hz) 燃料油：A重油 (390 L)</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>—</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td><td>—</td></tr> </table>	型式	ディーゼル式	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：(本体) [ ] (重油タンク部) [ ]	その他の構成機器	重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル、重油配管	その他の性能	発電機出力：300 kVA (240 kW) 電圧(周波数) [ ] (60 Hz) 燃料油：A重油 (390 L)	核燃料物質の状態	—	核燃料物質の臨界防止	—
型式	ディーゼル式														
主要な構造材	本表（別表1）に示す。														
寸法（単位：mm）	概略寸法：(本体) [ ] (重油タンク部) [ ]														
その他の構成機器	重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル、重油配管														
その他の性能	発電機出力：300 kVA (240 kW) 電圧(周波数) [ ] (60 Hz) 燃料油：A重油 (390 L)														
核燃料物質の状態	—														
核燃料物質の臨界防止	—														
技術基準に基づく仕様	<p>[5.1-F1]  {8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンク部の基礎は個別に設ける。個別の基礎に非常用発電機及び重油タンク部をそれぞれ固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤（人工盛土）に直接基礎（べた基礎）で直接支持させる。</li> <li>・基礎構造 直接基礎（べた基礎）</li> <li>・支持層深さ 約 GL-0.3 m</li> <li>・基礎図 図リ一設－2－2</li> </ul> <p>[6.1-F1]  耐震重要度分類を第2類とする。</p> <p>○基礎  常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。</p> <p>○非常用発電機  強度部材を本表（別表1）に示す。  アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。  [ ]  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。  [ ]</p> <p>○重油タンク部  強度部材を本表（別表1）に示す。  アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  [ ]</p> <p>○カバー  取付ボルトでベースに固定する。  [ ]</p>														

表リー設－2－2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止
	<p>○発電機盤（制御ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○発電機盤（主回路ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○重油配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。</p> <p>非常用電源設備 No.2 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リー設－2－2に示す。</p>
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンク部が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>○非常用発電機 ベースをコンクリート基礎に固定する。</p>  <p>取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。</p>  <p>○重油タンク部</p>  <p>○カバー 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○重油配管 F1 竜巻における標準支持間隔以下で支持構造物により固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の非常用発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃でも作動する。</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p>

表リー設－2－2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) —
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F4] 停電時には非常用電源設備が起動し、第1種管理区域の負圧を維持する。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。  [14.4-F1] 第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共にても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	[18.2-F1]	非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—

表リー設－2－2 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.1-F1]</p> <p>非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後 40 秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。<sup>(1)</sup></p> <p>加工施設用の非常用電源設備は、同容量の 2 台（{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機）を設置することにより、故障時において予備機に切り替えることによって負荷系統に接続し、給電を維持する。<sup>(2)</sup></p> <p>また、非常用電源設備からの配線は一方の非常用電源設備の故障の影響を他方が受けないように独立させることにより、加工施設の安全性を損なわない。</p> <p>非常用電源設備 No.1 非常用発電機及び非常用電源設備 No.2 非常用発電機は、図リー他－1 1 (1) に示すとおり、第 1 種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、放射線監視設備、並びに火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び誘導灯を稼働させる電気容量を考慮し、使用施設と共にても十分な能力を有し、安全上支障をきたさない。</p> <p>負荷設備の系統図を図リー他－1 1 (1)、配線用遮断器結線図を図リー他－1 1 (2)～(8) に示す。</p> <p>非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器を表リー設－2－2（別表 3）に示す。</p>
	通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リー2、図リー設－2－2、図リー他－1 1 (1)～図リー他－1 1 (8)

- (1) 自動起動制御装置は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機と{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機で共用する。
- (2) 非常用発電機選択切替器は、{8001} 非常用電源設備 No.1 非常用発電機と{8003} 非常用電源設備 No.2 非常用発電機で共用する。

表リー設－2－2（別表 1） 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 $\square \text{N/mm}^2$ 以上
強度部材	柱（重油タンク部） はり（重油タンク部） ベース（非常用発電機） 支持構造物	鋼 $\square$ 鋼 $\square$ 鋼 $\square$ 鋼またはステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	取付ボルト（非常用発電機） 取付ボルト（カバー） 取付ボルト（発電機盤） アンカーボルト（非常用発電機） アンカーボルト（重油タンク部） アンカーボルト（支持構造物） 非常用発電機本体 重油タンク部 カバー 発電機盤 起動用電源 重油配管	鋼 $\square$ ステンレス鋼 $\square$ 鋼 $\square$ ステンレス鋼 $\square$ ステンレス鋼 $\square$ 鋼またはステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、樹脂 鋼 $\square$ 、ステンレス鋼 $\square$

\*1  $\square$  以上の強度を有する材料

\*2  $\square$  以上の強度を有する材料

\*3 メッキ管、ライニング管を含める。

表リー設－2－2（別表2） 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
カバーの取付ボルトの変更	取付ボルト	

表リー設－2－2（別表3） 非常用電源設備 No.2 非常用発電機  
非常用電源設備 No.2 に接続する設備・機器

(○：該当、—：該当なし)

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*8</sup>	非常用電源設備に 接続	設備からの給電で 動作
ハンドフットクロスモニタ <sup>*1</sup> —	(ii)	○	—
ダストモニタ（排気用モニタ） —	(ii)	○ <sup>*6</sup>	○ <sup>*7</sup>
ダストモニタ（換気用モニタ） —	(ii)	○ <sup>*6</sup>	○ <sup>*7</sup>
放射線監視盤（ダストモニタ） —	(ii)	○	—
ガンマ線エリアモニタ 検出器 <sup>*5</sup>	(ii)	○	—
放射線監視盤（ガンマ線エリアモニタ） —	(ii)	○	—
モニタリングポスト <sup>*3</sup> —	(ii)	○	—
放射線監視盤（モニタリングポスト） <sup>*3</sup> —	(ii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ）） <sup>*2*3</sup>	(iii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	—	○
緊急設備 非常用照明 <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	○	—
緊急設備 誘導灯 <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	○	—
緊急設備 感震計 <sup>*4</sup>	— <sup>*9</sup>	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統2（局所排気系統） No.2 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.3 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統3（局所排気系統） No.4 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.5 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.2 系統4（局所排気系統） No.6 排風機	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統V（局所排気系統） 排風機（305-F）	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VI（局所排気系統） 排風機（306-F）	(i)	○	—
気体廃棄設備 No.1 系統VIII（局所排気系統） 排風機（308-F）	(i)	○	—
火災報知設備 自動火災報知設備（受信機） <sup>*2*3</sup>	(iii)	○	—

表リー設－2－2（別表3） 非常用電源設備No.2 非常用発電機  
非常用電源設備No.2に接続する設備・機器

（○：該当、—：該当なし）

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*8</sup>	非常用電源設備に 接続	設備からの給電で 動作
火災報知設備 自動火災報知設備（感知器） <sup>*2*3*5</sup>	(iii)	—	○
消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ）	(iii)	○	—
消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）			
警報集中表示盤 —	(ii)	○	—
連続焼結炉No.1（温度記録計 <sup>*5</sup> ） —	— <sup>*9</sup>	○	—
連続焼結炉No.2-1（温度記録計） —	— <sup>*9</sup>	○	—
焼却設備 焼却炉（温度表示器）	— <sup>*9</sup>	○	—

\*1 放射線業務従事者等の入退域が多いため頻繁に使用される第2加工棟 第2出入管理室に設置する3台が非常用電源設備と接続する。

\*2 第3次設工認申請設備を含む。

\*3 第4次設工認申請設備を含む。

\*4 緊急設備 感震計は、技術基準規則第二十四条の適用を受けないが、継続的な震度モニタリングのため非常用電源設備と接続する。関連する安全機構及びインターロックの作動端の設備が停電時にフェールセーフとなるため、停電時の安全機能に期待しない。

\*5 後半申請設備を含む。

\*6 ダストモニタのサンプリング部を非常用電源設備に接続する。

\*7 ダストモニタの検出部はバッテリを備える放射線監視盤（ダストモニタ）から給電する。

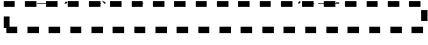
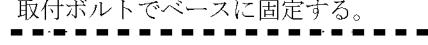
\*8 次に示す加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備の区分。（i）第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、（ii）放射線監視設備、（iii）火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯。

\*9 加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備に加えて、接続対象とした設備。

表リ一設-2-3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	非常用電源設備
設備・機器名称 機器名	{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機	
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。 ・耐震補強のため、配管の支持構造物の位置・構造を変更する。〕	
設置場所	屋外	
員数	1台	
一般仕様	型式	ディーゼル式
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：（本体） （重油タンク部）
	その他の構成機器	重油タンク部、起動用電源、発電機盤、カバー、ケーブル、重油配管
	その他の性能	発電機出力：300 kVA (240 kW) 電圧(周波数)： (60 Hz) 燃料油：A重油 (390 L)
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] {8005} 非常用電源設備A 非常用発電機及び重油タンク部の基礎構造は直接基礎（べた基礎）とし、自重及び通常時に作用する荷重に加えて、耐震重要度分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、設備を十分に支持することができる地盤に設ける。非常用発電機及び重油タンク部の基礎は個別に設ける。個別の基礎に非常用発電機及び重油タンク部をそれぞれ固定する。  ・支持方法 平板載荷試験で十分な支持性能を有することを確認した表層地盤（人工盛土）に直接基礎（べた基礎）で直接支持させる。 ・基礎構造 直接基礎（べた基礎） ・支持層深さ 約 GL-0.3 m ・基礎図 図リ一設-2-3
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。  ○基礎 常時作用している荷重と耐震重要度分類に応じて算定する静的地震力が作用した場合に生じる応力度が、基礎の許容応力度を超えない。  ○非常用発電機 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトでベースを屋外に設置した基礎に固定する。  取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。  ○重油タンク部 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで屋外に設置した基礎に固定する。  ○カバー 取付ボルトでベースに固定する。

表リ一設－2－3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>○発電機盤（制御ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○発電機盤（主回路ユニット） 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○重油配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。</p> <p>非常用電源設備A 非常用発電機の設備外観及び本体基礎図を図リ一設－2－3に示す。</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備A 非常用発電機は、F1 竜巻に対して非常用発電機及び重油タンク部が飛来物とならないよう、コンクリート基礎にアンカーボルトにより固定する。</p> <p>○非常用発電機 ベースをコンクリート基礎に固定する。</p>  <p>取付ボルトで非常用発電機をベースに固定する。</p>  <p>○重油タンク部</p>  <p>○カバー 取付ボルトでベースに固定する。</p>  <p>○重油配管 F1 竜巻における標準支持間隔以下で支持構造物により固定する。</p> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する{8005}非常用電源設備A 非常用発電機で使用する冷却水には、JIS K 2234 に定める不凍液を混合する。また、屋外設置の発電機に関しては、不凍液の混合に加えて発電機内のヒータにて冷却水の保温を行うため、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃でも作動する。</p> <p>(火山活動 (降下火砕物)) —</p> <p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p>

表リー設－2－3 非常用電源設備A 非常用発電機 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) — (外部火災（森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災）) — (電磁的障害) — (交通事故（自動車）) —
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
加工施設内における溢水による損傷の防止		—
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		[18.2-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		[24.1-F1] 非常用電源設備は、停電時に自動稼働させるための制御設備を設け、停電後40秒以内に非常用発電機が起動し電力を供給する。  負荷設備の系統図を図リー他-11(9)、配線用遮断器結線図を図リー他-11(10)、図リー他-11(11)に示す。 非常用電源設備Aに接続する設備・機器を表リー設-2-3（別表3）に示す。
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リー2、図リー設-2-3、図リー他-11(9)～図リー他-11(11)

表リー設-2-3(別表1) 非常用電源設備A 非常用発電機 材料一覧

部位	部位名	材料
構造材	基礎	コンクリート 圧縮強度 $\square \square \text{N/mm}^2$ 以上
強度部材	柱(重油タンク部) はり(重油タンク部) ベース(非常用発電機) 支持構造物	鋼 鋼 鋼 鋼またはステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	取付ボルト(非常用発電機) 取付ボルト(カバー) 取付ボルト(発電機盤) アンカーボルト(非常用発電機) アンカーボルト(重油タンク部) アンカーボルト(支持構造物) 非常用発電機本体 重油タンク部 カバー 発電機盤 起動用電源 重油配管	鋼 ステンレス鋼 鋼 ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼またはステンレス鋼 金属製 金属製 金属製 金属製 金属製、樹脂 鋼 、ステンレス鋼

\*1 以上の強度を有する材料

\*2 以上の強度を有する材料

\*3 メッキ管、ライニング管を含める

表リー設-2-3(別表2) 非常用電源設備A 非常用発電機 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
カバーの取付ボルトの変更	取付ボルト	

表リー設-2-3(別表3) 非常用電源設備A 非常用発電機  
非常用電源設備Aに接続する設備・機器

(○:該当、ー:該当なし)

設備・機器名称 機器名	許可における 区分 <sup>*4</sup>	非常用電源設備に 接続	設備からの給電で 動作
気象観測装置 —	(ii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備(電話交換機)	(iii)	○	—
通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ)) <sup>*1*2</sup>	(iii)	—	○
通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機) <sup>*2</sup>	(iii)	—	○
通信連絡設備 所外通信連絡設備	(iii)	○ <sup>*3</sup>	—

\*1 第3次設工認申請設備を含む。

\*2 第4次設工認申請設備を含む。

\*3 緊急時優先電話(専用電話回線)を除く。携帯電話、衛星携帯電話、携帯型無線(消防専用回線)は、外部電源喪失時のバッテリの充電用に接続する。

\*4 次に示す加工事業変更許可申請書で接続対象とした設備の区分。(i)第1種管理区域の負圧の維持に必要な局所排気設備、(ii)放射線監視設備、(iii)火災等の警報設備、通信連絡設備、非常用照明、誘導灯。

表リー設－3－1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）												
	施設名称 分析設備 粉末取扱フード設備												
設備・機器名称 機器名	{8013} 分析設備 粉末取扱フードNo.1												
変更内容	改造（火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。）												
設置場所	第2加工棟 第2分析室												
員数	1台												
一 般 仕 様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>グローブボックス型</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン</td></tr> </table>	型式	グローブボックス型	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]	その他の構成機器	—	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
型式	グローブボックス型												
主要な構造材	本表（別表1）に示す。												
寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]												
その他の構成機器	—												
その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]												
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン												
技術基準に基づく仕様	<p>[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2－7領域の单一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。</p> <p>○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（[REDACTED]に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。）</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2－7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[REDACTED]以上 核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> <p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p> <p>[6.1-F1] 地震による損傷の防止 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>津波による損傷の防止 —</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止 —</p> <p>加工施設への人の不法な侵入等の防止 —</p> <p>閉じ込めの機能 [10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p>												

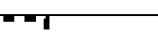
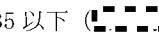
表リー設－3－1 分析設備 粉末取扱フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
安全避難通路等		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－3－1	

表リー設－3－1（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設－3－2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8014} 分析設備 粉末取扱フードNo.2	
変更内容	改造（火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。）	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	箱型 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  — 最大取扱量：酸化ウラン  又は金属ウラン  酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。  ○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（  に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。）  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：  以上  核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設－3－2 分析設備 粉末取扱フード No.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
安全避難通路等		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－3－2	

表リー設－3－2（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設－3－3 分析設備 粉末取扱フード No.3 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 分析設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8015} 分析設備 粉末取扱フードNo.3	
変更内容	改造（火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。）	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	台型 本表（別表1）に示す。 概略寸法：[■■■■■] — 最大取扱量：酸化ウラン [■■■] 又は金属ウラン [■■■] 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2－7領域の单一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。  ○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（[■■■■■]に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。）  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2－7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[■■■■]以上  核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設－3－3 分析設備 粉末取扱フード No.3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
安全避難通路等		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－3－3	

表リー設－3－3（別表1） 分析設備 粉末取扱フード No.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼

表リー設-3-4 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	分析設備 ドラフトチャンバ
設備・機器名称 機器名	{8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1	
変更内容	改造（老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表（別表2）に示す。）	
設置場所	第2加工棟 第2分析室	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	箱型 本表（別表1）に示す。 概略寸法：（本体） （スクラバー） スクラバー <sup>(1)</sup> 最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED] 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の單一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。  ○單一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（[REDACTED] に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。）  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な單一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・單一ユニット間の面間距離：[REDACTED] 以上  核的に安全な單一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバからの排気は、スクラバーにより酸とアルカリを除去する。 <sup>(2)</sup>

表リー設－3－4 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－3－4	

- (1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo.3で共用する。
- (2) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo.3とスクラバーを接続する排気ダクトは{6025} 気体廃棄設備No.1 系統VI(局所排気系統)ダクトの一部であり耐腐食性材料を用いる。ダクトの仕様を表ト－2 P設－2－2（別表2）に示す。

表リー設－3－4（別表1） 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト スクラバー	ステンレス鋼 金属製、 

表リー設－3－4（別表2） 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ・スクラバー	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト 	
	柱 	
	はり 	
スクラバーの追加	アンカーボルト 	

表リー設-3-5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）												
	施設名称 分析設備 ドラフトチャンバ												
設備・機器名称 機器名	{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2												
変更内容	改造（老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表（別表2）に示す。）												
設置場所	第2加工棟 第2分析室												
員数	1台												
一 般 仕 様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>箱型</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン</td></tr> </table>	型式	箱型	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]	その他の構成機器	—	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
型式	箱型												
主要な構造材	本表（別表1）に示す。												
寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]												
その他の構成機器	—												
その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]												
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン												
技術基準に基づく仕様	<p>[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。</p> <p>○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 [REDACTED] に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。)</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[REDACTED]以上 核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>												
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。												
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。												
津波による損傷の防止	—												
外部からの衝撃による損傷の防止	—												
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—												
閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバからの排気は、{8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 のスクラバーにより酸とアルカリを除去する。 <sup>(1)</sup>												

表リー設－3－5 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	[11.3-B2]	次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。	[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。	[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－3－4	

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo.3とスクラバーを接続する排気ダクトは{6025} 気体廃棄設備No.1 系統VI(局所排気系統)ダクトの一部であり耐腐食性材料を用いる。ダクトの仕様を表ト－2 P設－2－2（別表2）に示す。

表リー設－3－5（別表1） 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表リー設－3－5（別表2） 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト 柱 はり	[Redacted]

表リー設－3－6 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）												
	施設名称 分析設備 ドラフトチャンバ												
設備・機器名称 機器名	{8018} 分析設備 ドラフトチャンバ No.3												
変更内容	改造（老朽化対策のため、設備を更新する。仕様を本表（別表2）に示す。）												
設置場所	第2加工棟 第2分析室												
員数	1台												
一 般 仕 様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>箱型</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン</td></tr> </table>	型式	箱型	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]	その他の構成機器	—	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
型式	箱型												
主要な構造材	本表（別表1）に示す。												
寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]												
その他の構成機器	—												
その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]												
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン												
技術基準に基づく仕様	<p>[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2－7領域の单一ユニット（No.2-7(1)）を構成する。</p> <p>○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 [REDACTED] に持ち込むウランの総量（分析試料保管棚を除く）を管理する。)</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2－7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[REDACTED] 以上 核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>												
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。												
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 アンカーボルトで床面に固定する。												
津波による損傷の防止	—												
外部からの衝撃による損傷の防止	—												
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—												
閉じ込めの機能	[10.1-F7] 酸又はアルカリを取り扱うドラフトチャンバからの排気は、{8016} 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 のスクラバーにより酸とアルカリを除去する。 <sup>(1)</sup>												

表リー設－3－6 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
		[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リー設－1、図リー設－3－4

(1) {8016} 分析設備 ドラフトチャンバNo.1、{8017} 分析設備 ドラフトチャンバNo.2、{8018} 分析設備 ドラフトチャンバNo.3とスクラバーを接続する排気ダクトは{6025} 気体廃棄設備No.1 系統VI(局所排気系統) ダクトの一部であり耐腐食性材料を用いる。ダクトの仕様を表ト－2 P設－2－2（別表2）に示す。

表リー設－3－6（別表1） 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	ドラフトチャンバ	ステンレス鋼、ガラス
その他	アンカーボルト	ステンレス鋼

表リー設－3－6（別表2） 分析設備 ドラフトチャンバNo.3 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり・ドラフトチャンバ	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
ドラフトチャンバの追加	アンカーボルト	[REDACTED]
	柱	[REDACTED]
	はり	[REDACTED]

表リ一設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

許可との対応	許可番号(日付) 原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称 燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8019} 燃料開発設備 スクラップ処理装置
変更内容	改造 〔・耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。 ・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。〕
設置場所	第2加工棟 第2開発室
員数	1台
一般仕様	型式 フード型 主要な構造材 本表(別表1)に示す。 寸法(単位:mm) 概略寸法: その他の構成機器 電気マッフル炉、真空オーブン、真空排気装置 その他の性能 最大取扱量:酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED] 最高使用温度:[REDACTED]
	核燃料物質の状態 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	[4.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の單一ユニット(No.2-7(3))を構成する。 ○單一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・質量制限 質量:0.65kgU235以下 [REDACTED] に持ち込むウランの総量(開発試料保管棚を除く)を管理する。 [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な單一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・單一ユニット間の面間距離 [REDACTED] 以上 核的に安全な單一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	[6.1-F1] 地震による損傷の防止 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 [REDACTED]
	津波による損傷の防止 —
	外部からの衝撃による損傷の防止 —
	加工施設への人の不法な侵入等の防止 —
	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して9.8Pa以上の負圧に維持する。 また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設－4－1 燃料開発設備 スクラップ処理装置 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1]</p> <p>設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3]</p> <p>被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、漏電遮断器を電気・計装盤内に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設		<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－1	

表リー設－4－1（別表1） 燃料開発設備 スクラップ処理装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト 取付ボルト 電気マッフル炉 真空オーブン	鋼 ステンレス鋼 金属製 金属製

\* [ ] 以上の強度を有する材料

表リー設－4－1（別表2） 燃料開発設備 スクラップ処理装置 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
フードを架台に固定	取付ボルト	[ ]

表リー設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）												
	施設名称 燃料開発設備 粉末取扱フード設備												
設備・機器名称 機器名	{8020} 燃料開発設備 試料調整用フード												
変更内容	改造 〔既設の設備を撤去し、新たに設備を新設する。仕様を本表（別表2）に示す。〕												
設置場所	第2加工棟 第2開発室												
員数	1台												
一 般 仕 様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>作業台付箱型フード</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：[■■■■■]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>Vブレンダ</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>最大取扱量：酸化ウラン [■■■] 又は金属ウラン [■■■]</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン</td></tr> </table>	型式	作業台付箱型フード	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：[■■■■■]	その他の構成機器	Vブレンダ	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [■■■] 又は金属ウラン [■■■]	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
型式	作業台付箱型フード												
主要な構造材	本表（別表1）に示す。												
寸法（単位：mm）	概略寸法：[■■■■■]												
その他の構成機器	Vブレンダ												
その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [■■■] 又は金属ウラン [■■■]												
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン												
技術基準に基づく仕様	<p>[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。</p> <p>○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（[■■■■■]に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。）</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[■■■■]以上</p> <p>核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p> <p>[5.1-F1] 安全機能を有する施設の地盤 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。</p> <p>[6.1-F1] 地震による損傷の防止 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 [■■■■■] Vブレンダを取り付ボルトで設備に固定する。</p> <p>津波による損傷の防止 —</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止 —</p> <p>加工施設への人の不法な侵入等の防止 —</p>												

表リー設－4－2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10. 1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
		[11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
		[11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 <ul style="list-style-type: none"><li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li><li>・使用電圧が600 Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li><li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li></ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位15.2 cmに対して、20 cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
		[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2 cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。
		[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—

表リー設－4－2 燃料開発設備 試料調整用フード 仕様

技術基準に基づく仕様	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－2	

表リー設－4－2（別表1） 燃料開発設備 試料調整用フード 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 [ ] ステンレス鋼 [ ]
ウランを取り扱う部位	囲い式フード Vブレンド	金属製、ポリカーボネート（難燃性） 金属製
その他	アンカーボルト 取付ボルト（Vブレンド）	鋼 [ ] ステンレス鋼 [ ]

表リー設－4－2（別表2） 燃料開発設備 試料調整用フード 使用部材

使用項目	関連部材	断面等及び員数
既設部材の撤去	柱・はり	全て
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	全て
柱の追加	柱 [ ]	[ ]
はりの追加	はり [ ]	[ ]
小はりの追加	はり [ ]	[ ]
アンカーボルトの追加	アンカーボルト [ ]	[ ]
取付ボルトの変更（Vブレンド）	取付ボルト [ ]	[ ]

表リ一設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 仕様

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1803284号(平成30年3月28日付け)
	施設名称	燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8021} 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1	
変更内容	改造 ・耐震補強の仕様を本表(別表2)に示す。 ・火災対策のため、囲い式フード及び設備カバーを不燃性又は難燃性材料に変更する。	
設置場所	第2加工棟 第2開発室	
員数	1台	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法(単位:mm) その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	作業台付箱型フード 本表(別表1)に示す。 概略寸法: センタレス研磨機、試料研磨機、試料切断機、防水パン 最大取扱量:酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED] 保有水量:(試料研磨機) [REDACTED] (センタレス研磨機) [REDACTED] 酸化ウランペレット、酸化ウランスラッジ、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の單一ユニット(No.2-7(3))を構成する。  ○單一ユニットの仕様 ・濃縮度5wt%以下 ・質量制限 質量:0.65kgU235以下([REDACTED]に持ち込むウランの総量(開発試料保管棚を除く)を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な單一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・單一ユニット間の面間距離:[REDACTED]以上  核的に安全な單一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表(別表1)に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○センタレス研磨機 [REDACTED] ○架台(試料研磨機) [REDACTED] ○架台(試料切断機) [REDACTED]

表リー設－4－3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	<p>取付ボルトで設備に固定する。</p> <p>○センタレス研磨機 ○試料切断機 ○試料研磨機（2台）</p>
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	<p>[10.1-F2] 液体を内包する部位は漏えいのない構造とする。</p> <p>[10.1-F5] ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止するため、防水パンを設ける。 ウラン粉末を含んだ液体が漏えいするおそれのある場所には、{8052}緊急設備 漏水検知器を設置する。 {8052}緊急設備 漏水検知器の仕様を表リー他－1に示す。</p> <p>また、建物の壁及び堰で構成された溢水防護区画C1-1内に設置することにより、ウラン粉末を含んだ液体の漏えいを防止する。</p> <p>[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。</p> <p>[10.1-F7] 粉末状のウランを含む液体と接触する部位には耐腐食性を有する材料を用いるとともに、液体の漏えいを防止する。 材料を本表（別表1）に示す。</p>
	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>

表リー設－4－3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。  [12. 1-F4] 溢水の発生を早期に検知するために {8052} 緊急設備 漏水検知器を溢水防護区画内の溢水源の近傍又は溢水経路に設置し、溢水の拡大を防止する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等	[18. 1-F1] 漏水を検知した際には、自動的に警報を発する {8052} 緊急設備 漏水検知器を設置する。	
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－3、図リー他－6(6)、図リー他－6(7)	

表リー設－4－3（別表1） 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱	鋼 [REDACTED] 、ステンレス鋼
	はり	鋼 [REDACTED] 、ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
	設備カバー	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 [REDACTED]
	センタレス研磨機	金属製
	取付ボルト（センタレス研磨機）	ステンレス鋼 [REDACTED]
	試料切断機	金属製
	取付ボルト（試料切断機）	鋼 [REDACTED]
	試料研磨機	金属製
	取付ボルト（試料研磨機）	鋼 [REDACTED]
	防水パン	ステンレス鋼

\* [REDACTED] 以上の強度を有する材料

表リー設－4－3（別表2） 燃料開発設備 試料調整用フードNo.1 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
センタレス研磨機の取付ボルトの追加	取付ボルト	[REDACTED]
試料切断機の取付ボルトの追加	取付ボルト	[REDACTED]
試料研磨機の取付ボルトの追加	取付ボルト	[REDACTED]

表リ一設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）												
	施設名称 燃料開発設備 粉末取扱フード設備												
設備・機器名称 機器名	{8022} 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2												
変更内容	改造（火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。）												
設置場所	第2加工棟 第2開発室												
員数	1台												
一 般 仕 様	<table border="1"> <tr> <td>型式</td><td>鋼板箱型</td></tr> <tr> <td>主要な構造材</td><td>本表（別表1）に示す。</td></tr> <tr> <td>寸法（単位：mm）</td><td>概略寸法：[REDACTED]</td></tr> <tr> <td>その他の構成機器</td><td>—</td></tr> <tr> <td>その他の性能</td><td>最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]</td></tr> <tr> <td>核燃料物質の状態</td><td>酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン</td></tr> </table>	型式	鋼板箱型	主要な構造材	本表（別表1）に示す。	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]	その他の構成機器	—	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
型式	鋼板箱型												
主要な構造材	本表（別表1）に示す。												
寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]												
その他の構成機器	—												
その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [REDACTED] 又は金属ウラン [REDACTED]												
核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン												
技術基準に基づく仕様	<p>[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。</p> <p>○单一ユニットの仕様        • 濃縮度 5 wt%以下        • 質量制限        質量：0.65 kgU235 以下（[REDACTED]に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。）</p> <p>[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。</p> <p>○複数ユニットの仕様        • 単一ユニット間の面間距離 [REDACTED] 以上         核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。</p>												
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。												
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 [REDACTED]												
津波による損傷の防止	—												
外部からの衝撃による損傷の防止	—												
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—												
閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フードの内部を工程室に対して 9.8 Pa 以上の負圧に維持する。 また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。												

表リー設－4－4 燃料開発設備 試料調整用フード No.2 仕様

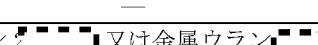
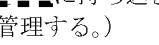
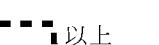
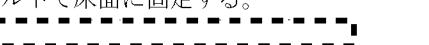
技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>[11.3-F1]</p> <p>設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。</p> <p>[11.3-F2]</p> <p>配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1]</p> <p>設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、20cm以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3]</p> <p>被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位15.2cmに対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
	安全避難通路等	—
安全機能を有する施設		<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－4	

表リー設－4－4（別表1） 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼  鋼 
ウランを取り扱う部位	囲い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 

\*  以上の強度を有する材料

表リー設-4-5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称 燃料開発設備 粉末取扱フード設備
設備・機器名称 機器名	{8023} 燃料開発設備 粉末取扱フード
変更内容	改造 〔・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ・使用予定のない設備の一部を撤去し、部材を追加する。部材変更の仕様を本表（別表2）に示す。〕
設置場所	第2加工棟 第2開発室
員数	1台
一般仕様	型式 作業台付箱型フード 主要な構造材 本表（別表1）に示す。 寸法（単位：mm） 概略寸法：  その他の構成機器 — その他の性能 最大取扱量：酸化ウラン  又は金属ウラン  核燃料物質の状態 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット、金属ウラン
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 [4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。  ○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 (  に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。)  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：  以上  核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤 [5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	—
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。

表リー設－4－5 燃料開発設備 粉末取扱フード 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料であるステンレス鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		—
放射線管理施設		—
廃棄施設		—
核燃料物質等による汚染の防止		—
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－5	

表リー設－4－5（別表1） 燃料開発設備 粉末取扱フード 材料一覧

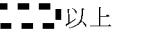
部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	ステンレス鋼 [■]、 ステンレス鋼 [■]、鋼 [■]
ウランを取り扱う部位	匂い式フード	金属製、ポリカーボネート（難燃性）
その他	アンカーボルト	鋼 [■]

\* [■] 以上の強度を有する材料

表リー設－4－5（別表2） 燃料開発設備 粉末取扱フード 部材変更の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
柱・はりの撤去	柱 はり	[■]
既設アンカーボルトの撤去	アンカーボルト	[■]
柱の追加	柱 [■]	[■]
はりの追加	はり [■]	[■]

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	燃料開発設備 プレス 防護板
設備・機器名称 機器名		{8024} 燃料開発設備 プレス {8062}緊急設備 防護板
変更内容		改造 ・火災対策のため、囲い式フードを不燃性又は難燃性材料に変更する。 ・火災対策のため、油圧ユニットの作動油タンクにオイルパンを設け、作動油タンク周辺に防護板を設置する。
設置場所		第2加工棟 第2開発室
員数		1台
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	油圧式 本表（別表1）に示す。 概略寸法：  モータ（3.7 kW 超） 最大取扱量：酸化ウラン 作動油タンク A：油圧油（  L） 作動油タンク B：油圧油（  L） 酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の單一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。  ○單一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（  に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。）  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な單一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・單一ユニット間の面間距離：  以上  核的に安全な單一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第3類とする。 {8024}燃料開発設備 プレスをアンカーボルトで床面に固定する。  作動油タンク A の {8062}緊急設備 防護板（防護板 A 兼オイルパン A）をアンカーボルトで床面に固定する。 作動油タンク B の {8062}緊急設備 防護板（防護板 B）を据付ボルトで作動油タンク B に固定する。 作動油タンク B のオイルパン B をアンカーボルトで床面に固定する。
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—

表リー設-4-6 燃料開発設備 プレス 仕様

技術基準に基づく仕様	閉じ込めの機能	[10.1-F6] 囲い式フード開口部の面速（0.5 m/秒以上）を維持する。また、閉じ込め機能を安全機能とする設備の各部位は閉じ込め境界に影響を及ぼさない設計とし、囲い式フード内の視認性が必要となる部位に、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用することで、通常の作業時に目視できない場所に、酸化ウラン粉末が堆積する可能性のある部位を設置しない設備構造とする。
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製又はステンレスとし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 ウラン粉末を取り扱う設備・機器のフード部は、設備異常の目視確認等の視認性が必要となるため、透明度が高く自己消火性を有するポリカーボネートを使用する。  [11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11.3-F3] 3.7 kW を超えるモータは、排熱に配慮した鋼板製ケースに収容する。 油圧ユニットの作動油タンクに金属製のオイルパンを設け、作動油タンク周辺に厚さ 1.5 mm 以上の金属製の{8062}緊急設備 防護板を設置し、火炎の伝播を防止する。 オイルパン A : [REDACTED] オイルパン B : [REDACTED]  [11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
加工施設内における溢水による損傷の防止		[12.1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。  [12.1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

表リー設－4－6 燃料開発設備 プレス 仕様

材料及び構造	—
搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—
放射線管理施設	—
廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー設－1、図リー設－4－6

表リー設－4－6 (別表1) 燃料開発設備 プレス 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 (フード) はり (フード)	ステンレス鋼 ステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	囲い式フード プレス	金属製、ポリカーボネート (難燃性) 金属製
その他	アンカーボルト 作動油タンク A 作動油タンク B 防護板 A 兼オイルパン A アンカーボルト (防護板 A 兼オイルパン A) 防護板 B 据付ボルト (防護板 B) オイルパン B アンカーボルト (オイルパン B) モータ	鋼 金属製 金属製 金属製 鋼 金属製 鋼 金属製 鋼 金属製

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構（窒素配管含む） 空気混入防止機構 失火検知機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{8025} 燃料開発設備 加熱炉 {8025-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） {8025-3} 空気混入防止機構 {8025-5} 過加熱防止機構 {8025-6} 圧力逃がし機構 {8025-7} 可燃性ガス配管 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス） {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）
変更内容		改造 ・耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。仕様を本表（別表3）に示す。 ・自動窒素ガス切替機構作動時に自動的にヒータ電源が遮断する制御を追加する。 ・プロパンガスによるパイロットバーナを電気式のイグナイターへ変更する。そのため、不要となる失火検知に係る機器を撤去する。 ・電磁的障害対策のため、過加熱防止機構で使用するアナログ信号線をシールドケーブルに変更する。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。 ・火災爆発対策として、可燃ガス漏えい検知器及び感震計と連動した緊急遮断弁を屋外に設置する。 ・火災爆発対策のため、緊急停止ボタンを設置し、緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、水素ガス）及び窒素導入弁と連動させる。
設置場所		第2加工棟 第2開発室 (屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面(可燃性ガス配管の一部、緊急遮断弁))、(屋外 第2加工棟 3階南外壁面、(可燃性ガス配管の一部、可燃性ガス漏えい検知器の一部))
員数		1台
一般仕様	型式	堅型バッチ炉
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]
	その他の構成機器	真空排気装置、付帯安全系ガス配管、制御盤、緊急遮断弁制御盤、循環冷却水 安全機構及びインターロックに関する機器を本表（別表4）に示す。
	その他の性能	最大取扱量：[REDACTED] g 最高使用温度：[REDACTED]
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。 ○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下（[REDACTED]に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。）

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な単一ユニットの配置を定める。 ○複数ユニットの仕様 ・ 単一ユニット間の面間距離：[■■■]以上  核的に安全な単一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第2類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。 アンカーボルトで床面に固定する。 ○{8025}燃料開発設備 加熱炉  [■■■]  取付ボルトで{8025}燃料開発設備 加熱炉の架台に固定する。 ○加熱炉 ・ 取付ボルト [■■■]  アンカーボルトで壁面に固定する。 ○{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） ・ 窒素ガスボンベ架台：あと施工接着系 M12×3本×2箇所 窒素ガスボンベは、床上に設置し、架台により転倒を防止する。ボンベ架台は壁にアンカーボルトで固定する。なお、窒素ガスボンベ架台は耐震重要度分類第1類相当の固定とする。  ○窒素ガス配管（安全系）（{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む））、{8025-7}可燃性ガス配管 耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、壁、天井等にアンカーボルトで固定する。  ○{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） 据付ボルトで設備本体に固定する。 ・ アンモニア分解ガス 圧力スイッチ： [■■■] ・ 水素ガス 接点付圧力計： [■■■]  ○イグナイター（{8025-3}空気混入防止機構） 部材と一体で設備本体に据付ボルトで固定する。 [■■■]  ○熱電対（{8025-5}過加熱防止機構） 設備内に設置する。熱電対を含む信号線は、フェールセーフで設計するため、地震による損傷により安全機能を損なわない。  ○バネ式安全弁（{8025-6}圧力逃がし機構） 据付ボルトで設備本体に固定する。 [■■■]

表リー設－4－7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>地震による損傷の防止</p>	<p>○ {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) (耐震重要度分類第1類) 緊急遮断弁本体は、鋼製の可燃性ガス配管で接続し、緊急遮断弁及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造物は、壁にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○緊急遮断弁制御盤 ({8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)) 壁に [ ] 以上のアンカーボルトで固定する。 [ ] 設置図を図リー他－8 (2) に示す。</p> <p>○ {8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス) (耐震重要度分類第1類) ・吸引部：吸引配管をアンカーボルトで天井付近に固定する。 ・検知部：アンカーボルトで壁に固定する。 [ ] ・可燃性ガス漏えい警報盤：アンカーボルトで壁に固定する。 [ ] ・アナログ信号線は電線管をアンカーボルトで固定する。 設置図を図リー他－8 (2) に示す。</p>
津波による損傷の防止		—
外部からの衝撃による損傷の防止		<p>(竜巻) [8.1-F3] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び可燃性ガス配管で支持する緊急設備 緊急遮断弁、は、F1 竜巻に対して損傷を防止するため、F1 竜巻における標準支持間隔以下で弁及び配管を一体で支持構造物等に固定する。支持構造物等は、第2加工棟の壁面にアンカーボルトで固定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8025-7} 可燃性ガス配管</li> <li>・ {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> </ul> <p>(落雷) —</p> <p>(極低温 (凍結)) [8.1-F2] 屋外 第2加工棟 3階屋上外壁面に設置する緊急設備 緊急遮断弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 ℃でも作動する機器を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> <li>・ {8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス)</li> </ul> <p>(火山活動 (降下火砕物)) [8.1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び緊急設備 緊急遮断弁は降下火砕物の影響を受けないよう、降下火砕物が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8025-7} 可燃性ガス配管</li> <li>・ {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li> <li>・ {8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li> </ul>

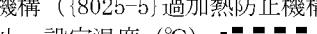
表リ一設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	(積雪) [8. 1-F1] 屋外に設置する可燃性ガス配管及び緊急設備 緊急遮断弁は積雪の影響を受けないよう、雪が堆積しにくい形状とする又は受圧面積が小さい形状とする。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ {8025-7} 可燃性ガス配管</li><li>・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)</li><li>・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)</li></ul>
	(生物学的事象) —
外部からの衝撃による損傷の防止	(航空機落下) —  (外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —  (電磁的障害) [8. 2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する。又は電源に絶縁トランジスタ若しくはラインフィルタを設置し、電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。安全機構及びインターロックの構成機器を別表4に示す。  ○アナログ信号線 (シールドケーブル) を使用する安全機構及びインターロック <ul style="list-style-type: none"><li>・ {8025-5} 過加熱防止機構</li><li>・ 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</li></ul> ○メカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置する安全機構及びインターロック <ul style="list-style-type: none"><li>・ {8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)</li><li>・ {8025-5} 過加熱防止機構</li><li>・ 緊急停止機構</li><li>・ 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</li><li>・ 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック</li></ul> (交通事故 (自動車)) —
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	[10. 1-F1] 核燃料物質が落下しないよう、加熱炉内で取り扱う。
火災等による損傷の防止	[11. 3-F1] 設備本体を構成する主架構 (強度部材) は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。

表リー設－4－7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>[11.3-F3]</p> <p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、緊急遮断弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）及び装置弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。 本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する{8026}燃料開発設備 小型霧囲気可変炉も安全に停止する。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）  <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止ボタン：1 基</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1 基</li> <li>・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1 箇所</li> <li>・{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1 箇所</li> <li>・窒素ガス導入弁：1 基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1 基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1 基</li> </ul> </p> <p>[11.3-B2]</p> <p>次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> </p> <p>[11.4-F1]</p> <p>水素ガス（アンモニア分解ガス）を取り扱う当該施設は適切に接地し、帶電を防止する。</p> <p>[11.5-F1]</p> <p>可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック 当該施設及び当該施設へ可燃性ガスを供給するための屋内配管周辺には、可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えい時に可燃性ガス漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に可燃性ガスの供給を遮断する緊急遮断弁を設置する。 可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、爆発防止インターロックを構成する機器であるため、独立した2系統の多重化を行い高い信頼性を確保する。 なお、アンモニア分解ガスは容積比で概ね水素 75 %、窒素 25 % の混合ガスであるため、水素ガスの漏えいで検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p>
------------	---

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：4箇所（図リー他-8(2)）</li> <li>・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所（図リー他-7(1)、図リー他-7(6)、図リー他-7(7)）</li> <li>・{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所（図リー他-7(1)、図リー他-7(6)、図リー他-7(8)）</li> </ul> <p>上記の可燃性ガス漏えい検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、屋内配管経路も含め第2加工棟3階用として、全4箇所(8台)に設置する。</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック</p> <p>震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p> <p>緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共に用する。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8042-2}緊急設備 感震計：1箇所（図リー他-7(1)、図リー他-7(2)）</li> <li>・{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所</li> <li>・{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所</li> </ul> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p> <p>○可燃性ガス配管</p> <p>屋内のアンモニア分解ガス及び水素ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共に用する。</p> <p>○設備の員数（{8025-7}可燃性ガス配管）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃性ガス配管（アンモニア分解ガス）：1式</li> <li>・可燃性ガス配管（水素ガス）：1式</li> </ul> <p>[11.6-F1]</p> <p>○過加熱防止機構<sup>(1)</sup></p> <p>当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>○設備の安全機構（{8025-5}過加熱防止機構）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過加熱防止 設定温度（℃）：</li> <li>・炉内温度を監視する熱電対：1箇所</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1基</li> </ul> <p>[11.7-F1]</p> <p>○空気混入防止機構</p> <p>当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガス及び水素ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出するアンモニア分解ガス及び水素ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい、滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p>
------------	---

表リー設－4－7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>○設備の安全機構 ({8025-3}空気混入防止機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・イグナイター：1基</li> </ul> <p>燃焼した排気ガスを安全に排出するため、施設上部には局所排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構</p> <p>水素ガス及び水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室内よりも正圧に維持する。</p> <p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。</p> <p>導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素ガス系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系としてを設け、一般窒素ガス系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素ガス系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共に用する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-2}自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基</li> <li>・水素ガス 接点付圧力計：1基</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・安全系 窒素ガス配管系統：1式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> <li>・水素ガス 装置弁：1基</li> </ul> <p>○圧力逃がし機構</p> <p>炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-6}圧力逃がし機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁：1基</li> </ul> <p>ボルトで設備本体に固定する。</p> <p>据付ボルト</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F1]</p> <p>設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12.1-F3]</p> <p>被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		<p>[14.1-F1]</p> <p>設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1]</p> <p>当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>

表リー設-4-7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設	<p>[14.3-F1]</p> <p>自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 ( [ ] MPa) 及び想定爆発圧力 (0.23 MPa) に対し十分低い [ ] 以下で作動する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-6} 圧力逃がし機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バネ式安全弁 : 1 基</li> </ul>
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等		<p>[18.1-F1] [18.2-F1]</p> <p>○自動窒素ガス切替機構</p> <p>アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガス及び水素ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。</p> <p>インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示す。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ : 1 基</li> <li>・水素ガス 接点付圧力計 : 1 基</li> <li>・窒素ガス導入弁 : 1 基 (停電時開)</li> <li>・安全系 窒素ガス配管系統 : 1 式</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基 (停電時閉)</li> <li>・水素ガス 装置弁 : 1 基 (停電時閉)</li> <li>・ヒータ電源遮断器 : 1 基 (停電時遮断)</li> </ul> <p>○過加熱防止機構</p> <p>当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。</p> <p>熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。</p> <p>熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表4)に示す。</p> <p>○設備の安全機構 ({8025-5} 過加熱防止機構)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過加熱防止 設定温度 (°C) : [ ]</li> <li>・炉内温度を監視する熱電対 : 1 箇所</li> <li>・ヒータ電源遮断器 : 1 基 (停電時遮断)</li> </ul>

表リー設－4－7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及び水素ガス）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、第2加工棟3階へ供給している可燃性ガスを遮断する。 緊急時に確実に動作するように漏えい検知器、感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。 インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 可燃性ガス漏えい検知器の検知部から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック）        • {8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）：4箇所        • {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所 (停電時閉)        • {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所 (停電時閉)</p> <p>上記の検知器及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
警報設備等	<p>[18. 2-F1]</p> <p>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度5弱相当の地震が発生した際、{8042-2} 緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、第2加工棟3階へ供給している可燃性ガスを遮断する。 緊急時に確実に動作するように感震計、緊急遮断弁及びその制御盤は独立した2系統の多重化を行う。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 本インターロックの作動により、アンモニア分解ガス又は水素ガスの供給圧力が低下するため、自動窒素ガス切替機構が作動し、設備は安全に停止する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック）        • 感震計の作動震度： 計測震度 [ ] (震度5弱相当)<sup>(2)</sup>        • {8042-2} 緊急設備 感震計：1箇所        • {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所 (停電時閉)        • {8040} 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所 (停電時閉)</p> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。なお、緊急遮断弁は、第2開発室用として設置し、{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共に用する。</p>

表リー設－4－7 燃料開発設備 加熱炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、緊急遮断弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）及び装置弁（アンモニア分解ガス及び水素ガス）が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、水素ガス）が閉止し、炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能により、当該施設を安全に停止することができる。 なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。 本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉も安全に停止する。 安全機構及びインターロックの機器を本表（別表4）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）        • 緊急停止ボタン：1基        • ヒータ電源遮断器：1基        • {8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）：1箇所（停電時閉）        • {8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）：1箇所（停電時閉）        • 窒素ガス導入弁：1基（停電時開）        • アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時閉）        • 水素ガス 装置弁：1基（停電時閉）</p>
	—
放射線管理施設	—
廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）、{8040}緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）及び{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。また、{8025-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）の安全系の窒素ガスボンベは耐震重要度分類第1類の据付けを行い、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0 G程度に対しても弾性範囲にとどめる。
添付図	図リー設－1、図リー設－4－7、図リー設－4－7－1、図リー設－4－9、図リー設－4－9－1、図リー他－7(1)、図リー他－7(2)、図リー他－7(6)～図リー他－7(8)、図リー他－8(2)

- (1) 技術基準規則第十一一条第6項の要求「焼結設備その他の加熱を行う設備は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。」に対して、燃料開発設備 加熱炉は、熱的制限値を有する設備ではないため、本条項の適用を受けない。
- (2) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー設-4-7 (別表1-1) 燃料開発設備 加熱炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり トラス	鋼
ウランを取り扱う部位	加熱炉	金属製
その他	アンカーボルト 取付ボルト	鋼 ステンレス鋼

\* 以上の強度を有する材料

表リー設-4-7 (別表1-2) 燃料開発設備 加熱炉  
自動窒素ガス切替機構 (安全系) 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	はり	鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	アンカーボルト 取付金具	鋼 金属製

\* 以上の強度を有する材料

表リー設-4-7 (別表1-3) 燃料開発設備 加熱炉  
配管 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	窒素ガス配管 (安全系) 逆止弁 支持構造物 アンカーボルト	ステンレス鋼 金属製 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼
可燃性ガス配管	水素ガス配管 アンモニア分解ガス配管 支持構造物 アンカーボルト	ステンレス鋼 ステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

表リー設-4-7(別表1-4) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
アンモニア分解ガス 圧力スイッチ ({8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))	据付ボルト 圧力スイッチ	ステンレス鋼 [■] 金属製
水素ガス 接点付圧力計 ({8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む))	据付ボルト 接点付圧力計	ステンレス鋼 [■] 金属製
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	ステンレス鋼 [■] 金属製
過加熱防止機構	熱電対	金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト バネ式安全弁	ステンレス鋼 [■] 金属製
緊急遮断弁 ({8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) {8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス))	緊急遮断弁	金属製
緊急遮断弁制御盤 ({8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス) {8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス))	アンカーボルト 制御盤	鋼 [■] 金属製
検知部 ({8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス))	アンカーボルト 吸引部 検知部	鋼 [■] 金属製配管 金属製
可燃性ガス漏えい警報盤 ({8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス))	アンカーボルト 警報盤	鋼 [■] ABS樹脂(難燃性)

\* [■] 以上の強度を有する材料

表リー設-4-7(別表2-1) 燃料開発設備 加熱炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
床面支持トラスの追加	トラス [■]	
	アンカーボルト [■]	
トラスの追加	トラス [■]	
加熱炉の取付ボルトの変更	取付ボルト [■]	

表リー設-4-7(別表2-2) 燃料開発設備 加熱炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
緊急遮断弁制御盤 ({8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス))	アンカーボルト [■]	
検知部 ({8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス))	アンカーボルト [■]	
可燃性ガス漏えい警報盤 ({8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス))	アンカーボルト [■]	
圧力逃がし機構	据付ボルト [■]	

表リー設-4-7 (別表3) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (安全系)  
新設の項目

新設項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルト	アンカーボルト	
はり	はり	

表リー設-4-7 (別表4) 燃料開発設備 加熱炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
{8025-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ : 1 基 水素ガス 接点付圧力計 : 1 基 窒素ガス導入弁 : 1 基 安全系 窒素ガス配管系統(耐震重要度分類第2類) : 1 式 <sup>(4)</sup> アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基 水素ガス 装置弁 : 1 基 ヒータ電源遮断器 : 1 基	図リー設-4-7-1 (1) 図リー設-4-7-1 (2)
{8025-3} 空気混入防止機構	イグナイター : 1 基	図リー設-4-7-1 (3)
{8025-5} 過加熱防止機構	熱電対 : 1 本 過加熱設定器 : 1 基 ヒータ電源遮断器 : 1 基	図リー設-4-7-1 (4) 図リー設-4-7-1 (5)
{8025-6} 圧力逃がし機構	バネ式安全弁 : 1 基	図リー設-4-7-1 (6)
緊急停止機構	緊急停止ボタン : 1 基 {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup> {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup> 窒素ガス導入弁 : 1 基 アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基 水素ガス 装置弁 : 1 基 ヒータ電源遮断器 : 1 基	図リー設-4-9-1 (1) 図リー設-4-9-1 (2)
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック <sup>(3)</sup>	{8042-2} 緊急設備 感震計 : 1 箇所 <sup>(1)</sup> {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup> {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (3) 図リー設-4-9-1 (4)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器 (水素ガス) : 4 箇所 <sup>(1)</sup> {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup> {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所 <sup>(1)</sup>	図リー設-4-9-1 (5) 図リー設-4-9-1 (6)

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。緊急遮断弁を制御する緊急遮断弁制御盤は、1台で2台の緊急遮断弁(アンモニア分解ガス及び水素ガス)を制御する。
- (2) 制御盤、緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)は、第2開発室用として設置し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉及び極少量のアンモニア分解ガス及び水素ガスを使用する設工認対象外設備と共に用する。
- (3) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共に用する。
- (4) 安全系 窒素ガス配管系統は、ボンベ架台(据付固定:耐震重要度分類第1類)、窒素ガス配管、窒素ガスボンベ(使用後交換)で構成し、{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉と共に用する。

表リー設-4-8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） 空気混入防止機構 過加熱防止機構 圧力逃がし機構 可燃性ガス配管
設備・機器名称 機器名		{8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 {8026-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む） {8026-3} 空気混入防止機構 {8026-4} 過加熱防止機構 {8026-5} 圧力逃がし機構 {8026-6} 可燃性ガス配管
変更内容		改造 ・可燃性ガス配管の配置見直しに伴い移設する。 ・火災爆発対策として、安全系 窒素を追加する。 ・自動窒素ガス切替機構作動時に自動的にヒータ電源が遮断する制御を追加する。 ・電磁的障害対策のため、過加熱防止機構で使用するアナログ信号線をシールドケーブルに変更する。 ・火災爆発対策として、可燃性ガス配管の経路を変更する。 ・耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。
設置場所		第2加工棟 第2開発室
員数		1台
一般仕様	型式	横型管状炉
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[ ]
	その他の構成機器	付帯安全系ガス配管（緊急遮断弁及び主要な可燃性ガス配管は{8025}燃料開発設備 加熱炉と共に）、制御盤、真空ポンプ 安全機構及びインターロックに関する機器を本表（別表3）に示す。
	その他の性能	最大取扱量：酸化ウラン [ ] 最高使用温度：[ ]
	核燃料物質の状態	酸化ウランペレット
	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (单一ユニットの臨界安全) 第2-7領域の单一ユニット（No.2-7(3)）を構成する。  ○单一ユニットの仕様 ・濃縮度 5 wt%以下 ・質量制限 質量：0.65 kgU235 以下 [ ] に持ち込むウランの総量（開発試料保管棚を除く）を管理する。  [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) 第2-7領域において、臨界計算により核的に安全な单一ユニットの配置を定める。  ○複数ユニットの仕様 ・单一ユニット間の面間距離：[ ] 以上  核的に安全な单一ユニットの配置の維持については、十分な構造強度を有する構造材を用いて設備・機器を固定する。
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>[6. 1-F1]</p> <p>耐震重要度分類を第2類とする。</p> <p>強度部材を本表（別表1）に示す。</p> <p>アンカーボルトで床面に固定する。</p> <p>○ {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉</p> 
	<p>取付ボルトで {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉の架台に固定する。</p> <p>○ 小型雰囲気可変炉</p> 
地震による損傷の防止	<p>○ 壓素ガス配管（安全系）（{8026-2} 自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）、{8026-6} 可燃性ガス配管）</p> <p>耐震重要度分類第2類における標準支持間隔以下で支持構造物等により固定する。支持構造物は、壁、天井等にアンカーボルトで固定する。</p> <p>○ イグナイター（{8026-3} 空気混入防止機構）</p> <p>据付ボルトで設備に固定する。</p> 
津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(電磁的障害)</p> <p>[8. 2-F2]</p> <p>安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、アナログ信号線はシールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。また、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する、又は電源に絶縁トランジスタ若しくはラインフィルタを設置し電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。安全機構及びインターロックの構成機器を別表3に示す。</p> <p>○ アナログ信号線（シールドケーブル）を使用する安全機構及びインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8026-4} 過加熱防止機構</li> </ul> <p>○ メカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置する安全機構及びインターロック</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ {8026-2} 自動窒素ガス切替拮抗（窒素ガス配管含む）</li> <li>・ {8026-4} 過加熱防止機構</li> <li>・ 緊急停止機構</li> </ul>
加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
閉じ込めの機能	<p>[10. 1-F1]</p> <p>核燃料物質が落下しないよう、炉心管内で取り扱う。</p>

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。</p> <p>[11.3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p> <p>[11.3-F3]  <b>○緊急停止機構</b>          当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの緊急遮断弁（{8025}燃料開発設備 加熱炉と共に）が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。          本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する{8025}燃料開発設備 加熱炉も安全に停止する。</p> <p><b>○設備の安全機構（緊急停止機構）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急停止ボタン：1基</li> <li>・ヒータ電源遮断器：1基</li> <li>・窒素ガス導入弁：1基</li> <li>・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</li> </ul> <p>[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に設置する。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li> <li>・使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li> <li>・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li> </ul> </p> <p>[11.4-F1] 水素ガス（アンモニア分解ガス）を取り扱う当該施設は適切に接地し、帯電を防止する。</p> <p>[11.5-F1] 可燃性ガス（アンモニア分解ガス）を取り扱う当該施設は、可燃性ガスが漏えいした場合においても工程室内に滞留しないように、換気を行う第1種管理区域に設置する。</p> <p><b>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用）</b> 当該施設からの可燃性ガスの漏えいによる爆発の発生を防止するため、可燃性ガスの検出器を設置することにより、可燃性ガスの漏えいを常時監視し、早期に漏えいを検知する。 ガスの比重を考慮し、上方に拡散する水素ガスを検知する検知器は天井付近に設置する。</p> <p><b>○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用）</b> 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。</p>
	火災等による損傷の防止

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>○可燃性ガス配管 屋内のアンモニア分解ガス配管について、可燃性ガス漏えい検知器により緊急遮断弁が閉止された後、配管内に残留するアンモニア分解ガスが配管の損傷等により工程室内に漏えいしたとしても、爆発下限界濃度に達しない。なお、緊急遮断弁及び可燃性ガス配管は、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共に用する。</p> <p>○設備の員数({8026-6}可燃性ガス配管) ・可燃性ガス配管（アンモニア分解ガス）：1式</p> <p>[11. 6-F1]</p> <p>○過加熱防止機構<sup>(1)</sup> 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-4}過加熱防止機構） ・過加熱防止 設定温度（℃）： ・炉内温度を監視する熱電対：1箇所 ・ヒータ電源遮断器：1基</p> <p>[11. 7-F1]</p> <p>○空気混入防止機構 当該施設の開口部は、上部の排気口のみとし、開口部には排出されるアンモニア分解ガスと周囲の空気を燃焼させるための電気式のイグナイターを設置することにより、排気口から排出されるアンモニア分解ガスを完全に燃焼させて排気し、室内へのアンモニア分解ガス及び水素ガスの漏えい・滞留及び炉内への空気混入を防止する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-3}空気混入防止機構） ・イグナイター：1基</p> <p>イグナイターで燃焼した排気ガスを安全に排出するため、上部には局部排気系統に接続されたフードを設置する。</p> <p>○自動窒素ガス切替機構 水素ガスを含むアンモニア分解ガスを使用する当該施設は、内部への空気の混入による爆発を防止するために、供給圧を常時監視し設備・機器内を工程室よりも正圧に維持する。 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入し、機器内を正圧に維持するとともに内部の水素ガスを排出する。 導入する窒素ガスについては、通常使用する一般窒素系統とは別に、耐震重要度分類第1類で装置近傍に据付を実施したガスボンベを安全系として設け、一般窒素系統の供給圧力が低下した場合には、自動で安全系窒素系統に切替わる。なお、窒素ガスボンベは、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共に用する。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-2}自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）） ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基 ・窒素ガス導入弁：1基 ・窒素ガス配管（安全系）：1式 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基</p>
火災等による損傷の防止	

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	<p>○圧力逃がし機構 炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設置する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8026-5} 圧力逃がし機構) ・バネ式安全弁：1基 据付ボルトで設備に固定する。</p>
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12. 1-F1] 設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、20 cm 以上の高さでウランを取り扱い、内部溢水に対し没水しない。</p> <p>[12. 1-F3] 被水を原因とする水の侵入により電気火災が発生する場合に備えて、電気・計装盤は、設置場所で想定する没水水位 15.2 cm に対して、導通部が没水水位より高い位置になる高さに配置し、また、漏電遮断器を電気・計装盤内の没水水位より高い位置に設置するとともに、電源を遮断する措置を講じ、溢水による電気火災の発生を防止する。</p>
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設		<p>[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p> <p>[14. 3-F1] 自動窒素ガス切替機構等の各種安全機能が喪失し、炉内の可燃性ガスに空気が混入し設備内部で爆発が起こった場合であっても、炉体の損傷を防止するための圧力逃がし機構を設け、爆発による影響を軽減する。圧力逃がし機構の作動圧力は炉体の耐圧強度 [ ] 及び想定爆発圧力 (0.23 MPa) に対し十分低い [ ] 以下で作動する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8026-5} 圧力逃がし機構) ・バネ式安全弁：1基</p>
材料及び構造		—
搬送設備		—
核燃料物質の貯蔵施設		—
警報設備等		<p>[18. 1-F1] [18. 2-F1] ○自動窒素ガス切替機構 アンモニア分解ガスの供給圧力が低下すると自動的に警報を発し、アンモニア分解ガスの供給を遮断して窒素ガスを導入するとともに、自動的にヒータ電源を遮断し設備を安全に停止する。</p> <p>インターロック等の制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表3)に示す。</p> <p>○設備の安全機構 ({8026-2} 自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)) ・アンモニア分解ガス 圧力スイッチ：1基 ・窒素ガス導入弁：1基 ・窒素ガス配管 (安全系)：1式 ・アンモニア分解ガス 装置弁：1基 (停電時開) ・ヒータ電源遮断器：1基 (停電時遮断)</p>

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>○過加熱防止機構 当該施設は炉内温度が設定値以上に上昇すると自動的に警報を発し、ヒータ電源を遮断し、炉体の加熱を停止する過加熱防止機構を設ける。 インターロックの制御系は、火災発生時に当該施設を安全に停止し、制御系が火災により機能を喪失したとしても、施設がフェールセーフとなることで爆発を防止する。 熱電対から表示器間のアナログ信号線は、シールドケーブルを使用し電磁干渉による影響を防止する。 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、熱源であるヒータ電源を遮断する。安全機構及びインターロックの機器を本表（別表3）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（{8026-4}過加熱防止機構）        • 過加熱防止 設定温度（℃）：        • 炉内温度を監視する熱電対：1箇所        • ヒータ電源遮断器：1基（停電時遮断）</p> <p>○可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用） 可燃性ガス（アンモニア分解ガス及びプロパンガス）の漏えいを検知した場合は、自動的に警報を発するとともに、漏えい検知器からの信号を受けて、自動的に当該ガス種の緊急遮断弁を閉止し、当該ガス種の供給を遮断する。 本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。</p> <p>[18.2-F1] ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック（{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロックを共用） 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの緊急遮断弁の閉信号を受けて緊急遮断弁を自動閉止し、可燃性ガスの供給を遮断する。 本インターロックの作動により、アンモニア分解ガスの供給圧力の低下により、自動窒素ガス切替機構が作動し、当該施設は安全に停止する。</p> <p>○緊急停止機構 当該施設近傍で火災が発生した場合に、施設の緊急停止ボタンにより電源供給を遮断することで、ヒータが停止し、アンモニア分解ガスの装置弁が閉止し、窒素ガス導入弁が開放され、当該施設が安全に停止する。また、停電時においても電源供給が遮断されるため緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）が閉止し炉体の加熱を停止するフェールセーフ機能により、当該施設を安全に停止することができる。 なお、緊急停止回路はハード回路で構成し、リセット操作で解除する。 本緊急停止ボタンの操作により、同一室内で可燃性ガスを使用する{8025}燃料開発設備 加熱炉も安全に停止する。 安全機構及びインターロックの機器を本表（別表3）に示す。</p> <p>○設備の安全機構（緊急停止機構）        • 緊急停止ボタン：1基        • ヒータ電源遮断器：1基（停電時遮断）        • 窒素ガス導入弁：1基（停電時開）        • アンモニア分解ガス 装置弁：1基（停電時閉）</p>
警報設備等	

表リー設－4－8 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	— — — — — — — —
その他許可で求める仕様		—
添付図		図リー設－1、図リー設－4－8、図リー設－4－8－1、図リー設－4－9、図リー設－4－9－1

(1) 技術基準規則第十二条第6項の要求「焼結設備その他の加熱を行う設備は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならない。」に対して、燃料開発設備 小型雰囲気可変炉は、熱的制限値を有する設備ではないため、本条項の適用を受けない。

表リー設－4－8（別表1－1） 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	柱 はり	鋼 鋼
ウランを取り扱う部位	炉心管	セラミックス
その他	アンカーボルト 取付ボルト	鋼 ステンレス鋼

\*■■■ 以上の強度を有する材料

表リー設－4－8（別表1－2） 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 配管 材料一覧

設備・機器名	部品名	材料
自動窒素ガス切替機構（窒素ガス配管含む）	窒素ガス配管（安全系） 支持構造物 アンカーボルト	ステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼
可燃性ガス配管	アンモニア分解ガス配管 支持構造物 アンカーボルト	ステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼 鋼又はステンレス鋼

表リー設－4－8（別表1－3） 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 その他の機器 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
空気混入防止機構	据付ボルト イグナイター	ステンレス鋼 金属製
過加熱防止機構	熱電対	金属製
圧力逃がし機構	据付ボルト バネ式安全弁	鋼 金属製

\*■■■ 以上の強度を有する材料

表リー設-4-8 (別表2-1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
小型雰囲気可変炉の取付ボルトの変更	取付ボルト	

\* [ ] 以上の強度を有する材料

表リー設-4-8 (別表2-2) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 その他の機器 補強一覧

設備・機器名	関連部材	断面等及び員数
空気混入防止機構	据付ボルト	

表リー設-4-8 (別表3) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉安全機構及びインターロックに関する機器の構成と改造仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数 <sup>(2)</sup>	添付図
{8026-2}自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ : 1 基	図リー設-4-8-1 (1) 図リー設-4-8-1 (2)
	窒素ガス導入弁 : 1 基	
	窒素ガス配管 (安全系) (耐震重要度分類第2類) : 1 式 <sup>(4)</sup>	
	アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基	
	ヒータ電源遮断器 : 1 基	
{8026-3}空気混入防止機構	イグナイター : 1 基	図リー設-4-8-1 (3)
{8026-4}過加熱防止機構	熱電対 : 1 本	図リー設-4-8-1 (4) 図リー設-4-8-1 (5)
	過加熱設定器 : 1 基	
	ヒータ電源遮断器 : 1 基	
{8026-5}圧力逃がし機構	バネ式安全弁 : 1 基	図リー設-4-8-1 (6)
緊急停止機構	緊急停止ボタン : 1 基 <sup>(5)</sup>	図リー設-4-9-1 (1) 図リー設-4-9-1 (2)
	窒素ガス導入弁 : 1 基	
	アンモニア分解ガス 装置弁 : 1 基	
	ヒータ電源遮断器 : 1 基	
地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック <sup>(3)</sup>	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック (表リー設-4-7 (別表4)) を共用する。	図リー設-4-9-1 (3) 図リー設-4-9-1 (4)
可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック	{8025}燃料開発設備 加熱炉が有するインターロック (表リー設-4-7 (別表4)) を共用する。	図リー設-4-9-1 (5) 図リー設-4-9-1 (6)

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統 (A系統/B系統) とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 制御盤及び緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) は、第2開発室用として設置し、{8025}燃料開発設備 加熱炉及び極少量のアンモニア分解ガスを使用する設工認対象外設備と共に用する。
- (3) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁及び{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共に用する。
- (4) 窒素ガス配管 (安全系) は、{8025}燃料開発設備 加熱炉と共に用している安全系 窒素ガス配管系統の構成品。
- (5) {8025}燃料開発設備 加熱炉に設置し共用する。

表リー設－5－1 分析設備 計量設備架台 No. 12 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	分析設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8066-4} 分析設備 計量設備架台 No. 12	
変更内容	撤去	
設置場所	第 2 加工棟 第 2 分析室	
員数	1 台	
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術仕様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1]	撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
遮蔽		—
換気設備		—
非常用電源設備		—
通信連絡設備		—
その他許可で求める仕様	[99-F3]	設備・機器の撤去を行う。
添付図	図リー設－1	

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リ一設－5－2 試験検査設備 計量設備架台 No. 13 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	試験検査設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称 機器名	{8070-3} 試験検査設備 計量設備架台No.13	
変更内容	撤去	
設置場所	第2加工棟 第2開発室	
員数	1台	
一 般 仕 様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法： 
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第1種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—
	その他許可で求める仕様	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
	添付図	図リ一設－1

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成19年6月1日付け平成18・10・31原第30号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リ一設－5－3 試験検査設備 計量設備架台 No. 14 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	試験検査設備 <sup>(1)</sup>
設備・機器名称		{8070-4}
機器名		試験検査設備 計量設備架台 No. 14
変更内容		撤去
設置場所		第 2 加工棟 第 2 開発室
員数		1 台
一般仕様	型式	台型
	主要な構造材	鋼
	寸法（単位：mm）	概略寸法：[REDACTED]
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	—
技術基準に基づく仕様	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	[21.1-F1] 撤去する設備・機器の跡仕舞いとして、第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁にできる撤去跡は、表面を平滑にし、その表面にはウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい樹脂系塗装 <sup>(2)</sup> を施す。
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
その他許可で求める仕様	通信連絡設備	—
	図リ一設－1	[99-F3] 設備・機器の撤去を行う。
添付図		

(1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可(平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可)に基づく施設名称を記載する。

(2) これらの材料についても、不燃性又は難燃性を有する。

表リー他-1（1／6） 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-3} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1式 (11台)	通信連絡設備	図リー他-1(1) 図リー他-1(2) 図リー他-12(1)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8007-14} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ）） <sup>(2)</sup>	改造	1式 (4台)	通信連絡設備	図リー他-1(1) 図リー他-1(2) 図リー他-12(2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8009-2} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造	1式 (熱感知器（スポット型）：45台 煙感知器（スポット型）：4台、 発信機：4台)	火災等による損傷の防 止 警報設備等	図リー他-1(3) 図リー他-1(4) 図リー他-12(5)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8009-12} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防 止 警報設備等	図リー他-1(3) 図リー他-1(4) 図リー他-11(6) 図リー他-12(5)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8010-2} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC粉末消火器10型：21本 二酸化炭素消火器：1本)	火災等による損傷の防 止	図リー他-1(5) 図リー他-1(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8031} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-1(7) 図リー他-1(8)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (11台)	安全避難通路等	図リー他-1(7) 図リー他-1(8) 図リー他-11(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8032-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (20台)	安全避難通路等	図リー他-1(7) 図リー他-1(8) 図リー他-11(6)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)

表リー他-1（2／6） 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第3廃棄物貯蔵棟	{8007-4} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー））	改造	1式 (3台)	通信連絡設備	図リー他-2(1) 図リー他-2(2) 図リー他-12(1)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-3} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造	1式 (熱感知器（スポット型）：38台、煙感知器（スポット型）：1台、発信機：3台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-2(3) 図リー他-2(4) 図リー他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8009-13} 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）	改造	1式 (1台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-2(3) 図リー他-2(4) 図リー他-11(6) 図リー他-12(3)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8010-3} 消火設備 消火器	変更なし	1式 (ABC粉末消火器10型：6本)	火災等による損傷の防止	図リー他-2(5) 図リー他-2(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8033} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-2(7) 図リー他-2(8)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (7台)	安全避難通路等	図リー他-2(7) 図リー他-2(8) 図リー他-11(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8036-2} 緊急設備 誘導灯	改造	1式 (10台)	安全避難通路等	図リー他-2(7) 図リー他-2(8) 図リー他-11(6)	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)
発電機・ポンプ棟	{8007-15} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカー）） <sup>(2)</sup>	改造	1式 (1台)	通信連絡設備	図リー他-3 図リー他-12(1)	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
発電機・ポンプ棟	{8009-8} 火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）	改造	1式 (熱感知器（スポット型）：8台)	火災等による損傷の防止 警報設備等	図リー他-3 図リー他-12(4)	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)

表リー他-1 (3/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
発電機・ポンプ棟	{8010-7} 消火設備 消火器	改造	1式 (ABC粉末消火器 10型 : 4本)	火災等による損傷の防 止 警報設備等	図リー他-3	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
発電機・ポンプ棟	{8035-2} 緊急設備 避難通路	新設	1式	安全避難通路等	図リー他-3	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
発電機・ポンプ棟	{8038-5} 緊急設備 非常用照明	改造	1式 (3台)	安全避難通路等	図リー他-3 図リー他-11(7)	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
発電機・ポンプ棟	{8038-6} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (3台)	安全避難通路等	図リー他-3 図リー他-11(7)	発電機・ポンプ棟 (表リー建-1)
第2加工棟	{8011} 消火設備 自動式の消火設備	新設	1式 (3基(制御盤) / 17個 (薬剤))	火災等による損傷の防 止	図リー他-4	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第2加工棟	{8052} 緊急設備 漏水検知器	改造	1式 (9箇所(漏水表示盤) / 42箇所(検知帶))	溢水による損傷の防止	図リー他-6(1) 図リー他-6(2) 図リー他-6(3) 図リー他-6(4) 図リー他-6(5) 図リー他-6(6) 図リー他-6(7) 図リー他-6(8) 図リー他-6(9)	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8056} 緊急設備 漏水検知器	改造	1式 (1箇所(漏水表示盤) / 4箇所(検知帶))	溢水による損傷の防止	図リー他-6(10) 図リー他-6(11)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
屋外	{8039} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	1式 (2台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(1) 図リー他-7(3) 図リー他-7(4) 図リー他-8(1)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)

表リー他-1 (4/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
屋外	{8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)	改造	1式 (2台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(1) 図リー他-7(6) 図リー他-7(7) 図リー他-8(2)	燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7)
屋外	{8039-3} 緊急設備 手動閉止弁(アンモニア分解ガス)	改造	1式 (1基)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(3) 図リー他-7(4)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8040} 緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)	改造	1式 (2台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(1) 図リー他-7(6) 図リー他-7(8) 図リー他-8(2)	燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7)
屋外	{8041} 緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)	改造	1式 (2台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(1) 図リー他-7(3) 図リー他-7(5) 図リー他-8(1)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8041-2} 緊急設備 手動閉止弁(プロパンガス)	改造	1式 (1基)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(3) 図リー他-7(5)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
屋外	{8042} 緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)	新設	1式 (2台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-7(1) 図リー他-7(9) 図リー他-7(10) 図リー他-8(3)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)
第2加工棟 屋外	{8059} 緊急設備 緊急遮断弁(冷却水)	新設	1式 (1基)	内部溢水による損傷の 防止	図リー他-7(3) 図リー他-7(5) 図リー他-16(1) 図リー他-16(3)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟 屋外	{8059-2} 緊急設備 緊急遮断弁(冷却水)	改造	1式 (2基)	内部溢水による損傷の 防止	図リー他-16(2) 図リー他-16(3) 図リー他-16(4)	気体廃棄設備No.2 (表ト-W1設-2-1)
第2加工棟 第2-2ペレ ット室	{8046} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器(水素ガ ス)	改造	1式 (4台)	火災等による損傷の防 止	図リー他-8(1)	連続焼結炉No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)

表リー他-1（5／6） 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第2加工棟 第2開発室、屋外	{8046-2} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス） <sup>(3)</sup>	改造	1式 (8台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8(2)	燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) 燃料開発設備 小型霧囲気 可変炉 (表リー設-4-8)
第2加工棟 第2-2ペレット室	{8047} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（プロパンガス）	改造	1式 (4台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8(1)	連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8054} 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（都市ガス）	改造	1式 (6台)	火災等による損傷の防止	図リー他-8(3)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)
第2加工棟	{8065} 緊急設備 遮水板	新設	1式 (2箇所)	溢水による損傷の防止	図リー他-13(1)	第2加工棟 (追第4次 表ハ-2-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8065-2} 緊急設備 遮水板	新設	1式 (1箇所)	溢水による損傷の防止	図リー他-13(2)	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8055} 緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）	新設	1基	外部からの衝撃による 損傷の防止	図ト-W1建-9(1) 図ト-W1建-13	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8064-2} 緊急設備 堰、密閉構造扉	改造	1式	溢水による損傷の防止	図ト-W1建-21 図ト-W1建-22	第1廃棄物貯蔵棟 (表ト-W1建-1)
第3廃棄物貯蔵棟	{8057} 緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）	新設	1基	外部からの衝撃による 損傷の防止	図ト-W3建-8(1) 図ト-W3建-12	第3廃棄物貯蔵棟 (表ト-W3建-1)

表リー他-1 (6/6) 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様

設置場所	設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	技術基準に対する仕様	添付図	関係する施設本体 (仕様表番号) <sup>(1)</sup>
第2加工棟	{8045} 緊急設備 防火ダンパー	改造	1式 (45台)	火災等による損傷の防 止	図ト-2P設-2-1-1(2) 図ト-2P設-2-1-1(3) 図ト-2P設-2-1-1(4) 図ト-2P設-2-1-1(5) 図ト-2P設-2-2-1(2) 図ト-2P設-2-2-1(3) 図ト-2P設-2-2-1(4) 図ト-2P設-2-3-1(2) 図ト-2P設-2-3-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(2) 図ト-2P設-2-4-1(3) 図ト-2P設-2-4-1(4)	気体廃棄設備 No.1 (系統I、系 統II、系統V、給気系統) (表ト-2P設-2-1) 気体廃棄設備 No.1 (系統III、系 統VI、給気系統) (表ト-2P設-2-2) 気体廃棄設備 No.1 (系統IV、給 気系統) (表ト-2P設-2-3) 気体廃棄設備 No.1 (系統VII、系 統VIII、給気系統) (表ト-2P設-2-4)
第2加工棟	{8062} 緊急設備 防護板	改造	1式	火災等による損傷の防 止	図ハ-2P設-7-1 図ハ-2P設-8-2(1) 図ハ-2P設-13-1(17) 図リ-設-4-6	プレス No.2-1 (表ハ-2P設-7-1) 焙焼炉 No.2-1 破碎装置 (表ハ-2P設-8-2) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハ-2P設-13-1) 燃料開発設備 プレス (表リ-設-4-6)
第1廃棄物貯蔵棟	{8062-2} 緊急設備 防護板	新設	1式	火災等による損傷の防 止	図ト-W1設-2-2(2)	気体廃棄設備 No.2 系統1 (部屋 排気系統) No.1 排風機 (表ト-W1設-2-1)
第2加工棟	{8058} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (5箇所)	加工施設内における溢 水による損傷の防止	図ハ-2P設-3-1(1) 図ハ-2P設-5-1(4) 図ハ-2P設-13-1(15) 図ハ-2P設-13-1(16)	粉末混合機 No.2-1 粉末投入機 (表ハ-2P設-3-1) 粉末搬送機 No.2-1 粉末搬送容 器昇降リフト (表ハ-2P設-5-1) 連続焼結炉 No.2-1 (表ハ-2P設-13-1)
第1廃棄物貯蔵棟	{8058-2} 緊急設備 防水カバー	新設	1式 (1箇所)	加工施設内における溢 水による損傷の防止	図ト-W1設-5-1-1(2)	焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1)

- (1) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、本申請において適合性を確認する。
- (2) 屋外に設置する又は屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを付加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。
- (3) 第2開発室の{8046-2}緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）は、燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉に設置し、極少量の水素ガス等を使用する許認可対象外設備に対しても兼用することとしていたが、小型雰囲気可変炉の配置変更により水素ガスを取り扱う設備の配置範囲が広くなったため、設備・機器それぞれに可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス）を設けることとした。

表リー他－2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
施設名称	消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012} 消火設備 屋内消火栓 <sup>(1)</sup> {8012-2} 消火設備 屋外消火栓 <sup>(1)</sup>
変更内容	改造 <p>①地震による損傷の防止対策として、補強及び配管ルート変更を実施する。</p> <p>②地盤対策として、屋外消火栓を加工施設に支持させる。</p> <p>③第2次申請で仮移設した{8012-4} 消火設備 屋外消火栓を①②の内容により変更して本設する。</p> <p>④第3次申請で仮移設した{8012-3} 消火設備 屋外消火栓、{8012-5} 消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。</p> <p>⑤第4次申請で仮移設した{8012-6} 消火設備 屋外消火栓配管を①②の内容により変更して本設する。</p> <p>⑥内部溢水対策として、配管ルートの変更を実施する。</p> <p>⑦消火活動の円滑化として、屋内消火栓及びホース格納箱の増設を実施する。</p> <p>⑧加工施設と加工施設外との配管境界に閉止バルブを設置する。</p>
設置場所	第2加工棟（屋上、外壁含む）（{8012} 消火設備 屋内消火栓） 屋外及び発電機・ポンプ棟（第1加工棟外壁及び第1廃棄物貯蔵棟外壁含む）（{8012-2} 消火設備 屋外消火栓）
員数	{8012} 消火設備 屋内消火栓：1式 {8012-2} 消火設備 屋外消火栓：1式
一般仕様	型式 放水式 主要な構造材 本表（別表1）に示す。 寸法（単位：mm） （敷地内に配管を使用して敷設）
	屋内消火栓（消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む） 屋外消火栓（消防用ホース、消防用ノズル及び消火栓ポンプ起動ボタン含む） 消火栓ポンプ、高置水槽、消火栓水槽、消防用ホース箱、泡消火薬剤（可搬式）
	その他の性能 —
	核燃料物質の状態 —
	核燃料物質の臨界防止 —
技術基準に基づく仕様	安全機能を有する施設の地盤 [5.1-F1] 消火栓を構成する屋内消火栓、屋外消火栓及び消火栓配管は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1加工棟、第2加工棟、第1廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟に設置又は液状化のおそれのない地盤に埋設する。  消火栓を構成する消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟（表リー建-1）に設置する。
	地震による損傷の防止 [6.1-F1] 消火栓を構成する機器は、耐震重要度分類を第3類とし、加工施設の壁、床等にアンカーボルトで固定する。  配管は、耐震重要度分類第3類で支持構造物等に固定する。支持構造物は、壁、床等にボルト等で固定する。 また、地震により加工施設ではない消火栓配管及び高置水槽が破断した場合でも加工施設の放水機能を維持するために、逆止弁又は閉止可能な弁を設置する。

表リー他－2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	地震による損傷の防止	消火栓を構成する消火栓水槽は、耐震重要度分類第3類である発電機・ポンプ棟の地下ピットに設け、建物軸体の一部として地震による損傷を防止する。 消火栓水槽の構造を図リー建－1－5（1）に示す。
	津波による損傷の防止	—
		(竜巻) —  (落雷) —  (極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する屋外消火栓及び消火栓配管は、大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう地上露出部は保温材を設置し、それ以外は地中埋設とする。なお、大阪府は寒冷地ではなく凍結深度が定められていないため、「公共建築工事標準仕様書」に基づき、地表から管の上端までの深さが300mm以上となるように埋設する。 また、埋設部で構内道路下に埋設する箇所は、車両の荷重を考慮し、上記深さが600mm以上となるように埋設する。
		(火山活動(降下火砕物)) —  (積雪) —  (生物学的事象) —  (航空機落下) —  (外部火災(森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —  (電磁的障害) —  (交通事故(自動車)) —
	外部からの衝撃による損傷の防止	
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
		[11.1-F1] 第1加工棟(追第3次 表へ－2－1)には{8012-2}消火設備 屋外消火栓を、第2加工棟(追第4次 表ハ－2－1)には{8012}消火設備屋内消火栓を設ける。
	火災等による損傷の防止	{8012-2}消火設備 屋外消火栓は、消防法施行令第十九条の設置基準に基づき設置する。 建築物の各部分から消火栓のホース接続口までの水平距離が、40m以下となるように配置する。

表リー他－2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	<p>○設備の員数 ({8012-2} 消火設備 屋外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外消火栓：全 6 台</li> <li>・屋外消火栓に設置するホース：20 m ホース 2 本</li> </ul> <p>加工施設に関係する屋外消火栓は全 6 台であり、このうち、第 1 加工棟を包含するために配置する屋外消火栓は 4 台とする。</p> <p>{8012-2} 消火設備 屋外消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 1 加工棟は建物外から各室へのアクセスルートを 2 つ以上確保するよう屋外消火栓を配置する。</p> <p>{8012} 消火設備 屋内消火栓は、消防法施行令第十一條の設置基準に基づき設置する。</p> <p>防火対象物の階ごとに、その階の各部分からホース接続口までの水平距離が 25 m 以下となるように配置する。また、当該階の各部分に有効に放水することができるよう延長ホースを配置する。</p> <p>屋上の受電設備の変圧器の火災に備えて油火災用の泡消火薬剤（可搬式）を設置する。</p> <p>○設備の員数 ({8012} 消火設備 屋内消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋内消火栓：全 13 台<sup>(2)</sup></li> <li>・屋内消火栓に設置するホース：15 m ホース 2 本</li> <li>・延長ホース(15 m)：3 本（1 階：1 本、2 階：1 本、3 階：1 本）</li> <li>・泡消火薬剤（可搬式）：1 式</li> </ul> <hr style="border-top: 2px dashed black; margin-top: 10px;"/> <p>火災等による損傷の防止</p> <hr style="border-top: 2px dashed black; margin-top: 10px;"/> <p>{8012} 消火設備 展内消火栓による消火活動を円滑に行うために、第 2 加工棟は消火活動のため火災源に近づくことができるアクセスルートを 2 つ以上確保するよう屋内消火栓を配置する。</p> <p>消火栓の消火栓ポンプ及び水源となる消火栓水槽は、消防法施行令第十一條（屋内消火栓）及び消防法施行令第十九條（屋外消火栓）の設置基準に基づき設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、発電機・ポンプ棟に設置する。消火栓ポンプ及び消火栓水槽は、{8012} 消火設備 展内消火栓、{8012-2} 消火設備 展外消火栓の共用となるが、{8012-2} 消火設備 展外消火栓の設備とする。</p> <p>○設備の員数 ({8012-2} 消火設備 展外消火栓)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火栓水槽：1 基（約 25 m<sup>3</sup>）</li> <li>・消火栓ポンプ：1 台（非常用電源設備に接続）</li> </ul> <p>屋外の一部の配管は、{8012} 消火設備 展内消火栓、{8012-2} 消火設備 展外消火栓の共用となるが、{8012-2} 消火設備 展外消火栓の設備とする。</p> <p>[11.3-F1] 設備本体を構成する主架構（強度部材）は不燃性材料である鋼製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。</p> <p>[11.3-F2] 消火栓ポンプには、配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。</p>
--	---

表リー他－2 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 仕様

技術基準に基づく仕様	火災等による損傷の防止	[11.3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第2加工棟内に{8012}消火設備 屋内消火栓を設置する。 <ul style="list-style-type: none"><li>火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。</li><li>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、使用電圧が600Vを超えるケーブルについては、JIS C 3005に定める60°傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。</li><li>ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画において、それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。</li></ul>		
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—		
	安全避難通路等	—		
安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。			
材料及び構造	—			
搬送設備	—			
核燃料物質の貯蔵施設	—			
警報設備等	—			
放射線管理施設	—			
廃棄施設	—			
核燃料物質等による汚染の防止	—			
遮蔽	—			
換気設備	—			
非常用電源設備	[24.2-F2] 消火栓ポンプは、消防法施行令第十一條（屋内消火栓）及び第十九條（屋外消火栓）に基づき、{8001}非常用電源設備 No.1 非常用発電機、{8003}非常用電源設備 No.2 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも放水可能とする。  以上を次表に示す。 (○：該当、—：該当なし)			
	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続	設備からの給電で動作
	消火設備 屋内消火栓（消火栓ポンプ） 消火設備 屋外消火栓（消火栓ポンプ）	—	○	—
通信連絡設備	非常用電源設備 系統図を図リー他－11(1)に示す。	—		
その他許可で求める仕様	—			
添付図	図リー建－1－5(1)、図リー他－5(図リー他－5(11)を除く)、図リー他－11(1)、図リー他－11(7)			

- (1) 消火設備 屋内消火栓と消火設備 屋外消火栓は、消火栓ポンプ、消火栓水槽、一部の配管を共用する設備であるため、一つの仕様表とする。
- (2) 消火設備 屋内消火栓の配置は、公設消防と協議済みである。

表リー他－2（別表1） 消火設備 屋内消火栓、消火設備 屋外消火栓 材料一覧

設備・機器名	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	消火栓ポンプ 消防用ホース箱 アンカーボルト 配管 ボルト等 <sup>*3</sup>	金属製 金属製 鋼 鋼 鋼又はステンレス鋼

\*1 以上の強度を有する材料。

\*2 を含める。

\*3 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表リー他－3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

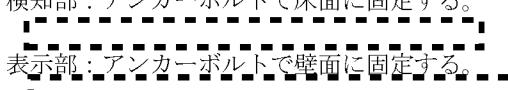
許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 消火栓
設備・機器名称 機器名	{8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ	
変更内容	変更なし	
設置場所	屋外 (第2加工棟出荷ヤード(貯水槽①近傍)及び貯水槽②近傍)	
員数	1式(2台)	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法(単位:mm)	可搬型エンジン駆動消防ポンプ 級別:B-3級(動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令) — —
	その他の構成機器	消防用吸管、消防用ホース、消防用ノズル 貯水槽①:約240m <sup>3</sup> 貯水槽②:約200m <sup>3</sup> (設置位置は消防法施行令第二十条第4項第一号 <sup>(1)</sup> に、水量は消防法施行令第二十条第4項第三号に準拠) 消火栓水槽(高台用):約14m <sup>3</sup>
	その他の性能	放水圧力:0.55MPa(規格放水時) 0.8MPa(高圧放水時) 放水量:0.5m <sup>3</sup> /min以上(規格放水時) 0.25m <sup>3</sup> /min以上(高圧放水時) (消防法施行令第二十条第3項、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に準拠)
	核燃料物質の状態	—
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — [11.1-F1] {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプを、消防法施行令第二十条第4項第四号に準拠した上で、屋外に設置する。 ○設備の員数 ({8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプ) ・可搬消防ポンプ:2台 {8012-8} 消火設備 可搬消防ポンプの配置を、図リー他－5(11)に示す。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。 [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—

表リー他-3 消火設備 可搬消防ポンプ 仕様

技術基準に基づく仕様	
搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
警報設備等	—
放射線管理施設	—
廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー他-5 (11)

(1) 規格放水量はその他の性能に示す  $0.5 \text{ m}^3/\text{min}$  以上であり、貯水槽は加工施設の各部分から水源（貯水槽）までの水平距離が  $100 \text{ m}$  以下となる箇所に位置している。

表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） 緊急遮断弁（水素ガス） 緊急遮断弁（プロパンガス） 緊急遮断弁（都市ガス）
設備・機器名称 機器名		{8042-2}緊急設備 感震計
変更内容		改造 〔 <ul style="list-style-type: none"><li>・耐震補強の仕様を本表（別表2）に示す。</li><li>・第2加工棟及び第1廃棄物貯蔵棟の火災爆発対策及び溢水対策のため、緊急遮断弁及び送水ポンプ自動停止装置と連動する感震計を2系統で設置する。</li><li>・電磁的障害対策のため、アンテナ線に避雷器を設置する。</li></ul> 〕
設置場所		屋外 第2加工棟北外壁面
員数		1式（2台）
一般仕様	型式	（感震器）地上設置 静電容量式
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	避雷器（GPSアンテナ用）
	その他の性能	加速度測定範囲： $\pm 4000\text{ gal}$ （水平・鉛直）
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-F1] 安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定する。
	地震による損傷の防止	[6.1-F1] 耐震重要度分類を第1類とする。 強度部材を本表（別表1）に示す。  検知部：アンカーボルトで床面に固定する。  表示部：アンカーボルトで壁面に固定する。 
	津波による損傷の防止	—
外部からの衝撃による損傷の防止		(竜巻) —  (落雷) —  (極低温（凍結）) [8.1-F2] 感震計は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5 °Cでも作動する機器を設置する。  (火山活動（降下火砕物）) —  (積雪) —  (生物学的事象) —  (航空機落下) —

表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) — (電磁的障害) [8. 2-F2] アンテナ線には避雷器を設置し、雷サージの侵入を防止する。 (交通事故 (自動車)) —
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
		[11. 3-F1] 設備本体は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表 (別表 1) に示す。  [11. 3-F2] 配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。  [11. 3-B2] 次のケーブル火災対策の取られた第 2 加工棟内に設置する。 ・火災区画の仕様を維持するために、ウラン粉末を取り扱う設備・機器を設置する火災区画においてケーブルを使用する場合には、ケーブルに対して火災の延焼を防止するための措置を講じる。 ・使用電圧が 600 V を超えるケーブルについては、JIS C 3005 に定める 60° 傾斜試験で確認した難燃性ケーブルを使用する。 ・それ以外の電気・計装ケーブルは、難燃性ケーブルを使用するか金属箱等に収容する。ケーブルラックは金属製を、電線管等は金属製又は難燃性プラスチック製を使用する。
火災等による損傷の防止		[11. 5-F1] 震度 5 弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断することにより、設備の爆発を防止する。  対象とする可燃性ガスを取り扱う設備及び緊急遮断弁を下記に示す。 ○ {2064} 連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P 設-1 3-1) ・ {8039} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 ・ {8041} 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス) : 1 箇所  ○ {6138} 焼却設備 焼却炉 (表ト-W 1 設-5-1) ・ {8042} 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) : 1 箇所  ○ {8025} 燃料開発設備 加熱炉 (表リー設-4-7) ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所 ・ {8040} 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) : 1 箇所  ○ {8026} 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リー設-4-8) ・ {8039-2} 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) : 1 箇所

表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 震度5弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発し、第2加工棟への循環冷却水の送水及び上水の送水を自動停止させることで、第2加工棟の内部溢水量を抑制する。 また、同様に震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を遮断することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 検査に当たっては国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される屋外の温度、湿度、放射線等の環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	[18. 2-F1] ○地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック 震度5弱相当の地震が発生した際に可燃性ガスの緊急遮断弁に閉信号を発し、下記の可燃性ガスを取り扱う設備への可燃性ガスの供給を遮断する地震発生時 可燃性ガス遮断インターロックを作動させる。  感震計の作動震度： 計測震度□□(震度5弱相当) <sup>(1)</sup>  対象とする可燃性ガスを取り扱う設備を下記に示す。 ・{2064}連続焼結炉 No. 2-1 (表ハ-2 P設-13-1) ・{6138}焼却設備 焼却炉 (表ト-W1設-5-1) ・{8025}燃料開発設備 加熱炉 (表リ-設-4-7) ・{8026}燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 (表リ-設-4-8)
		○地震発生時 上水遮断インターロック 震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟の上水元弁に閉信号を発し、送水を遮断する上水遮断インターロックを作動させる。  ・感震計の作動震度： 計測震度□□(震度5弱相当) <sup>(1)</sup> ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (表リー他-12)
		○送水ポンプ自動停止装置 震度5弱相当の地震が発生した際に発電機・ポンプ棟に設置された送水ポンプ自動停止装置に作動信号を発し、第2加工棟への循環冷却水の送水及び上水の送水を自動停止する送水ポンプ自動停止装置を作動させる。
		○設備の安全機構 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置) (表リー他-13) ・感震計の作動震度： 計測震度□□(震度5弱相当) <sup>(1)</sup> ・送水ポンプ (第2加工棟 循環冷却水ポンプ) ・送水ポンプ (第2加工棟 上水ポンプ) ・{8042-2}緊急設備 感震計

表リー他-4 緊急設備 感震計 仕様

技術基準に基づく仕様	放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備	— — — — — — —
その他許可で求める仕様	[99-F1] 耐震重要度分類第1類の設備・機器は、更なる安全裕度の確保として、放射線被ばくのおそれを低減するため、1.0G程度に対しても弾性範囲にとどめる。	
添付図	図リー他-7(1)、図リー他-7(2)	

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他-4 (別表1) 緊急設備 感震計 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	感震計(検知部) 感震計(表示部) アンカーボルト	金属製 金属製 鋼

表リー他-4 (別表2) 緊急設備 感震計 耐震補強の項目

補強項目	関連部材	断面等及び員数
アンカーボルトの追加	アンカーボルト	
	アンカーボルト	

表リー他－5 緊急設備 可搬型照明 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	非常用照明、誘導灯
設備・機器名称	{8038-4}緊急設備	
機器名	可搬型照明	
変更内容	変更なし	
設置場所	第 1 加工棟、第 2 加工棟、第 1 廃棄物貯蔵棟、屋外（事務棟、保安棟、部品検査設備棟）	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
安全避難通路等	[13. 1-F2] 加工施設には、非常用照明、誘導灯とは別に、設計基準事故が発生した場合の現場操作が可能となるように、専用電源を備えた{8038-4}緊急設備 可搬型照明を設置する。{8038-4}緊急設備 可搬型照明を表リー他－5（別表）に示す。必要な場所に設置場所から運搬し、使用する。	
安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	—	
通信連絡設備	—	
その他許可で求める仕様	—	
添付図	図リー他－9	

表リー他－5（別表） 緊急設備 可搬型照明 設備一覧

	可搬型エンジン駆動照明	ヘッドライト	手動発電ライト	可搬型ライト	懐中電灯	可搬式 2800 VA ガソリン発電機
電源	エンジン駆動発電機	乾電池	手動発電+太陽光発電	充電式乾電池	乾電池	エンジン駆動発電機
設置場所	第2加工棟、保安棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	部品検査設備棟	事業所内各所	保安棟、事務棟、第1加工棟
保管個数	2台	20個	2個	10個	20個	3台

屋外で使用する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するカバーを附加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

表リー他－6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	所外通信連絡設備
設備・機器名称		{8008}通信連絡設備 所外通信連絡設備
機器名		変更なし
変更内容		事務棟、保安棟、屋外
設置場所		員数 1式
般 仕 様 く 仕 様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
基 準 に 基 づ く 仕 様	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 外部電源により動作するものについては、電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
機 構 く 仕 様	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—

表リー他－6 通信連絡設備 所外通信連絡設備 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	[24.2-F1] [24.2-F2] 外部電源により動作するものについては、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続又はバッテリを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。  以上を次表に示す。						
		(○：該当、—：該当なし)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備・機器名称 機器名</th> <th>バッテリを備える</th> <th>非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通信連絡設備 所外通信連絡設備</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続	通信連絡設備 所外通信連絡設備	○	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続						
通信連絡設備 所外通信連絡設備	○	○						
		各所外通信連絡設備の外部電源喪失時の電源供給を表リー他－6（別表）に示す。						
その他許可で求める仕様	—							
添付図	図リー他－10（2）							

表リー他－6（別表） 通信連絡設備 所外通信連絡設備 設備一覧

	ファクシミリ	一般回線	携帯電話	衛星携帯電話	I P電話	社内網の利用
配備数	3台	一式	一式	4台	3台	一式
配置場所	緊急対策本部：1台 事務棟：1台 保安棟：1台	事業所内全域	緊急対策本部員	緊急対策本部：2台 保安棟：2台	緊急対策本部：3台	事業所内全域
機能	電気通信事業者回線により社外との情報受発信。 また、衛星通信による受発信も可能。	電気通信事業者回線による社外との通信連絡。	同左。	静止衛星や衛星基地局を経由して社外への通信連絡。	電気通信事業者回線による社外との通信連絡。	所内から電気通信事業者提供の社内通信網を経由し社内他地区の電話交換機を使用して一般回線を利用。
通信回線 <sup>(1)</sup>	有線	有線	無線	無線	有線	有線
外部電源喪失時の電源供給	非常用電源設備	バッテリ、非常用電源設備	バッテリ <sup>(2)</sup>	バッテリ <sup>(2)</sup>	バッテリ、非常用電源設備	バッテリ、非常用電源設備

	携帯型無線 (消防専用回線)	緊急時優先電話 (専用電話回線)
配備数	1台	1台
配置場所	保安棟	保安棟
機能	公設消防との間の通信連絡。	電気通信事業者回線により通信混雑時も優先的に通信連絡できる。
通信回線 <sup>(1)</sup>	無線	有線
外部電源喪失時の電源供給	バッテリ <sup>(2)</sup>	電気通信事業者通信回線による給電

(1) 通信回線は、外部へ接続する回線を示す。

(2) 動作時は當時バッテリにより動作。外部電源はバッテリの充電用。

表リー他－7 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称	{8007-16} 通信連絡設備	
機器名	所内通信連絡設備（電話交換機）	
変更内容	改造（再据付け）	
設置場所	事務棟	
員数	1 式	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技術基準	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
に基づく仕様	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F2] 電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、そのバッテリから {8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、第 3 次申請にて申請済み。{8007-6} {8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、第 4 次申請にて申請済み。）

表リー他－7 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）仕様

技術基準に基づく仕様	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p>					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">設備・機器名称 機器名</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">バッテリを備える</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">非常用発電機に接続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続	通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続				
通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）	○	○				
通信連絡設備	<p>[25. 1-F1]</p> <p>{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、PHS アンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）又は固定電話機により、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-6} {8007-8} {8007-11} {8007-14} {8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））、{8007-13} {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の配置を図リー他－10（1）に、系統図を図リー他－12（2）に示す。</p> <p>[25. 2-F1]</p> <p>加工施設には、外部への通信連絡のための多様性を確保した{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を備える。{8008} 通信連絡設備 所外通信連絡設備を表リー他－6に示す。一般回線及び社内網の利用は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部との連絡を行う。</p>					
その他許可で求める仕様	—					
添付図	図リー他－10（1）、図リー他－10（2）、図リー他－12（2）					

表リー他－8 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け） 所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）	
変更内容	変更なし	
設置場所	事務棟（緊急対策本部）	
員数	1式（12台）	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— — — — — —
技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — — — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備	— — — — — — — — — —
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）は、バッテリを備え、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。
	通信連絡設備	[25.1-F1] 所内通信連絡設備として、{8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）を備え、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。 {8007-17} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）の配置を図リー他－10（1）に示す。
その他許可で求める仕様		—
添付図	図リー他－10（1）	

表リー他－9 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機） 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 施設名称	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け） 所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	
変更内容	変更なし	
設置場所	事務棟、保安棟	
員数	1 式（事務棟：1 台、保安棟：1 台）	
一 般 仕 様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	— — — — — —
技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — — — —
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止 遮蔽 換気設備		— — — — — — — — — —
非常用電源設備	[24. 2-F1] {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、そのバッテリから {8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	

表リー他－9 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24.2-F2]</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005}非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設備・機器名称 機器名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">バッテリを 備える</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">非常用発電 機に接続</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">設備からの 給電で動作</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td></tr> </tbody> </table>				設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	—	—	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作										
通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）	—	—	○										
<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）を設置し、設計基準事故が発生した場合に、緊急対策本部等から事業所内の人に対して、操作、作業又は退避の指示等の連絡が可能とする。{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続する。</p> <p>{8007-19} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）の配置を図リー他－10（1）に、系統図を図リー他－12（2）に示す。</p>													
その他許可で求める仕様		—											
添付図		図リー他－10（1）、図リー他－12（2）											

表リー他－10 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第 1803284 号（平成 30 年 3 月 28 日付け）
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称 機器名	{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	
変更内容	改造（再据付け）	
設置場所	事務棟、保安棟	
員数	1 式（事務棟：1 台、保安棟：1 台）	
一 般 仕 様	型式	—
主要な構造材		—
寸法（単位：mm）		—
その他の構成機器		—
その他の性能		—
核燃料物質の状態		—
核燃料物質の臨界防止		—
安全機能を有する施設の地盤		—
地震による損傷の防止		—
津波による損傷の防止		—
外部からの衝撃による損傷の防止		—
加工施設への人の不法な侵入等の防止		—
閉じ込めの機能		—
火災等による損傷の防止		—
加工施設内における溢水による損傷の防止		—
安全避難通路等		—
安全機能を有する施設	[14. 1-F1]  設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1]  当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。	
材料及び構造	—	
搬送設備	—	
核燃料物質の貯蔵施設	—	
警報設備等	—	
放射線管理施設	—	
廃棄施設	—	
核燃料物質等による汚染の防止	—	
遮蔽	—	
換気設備	—	
非常用電源設備	[24. 2-F1]  {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備え、そのバッテリから{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））に給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。	

表リー他－10 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）） 仕様

技術基準に基づく仕様	非常用電源設備	<p>[24. 2-F2]</p> <p>{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）は、{8005} 非常用電源設備A 非常用発電機に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。{8007-20} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））は、{8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）から給電し、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p>(○：該当、—：該当なし)</p>			
		設備・機器名称 機器名	バッテリを備える	非常用発電機に接続	設備からの給電で動作
	通信連絡設備	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））	—	—	○
その他許可で求める仕様		—			
添付図		図リー他－10（1）、図リー他－12（2）			

表リー他ー11 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	所内通信連絡設備
設備・機器名称	{8007-21}通信連絡設備	
機器名	所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	
変更内容	改造（追加）	
設置場所	屋外	
員数	1式（9台）	
一 般 仕 様	型式	—
	主要な構造材	—
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	—
技 術 基 準 に 基 づ く 仕 様	核燃料物質の臨界防止	—
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	[24.2-F1] {8007-21}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、停電時に備えて非常用電源設備が稼働するまでの間の電源を確保するためのバッテリを備える{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。（{8007-10}通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次申請にて申請済み。）

表リー他－1 1 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ）） 仕様

技術基準に基づく仕様	<p>非常用電源設備</p> <p>[24.2-F2]          {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））には、{8001} 非常用電源設備 No. 1 非常用発電機、{8003} 非常用電源設備 No. 2 非常用発電機に接続している {8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））から給電することにより、外部電源が期待できない場合でも動作可能とする。</p> <p>以上を次表に示す。</p> <p style="text-align: right;">(○：該当、—：該当なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">設備・機器名称 機器名</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">バッテリを 備える</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">非常用発電 機に接続</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">設備からの 給電で動作</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">—</td><td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td></tr> </tbody> </table>	設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	—	—	○
設備・機器名称 機器名	バッテリを 備える	非常用発電 機に接続	設備からの 給電で動作						
通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））	—	—	○						
通信連絡設備	<p>[25.1-F1]</p> <p>{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））を設置し、{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続し、{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するマイクにより屋外における放送が可能とする。</p> <p>{8007-10} {8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に付属するいずれのマイクによっても、{8007} {8007-3} {8007-4} {8007-5} {8007-7} {8007-15} {8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））全てから事業所内建物における放送が可能とする。</p> <p>（{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第4次申請にて申請済み。）マイクは第1加工棟、第2加工棟、事務棟（緊急対策本部）、保安棟に設置する。</p> <p>{8007-21} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の配置を図リー他－1 0（1）に示す。放送設備の系統図を図リー他－1 2（1）に示す。</p>								
その他許可で求める仕様	—								
添付図	図リー他－1 0（1）、図リー他－1 2（1）								

屋外に設置する設備・機器であり、防水性能を有する設備・機器にすることとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

表リー他-12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称 上水送水用緊急遮断弁
設備・機器名称 機器名	{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁
変更内容	新設（{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁） 改造（{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁） 〔・溢水防止対策のため、上水配管系統に手動閉止弁を設置する。〕
設置場所	屋外（第1廃棄物貯蔵棟北外壁面）
員数	{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 : 1式（2台） {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 1式 (上水用手動弁 : 1基)
一般仕様	型式 — 主要な構造材 本表（別表1）に示す。 寸法（単位：mm） — その他の構成機器 {8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁の構成機器 制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表（別表2）に示す。 その他の性能 核燃料物質の状態 —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 — 安全機能を有する施設の地盤 [5.1-F1] 上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第1廃棄物貯蔵棟の壁に固定する。  地震による損傷の防止 [6.1-F1] {8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁の耐震重要度分類は第3類とする。なお、上水送水用緊急遮断弁は震度5弱相当の地震時においても確実に作動させる設計とするため、耐震重要度分類第1類相当の地震力に耐える固定を行う。上水送水用緊急遮断弁は、鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造物は、第1廃棄物貯蔵棟の壁面にアンカーボルトで固定する。  {8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第3類とする。溢水時手動閉止弁は、鋼製の配管で接続し、標準支持間隔以下で弁及び配管一体で支持構造物に固定する。支持構造物は、第1廃棄物貯蔵棟の壁面にアンカーボルトで固定する。 津波による損傷の防止 — 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) — (落雷) — (極低温(凍結)) [8.1-F2] 屋外に設置する上水送水用緊急遮断弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃でも作動する機器を設置する。 ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁  また、屋外に設置する上水送水用緊急遮断弁及び溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。 ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 ・{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁  (火山活動(降下火砕物)) —

表リー他－12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8. 2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する、又は電源に絶縁トランジスタ若しくはラインフィルタを設置し、電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。安全機構及びインターロックの構成機器を別表2に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○メカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置する安全機構及びインターロック           <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時 上水遮断インターロック</li> </ul> </li> </ul> <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11. 3-F2] 電源ラインに配線用遮断器を設け、電気火災の発生を防止する。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	[12. 1-F4] 第1廃棄物貯蔵棟における溢水量抑制のため、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に{8060-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、溢水又は震度5弱相当の地震が発生した際に本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。  また、さらなる溢水防止対策として、第1廃棄物貯蔵棟へ上水を供給する配管に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて自動閉止する{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を停止することで、第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表2)に示す。
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14. 1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14. 2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。

表リー他-12 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 仕様

材料及び構造	—
搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
基準に基づく仕様	<p>[18.2-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて上水送水用緊急遮断弁を自動閉止し、第1廃棄物貯蔵棟への上水の送水を停止することで第1廃棄物貯蔵棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表2)に示す。</p> <p>○設備の安全機構(地震発生時 上水遮断インターロック)        ・感震計の作動震度：計測震度 [ ] 震度5弱相当)<sup>(1)</sup>        ・{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁        ・{8042-2}緊急設備 感震計 (表リー他-4)</p> <p>上記の感震計及び緊急遮断弁は、2系統で設置するため、1箇所につき2台設置する。</p>
警報設備等	
放射線管理施設	—
廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー他-7(1)、図リー他-16(2)、図リー他-16(3)、図リー他-16(5)～図リー他-16(7)

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他-12(別表1) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、緊急設備 溢水時手動閉止弁 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	(緊急設備 上水送水用緊急遮断弁) 上水配管 アンカーボルト 上水送水用緊急遮断弁 (緊急設備 溢水時手動閉止弁) 上水用手動弁	[ ] 鋼又はステンレス鋼 金属製 金属製

\*1 [ ] を含める。

表リー他-12(別表2) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁  
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
地震発生時 上水遮断インターロック <sup>(2)</sup>	{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁：1箇所 <sup>(1)</sup>	図リー他-16(6) 図リー他-16(7)
	{8042-2}緊急設備 感震計：1箇所 <sup>(1)</sup>	

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置と共に用する。

表リー他－13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

許可との対応	許可番号（日付） 原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称 送水ポンプ自動停止装置
設備・機器名称 機器名	{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 {8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁
変更内容	新設 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置) 改造 ({8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁) 〔 ・溢水防止対策のため、循環冷却水（一般）配管に循環冷却水（一般） 用手動弁を1基追加する。 ・耐震補強のため、上水配管の支持構造物の位置・構造を変更する。〕
設置場所	発電機・ポンプ棟 : {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 屋外 : {8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁
員数	{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 : 1式 {8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁 : 1式 (循環冷却水（一般）用手動弁 : 1基、上水用手動弁 : 4基)
一般仕様	型式 — 主要な構造材 本表（別表1）に示す。 寸法（単位：mm） — その他の構成機器 {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置の構成機器 制御盤 安全機構及びインターロックに関する機器を本表（別表2）に示す。 その他の性能 核燃料物質の状態 —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 [5.1-F1] 送水ポンプ自動停止装置は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された発電機・ポンプ棟に設ける。 溢水時手動閉止弁は安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置された第2加工棟の床、壁等に固定又は液状化のおそれのない地盤に設置された配管ピットに設置する。 地震による損傷の防止 [6.1-F1] {8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置の耐震重要度分類は第3類とし、発電機・ポンプ棟の床面にアンカーボルトで固定された制御盤にインターロック回路を設置する。 {8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁の耐震重要度分類は第3類とする。溢水時手動閉止弁は、鋼製の配管で接続し、弁及び配管一体で支持構造物等により固定する、又は屋外の配管ピット内に固定する。支持構造物は、第2加工棟の壁面等にボルト等で固定する。 津波による損傷の防止 — 外部からの衝撃による損傷の防止 (竜巻) — (落雷) — (極低温（凍結）) [8.1-F2] 溢水時手動閉止弁は大阪管区気象台において過去に観測された最低気温-7.5℃を踏まえて安全機能に影響を及ぼさないよう保温材を設置する。 ・{8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁 (火山活動（降下火砕物）) —

表リー他－13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

技術基準に基づく仕様	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>(積雪) —</p> <p>(生物学的事象) —</p> <p>(航空機落下) —</p> <p>(外部火災 (森林火災、近隣工場等の火災、近隣工場等の爆発、航空機落下火災)) —</p> <p>(電磁的障害) [8.2-F2] 安全機能を有する施設のインターロック回路は、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、インターロック回路にメカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置し、電磁干渉による誤動作を防止する、又は電源に絶縁トランジスタ若しくはラインフィルタを設置し、電磁波の侵入等を防止する。また、インターロック回路の制御盤は金属製筐体を使用し、電磁波の侵入等を防止する。安全機構及びインターロックの構成機器を別表2に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○メカニカルリレー等の電磁式の絶縁された接点回路を設置する安全機構及びインターロック           <ul style="list-style-type: none"> <li>・{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置</li> </ul> </li> </ul> <p>(交通事故 (自動車)) —</p>
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	—
	加工施設内における溢水による損傷の防止	<p>[12.1-F4] 第2加工棟における溢水量抑制のため、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する配管に{8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁を設け、溢水が発生した際に溢水の発生位置に応じて本手動閉止弁を閉止する措置を講じる。</p> <p>震度5弱相当の地震を検知した時点で、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する送水ポンプを手動停止する措置を講じる。</p> <p>また、さらなる溢水防止対策として、第2加工棟へ上水及び循環冷却水を供給する系統に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて送水用ポンプを自動停止する{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置を設け、震度5弱相当の地震が発生した際に第2加工棟への循環冷却水及び上水の送水を自動停止することで、第2加工棟の内部溢水量を抑制する。安全機構及びインターロックの機器を本表(別表2)に示す。</p>
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	<p>[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。</p> <p>[14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。</p>

表リー他-13 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 仕様

材料及び構造	—
搬送設備	—
核燃料物質の貯蔵施設	—
基準に基づく仕様	<p>[18.2-F1] 震度5弱相当の地震が発生した際に{8042-2}緊急設備 感震計からの信号を受けて送水ポンプ自動停止装置が作動し、第2加工棟への送水を自動停止することで第2加工棟の内部溢水量を抑制する。</p> <p>○設備の安全機構 ({8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置)        • 感震計の作動震度： 計測震度<del>1</del>震度5弱相当)<sup>(1)</sup>        • 循環冷却水ポンプ電源用遮断器（電磁接触器）        • 上水ポンプ電源用遮断器（電磁接触器）        • {8042-2}緊急設備 感震計 (表リー他-4)</p>
放射線管理施設	—
廃棄施設	—
核燃料物質等による汚染の防止	—
遮蔽	—
換気設備	—
非常用電源設備	—
通信連絡設備	—
その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー他-7(1)、図ー他-16(1)、図ー他-16(3)、図リー他-16(8)、図リー他-16(9)

(1) 気象業務法施行規則第一条の二における地震計による震度の観測に用いる震度階級を定めた「平成8年気象庁告示第4号 気象庁震度階級表」による算定方法による。

表リー他-13 (別表1-1) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	制御盤(送水ポンプ自動停止装置) アンカーボルト	金属製 鋼

\*1 [ ] 以上の強度を有する材料

表リー他-13 (別表1-2) 緊急設備 溢水時手動閉止弁 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	支持構造物	鋼又はステンレス鋼
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	循環冷却水(一般)用手動弁 上水用手動弁 循環冷却水(一般)配管 上水配管 ボルト等 <sup>*3</sup>	鋼 鋼 鋼 鋼 鋼又はステンレス鋼

\*1 [ ] を含める。

\*2 [ ] 以上の強度を有する材料。

\*3 アンカーボルト、据付ボルト又は取付ボルト

表リー他-13 (別表2) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置  
安全機構及びインターロックに関する機器の構成と仕様

安全機構及びインターロック	構成機器と員数	添付図
{8061}緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 <sup>(2)</sup>	循環冷却水ポンプ用電源遮断器(電磁接触器):7基 上水ポンプ用電源遮断器(電磁接触器):2基	図リー他-16(8) 図リー他-16(9)
{8042-2}緊急設備 感震計:1箇所 <sup>(1)</sup>		

- (1) 制御回路を含めて独立した2系統(A系統/B系統)とするため、1箇所に2台設置する。
- (2) 感震計は、当該インターロックで制御する緊急遮断弁の他に、{8039}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8039-2}緊急設備 緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)、{8040}緊急設備 緊急遮断弁(水素ガス)、{8041}緊急設備 緊急遮断弁(プロパンガス)、{8042}緊急設備 緊急遮断弁(都市ガス)、{8060}緊急設備 上水送水用緊急遮断弁と共に用する。

表リー他-14 計量設備 上皿電子天秤 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	計量設備
設備・機器名称 機器名	{8068} 計量設備 上皿電子天秤	
変更内容	改造（一部撤去、追加）	
設置場所	第2加工棟	
員数	1式（12台）	
一般仕様	型式	—
	主要な構造材	本表（別表1）に示す。
	寸法（単位：mm）	—
	その他の構成機器	—
	その他の性能	—
	核燃料物質の状態	酸化ウラン粉末、酸化ウランペレット
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止	[4.1-F1] (單一ユニットの臨界安全) 質量の核的制限値を設ける設備・機器において取り扱う核燃料物質の質量が核的制限値未満であることを確認するため、上皿電子天秤を設置する。  [4.2-F1] [4.2-F2] (複数ユニットの臨界安全) — <sup>(1)</sup>
	安全機能を有する施設の地盤	—
	地震による損傷の防止	—
	津波による損傷の防止	—
	外部からの衝撃による損傷の防止	—
	加工施設への人の不法な侵入等の防止	—
	閉じ込めの機能	—
	火災等による損傷の防止	[11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。
	加工施設内における溢水による損傷の防止	—
	安全避難通路等	—
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
	材料及び構造	—
	搬送設備	—
	核燃料物質の貯蔵施設	—
	警報設備等	—
	放射線管理施設	—
	廃棄施設	—
	核燃料物質等による汚染の防止	—
	遮蔽	—
	換気設備	—
	非常用電源設備	—
	通信連絡設備	—

表リー他－14 計量設備 上皿電子天秤 仕様

その他許可で求める仕様	—
添付図	図リー他－14

(1) 本設備の臨界安全評価は関係する施設本体にて行っているため、複数ユニットの臨界安全評価は不要である。

表リー他－14 (別表1) 計量設備 上皿電子天秤 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製

表リー他-15 放射線測定装置 仕様

許可との対応	許可番号（日付）	原規規発第1803284号（平成30年3月28日付け）
	施設名称	計量設備 放射線測定装置
設備・機器名称 機器名	{8068-2} 放射線測定装置 —	
変更内容	変更なし	
設置場所	第1加工棟 <sup>(1)</sup>	
員数	1式	
一般仕様	型式 主要な構造材 寸法（単位：mm） その他の構成機器 その他の性能 核燃料物質の状態	半導体式 本表（別表1）に示す。 — — — —
技術基準に基づく仕様	核燃料物質の臨界防止 安全機能を有する施設の地盤 地震による損傷の防止 津波による損傷の防止 外部からの衝撃による損傷の防止 加工施設への人の不法な侵入等の防止 閉じ込めの機能 火災等による損傷の防止 加工施設内における溢水による損傷の防止 安全避難通路等	— — — — — — — [11.3-F1] 設備本体を構成する主要な材料は不燃性材料である金属製とし、それ以外の主要な材料については不燃性又は難燃性材料とする。 材料を本表（別表1）に示す。 — —
	安全機能を有する施設	[14.1-F1] 設計、製作、工事及び検査に当たっては、国内法規に基づく規格及び基準等に準拠し、通常時及び設計基準事故時に想定される温度、湿度、圧力、腐食性雰囲気、放射線等の全ての環境条件において、その安全機能を発揮するよう設置する。  [14.2-F1] 当該施設の安全機能を確認するための検査及び試験並びに当該安全機能を健全に維持するための保守及び修理ができる場所に設置する。
材料及び構造 搬送設備 核燃料物質の貯蔵施設 警報設備等 放射線管理施設 廃棄施設 核燃料物質等による汚染の防止		— — — — — — —
遮蔽	[22.1-B1]	周辺監視区域境界における線量を十分に低減できるよう固体廃棄物中に含まれるウラン量を管理するため、放射線測定装置を設置する。
換気設備 非常用電源設備 通信連絡設備		— — —
その他許可で求める仕様		—
添付図		—

(1) 第1加工棟において使用するほか、第1廃棄物貯蔵棟、第3廃棄物貯蔵棟、第5廃棄物貯蔵棟及び屋外に移動させ使用する場合がある。)

表リー他－15（別表1） 放射線測定装置 材料一覧

部位	部位名	材料
強度部材	—	—
ウランを取り扱う部位	—	—
その他	本体	金属製

追第3次 表リ-4-1(1/2) 非常用設備<sup>(6)</sup>

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8038} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式(15台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8038-2} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	器具本体、ランプ、バッテリ、配線	安全避難通路等	1式(47台)	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	図リ-4-1-1 図リ-4-1-6
第1加工棟	{8035} 緊急設備 避難通路	避難通路表示	安全避難通路等	1式	新設	図リ-4-1-1
第1加工棟	{8007-7} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体(スピーカ)配線	通信連絡設備等	1式(10台)	改造(全数取替え)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-10} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ)) <sup>(1)(5)</sup>	器具本体(アンプ、バッテリ、マイク)配線	通信連絡設備等	1式(1台)	改造(再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-7
第1加工棟	{8007-8} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))配線、所内携帯電話機(PHS)	器具本体(PHSアンテナ)配線、所内携帯電話機(PHS)	通信連絡設備等	1式(5台)	改造(一部取替え・追加、残り再据付け)	図リ-4-1-2 図リ-4-1-8
第1加工棟	{8009-5} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) <sup>(1)</sup>	器具本体、配線	火災等による損傷の防止 警報設備等	1式 熱感知器(スポット型) : 27台 煙感知器(スポット型) : 35台 発信機 <sup>(7)</sup> : 11台	改造(一部取替え・型式変更、一部移設、残り再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9 図リ-他-15(第5次)
第1加工棟	{8009-6} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機) <sup>(1)</sup>	受信機本体、バッテリ、配線	火災等による損傷の防止	1式 受信機: 1台(P型受信機)	改造(再据付け)	図リ-4-1-3 図リ-4-1-9
第1加工棟	{8010-5} 消火設備 消火器	消火器	火災等による損傷の防止	1式 ABC粉末消火器 10型 : 20本 ABC粉末消火器 20型 : 13本 ABC粉末消火器 50型 : 2本	増設(1本撤去、3本増設)	図リ-4-1-4

追第3次 表リ-4-1(2/2) 非常用設備<sup>(6)</sup>

設置場所	設備・機器名称 機器名	汎用部品	技術基準に 基づく仕様	員数	変更内容	添付図
第1加工棟	{8044} <sup>(7)</sup> <u>緊急設備</u> <u>コンクリート閉止部</u>	—	<u>外部からの 衝撃による 損傷の防止</u>	1式	改造	<u>図ヘ-2-1-1(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-4(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-46 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-47 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-48 (第3次)</u>
第1加工棟	{8063} <sup>(7)</sup> <u>緊急設備</u> <u>大型外扉</u>	—	<u>外部からの 衝撃による 損傷の防止</u>	1式	改造	<u>図ヘ-2-1-1(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-4(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-35 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-36 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-38 (第3次)</u>
第1加工棟	{8064} <sup>(7)</sup> <u>緊急設備</u> <u>外扉</u>	—	<u>外部からの 衝撃による 損傷の防止</u>	1式	改造	<u>図ヘ-2-1-1(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-4(第 3次)</u> <u>図ヘ-2-1-35 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-36 (第3次)</u> <u>図ヘ-2-1-41 (第3次)</u>

(1) 耐震重要度分類第3類とする。

(2) (欠番)

(3) (欠番)

(4) (欠番)

(5) 多様性を備えた所内通信連絡設備は、所内通信連絡設備(放送設備)と所内通信連絡設備(所内携帯電話機)の2種類になる。

(6) 第3次申請で第1加工棟の付属設備として仮移設するとした{8012-3}消火設備 屋外消火栓及び{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管は、第5次申請で{8012-2}消火設備 屋外消火栓として本設するに当たり、第1加工棟の付属設備から除き独立させることとする。これに伴い、第3次申請の非常用設備の仕様表(表リ-4-1)から、{8012-3}消火設備 屋外消火栓及び{8012-5}消火設備 屋外消火栓配管に係る記載を除き、第5次申請の非常用設備の仕様表(追第3次 表リ-4-1(本表))のとおりとする。これら除いた記載については、{8012-2}消火設備 屋外消火栓を第1加工棟の付属設備から独立させることに伴い、第5次申請の{8012-2}消火設備 屋外消火栓の仕様表(表リ-他-2)に記載することとする。

(7) {8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に付属する発信機を追加する。第1加工棟の建物本体に設置する{8044}緊急設備 コンクリート閉止部、{8063}緊急設備 大型外扉、{8064}緊急設備 外扉を第1加工棟の付属設備とする。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を二重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

追第4次 表リ-2-1(1/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
{8007} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) <sup>(1)</sup>	改造(全数取替え)	1式 (66台)	器具本体(スピーカ)配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-9	第2加工棟 (表八-2-1)
{8007-12} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(アンプ))	改造(再据付け)	1式 (1台)	器具本体(アンプ、バッテリ、マイク)配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-9 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表八-2-1)
{8007-11} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	改造(一部取替え、一部移設、残り再据付け)	1式 (15台)	器具本体(PHSアンテナ) <sup>(3)</sup> 、配線、所内携帯電話機(PHS)	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表八-2-1)
{8007-13} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(固定電話機)	変更なし	1式 (23台)	器具本体(固定電話機)配線	図リ-2-1-2-1~ 図リ-2-1-2-5 図リ-2-1-10	第2加工棟 (表八-2-1)
{8009} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) <sup>(1)</sup>	改造(一部取替え・型式変更、追加、残り再据付け)	1式 熱感知器(スポット型): 280台 煙感知器(スポット型): 90台	器具本体 <sup>(3)</sup> 、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-11	第2加工棟 (表八-2-1)
{8009-11} 火災感知設備 自動火災報知設備(受信機)	改造(再据付け)	1式 受信機: 1台(P型受信機)	受信機本体、バッテリ、配線	図リ-2-1-3-1~ 図リ-2-1-3-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-11 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表八-2-1)
{8010} 消火設備 消火器	増設(一部移設、追加)	1式 ABC粉末消火器10型: 102本 ABC粉末消火器50型: 17本 BC粉末消火器20型: 19本 金属火災用消火器: 3本 二酸化炭素消火器: 1本 乾燥砂(消火用): 2個	消火器	図リ-2-1-4-1~ 図リ-2-1-4-5	第2加工棟 (表八-2-1)
{8027} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5	第2加工棟 (表八-2-1)
{8029} 緊急設備 非常用照明 <sup>(1)</sup>	改造(全数取替え)	1式 (94台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリ、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表八-2-1)
{8029-4} 緊急設備 誘導灯 <sup>(1)</sup>	改造(一部取替え、追加、残り再据付け)	1式 (78台)	器具本体 <sup>(3)</sup> 、ランプ、バッテリ、配線	図リ-2-1-1-1~ 図リ-2-1-1-5 図リ-2-1-7 図リ-2-1-14	第2加工棟 (表八-2-1)
{8009-10} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	撤去	1式 熱感知器(スポット型、防爆型): 1台			第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)

追第4次 表リ-2-1(2/2) 建物の付属設備

設備・機器名称 機器名	変更内容	員数	一般産業用 工業品	添付図	関係する建物本体 (仕様表番号) <sup>(2)</sup>
{8010-8} 消火設備 消火器	撤去	1式 ABC 粉末消火器 50 型: 2本			第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8038-3} 緊急設備 非常用照明	撤去	1式 (2台)			第2廃棄物貯蔵棟 (表ト-2-1)
{8007-5} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ))	新設	1式 (1台)	器具本体(ス ピーカ) <sup>(3)</sup> 、 配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-9	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8007-6} 通信連絡設備 所内通信連絡設備(所内携帯電話機(PHSアンテナ))	新設	1式 (1台)	器具本体(PHS アンテナ) <sup>(3)</sup> 、 配線、所内携 帯電話機(PH S)	図リ-2-1-6 図リ-2-1-10	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8009-4} 火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)	新設	1式 熱感知器(スポット 型、防爆型): 3台	器具本体、配 線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-12 図リ-2-1-13	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8010-4} 消火設備 消火器	新設	1式 ABC 粉末消火器 50 型: 2本 ABC 粉末消火器 10 型: 1本	消火器	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8034} 緊急設備 避難通路	新設	1式	避難通路表示	図リ-2-1-6	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037} 緊急設備 非常用照明	新設	1式 (3台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)
{8037-2} 緊急設備 誘導灯	新設	1式 (1台(防爆型))	器具本体、ラ ンプ、バッテ リ、配線	図リ-2-1-6 図リ-2-1-8 図リ-2-1-14	第5廃棄物貯蔵棟 (表ト-4-1)

(1) 本設備・機器には第2次設工認で仮移設する施設({8007-9}通信連絡設備 所内通信連絡設備(放送設備(スピーカ)) {8009-9}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器) {8029-2}緊急設備 非常用照明、{8029-3}緊急設備 誘導灯)を含んでおり、第4次申請において仮移設の状態から復旧し本設するための新規制基準対応工事を行う。

- (2) 本設備・機器の技術基準に基づく仕様については、関係する建物本体の仕様表の技術基準に基づく仕様の欄に記載しており、第4次申請において適合性を確認する。
- (3) 屋外に設置する設備・機器については、防水性能を有する設備・機器にする、若しくは防水性能を有するバーを附加することとし、雨水等の影響を受けない構造とする。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を二重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

## 追第2次 表リ-2-6 試験開発設備 試験設備ベース 仕様

- (1) 本設備・機器は撤去するため、加工の事業の変更許可（平成 19 年 6 月 1 日付け平成 18・10・31 原第 30 号にて許可）に基づく施設名称を記載する。

(2) 加工の事業の変更許可（平成 30 年 3 月 28 日付け原規規発第 1803284 号にて許可）に基づき、第 2 加工棟第 3 開発室の部屋名称を第 2 加工棟第 2-1 作業支援室に変更する。

(3) 第 2 次申請では、設備・機器の適合性確認として、撤去する設備・機器の跡仕舞いの状態を確認する（外観）。  
第 4 次申請では、建物の適合性確認として、第 2 加工棟の第 1 種管理区域の床、人が触れるおそれがある壁に対する核燃料物質等による汚染防止の措置の状態を確認する。

(4) 第 2 次申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様は、本設備の仕様ではなく、本設備を収納する第 2 加工棟の仕様である。[1002] 第 2 加工棟の仕様を追第 4 表ハ-2-1 に示す。

本申請の対象とする箇所に下線を付す。それ以外の箇所については、先行申請時の仕様表から変更はない。先行申請において「次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲」としていた技術基準に基づく仕様の箇所を二重下線で示す。また、一重下線で示す箇所以外で先行申請から追加で本申請の対象とする箇所を二重下線で示す。

#### 4. 添付図一覧表

番号	名称
図リー1－1－1	その他の加工施設（建物・構築物） 配置図
図リー建－1－1（1）	発電機・ポンプ棟 平面図（1）
図リー建－1－1（2）	発電機・ポンプ棟 平面図（2）
図リー建－1－2	発電機・ポンプ棟 立面図
図リー建－1－3	発電機・ポンプ棟 断面図
図リー建－1－4	発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）
図リー建－1－5（1）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 平面図（1）
図リー建－1－5（2）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 平面図（2）
図リー建－1－5（3）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 軸組図（1）
図リー建－1－5（4）	発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 軸組図（2）
図リー建－1－6	発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細
図リー建－1－7（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 平面図（1）
図リー建－1－7（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 平面図（2）
図リー建－1－7（3）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 立面図
図リー建－1－8	発電機・ポンプ棟 建具表
図リー建－1－9	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図
図リー建－1－10（1）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉95）詳細図 部材表
図リー建－1－10（2）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉96）詳細図 部材表
図リー建－1－10（3）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉97）詳細図 部材表
図リー建－1－10（4）	発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉98）詳細図 部材表
図リー建－1－11	発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領
図リー建－1－12（1）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 平面図
図リー建－1－12（2）	発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（降下火砕物・積雪）による損傷の防止 立面図
図リー建－1－13（1）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 平面図（1）
図リー建－1－13（2）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 平面図（2）
図リー建－1－13（3）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 立面図
図リー建－1－13（4）	発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 断面図
図リー建－1－14（1）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（1）
図リー建－1－14（2）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁（2）
図リー建－1－14（3）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ（1）
図リー建－1－14（4）	発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ（2）
図リー建－1－15（1）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（1）
図リー建－1－15（2）	発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図（2）
図リー建－1－16（1）	発電機・ポンプ棟 伏図兼構造区分図（1）
図リー建－1－16（2）	発電機・ポンプ棟 伏図兼構造区分図（2）
図リー建－1－17（1）	発電機・ポンプ棟 軸組図（1）
図リー建－1－17（2）	発電機・ポンプ棟 軸組図（2）

番号	名称
図リー建－1－18（1）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面
図リー建－1－18（2）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図
図リー建－1－18（3）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり
図リー建－1－18（4）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁
図リー建－1－18（5）	発電機・ポンプ棟 既設部材リスト スラブ
図リー建－1－19（1）	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 平面図
図リー建－1－19（2）	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 断面図（1）
図リー建－1－19（3）	発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 断面図（2）
図リー建－2－1	遮蔽壁No.2、遮蔽壁No.3 土質柱状図
図リー建－2－2	遮蔽壁No.2、遮蔽壁No.3 配置図及び姿図
図リー建－2－3	遮蔽壁No.2、遮蔽壁No.3 配筋図

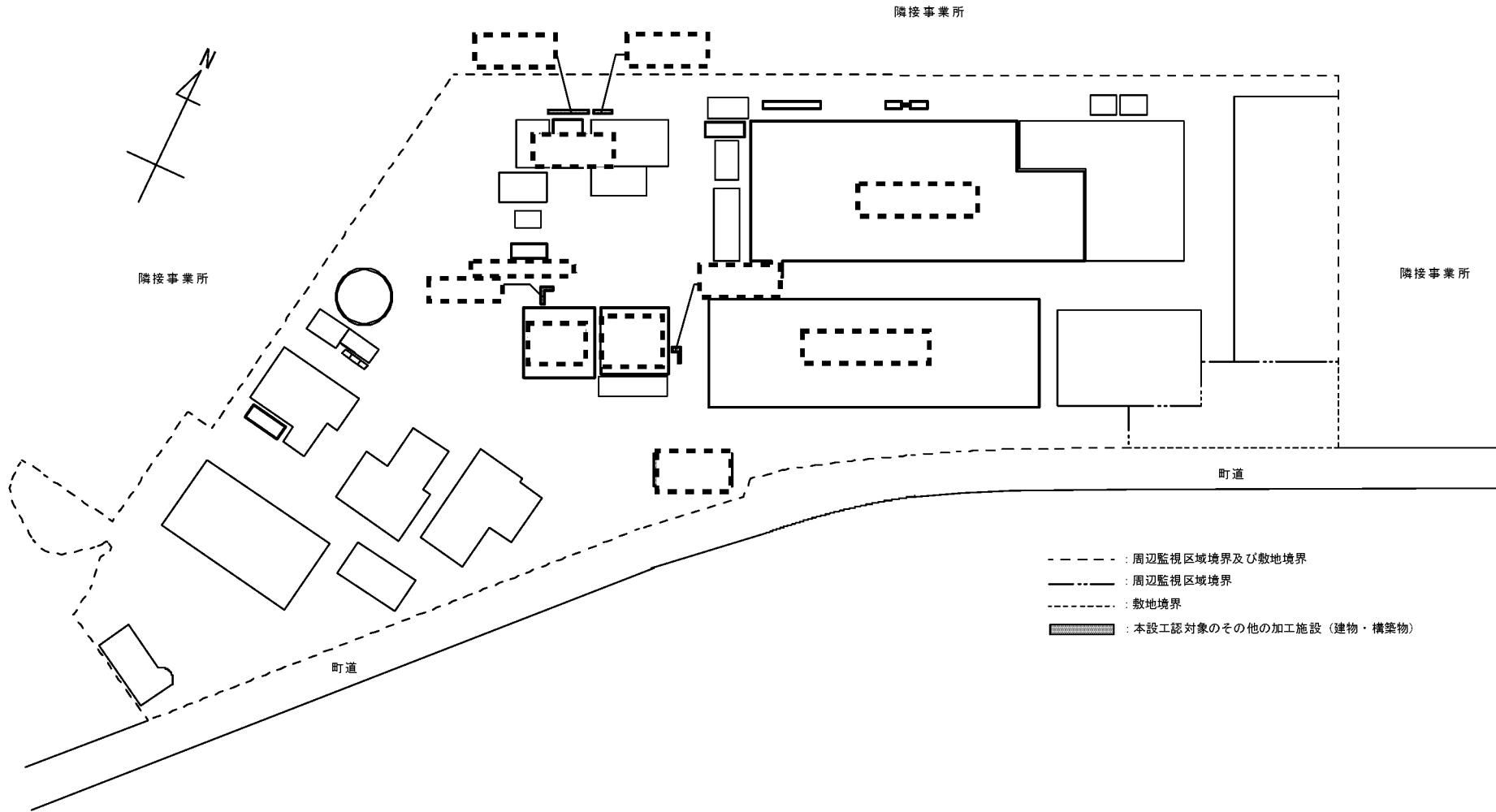
番号	名称
図リ－2	本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図
図リ－設－1（1）	第2加工棟の主要な部屋配置
図リ－設－1（2）	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（3階）
図リ－設－1（3）	本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図 (設備・機器一覧表)
図リ－設－2－1（1）	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 配置図
図リ－設－2－1（2）	非常用電源設備 No.1 非常用発電機
図リ－設－2－1（3）	非常用電源設備 No.1 非常用発電機 重油タンク部（補強詳細図）
図リ－設－2－1（4）	非常用電源設備 No.1 非常用発電機（本体基礎図）
図リ－設－2－2（1）	非常用電源設備 No.2 非常用発電機（1／2）
図リ－設－2－2（2）	非常用電源設備 No.2 非常用発電機（2／2）
図リ－設－2－2（3）	非常用電源設備 No.2 非常用発電機（本体基礎図）
図リ－設－2－2（4）	非常用電源設備 No.2 非常用発電機（重油タンク部基礎図）
図リ－設－2－3（1）	非常用電源設備A 非常用発電機（1／2）
図リ－設－2－3（2）	非常用電源設備A 非常用発電機（2／2）
図リ－設－2－3（3）	非常用電源設備A 非常用発電機（本体基礎図）
図リ－設－2－3（4）	非常用電源設備A 非常用発電機（重油タンク部基礎図）
図リ－設－3－1	分析設備 粉末取扱フード No.1
図リ－設－3－2	分析設備 粉末取扱フード No.2
図リ－設－3－3	分析設備 粉末取扱フード No.3
図リ－設－3－4（1）	分析設備 ドラフトチャンバ No.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.3
図リ－設－3－4（2）	分析設備 ドラフトチャンバ No.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.2 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.3（スクラバー）
図リ－設－4－1	燃料開発設備 スクラップ処理装置
図リ－設－4－2	燃料開発設備 試料調整用フード
図リ－設－4－3	燃料開発設備 試料調整用フード No.1
図リ－設－4－4	燃料開発設備 試料調整用フード No.2
図リ－設－4－5（1）	燃料開発設備 粉末取扱フード
図リ－設－4－5（2）	燃料開発設備 粉末取扱フード（補強詳細図）
図リ－設－4－6（1）	燃料開発設備 プレス
図リ－設－4－6（2）	燃料開発設備 プレス 囲い式フード詳細図
図リ－設－4－7（1）	燃料開発設備 加熱炉
図リ－設－4－7（2）	燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構（拡大図）
図リ－設－4－7（3）	燃料開発設備 加熱炉 空気混入防止機構（拡大図）
図リ－設－4－7（4）	燃料開発設備 加熱炉（補強詳細図）
図リ－設－4－7－1（1）	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構（機器配置図）
図リ－設－4－7－1（2）	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構（インターロック信号系統図）
図リ－設－4－7－1（3）	燃料開発設備 加熱炉 空気混入防止機構（機器配置図）
図リ－設－4－7－1（4）	燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構（機器配置図）
図リ－設－4－7－1（5）	燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構（インターロック信号系統図）

番号	名称
図リー設－4－7－1（6）	燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構（機器配置図）
図リー設－4－8（1）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
図リー設－4－8（2）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 圧力逃がし機構（拡大図）
図リー設－4－8－1（1）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構（機器配置図）
図リー設－4－8－1（2）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構（インターロック信号系統図）
図リー設－4－8－1（3）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 空気混入防止機構（機器配置図）
図リー設－4－8－1（4）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構（機器配置図）
図リー設－4－8－1（5）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構（インターロック信号系統図）
図リー設－4－8－1（6）	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 圧力逃がし機構（機器配置図）
図リー設－4－9（1）	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系ガス配管・機器構成図
図リー設－4－9（2）	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系可燃性ガス配管 配置図
図リー設－4－9（3）	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 配置図
図リー設－4－9（4）	燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 ボンベ架台図
図リー設－4－9－1（1）	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構（機器配置図）
図リー設－4－9－1（2）	燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構（インターロック信号系統図）
図リー設－4－9－1（3）	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック（燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉）（機器配置図）
図リー設－4－9－1（4）	地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック（燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉）（インターロック信号系統図）
図リー設－4－9－1（5）	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉）（機器配置図）
図リー設－4－9－1（6）	可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック（燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉）（インターロック信号系統図）

番号	名称
図リー他－1（1）	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（1階、中2階）
図リー他－1（2）	第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（2階、3階）
図リー他－1（3）	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（1階、中2階）
図リー他－1（4）	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（2階、3階）
図リー他－1（5）	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図（1階、中2階）
図リー他－1（6）	第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図（2階、3階）
図リー他－1（7）	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図（1階、中2階）
図リー他－1（8）	第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図（2階、3階）
図リー他－2（1）	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（1階、2階）
図リー他－2（2）	第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図（3階）
図リー他－2（3）	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（1階、2階）
図リー他－2（4）	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（3階）
図リー他－2（5）	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図（1階、2階）
図リー他－2（6）	第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図（3階）
図リー他－2（7）	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図（1階、2階）
図リー他－2（8）	第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図（3階）
図リー他－3	発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図
図リー他－4	消火設備 自動式の消火設備 配置図
図リー他－5（1）	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図
図リー他－5（2）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（1階） 消火警戒区域図
図リー他－5（3）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（中2階） 消火警戒区域図
図リー他－5（4）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（2階） 消火警戒区域図
図リー他－5（5）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（3階） 消火警戒区域図
図リー他－5（6）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟（4階） 消火警戒区域図
図リー他－5（7）	消火栓配管 屋外 配管図
図リー他－5（8）	消火栓配管 第2加工棟内 配管図
図リー他－5（9）	消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図
図リー他－5（10）	消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図
図リー他－5（11）	消火設備 可搬消防ポンプ 配置図
図リー他－6（1）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階（配置図）
図リー他－6（2）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階（警報信号系統図）
図リー他－6（3）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 中2階（警報信号系統図）
図リー他－6（4）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階（配置図）
図リー他－6（5）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階（警報信号系統図）
図リー他－6（6）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階（配置図）
図リー他－6（7）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階（警報信号系統図）
図リー他－6（8）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階（配置図）
図リー他－6（9）	緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階（警報信号系統図）
図リー他－6（10）	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟（配置図）
図リー他－6（11）	緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟（警報信号系統図）

番号	名称
図リー他－7 (1)	緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図
図リー他－7 (2)	緊急設備 感震計 配置図
図リー他－7 (3)	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、プロパンガス、冷却水）（連続焼結炉 No. 2-1）配置図
図リー他－7 (4)	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）（連続焼結炉 No. 2-1）操作架台図
図リー他－7 (5)	緊急設備 緊急遮断弁（プロパンガス、冷却水）（連続焼結炉 No. 2-1）操作架台図
図リー他－7 (6)	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス、水素ガス）（燃料開発設備 加熱炉）配置図
図リー他－7 (7)	緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス）（燃料開発設備 加熱炉）操作架台図
図リー他－7 (8)	緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス）（燃料開発設備 加熱炉）操作架台図
図リー他－7 (9)	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）（焼却設備 焼却炉）配置図及び操作架台図
図リー他－7 (10)	緊急設備 緊急遮断弁（都市ガス）（焼却設備 焼却炉）新設基礎図
図リー他－8 (1)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤 第2加工棟1階 配置図
図リー他－8 (2)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤 第2加工棟3階 配置図
図リー他－8 (3)	緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤 第1廃棄物貯蔵棟中2階、2階 配置図
図リー他－9	緊急設備 可搬型照明 配置図
図リー他－10 (1)	周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図
図リー他－10 (2)	周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図
図リー他－11 (1)	非常用電源設備 系統図 (1)
図リー他－11 (2)	配線用遮断器結線図（第2加工棟系統）(1)
図リー他－11 (3)	配線用遮断器結線図（第2加工棟系統）(2)
図リー他－11 (4)	配線用遮断器結線図（第1加工棟系統）
図リー他－11 (5)	配線用遮断器結線図（第1廃棄物貯蔵棟系統）(1)
図リー他－11 (6)	配線用遮断器結線図（第1廃棄物貯蔵棟系統）(2)
図リー他－11 (7)	配線用遮断器結線図（発電機・ポンプ棟系統）
図リー他－11 (8)	配線用遮断器結線図（事務棟・保安棟系統）
図リー他－11 (9)	非常用電源設備 系統図 (2)
図リー他－11 (10)	配線用遮断器結線図（事務棟）(1)
図リー他－11 (11)	配線用遮断器結線図（事務棟）(2)
図リー他－12 (1)	通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）系統図
図リー他－12 (2)	通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ）、所内通信連絡設備（固定電話機）系統図
図リー他－12 (3)	第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リー他－12 (4)	発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リー他－12 (5)	第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リー他－12 (6)	第1加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図
図リー他－13 (1)	緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図
図リー他－13 (2)	緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図
図リー他－13 (3)	緊急設備 遮水板 固定詳細図

番号	名称
図リー他－14（1）	計量設備 上皿電子天秤 配置図（1／2）
図リー他－14（2）	計量設備 上皿電子天秤 配置図（2／2）
図リー他－15	第1加工棟 火災感知設備 配置図
図リー他－16（1）	第2加工棟 上水・循環水送水 系統図
図リー他－16（2）	第1廃棄物貯蔵棟 上水・循環水送水 系統図
図リー他－16（3）	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁 配置図
図リー他－16（4）	緊急設備 緊急遮断弁（冷却水） 循環冷却水（焼却炉） 架台図
図リー他－16（5）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 配置・架台図
図リー他－16（6）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁（機器配置図）
図リー他－16（7）	緊急設備 上水送水用緊急遮断弁（インターロック信号系統図）
図リー他－16（8）	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置（機器配置図）
図リー他－16（9）	緊急設備 送水ポンプ自動停止装置（インターロック信号系統図）
図リー他－17	粉末混合機 No.2-1 粉末混合機及び供給瓶 No.2-1 供給瓶 配管（一般冷却水）撤去範囲



図リ－1－1－1 その他の加工施設（建物・構築物）配置図

2095

図リ一建ー1ー1 (1) 発電機・ポンプ棟 平面図 (1)

2096

図リ一建ー1ー1 (2) 発電機・ポンプ棟 平面図 (2)

2097

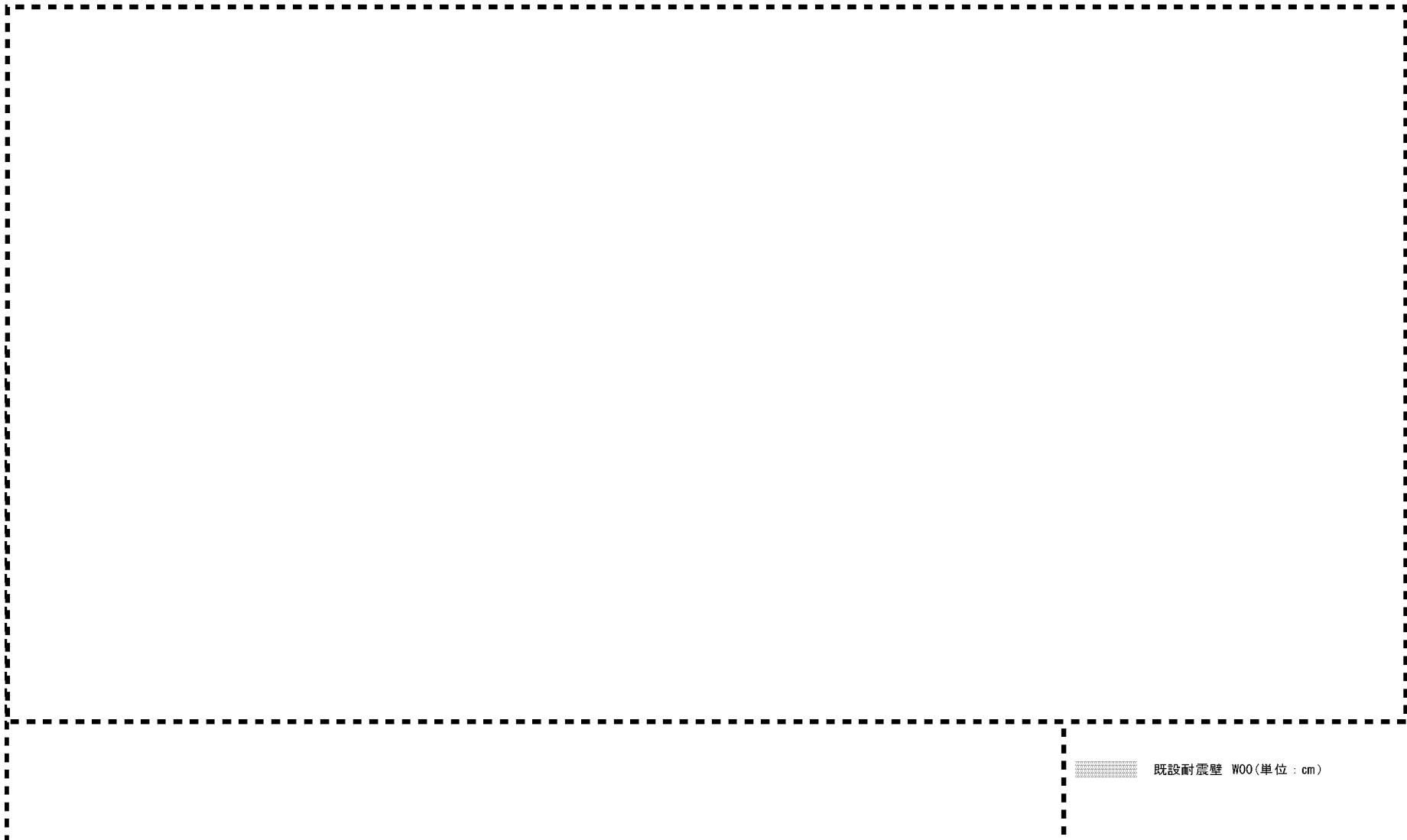
図リ一建-1-2 発電機・ポンプ棟 立面図

2098

図リ一建ー1ー3 発電機・ポンプ棟 断面図

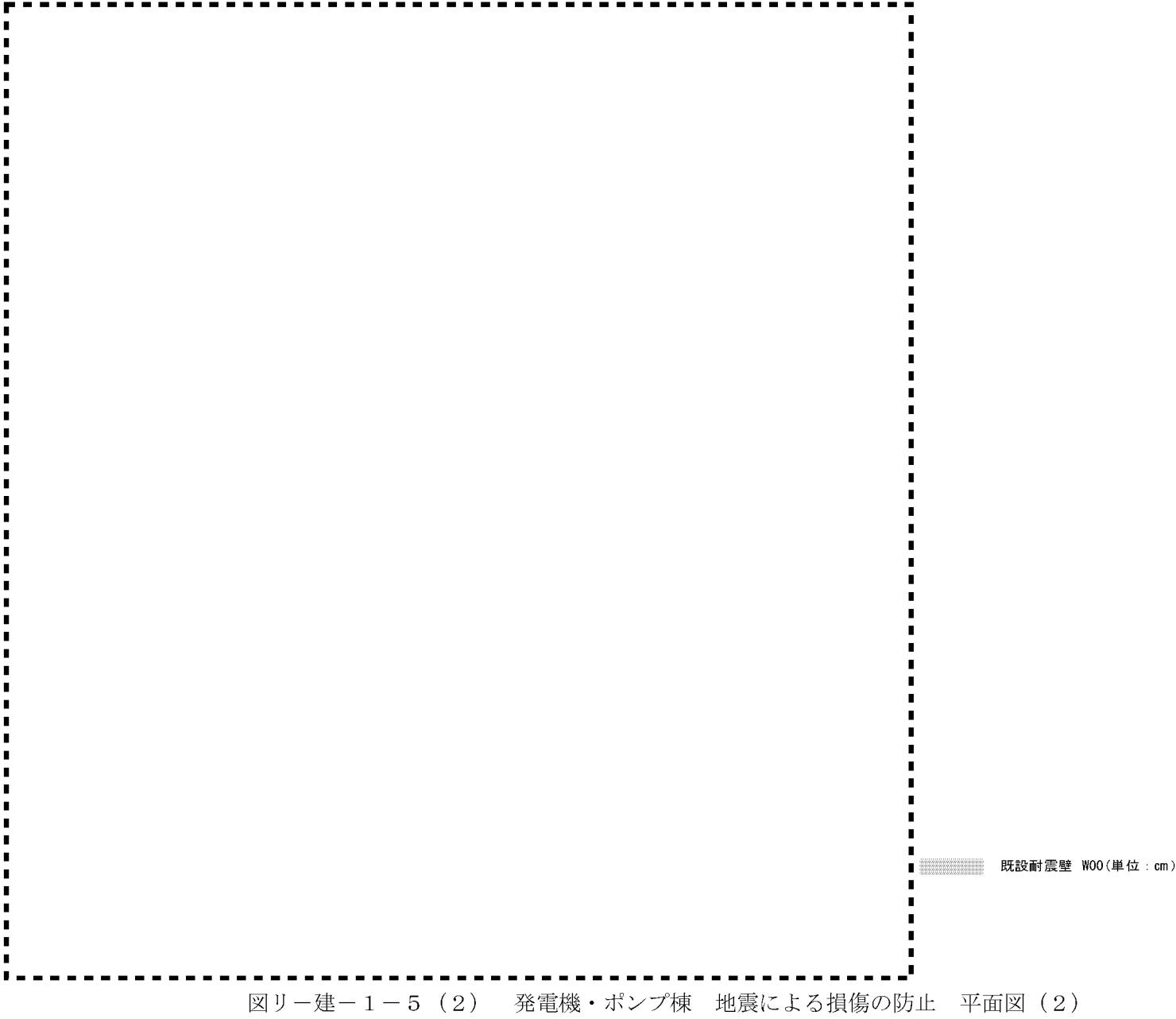
図リ一建－1－4 発電機・ポンプ棟 安全機能を有する施設の地盤（土質柱状図）

2100

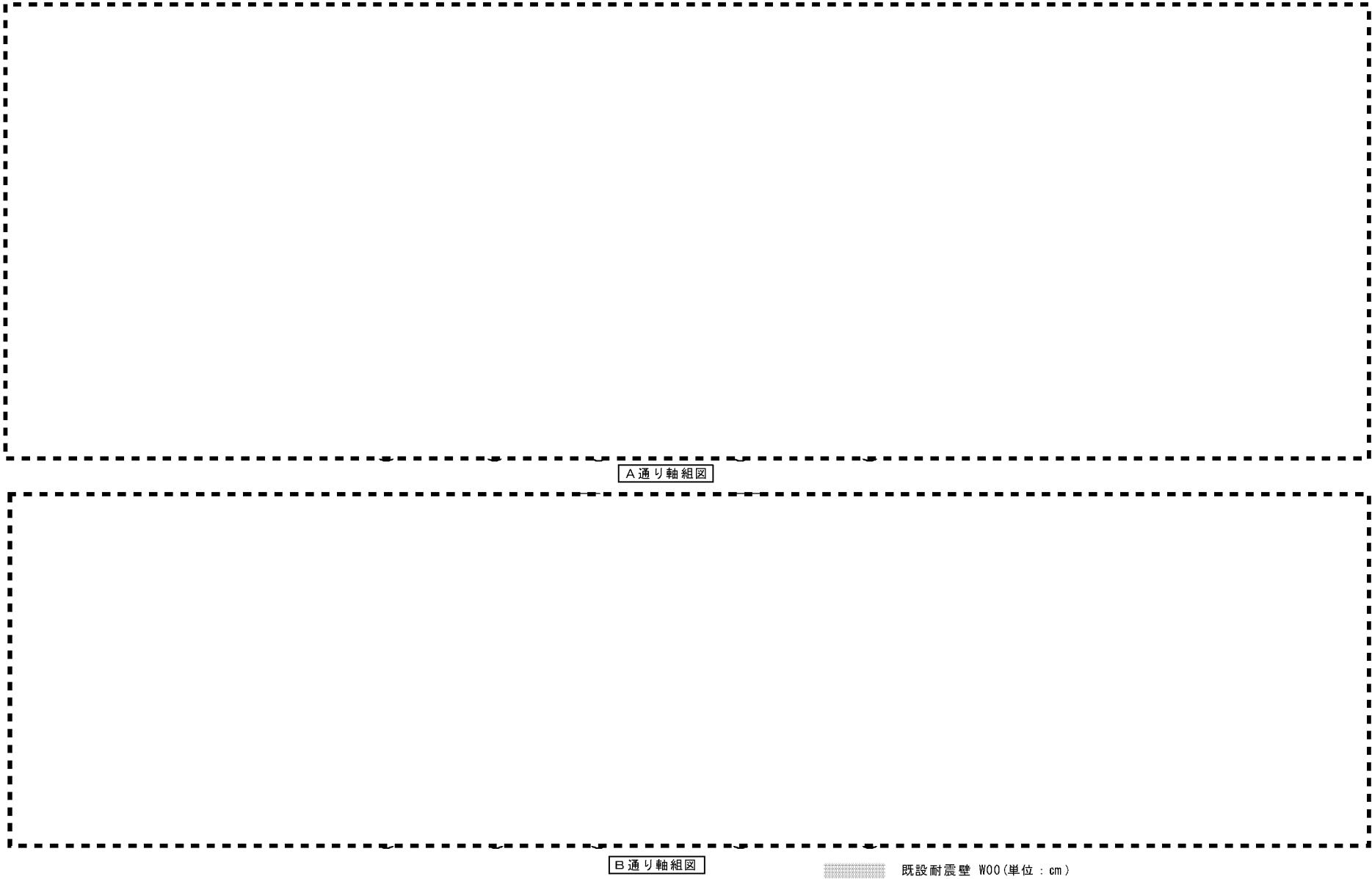


既設耐震壁 W00(単位: cm)

図リ一建-1-5 (1) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 平面図 (1)



図リ一建-1-5 (2) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 平面図 (2)



図リ一建-1-5 (3) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 軸組図 (1)

2103

1通り軸組図

2通り軸組図

3通り軸組図

4通り軸組図

5通り軸組図

 既設耐震壁 W00(単位:cm)

図リ一建-1-5 (4) 発電機・ポンプ棟 地震による損傷の防止 軸組図 (2)

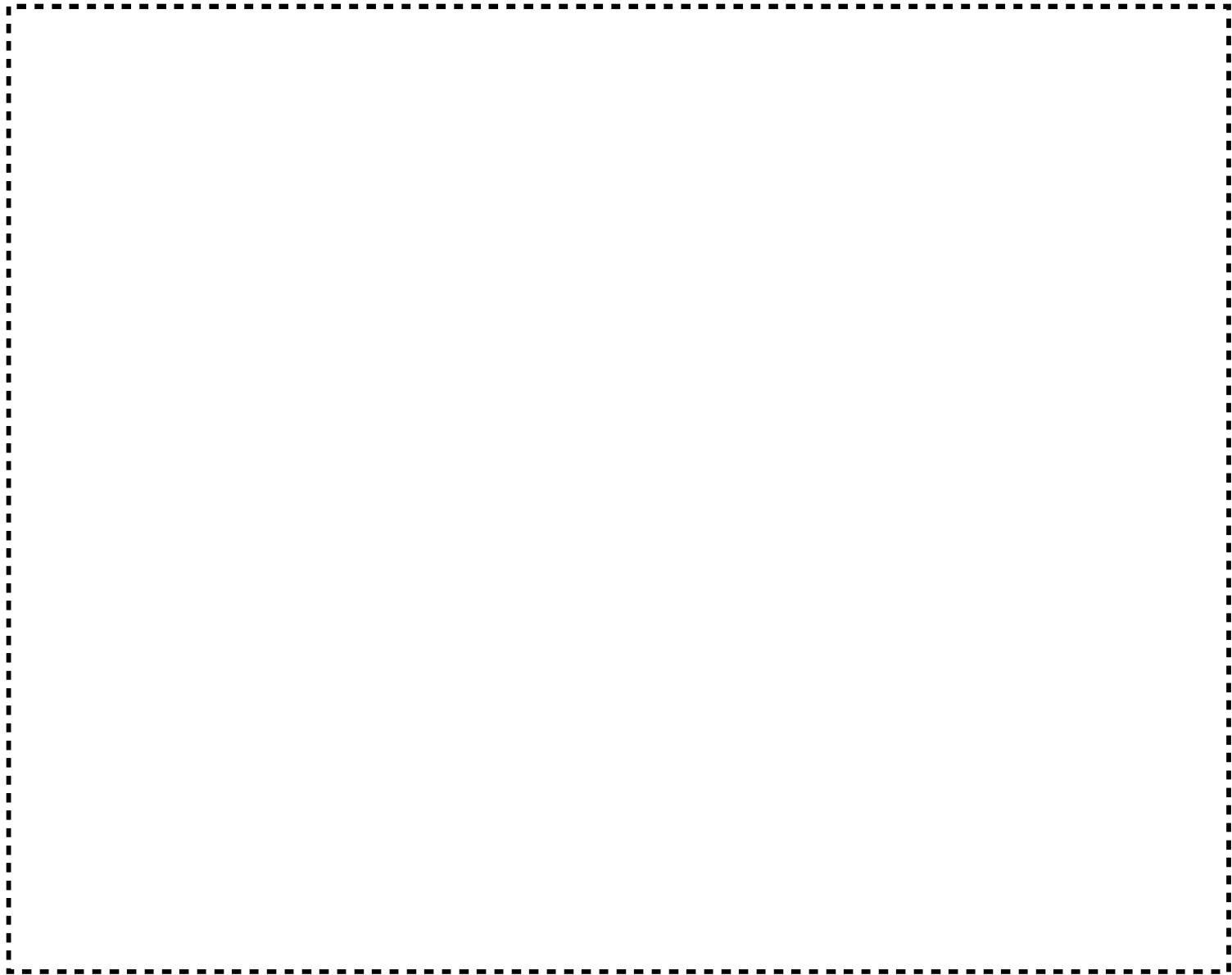
2104

(単位 : mm)

図リ一建-1-6 発電機・ポンプ棟 エキスパンションジョイント部詳細



図リ一建ー1ー7 (1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 平面図 (1)



図リ一建-1-7 (2) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 平面図 (2)

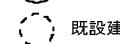
改造建具の仕様は図リ一建ー1ー8～図リ一建ー1ー10に示す。

既設建具（安全機能なし）は、不燃材料の建具とする。

外壁面のF1竜巻防護境界は図リ一建ー1ー7の平面図を参照のこと。



改造建具



既設建具（安全機能なし）

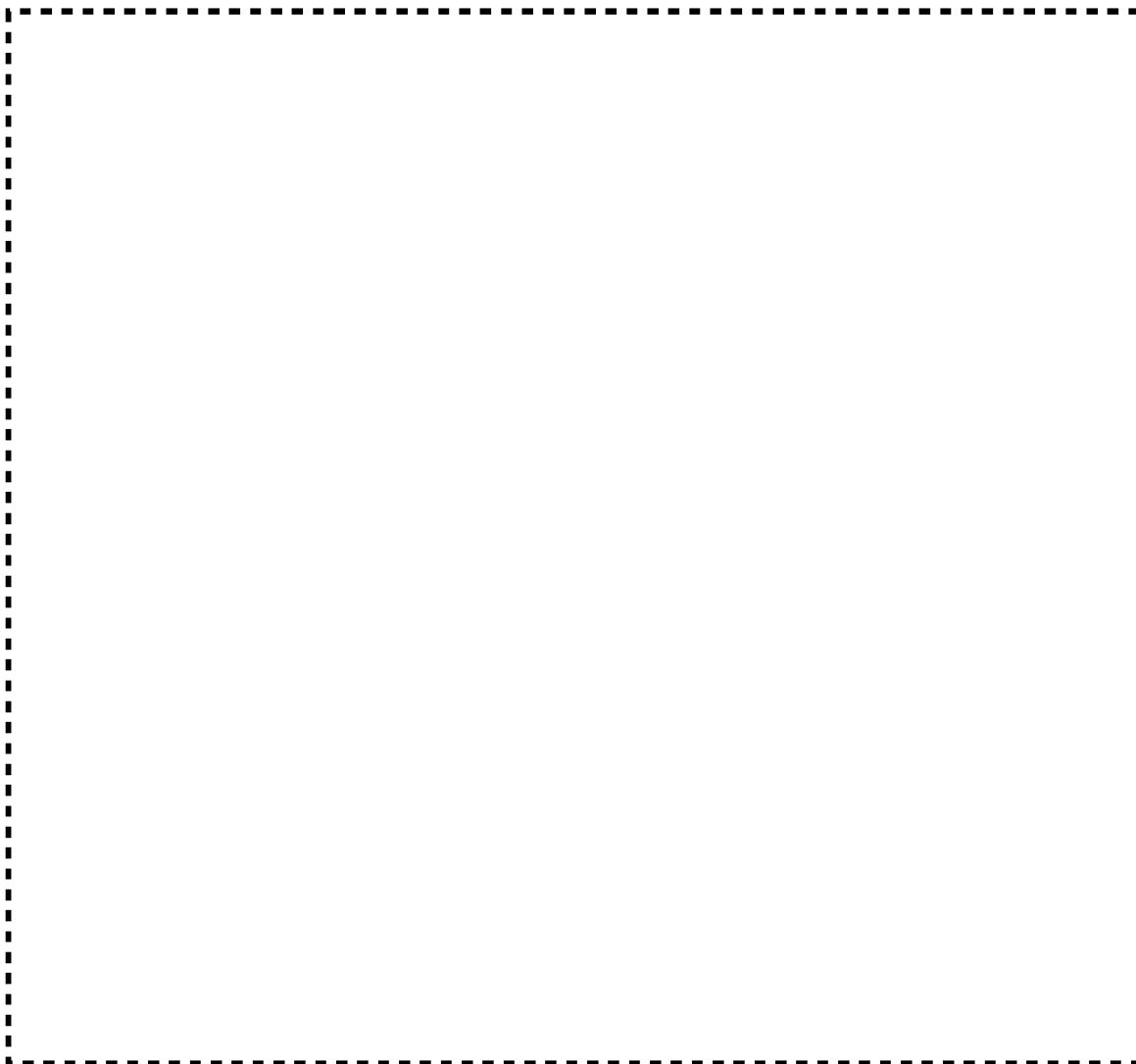
□ 竜巻・竜巻飛来物からの防護のための補強工事

【風圧】：竜巻の風圧力による損傷の防止

図リ一建ー1ー7（3） 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃（竜巻）による損傷の防止 立面図



図リ一建-1-8 発電機・ポンプ棟 建具表



図リ一建-1-9 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 姿図

2110

図りー建－1－10（1） 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉95） 詳細図 部材表

2111

図りー建－1－10（2） 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具（扉96） 詳細図 部材表

図リ一建-1-10 (3) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具 (扉 97) 詳細図 部材表

図リ一建-1-10 (4) 発電機・ポンプ棟 改造鋼製建具(扉98) 詳細図 部材表

図リ一建－1－11 発電機・ポンプ棟 追加設置扉（扉98）の開口補強要領



↑ 屋根へのアクセスルート

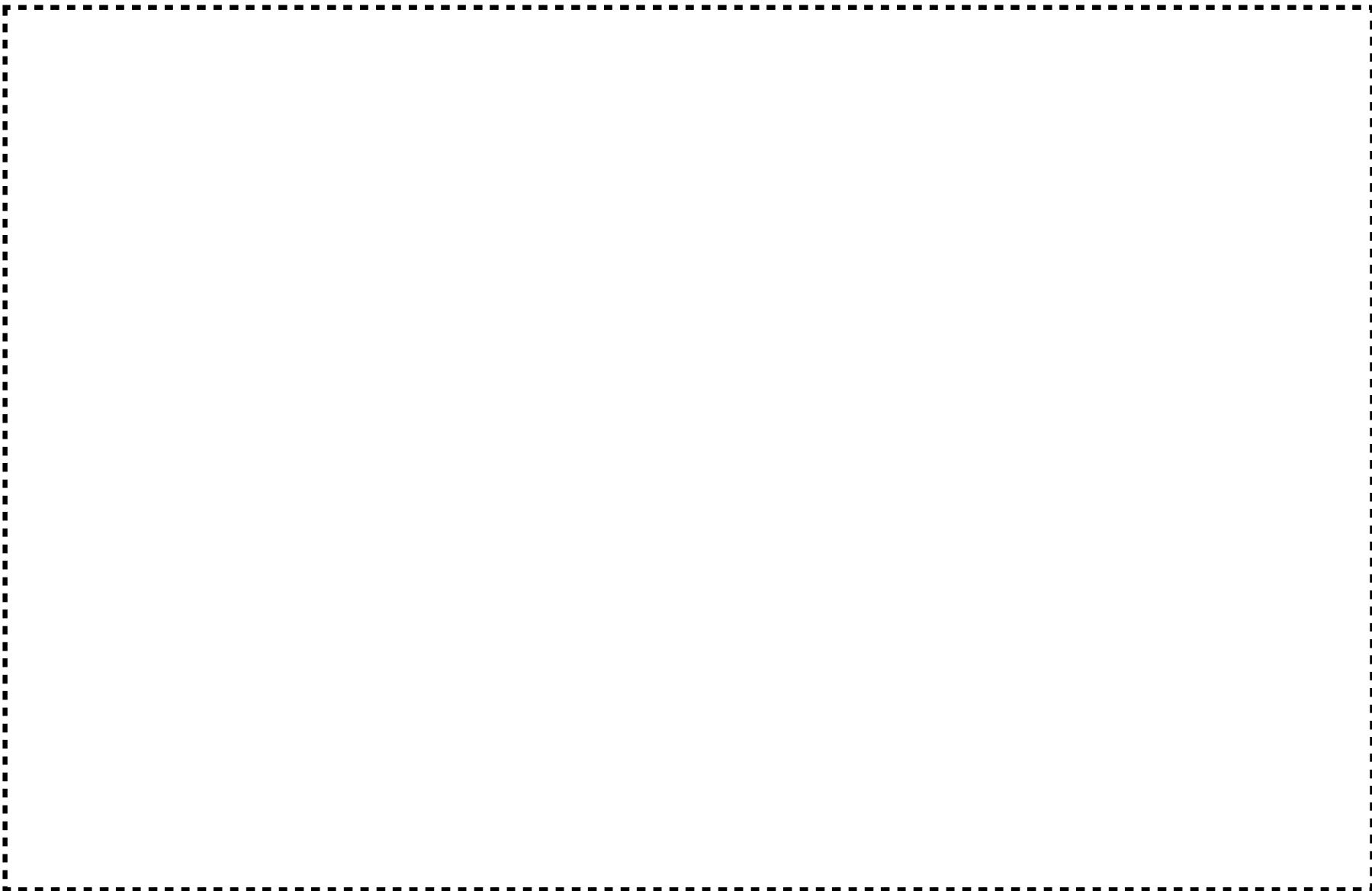
発電機棟は、既設鋼製梯子により、屋根へのアクセスが可能。  
ポンプ棟は、可搬式梯子により、屋根へのアクセスが可能。

図リ一建ー1ー12(1) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 平面図

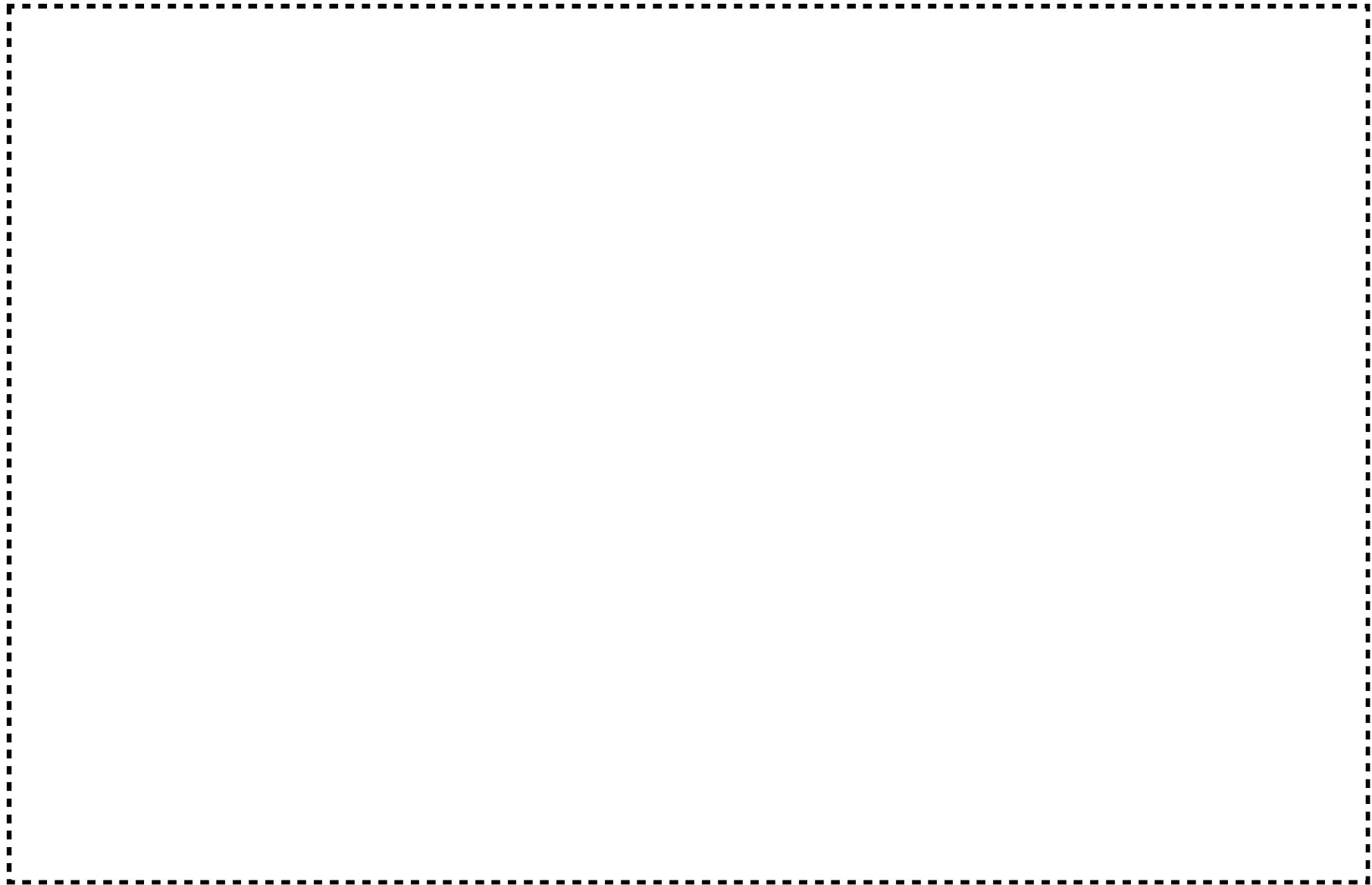


発電機棟は、既設鋼製梯子により、屋根へのアクセスが可能。  
ポンプ棟は、可搬式梯子により、屋根へのアクセスが可能。

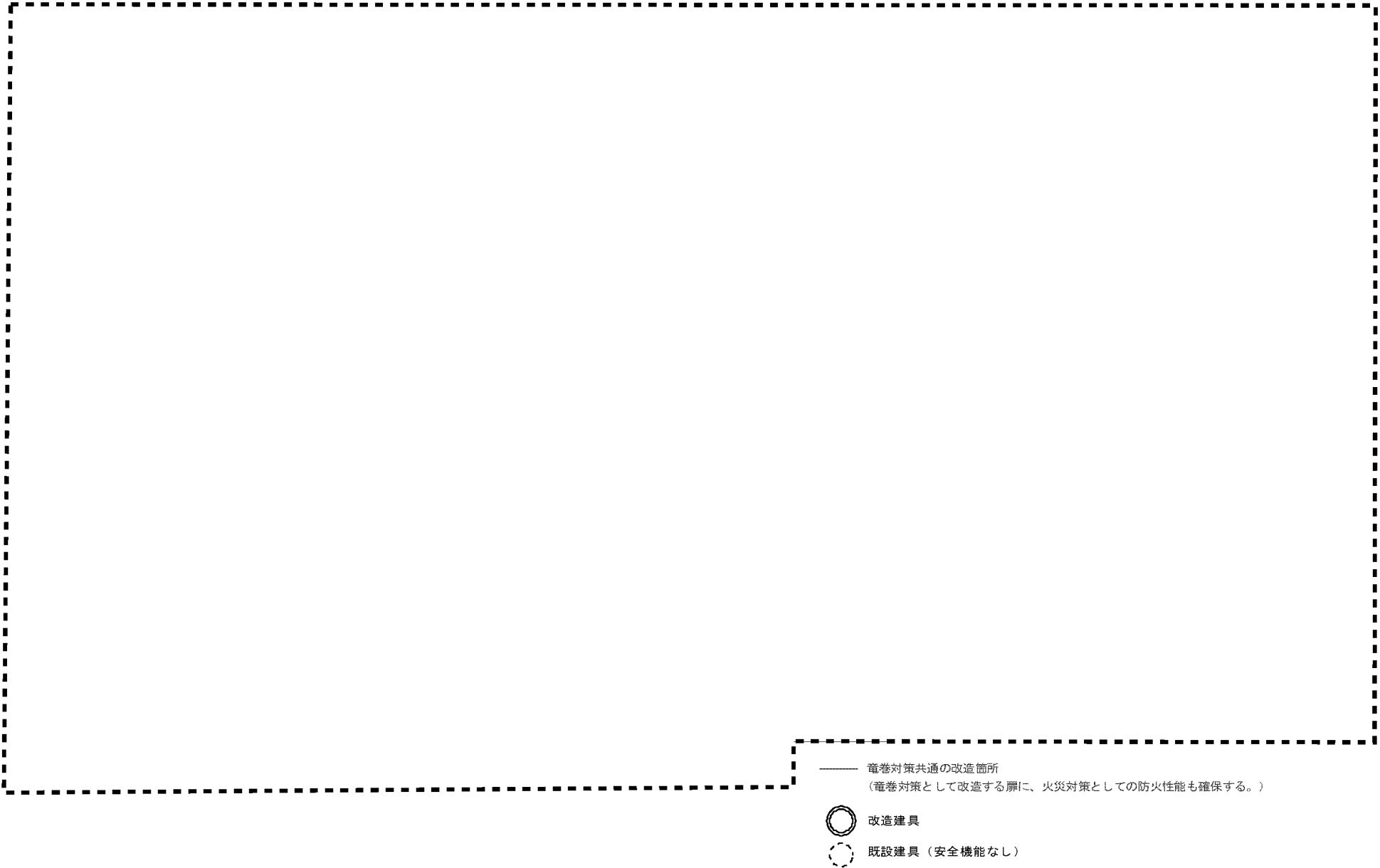
図リ一建ー1ー12(2) 発電機・ポンプ棟 外部からの衝撃(降下火砕物・積雪)による損傷の防止 立面図



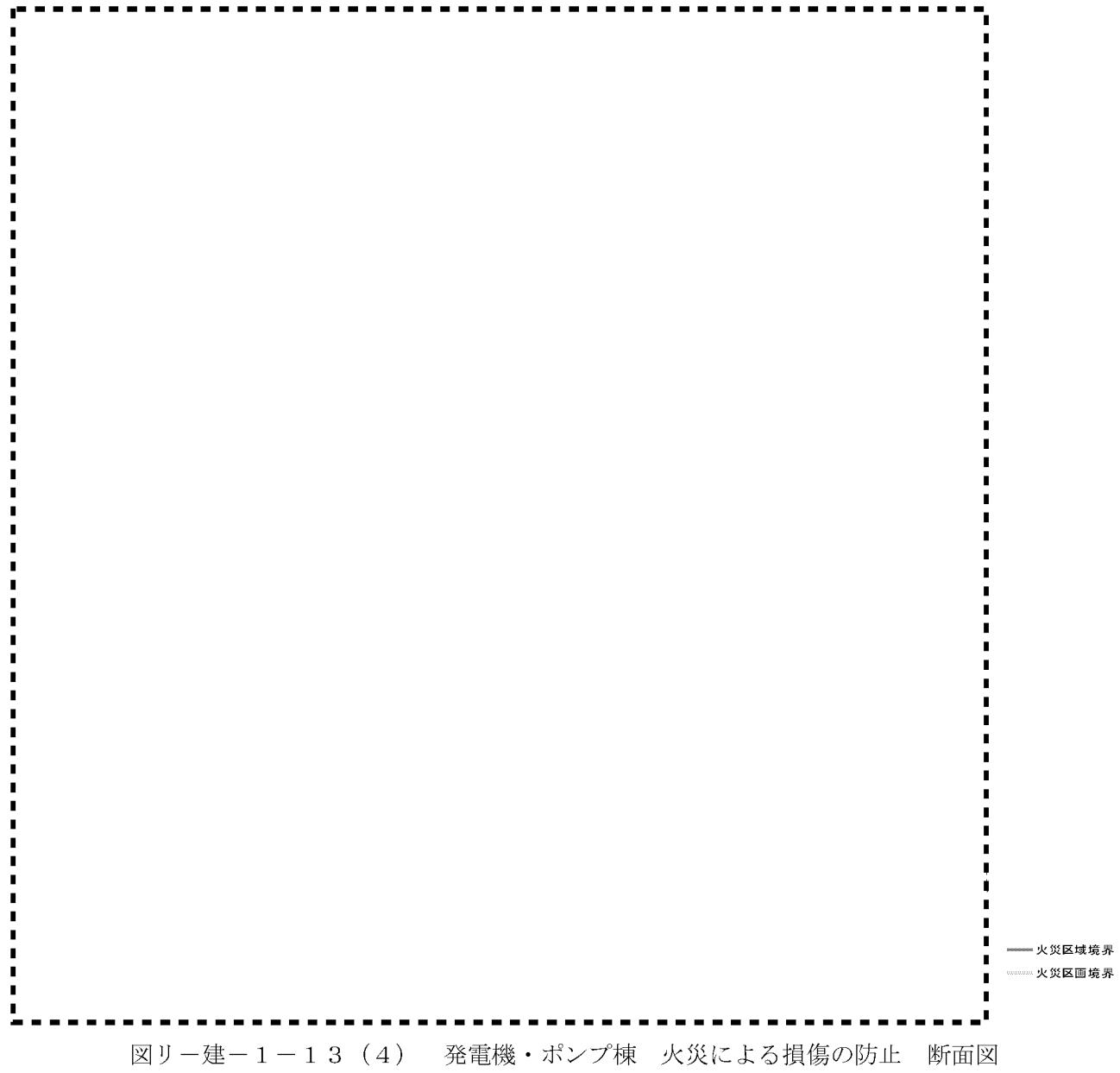
図リ一建ー1ー13 (1) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 平面図 (1)



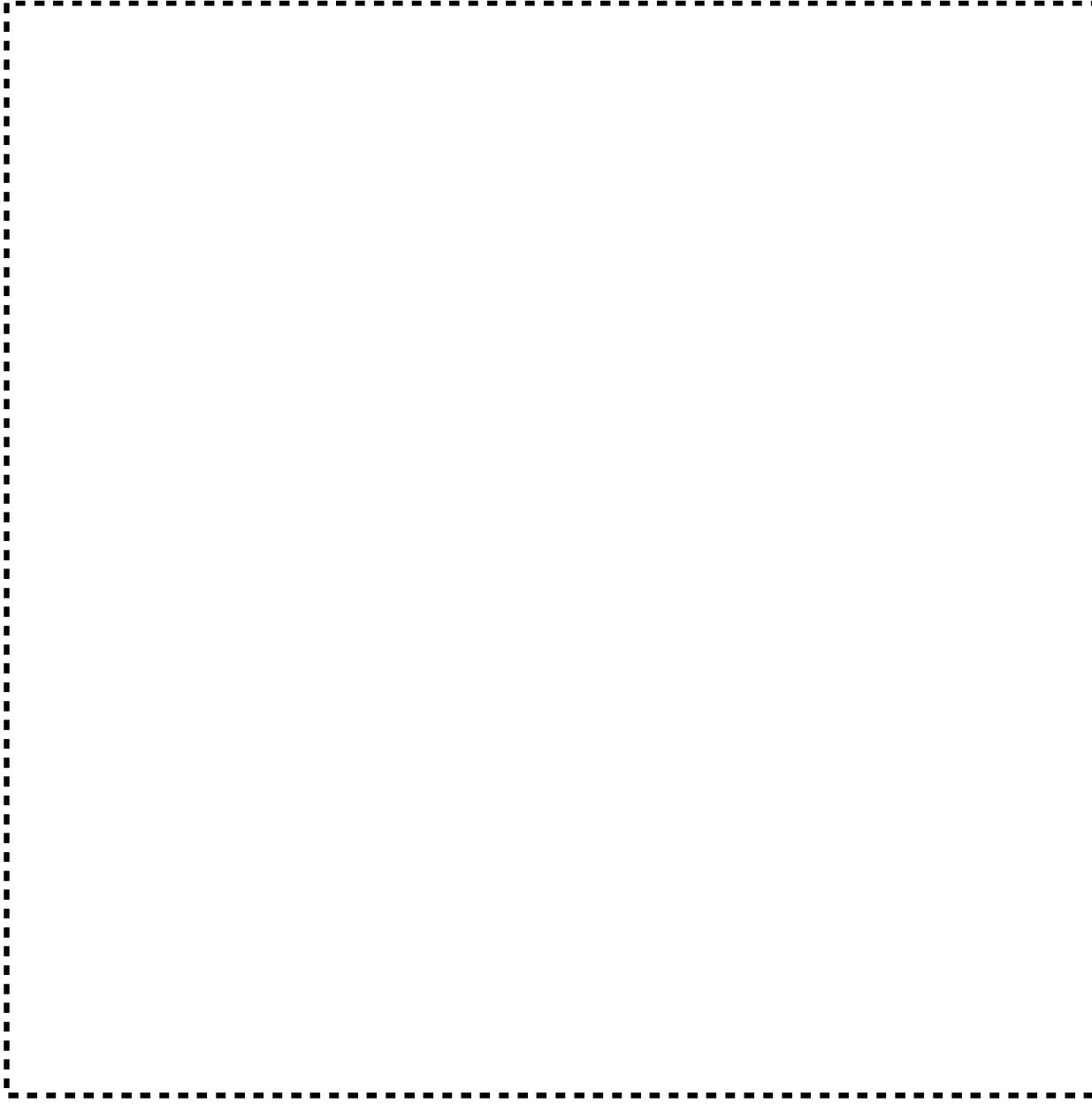
図リ一建-1-13 (2) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 平面図 (2)



図リ一建ー1ー13 (3) 発電機・ポンプ棟 火災による損傷の防止 立面図



図リ一建-1-14 (1) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (1)

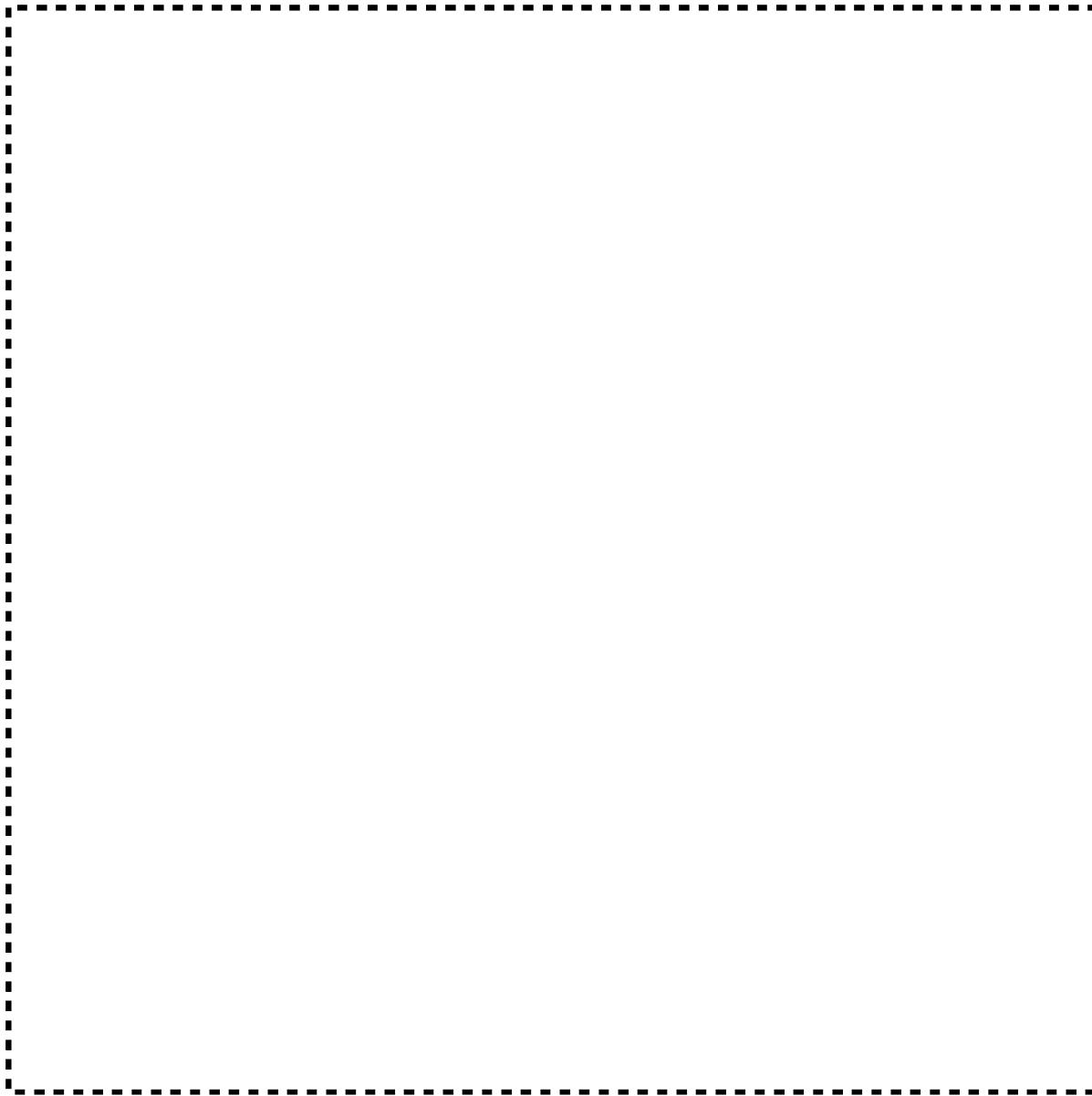


図リ一建-1-14 (2) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 壁 (2)



2123

図リ一建-1-14 (3) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (1)



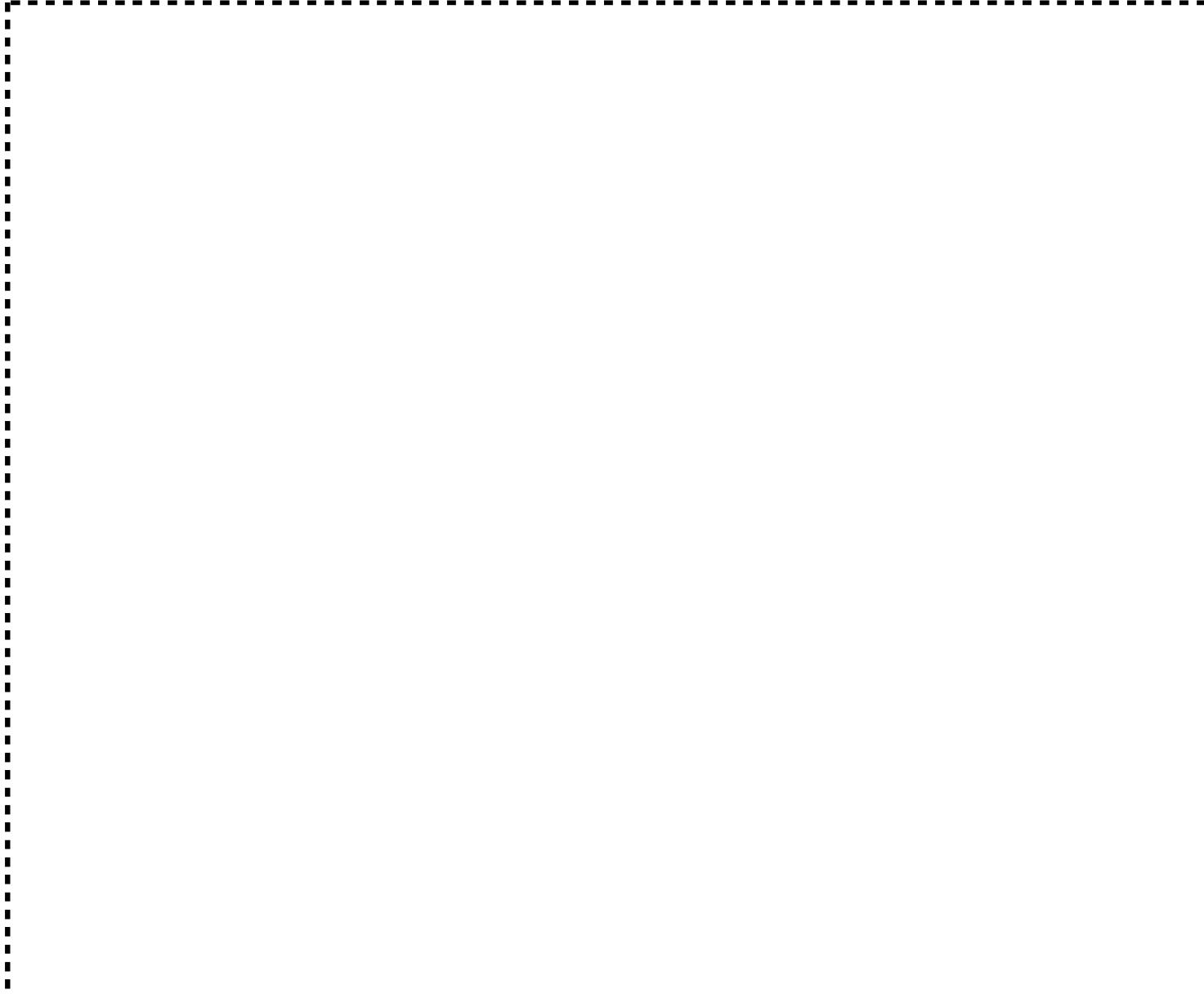
図リ一建-1-14 (4) 発電機・ポンプ棟 部位位置図 スラブ (2)

図リ一建－1－15 (1) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図 (1)

図リ一建－1－15 (2) 発電機・ポンプ棟の安全機能を有する部位の位置、構造（材料、厚さ）図 (2)



図リ一建-1-16 (1) 発電機・ポンプ棟 伏図兼構造区分図 (1)



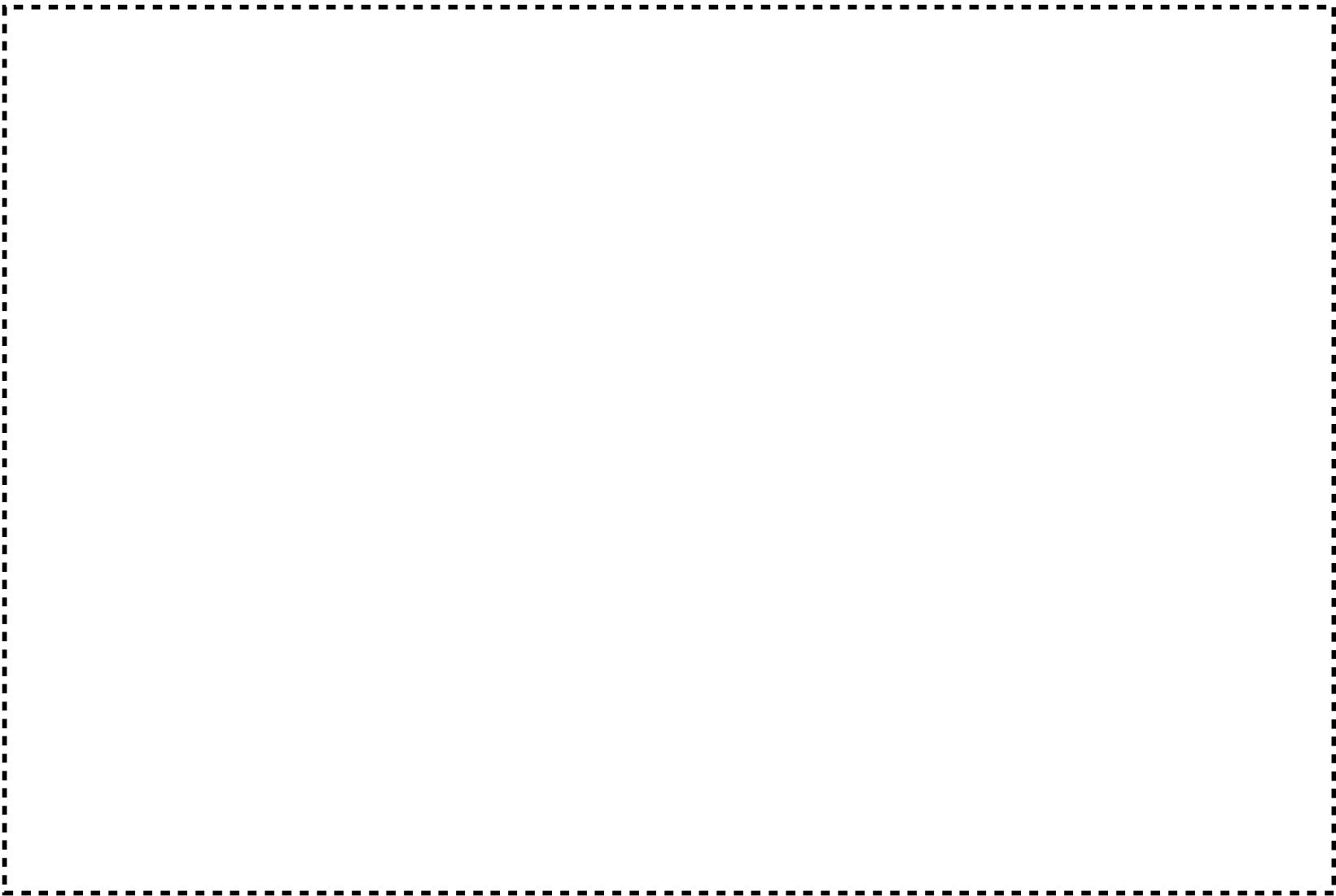
図リ一建－1－16 (2) 発電機・ポンプ棟 伏図兼構造区分図 (2)

2129

図リ一建-1-17(1) 発電機・ポンプ棟 軸組図(1)

2130

図リ一建-1-17 (2) 発電機・ポンプ棟 軸組図 (2)



図リ一建-1-18(1) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 基礎断面



図リ一建-1-18(2) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 柱・柱配置図



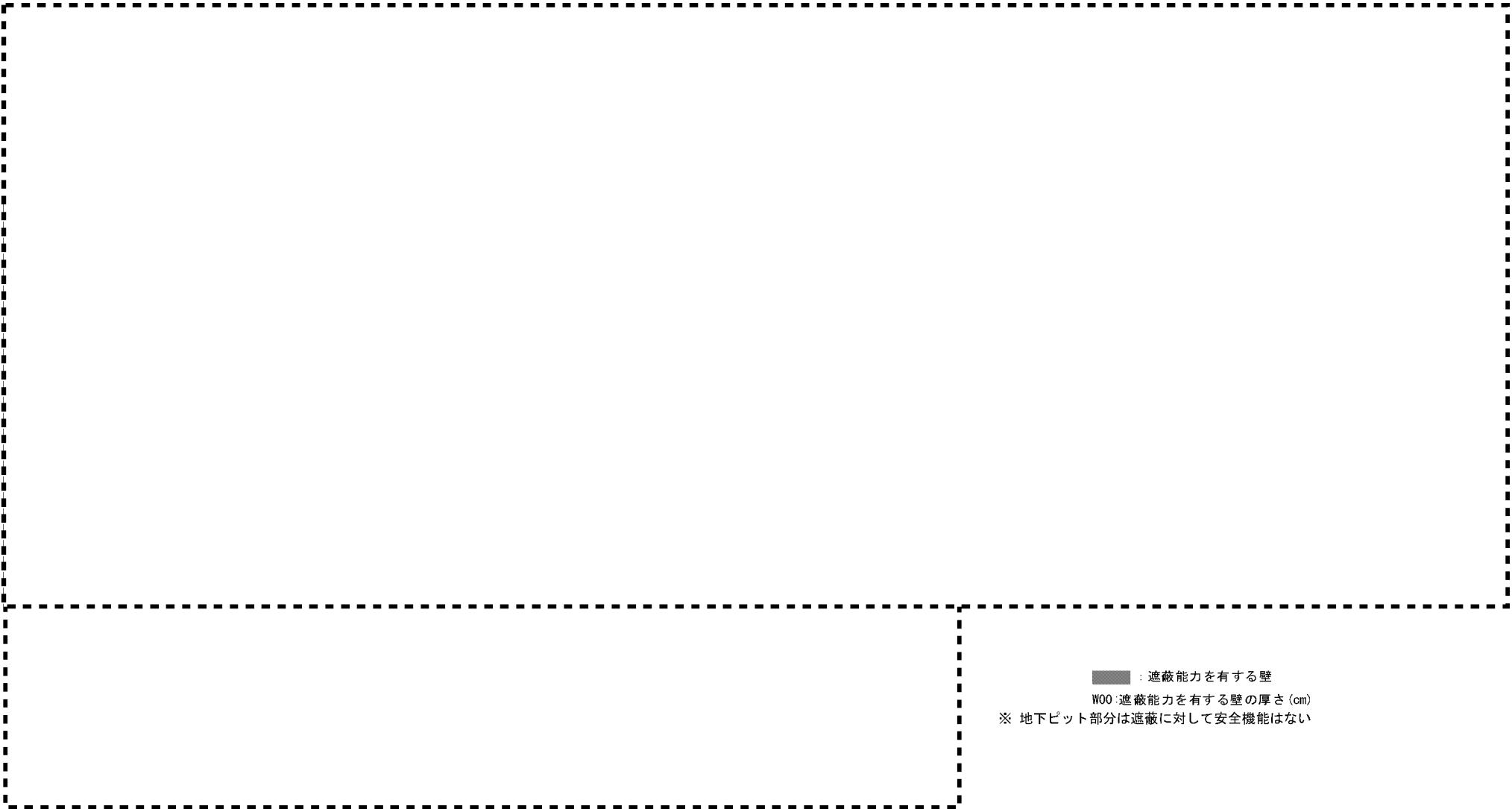
図リ一建-1-18 (3) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 大ばり・小ばり

2134

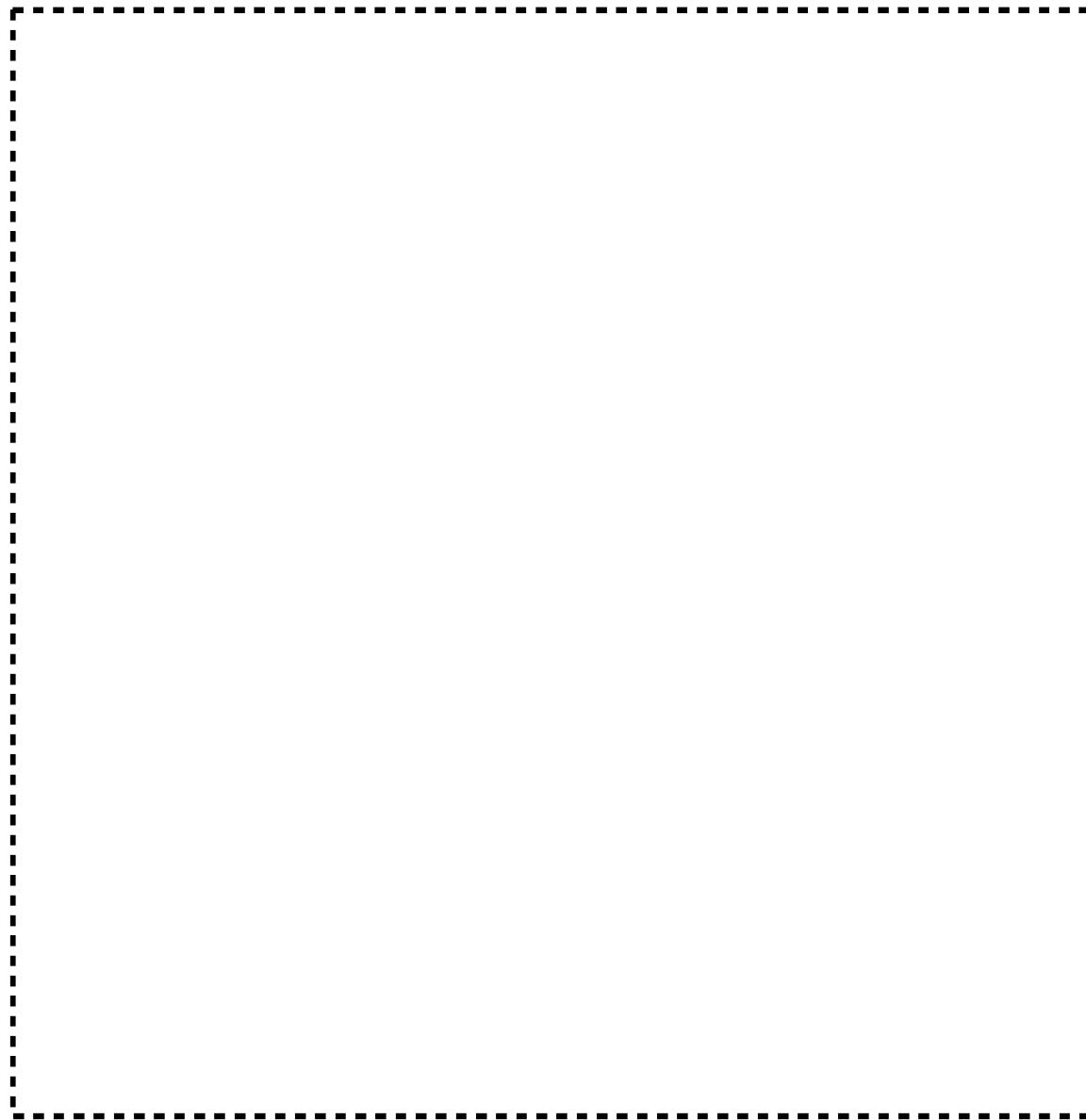
(単位 : mm)

図リ一建-1-18 (4) 発電機・ポンプ棟 既設部材リスト 壁

図リー建－1－18（5）発電機・ポンプ棟 既設部材リスト スラブ



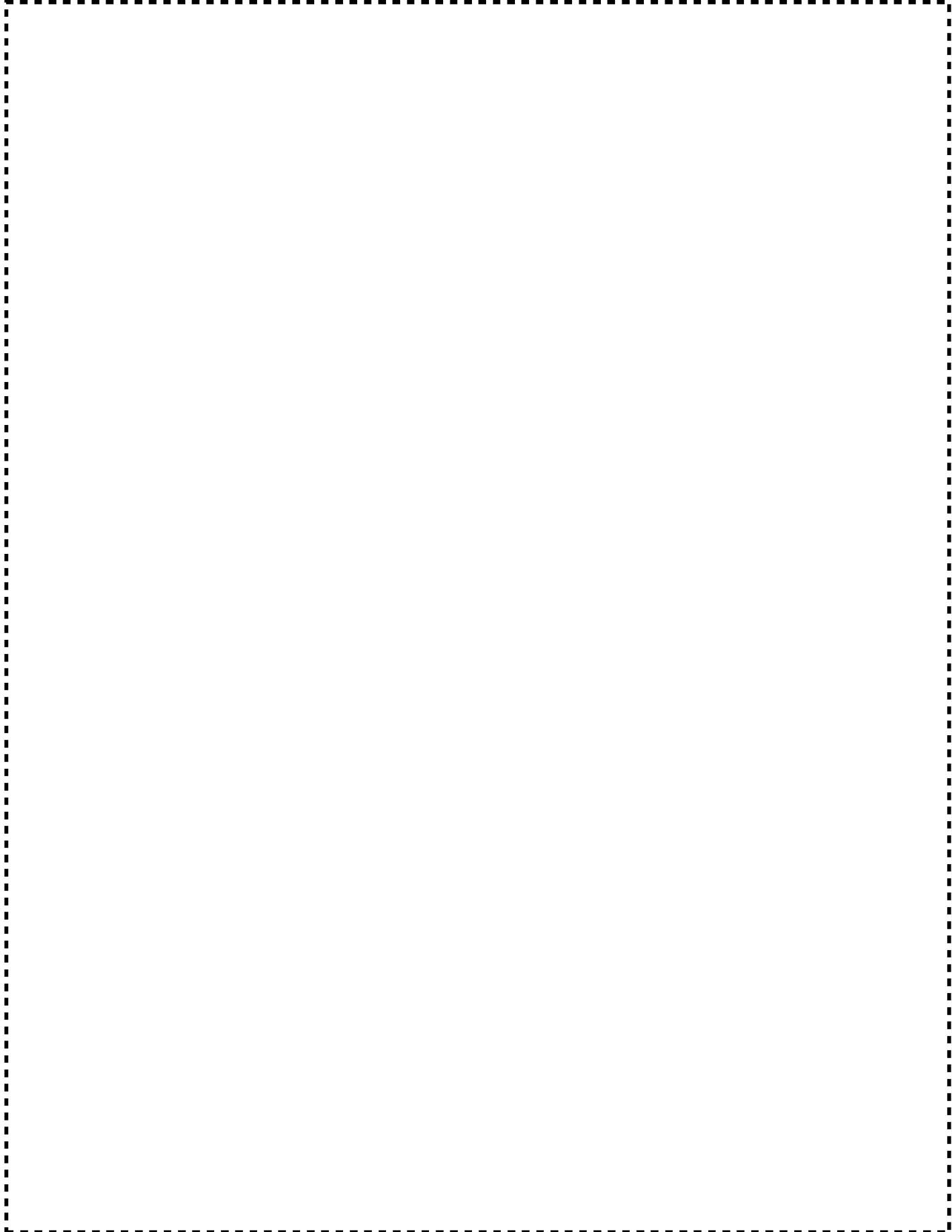
図リ一建ー1ー19(1) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 平面図



図リ一建-1-19 (2) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 断面図 (1)



図リ一建-1-19 (3) 発電機・ポンプ棟 遮蔽能力を有する壁 断面図 (2)



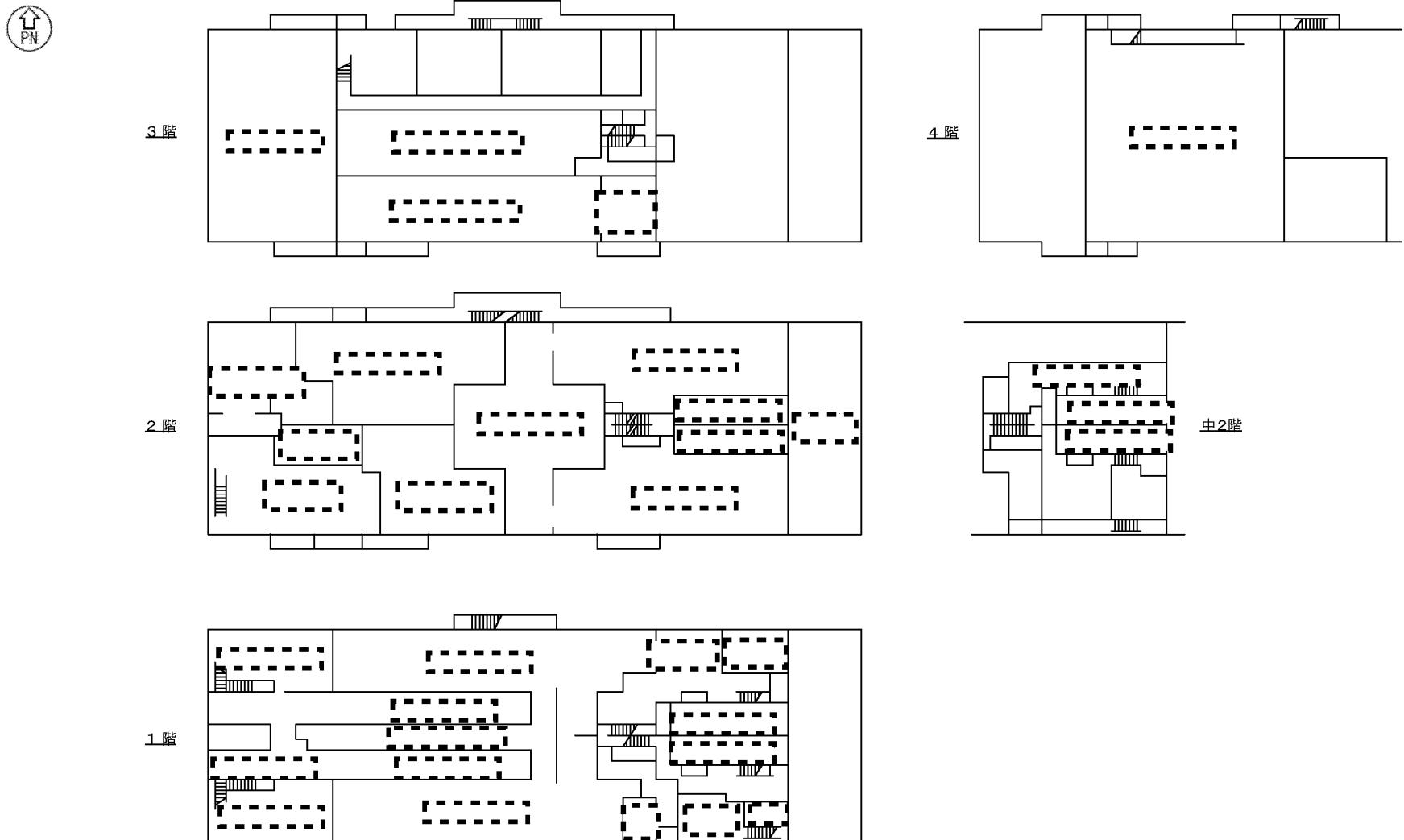
図リ一建-2-1 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 No. 3 土質柱状図

図リ一建-2-2 遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配置図及び姿図

図リ一建-2-3 遮蔽壁 No.2、遮蔽壁 No.3 配筋図

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8001	非常用電源設備 No. 1 非常用発電機	8003	非常用電源設備 No. 2 非常用発電機	8005	非常用電源設備A 非常用発電機

図リ－2 本申請で適合性を確認する事業所敷地内の設備及び機器の配置図



図リ一設-1 (1) 第2加工棟の主要な部屋配置

図リ一設－1（2） 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（3階）

番号	名 称	番号	名 称	番号	名 称
8013	分析設備 粉末取扱フード No.1	8019	燃料開発設備 スクラップ処理装置	8025	燃料開発設備 加熱炉
8014	分析設備 粉末取扱フード No.2	8020	燃料開発設備 試料調整用フード	8026	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉
8015	分析設備 粉末取扱フード No.3	8021	燃料開発設備 試料調整用フード No.1	8066-4	分析設備 計量設備架台 No.12(撤去)
8016	分析設備 ドラフトチャンバ No.1	8022	燃料開発設備 試料調整用フード No.2	8070-3	試験検査設備 計量設備架台 No.13(撤去)
8017	分析設備 ドラフトチャンバ No.2	8023	燃料開発設備 粉末取扱フード	8070-4	試験検査設備 計量設備架台 No.14(撤去)
8018	分析設備 ドラフトチャンバ No.3	8024	燃料開発設備 プレス		

図リ - 設 - 1 ( 3 ) 本申請で適合性を確認する第2加工棟の設備及び機器の配置詳細図（設備・機器一覧表）

図リ一設-2-1 (1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2147

図リ一設-2-1 (2) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機

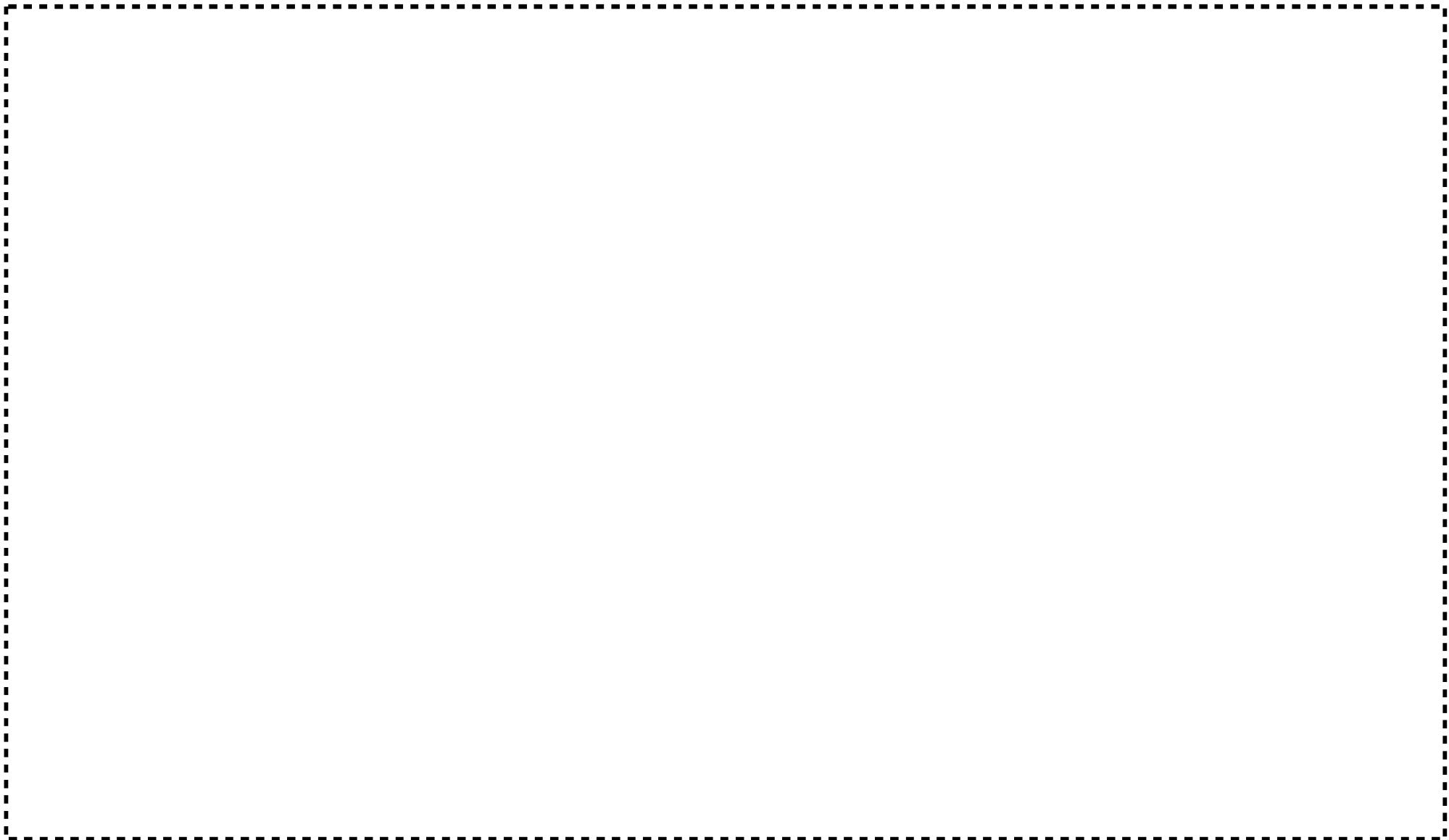
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-2-1 (3) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 重油タンク部 (補強詳細図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設-2-1 (4) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2150

図リ一設-2-2 (1) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (1/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-2-2 (2) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

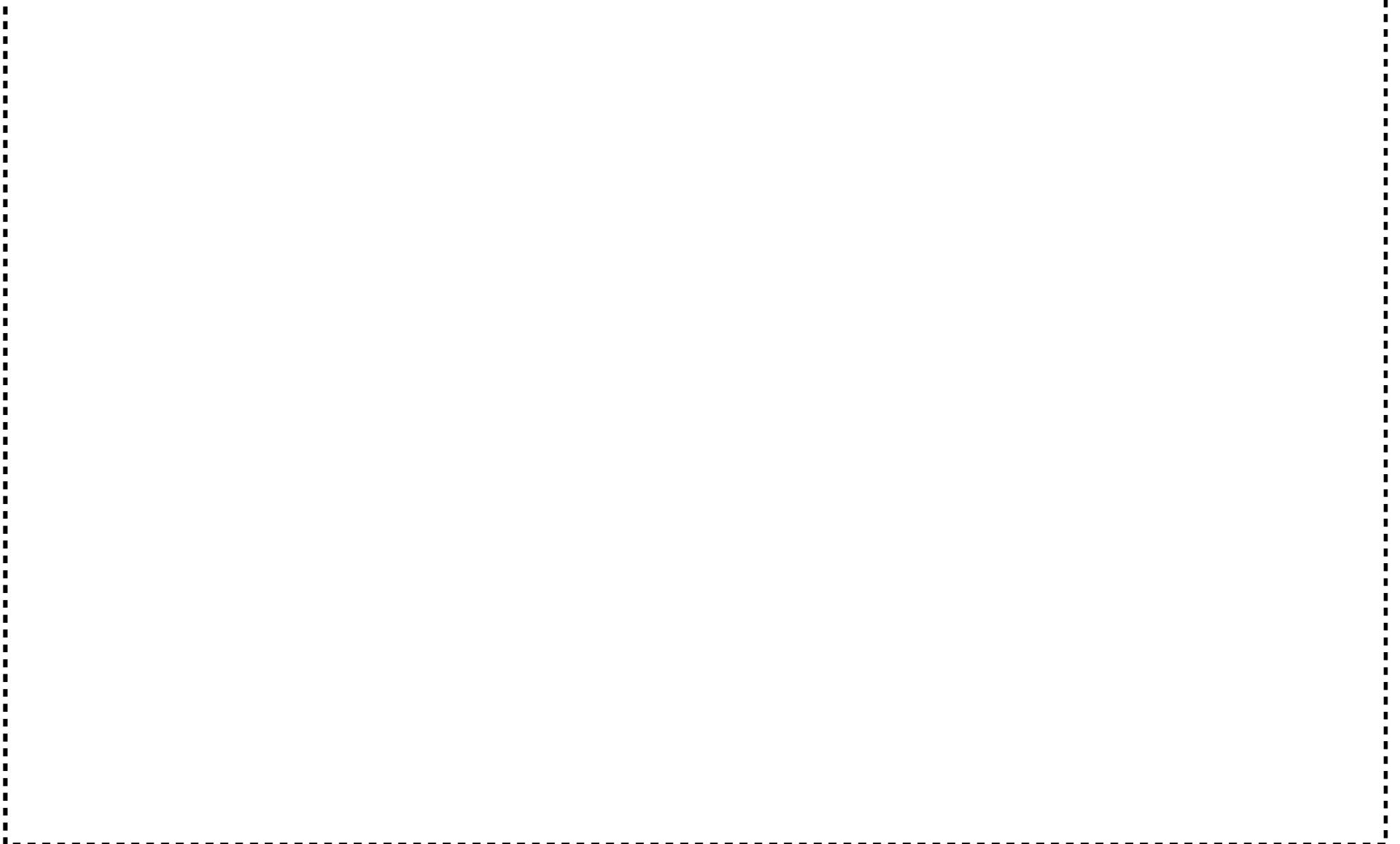
(単位 mm)

図リ一設-2-2 (3) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機 (本体基礎図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-2-2 (4) 非常用電源設備 No.2 非常用発電機（重油タンク部基礎図）



赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-2-3 (1) 非常用電源設備A 非常用発電機 (1/2)



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

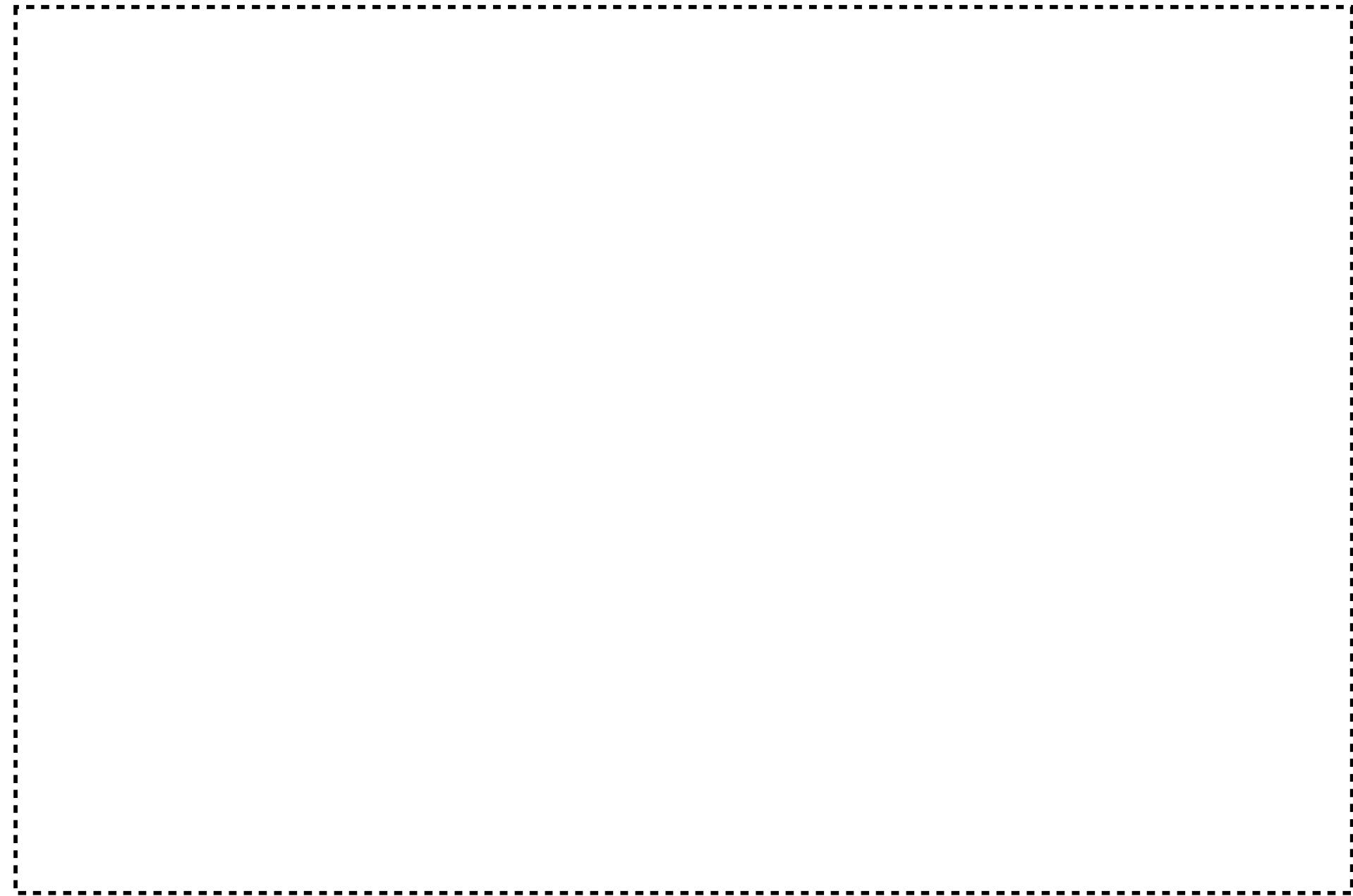
(単位 mm)

図リ一設-2-3 (2) 非常用電源設備A 非常用発電機 (2/2)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

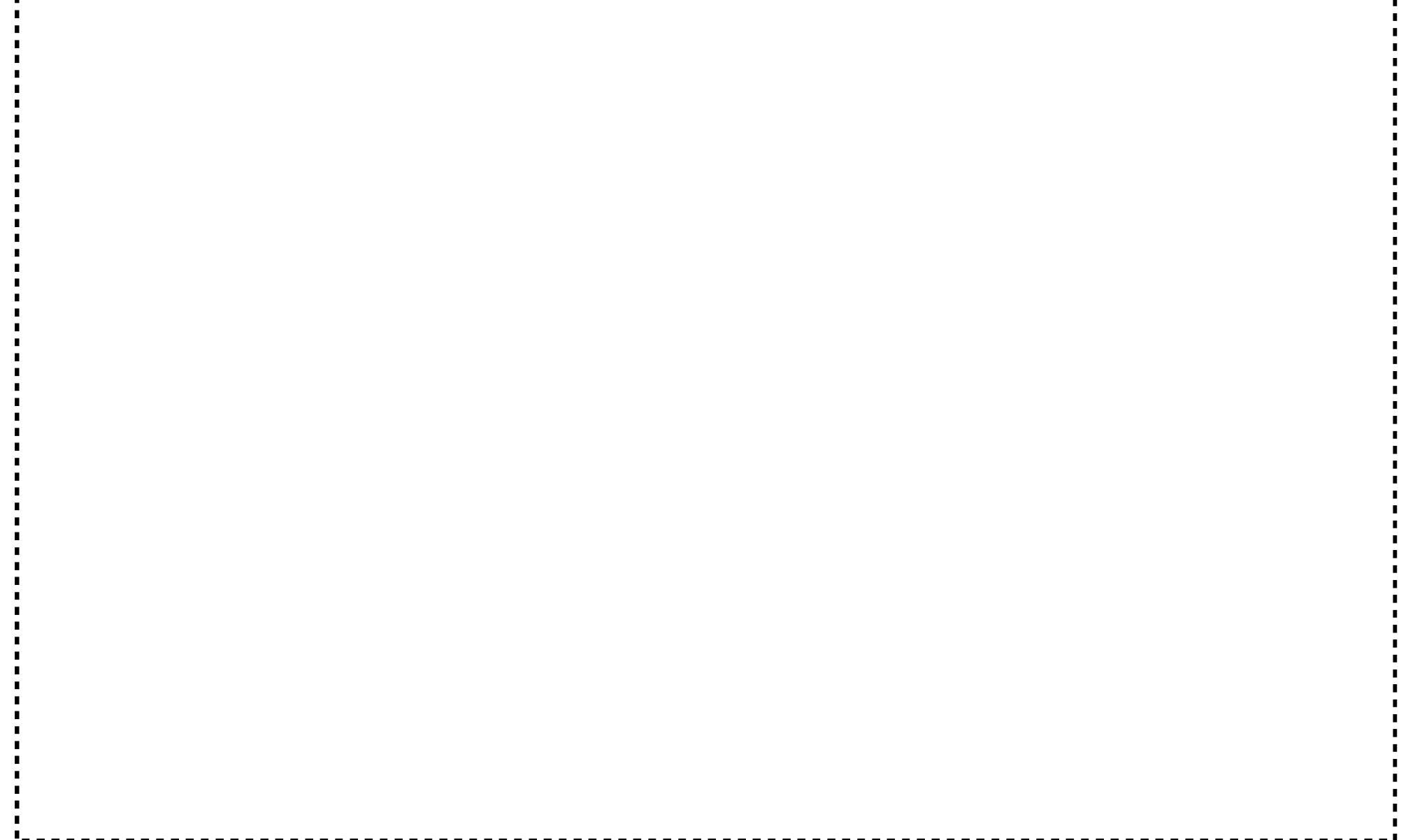
図リ一設-2-3(3) 非常用電源設備A 非常用発電機(本体基礎図)



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-2-3 (4) 非常用電源設備A 非常用発電機（重油タンク部基礎図）



赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

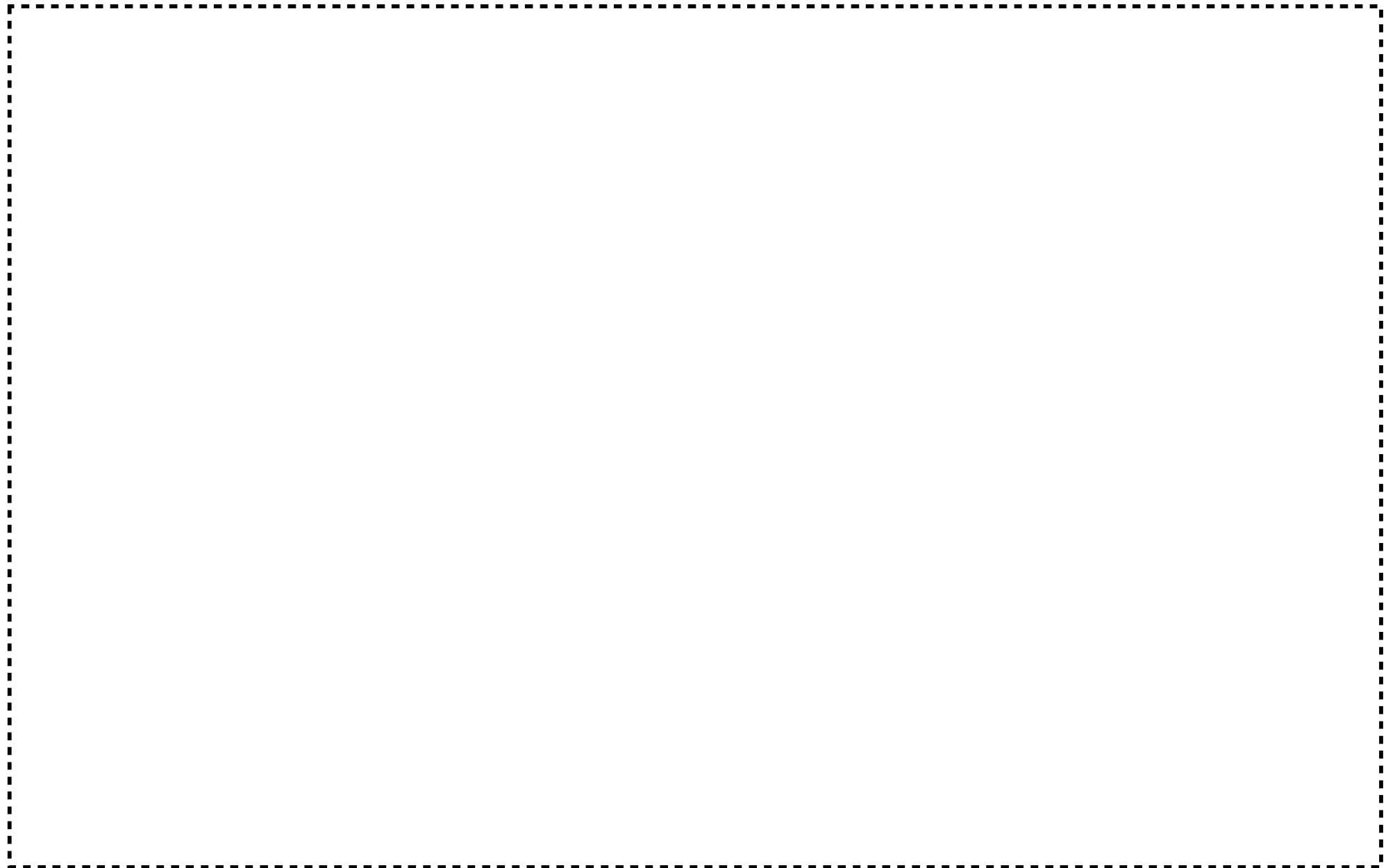
図リ一設-3-1 分析設備 粉末取扱フードNo.1



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-3-2 分析設備 粉末取扱フード No. 2



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2160

図リ一設-3-3 分析設備 粉末取扱フードNo.3



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

2161

図リー設-3-4 (1) 分析設備 ドラフトチャンバNo.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバNo.2 及び 分析設備 ドラフトチャンバNo.3

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-3-4 (2) 分析設備 ドラフトチャンバ No.1 及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.2  
及び 分析設備 ドラフトチャンバ No.3 (スクラバー)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-1 燃料開発設備 スクラップ処理装置

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-2 燃料開発設備 試料調整用フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-3 燃料開発設備 試料調整用フード No.1

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-4 燃料開発設備 試料調整用フードNo.2

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-5 (1) 燃料開発設備 粉末取扱フード

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-5(2) 燃料開発設備 粉末取扱フード(補強詳細図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-6 (1) 燃料開発設備 プレス

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

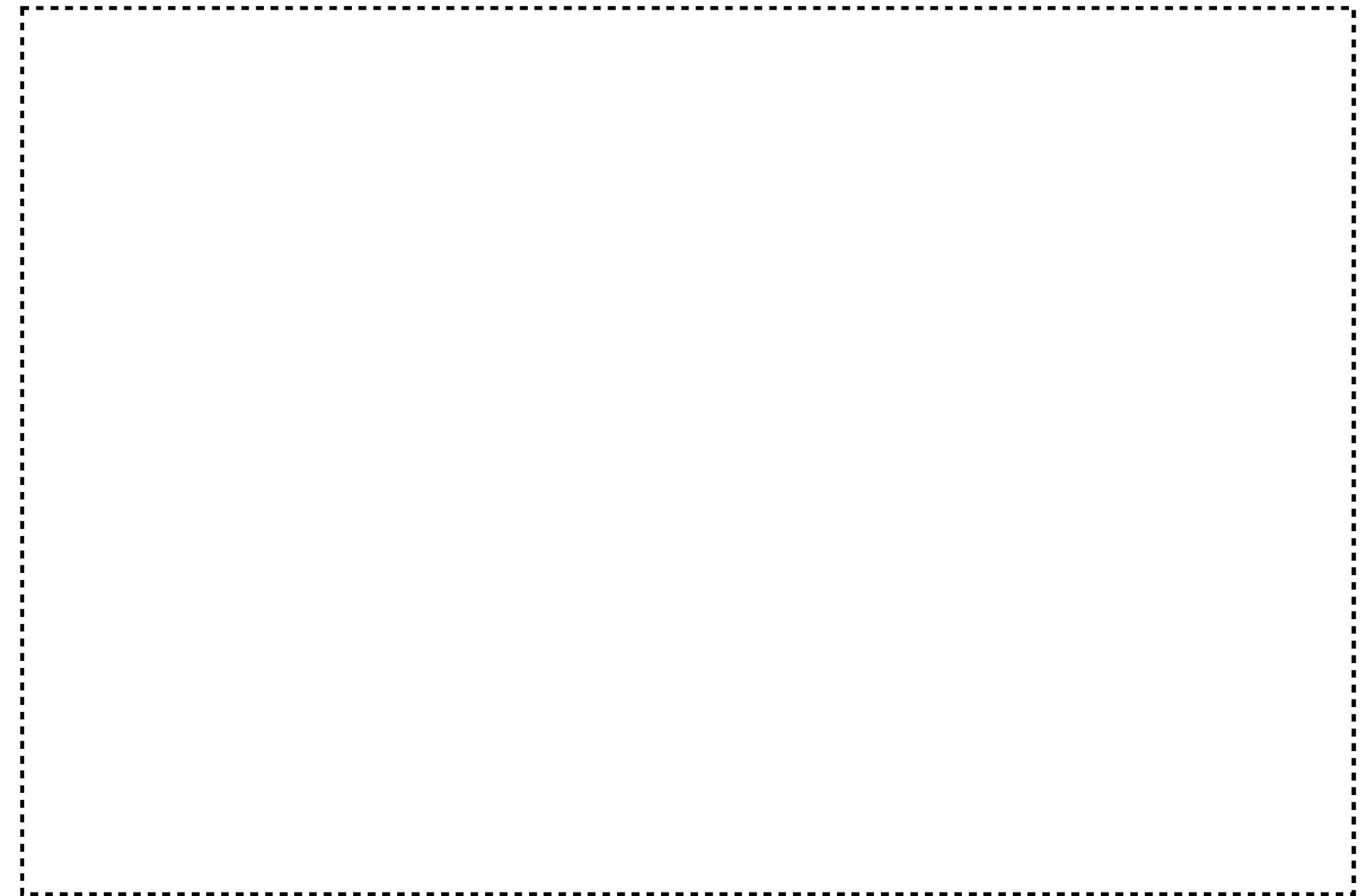
(単位 mm)

図リ一設-4-6 (2) 燃料開発設備 プレス 囲い式フード詳細図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-7 (1) 燃料開発設備 加熱炉



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

図リ一設-4-7 (2) 燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構 (拡大図)



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リ一設-4-7 (3) 燃料開発設備 加熱炉 空気混入防止機構 (拡大図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

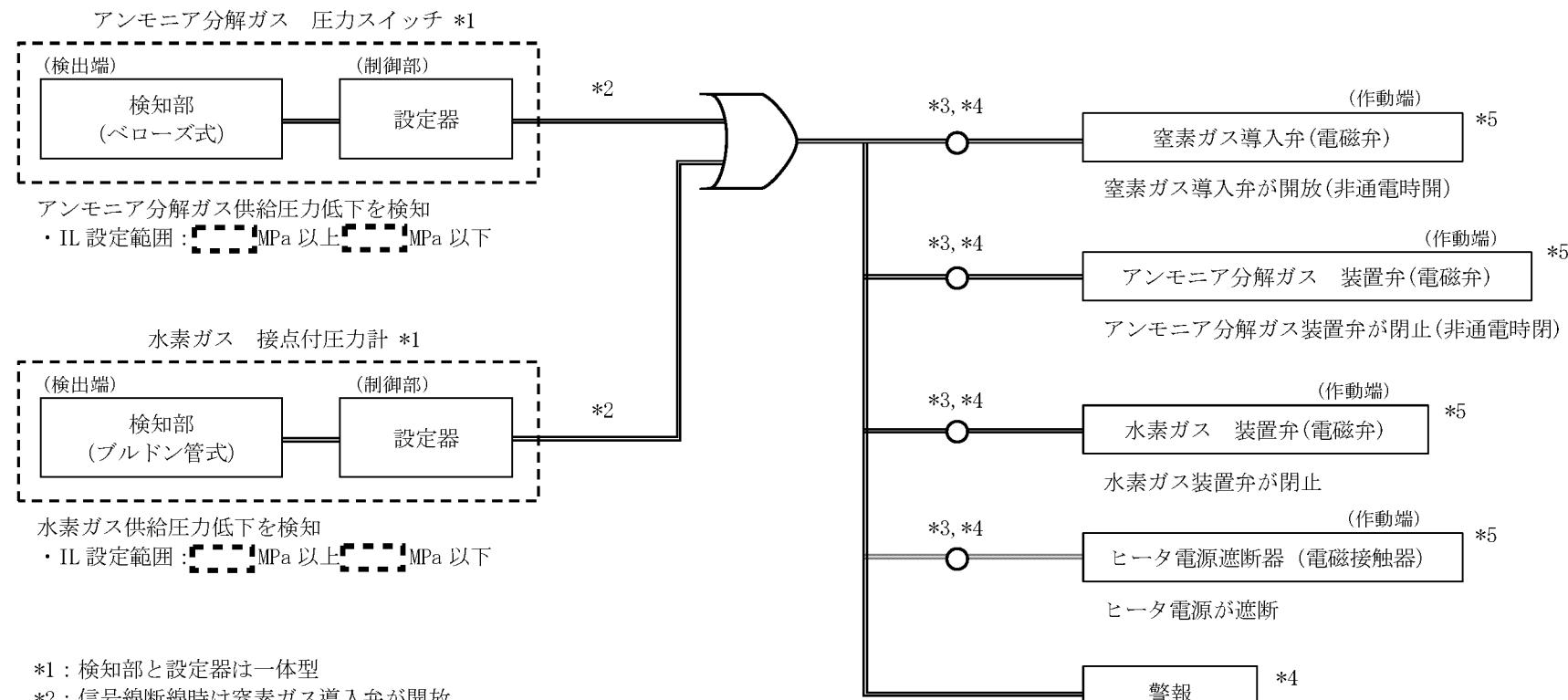
図リ一設-4-7 (4) 燃料開発設備 加熱炉（補強詳細図）

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

管理番号	安全機構	構成機器
8025-2	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 水素ガス 接点付圧力計 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス配管系統 アンモニア分解ガス 装置弁 水素ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設-4-7-1 (1) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)



\*1 : 検知部と設定器は一体型

\*2 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、  
ヒータ電源が遮断

\*3 : メカニカルリレー

\*4 : (8025) 制御盤

\*5 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、  
ヒータ電源が遮断

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備 加熱炉	
8025-2	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	

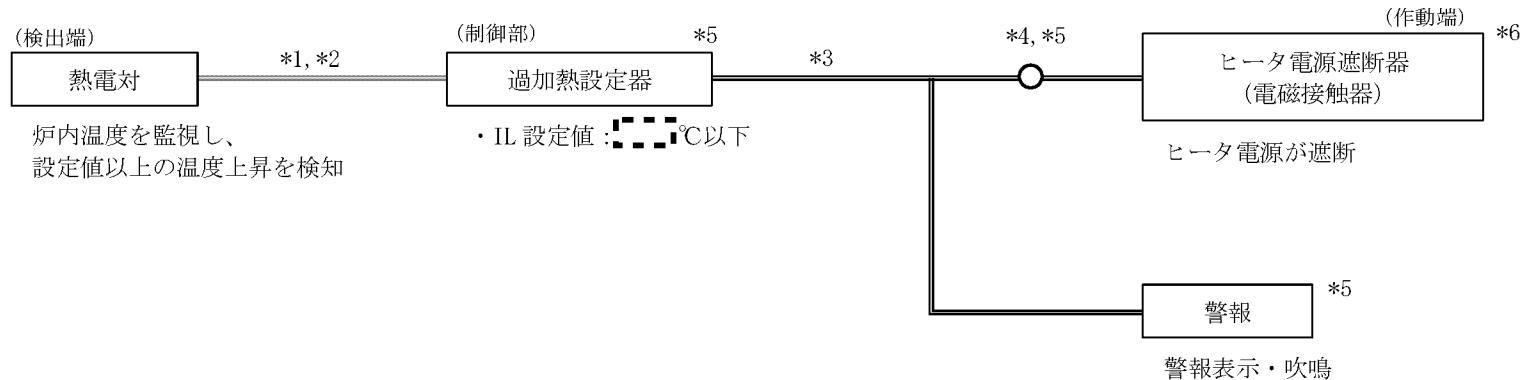
図リ一設-4-7-1 (2) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)

管理番号	安全機構	構成機器
8025-3	空気混入防止機構	イグナイター

図リ一設-4-7-1 (3) 燃料開発設備 加熱炉 空気混入防止機構 (機器配置図)

管理番号	安全機構	構成機器
8025-5	過加熱防止機構	熱電対 過加熱設定器 ヒータ電源遮断器

図リ一設-4-7-1-(4) 燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構 (機器配置図)



2179

- \*1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- \*2 : 熱電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、ヒータ電源が遮断
- \*3 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断
- \*4 : メカニカルリレー
- \*5 : (8025)制御盤
- \*6 : 停電時はヒータ電源が遮断

凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備 加熱炉	
8025-5	過加熱防止機構	

図リ一設-4-7-1(5) 燃料開発設備 加熱炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

管理番号	安全機構	構成機器
8025-6	圧力逃がし機構	バネ式安全弁

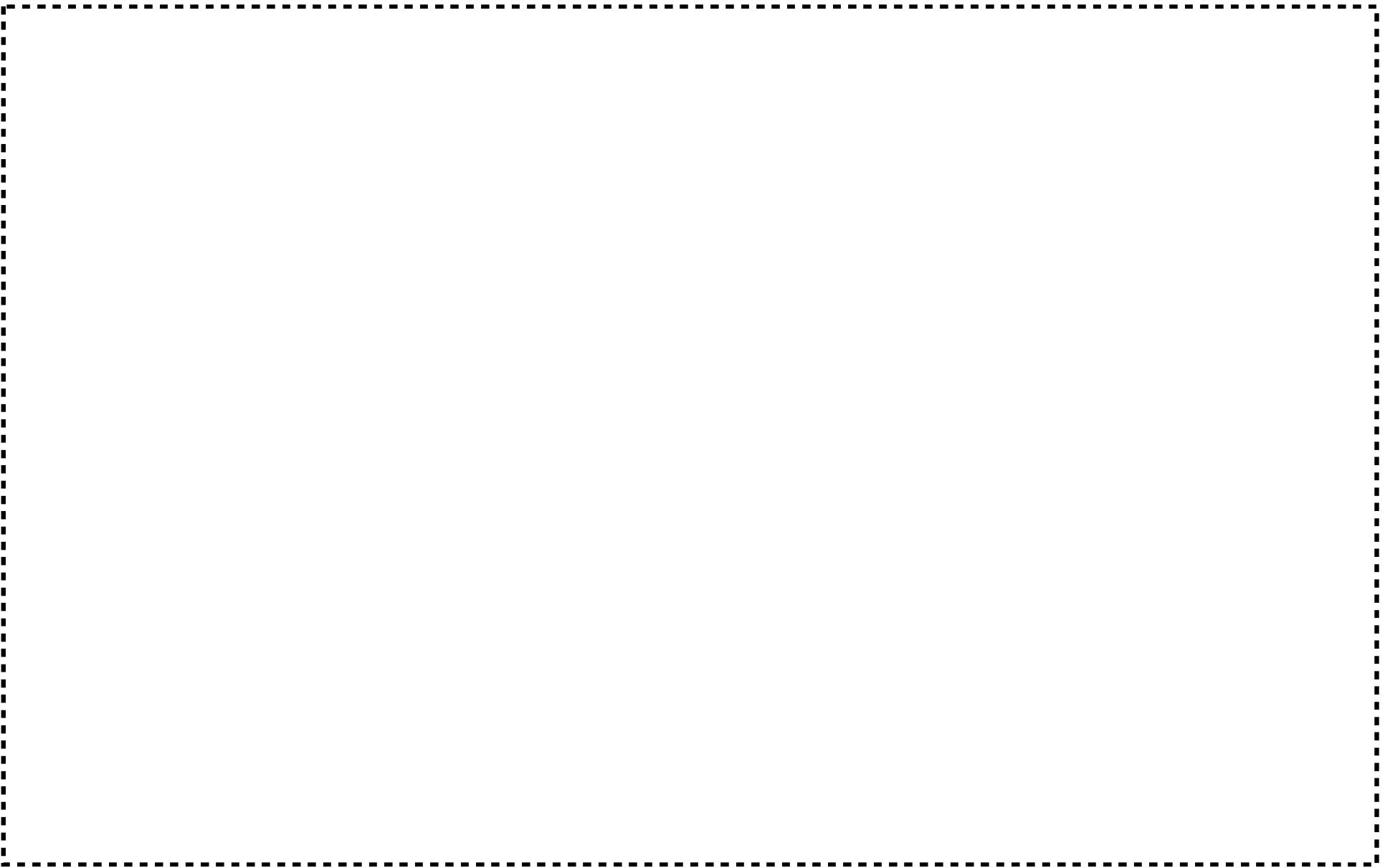
図リ一設-4-7-1-(6) 燃料開発設備 加熱炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)

図リ一設-4-8 (1) 燃料開発設備 小型霧囲気可変炉



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



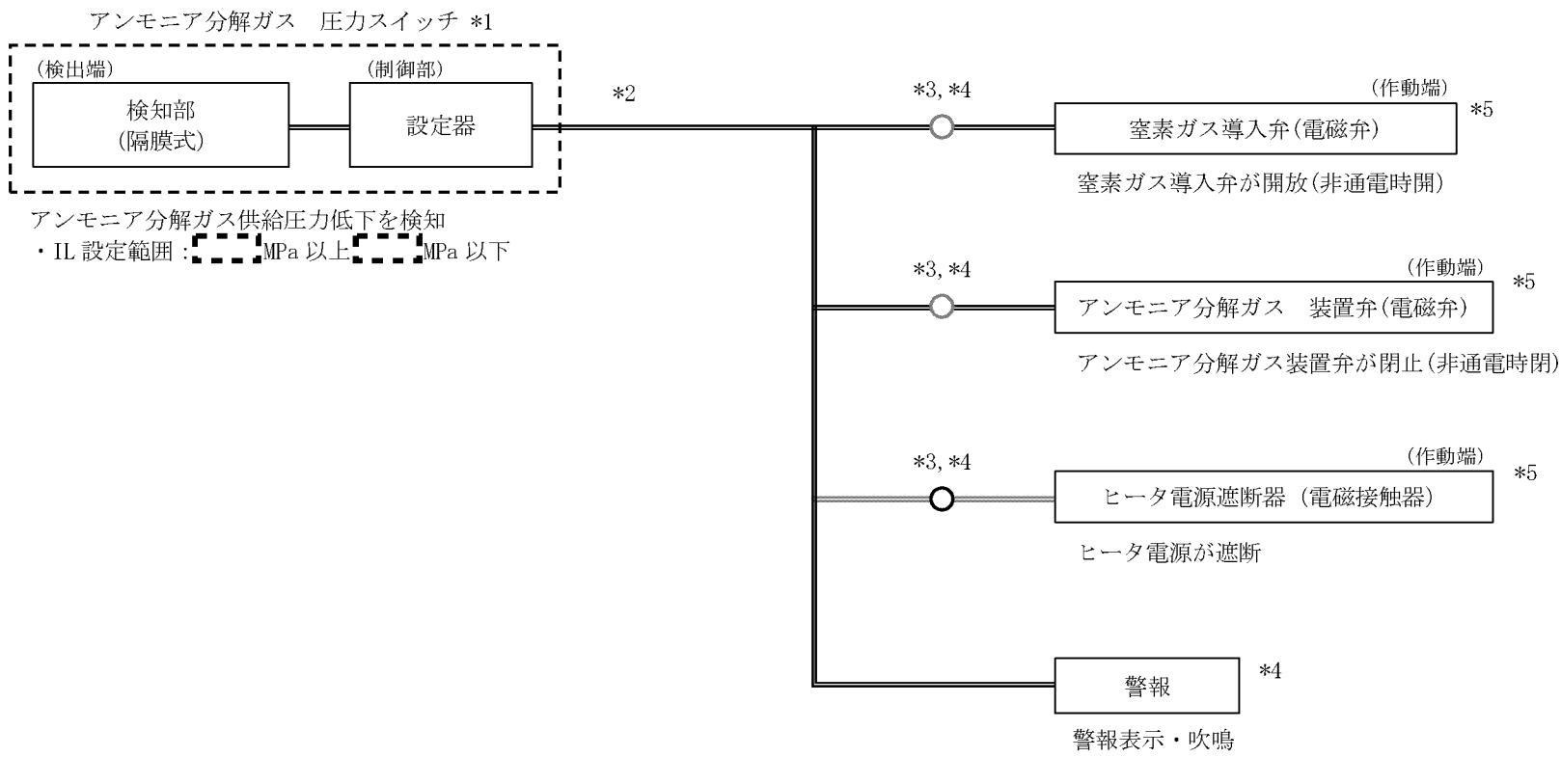
図リ一設-4-8(2) 燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 圧力逃がし機構 (拡大図)

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)

管理番号	安全機構	構成機器
8026-2	自動窒素ガス切替機構 (窒素ガス配管含む)	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 窒素ガス導入弁 安全系 窒素ガス配管 アンモニア分解ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設-4-8-1 (1) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (機器配置図)



\*1 : 検知部と設定器は一体型

\*2 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

\*3 : メカニカルリレー

\*4 : (8026)制御盤

\*5 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型霧囲気可変炉
8026-2	自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)	

図リ一設-4-8-1 (2) 燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

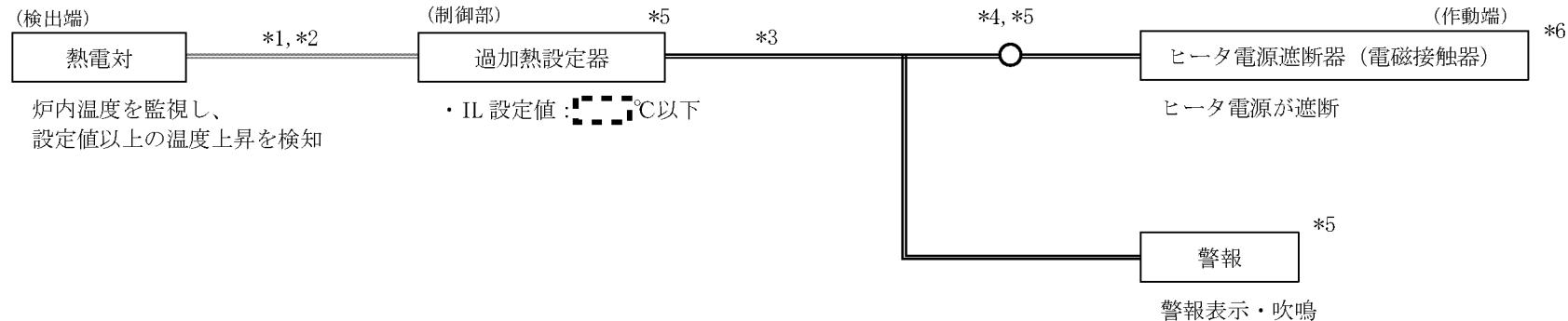


管理番号	安全機構	構成機器
8026-3	空気混入防止機構	イグナイター

図リ一設-4-8-1(3) 燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 空気混入防止機構（機器配置図）

管理番号	安全機構	構成機器
8026-4	過加熱防止機構	熱電対 過加熱設定器 ヒータ電源遮断器

図リ一設-4-8-1(4) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構 (機器配置図)



- \*1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用
- \*2 : 热電対が断線し、炉内温度の監視が不可となった場合は、  
ヒータ電源が遮断
- \*3 : 信号線断線時はヒータ電源が遮断
- \*4 : メカニカルリレー
- \*5 : (8026)制御盤
- \*6 : 停電時はヒータ電源が遮断

凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8026	燃料開発設備	小型雰囲気可変炉
8026-4	過加熱防止機構	

図リ一設-4-8-1(5) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 過加熱防止機構 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

管理番号	安全機構	構成機器
8026-5	圧力逃がし機構	バネ式安全弁

図リ一設-4-8-1(6) 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 圧力逃がし機構 (機器配置図)

図リ一設-4-9(1) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 付帯安全系 ガス配管・機器構成図

赤色線：構成機器を内蔵する設備の範囲を示す枠線

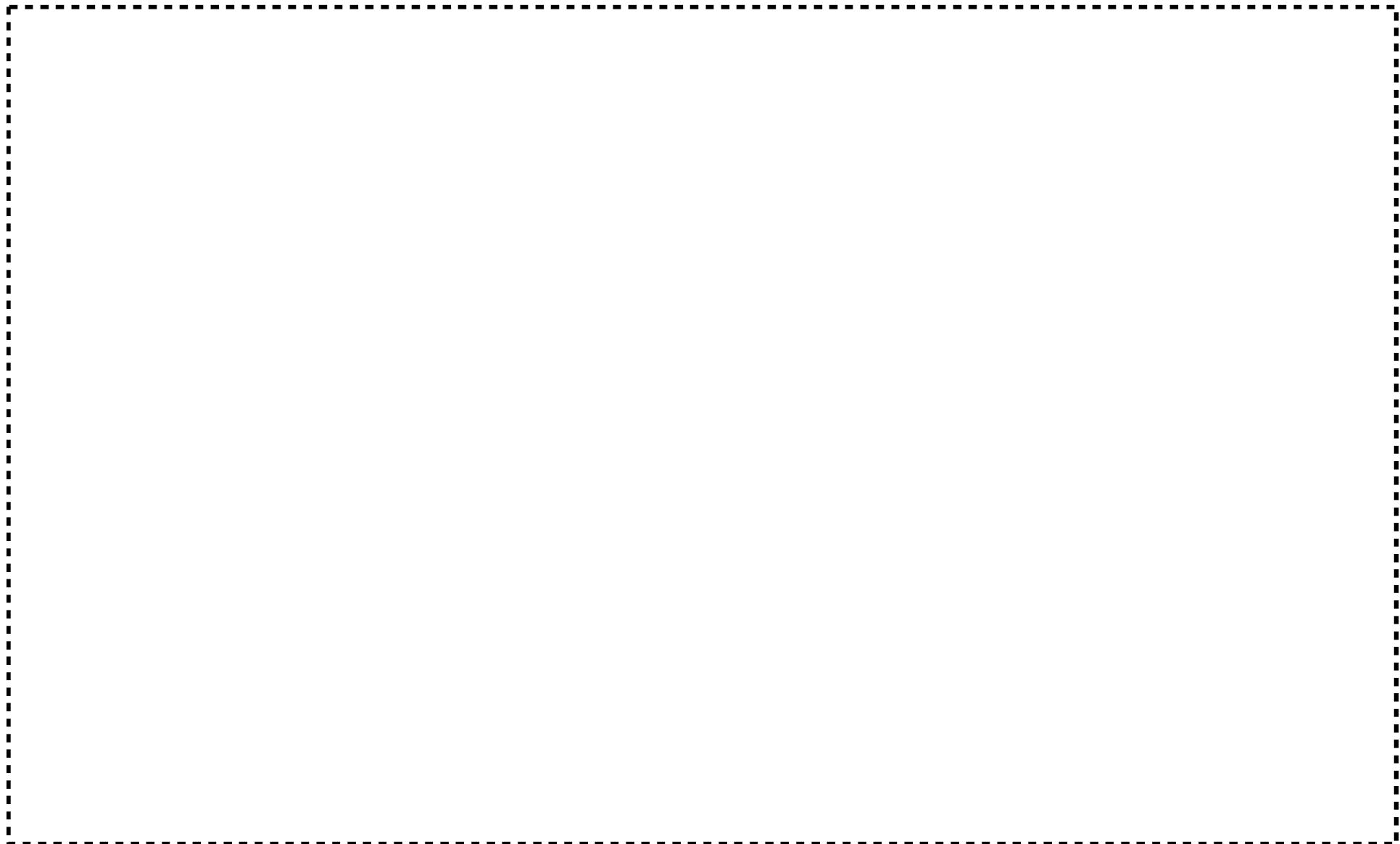
2190

図リ一設-4-9(2) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 付帯安全系 可燃性ガス配管 配置図

青枠線：拡大範囲の枠線

図リ一設-4-9 (3) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 自動窒素ガス切替機構 配置図

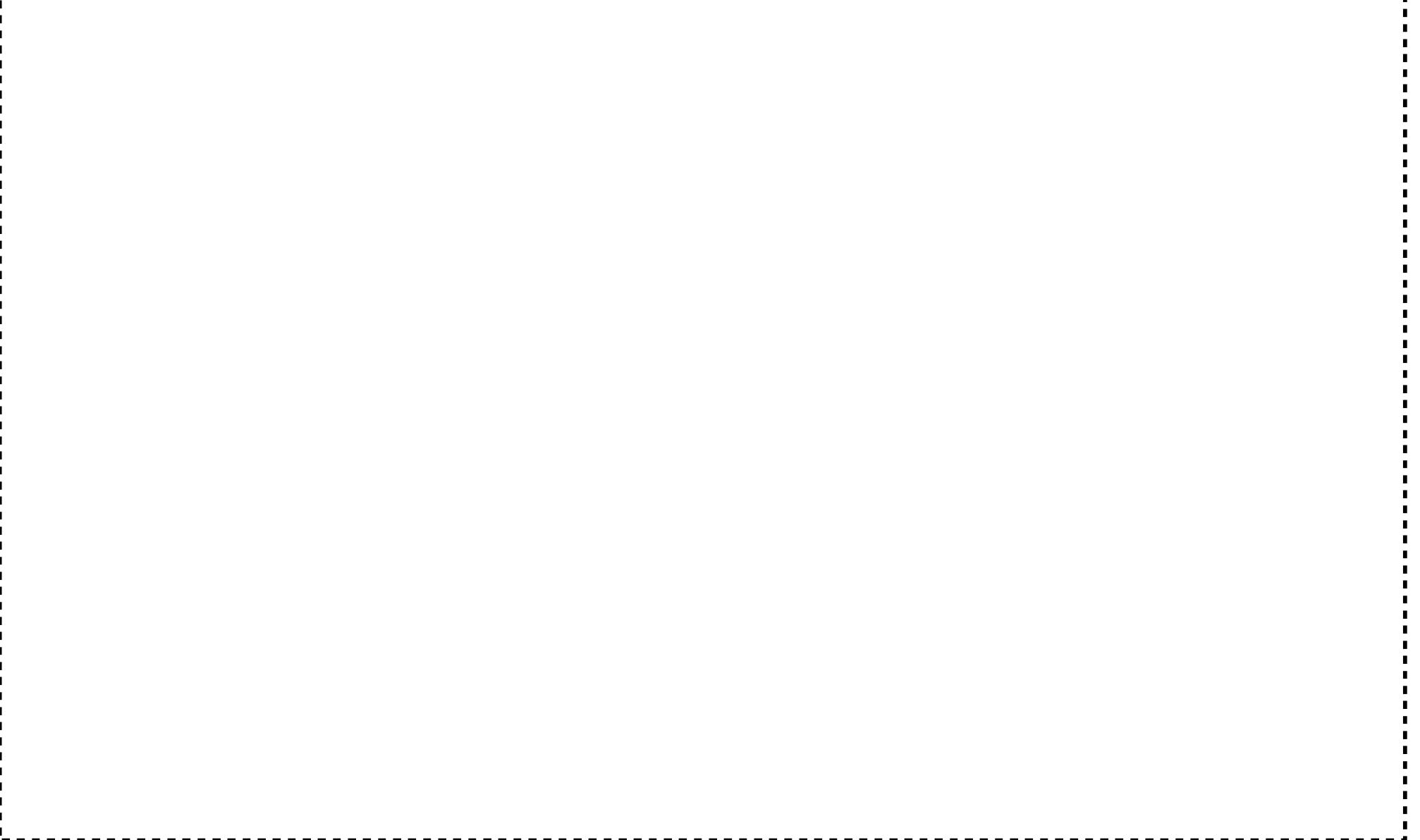
図リ一設-4-9 (4) 燃料開発設備 加熱炉 自動窒素ガス切替機構 ボンベ架台図



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)

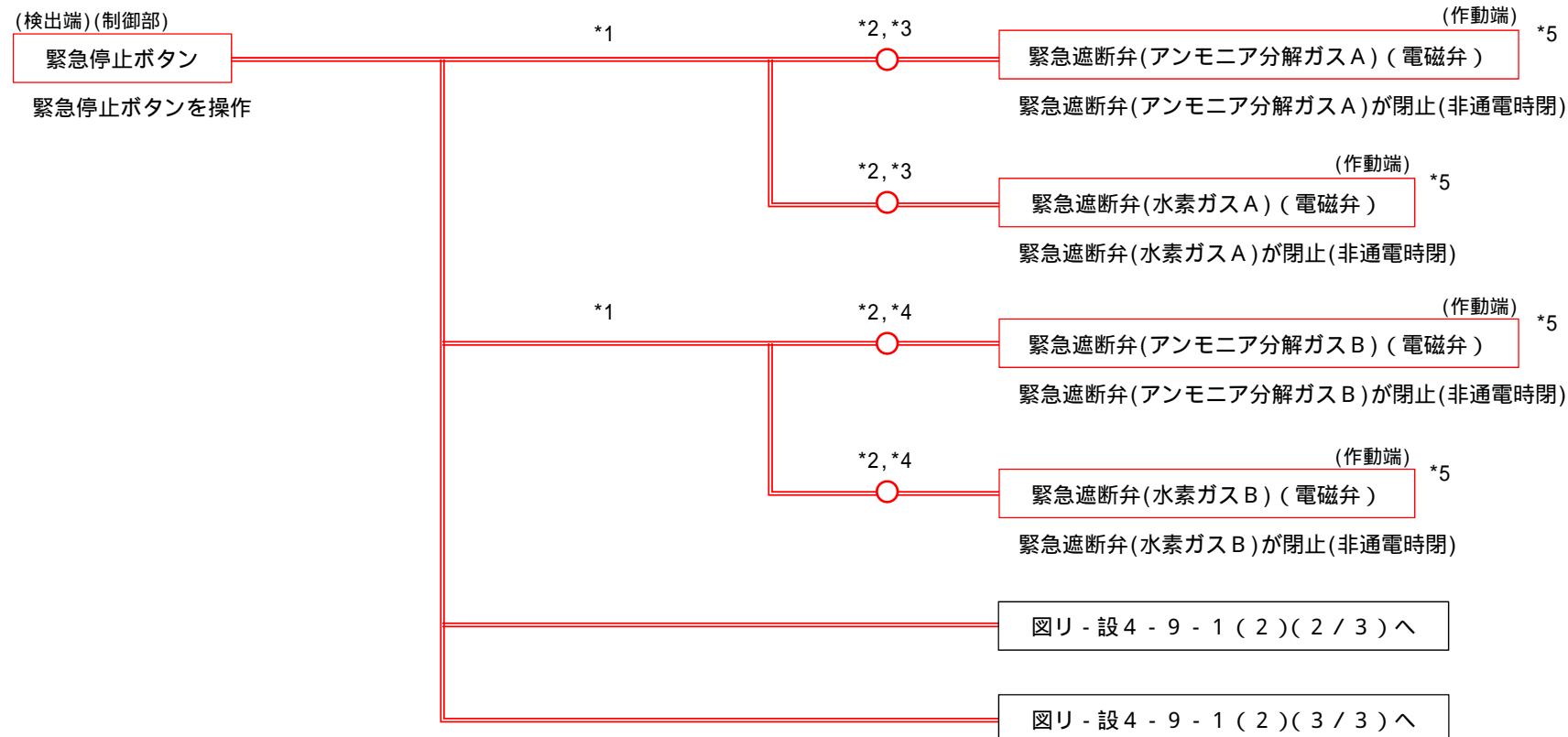
図リ一設-4-9-1 (1) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構 (機器配置図) (1 / 2)



青色線：拡大範囲を示す枠線

管理番号	安全機構	構成機器(2／3) (8025 燃料開発設備 加熱炉)	構成機器(3／3) (8026 燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)
—	緊急停止機構	緊急停止ボタン アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 水素ガス 接点付圧力計 寒素ガス導入弁 安全系 寒素ガス系統 アンモニア分解ガス 装置弁 水素ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器	アンモニア分解ガス 圧力スイッチ 寒素ガス導入弁 安全系 寒素ガス配管 アンモニア分解ガス 装置弁 ヒータ電源遮断器

図リ一設-4-9-1 (1) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉 緊急停止機構 (機器配置図) (2／2)



\*1 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止

\*2 : メカニカルリレー

\*3 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤A

\*4 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤B

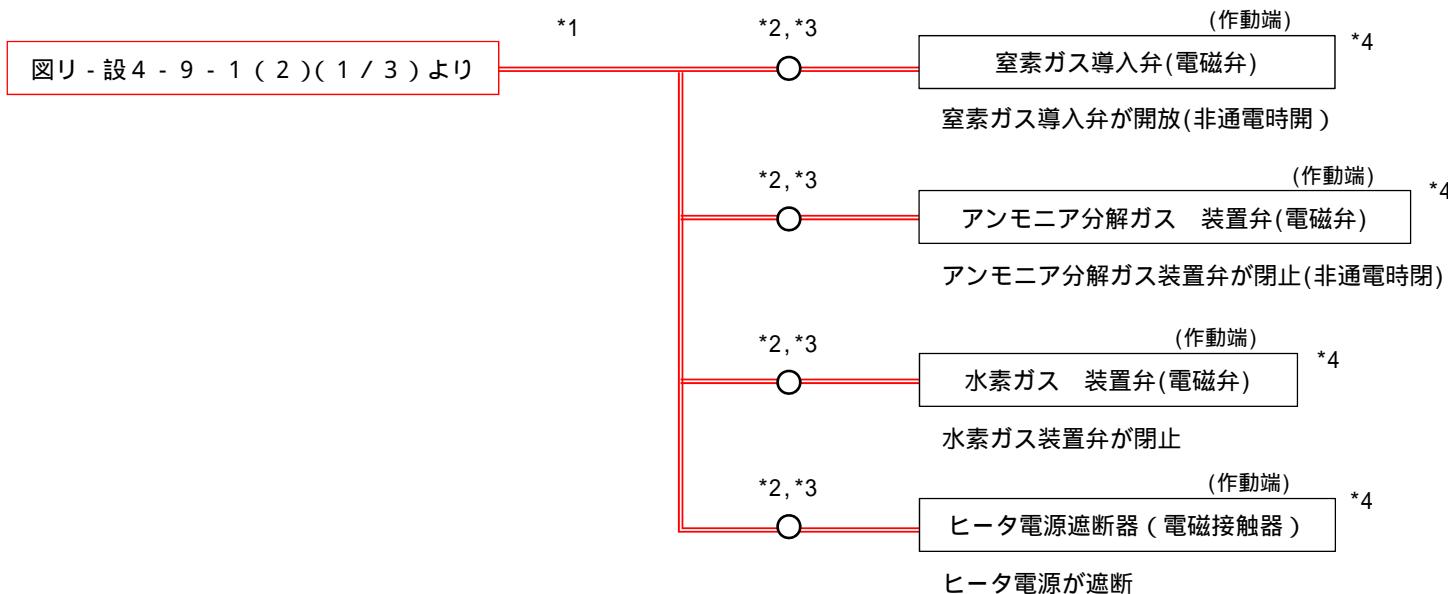
\*5 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)及び緊急遮断弁(水素ガス)が閉止

凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉
8026	燃料開発設備	小型霧囲気可変炉
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)

図リ - 設 - 4 - 9 - 1 ( 2 ) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 緊急停止機構  
(インターロック信号系統図) ( 1 / 3 )



- \*1 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、  
ヒータ電源が遮断
- \*2 : メカニカルリレー
- \*3 : (8025)制御盤
- \*4 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁及び水素ガス装置弁が閉止、  
ヒータ電源が遮断

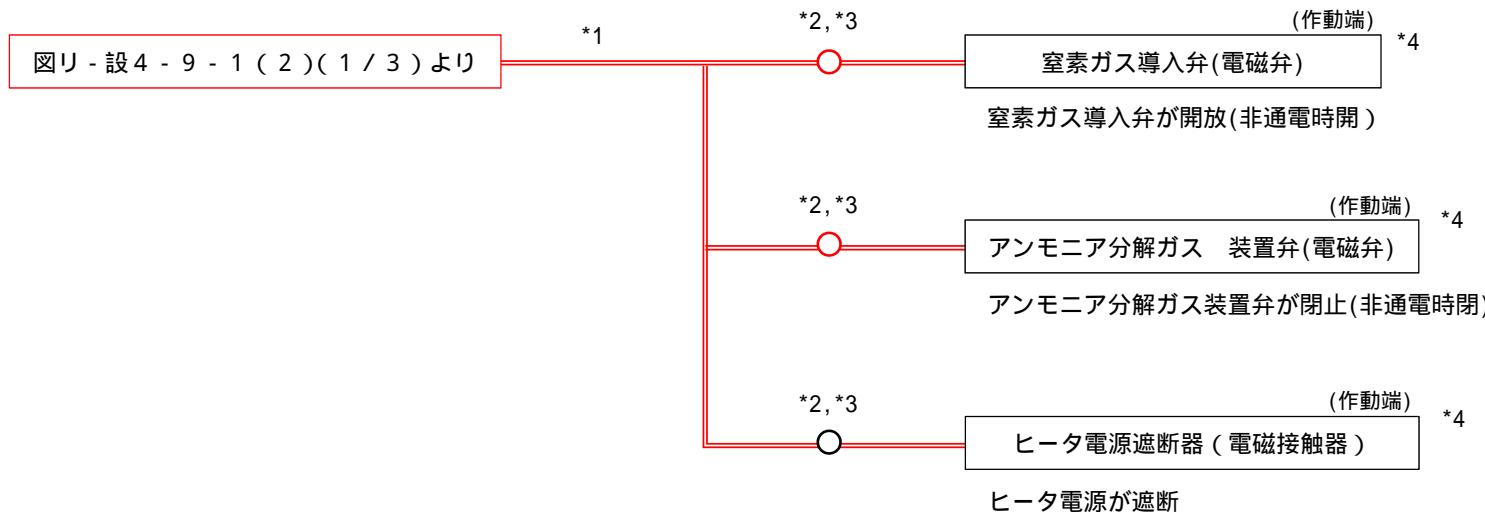
凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8025	燃料開発設備	加熱炉

図リ - 設 - 4 - 9 - 1 ( 2 ) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 緊急停止機構  
(インターロック信号系統図) ( 2 / 3 )

赤色線：追加・変更部



- \*1 : 信号線断線時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断
- \*2 : メカニカルリレー
- \*3 : (8026)制御盤
- \*4 : 停電時は窒素ガス導入弁が開放、  
アンモニア分解ガス装置弁が閉止、ヒータ電源が遮断

凡例

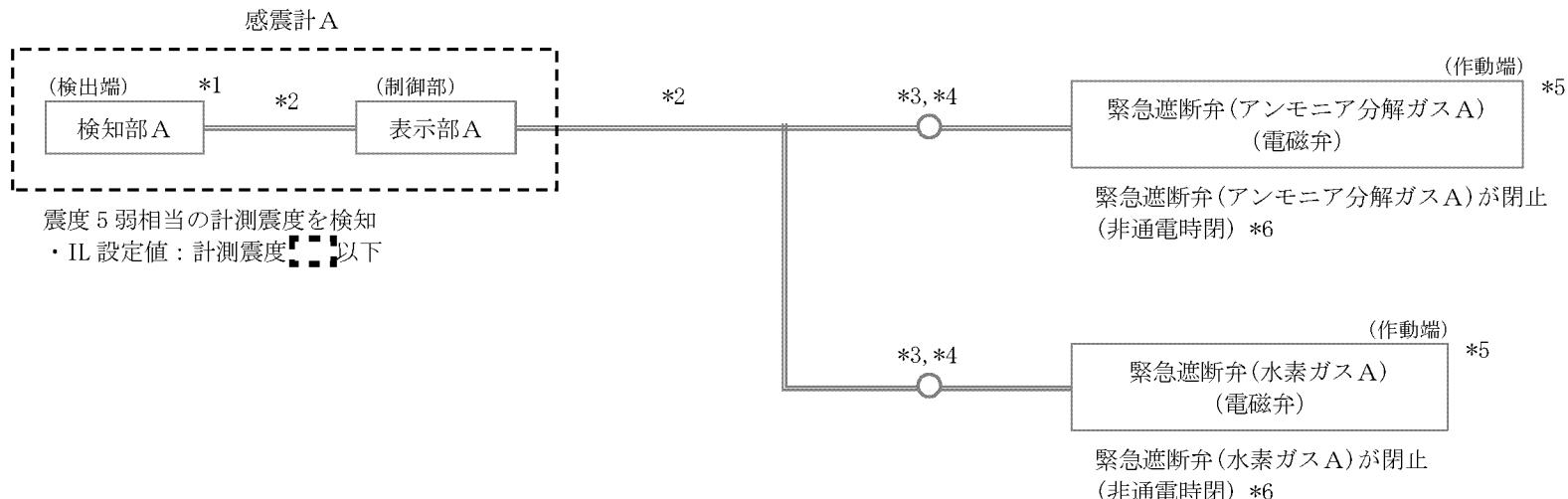
===== : 信号線

管理番号	設備・機器名称 機器名
8026	燃料開発設備 小型霧囲気可変炉

図リ - 設 - 4 - 9 - 1 ( 2 ) 燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型霧囲気可変炉 緊急停止機構  
( インターロック信号系統図 ) ( 3 / 3 )

赤色線：追加・変更部

図リ一設-4-9-1 (3) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉) (機器配置図)



- \*1 : 静電容量式加速度センサ
- \*2 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び  
緊急遮断弁(水素ガス A)が閉止
- \*3 : メカニカルリレー
- \*4 : {8039-2, 8040}緊急遮断弁制御盤 A
- \*5 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び  
緊急遮断弁(水素ガス A)が閉止
- \*6 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び緊急遮断弁(水素ガス A)の  
閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、  
{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構  
(窒素ガス配管含む)が作動する。

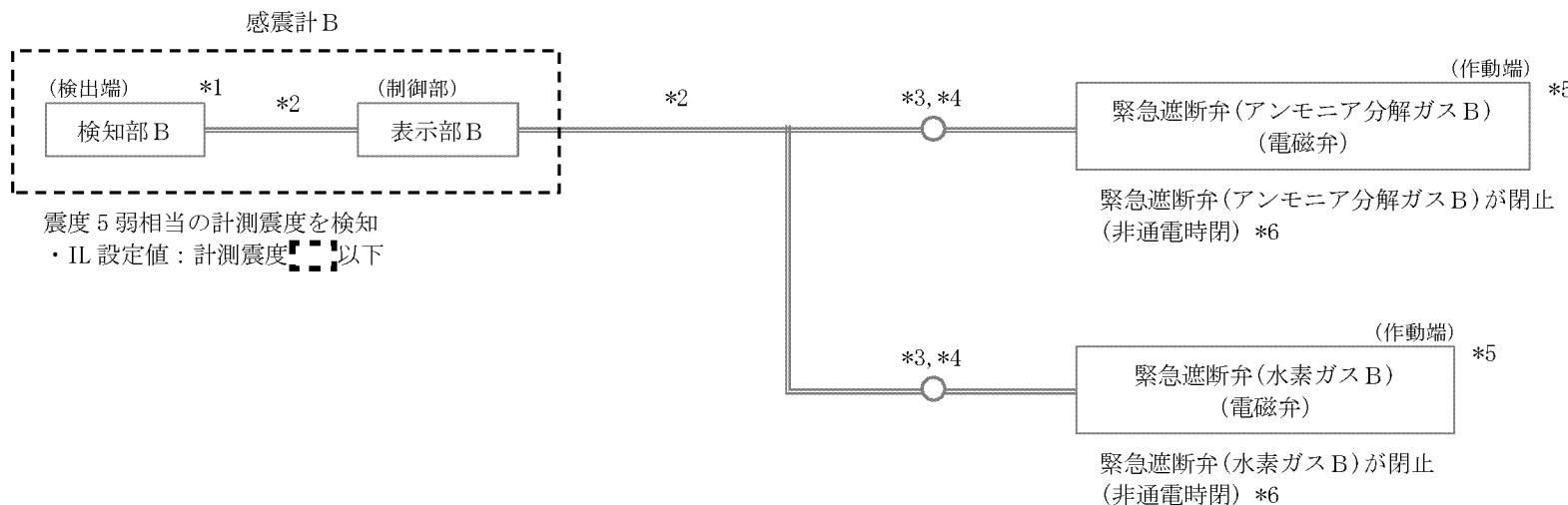
凡例

: 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)
8042-2	緊急設備	感震計

図リ一設-4-9-1 (4) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)  
(インターロック信号系統図) (1 / 2 (A系統))

赤色線：追加・変更部



- \*1 : 静電容量式加速度センサ
- \*2 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス B)及び  
緊急遮断弁(水素ガス B)が閉止
- \*3 : メカニカルリレー
- \*4 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤B
- \*5 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス B)及び  
緊急遮断弁(水素ガス B)が閉止
- \*6 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガス B)及び緊急遮断弁(水素ガス B)の  
閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、  
{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構  
(窒素ガス配管含む)が作動する。

凡例

—— : 信号線

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)
8042-2	緊急設備	感震計

図リ一設-4-9-1 (4) 地震発生時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)  
(インターロック信号系統図) (2 / 2 (B 系統))

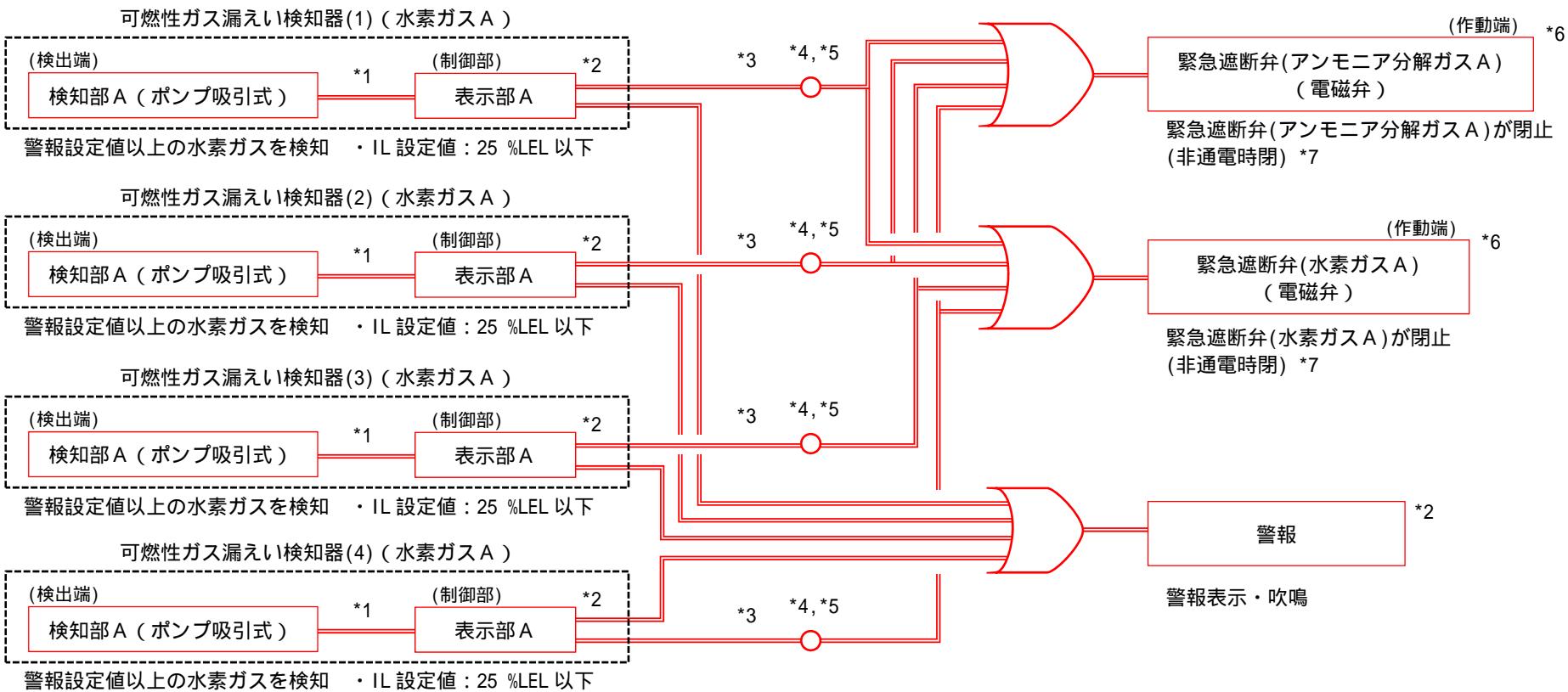
管理番号	インターロック	構成機器
—	可燃性ガス漏えい検知器 可燃性ガス遮断インターロック	(8046-2) 緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器（水素ガス） *2 (8039-2) 緊急設備 緊急遮断弁（アンモニア分解ガス） *2 (8040) 緊急設備 緊急遮断弁（水素ガス） *2

\*1 設工認対象外（極少量の可燃性ガスを使用する設備）

\*2 1箇所に2台設置

\*3 破線は設工認対象外

図リ一設-4-9-1 (5) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)  
(機器配置図)



- \*1 : アナログ信号線はシールドケーブルを使用し、  
金属製又は難燃性のプラスチック製の電線管等に収容
- \*2 : (8046-2)可燃性ガス漏えい警報盤
- \*3 : 信号線断線時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び緊急遮断弁(水素ガス A)が閉止
- \*4 : メカニカルリレー
- \*5 : (8039-2, 8040)緊急遮断弁制御盤 A
- \*6 : 停電時は緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び緊急遮断弁(水素ガス A)が閉止
- \*7 : 進展事象として緊急遮断弁(アンモニア分解ガス A)及び緊急遮断弁(水素ガス A)の  
閉止によりアンモニア分解ガス及び水素ガスの供給圧力が低下するため、  
{8025-2}自動窒素ガス切替機構(窒素ガス配管含む)及び{8026-2}自動窒素ガス切替機構  
(窒素ガス配管含む)が作動する。

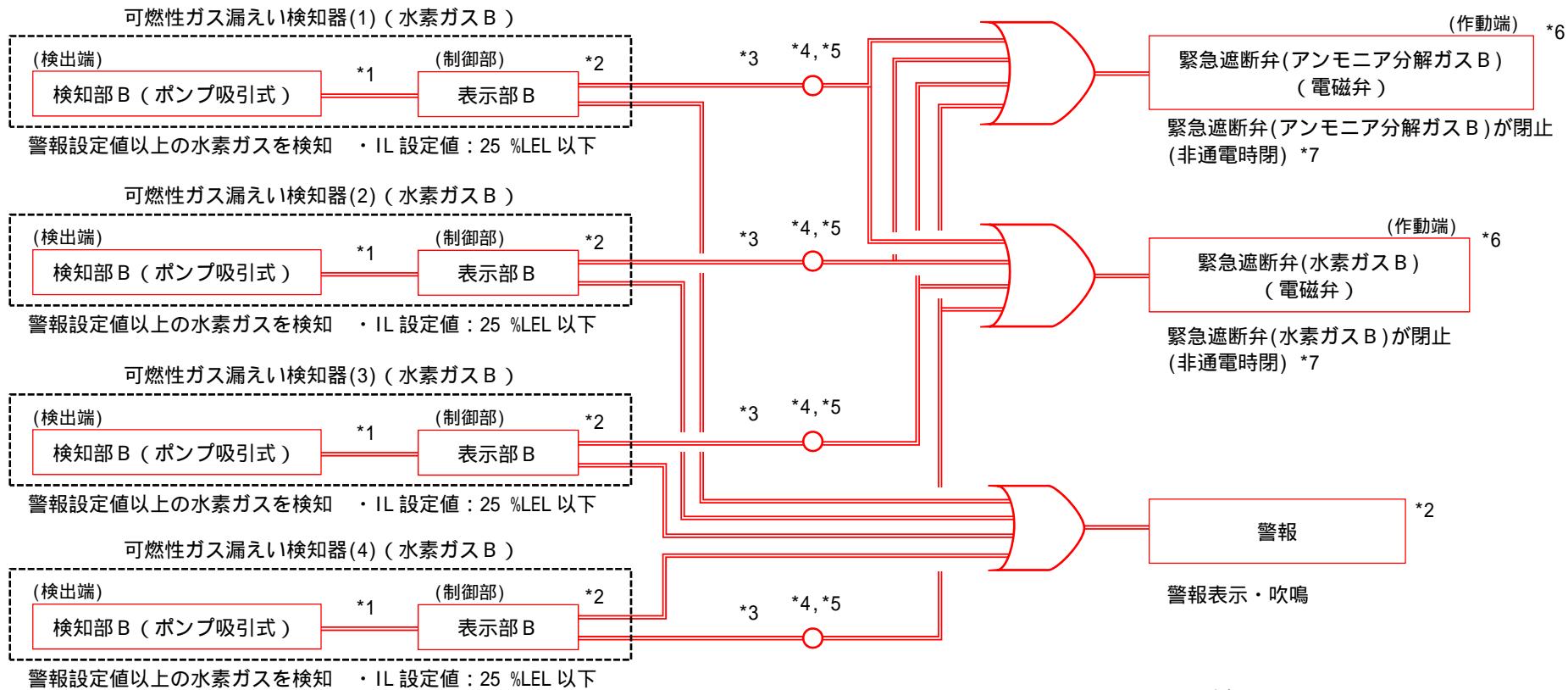
凡例

— : 信号線      ○ : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)
8046-2	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)

図リ - 設 - 4 - 9 - 1 ( 6 ) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)  
(インターロック信号系統図) ( 1 / 2 ( A 系統 ) )

赤色線 : 追加・変更部



凡例

—— : 信号線 : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8039-2	緊急設備	緊急遮断弁(アンモニア分解ガス)
8040	緊急設備	緊急遮断弁(水素ガス)
8046-2	緊急設備	可燃性ガス漏えい検知器(水素ガス)

図リ - 設 - 4 - 9 - 1 ( 6 ) 可燃性ガス漏えい検知時 可燃性ガス遮断インターロック (燃料開発設備 加熱炉及び燃料開発設備 小型雰囲気可変炉)  
(インターロック信号系統図) ( 2 / 2 ( B 系統 ) )

赤色線 : 追加・変更部



1階平面図

凡 例	管 理 番 号
■ 放送設備（スピーカ）	{8007-3}
◎ 所内携帯電話機（PHSアンテナ）	{8007-14}

{8007-3} 放送設備（スピーカ）は、第1加工棟の{8007-10} 放送設備（アンプ）に接続する

中2階平面図

図リ－他－1 (1) 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階、中2階)

凡 例	管 理 番 号
■ 放送設備（スピーカ）	[8007-3]
◎ 所内携帯電話機（PHSアンテナ）	[8007-14]

[8007-3] 放送設備（スピーカ）は、第1加工棟の[8007-10]放送設備（アンプ）に接続する

図リ一他－1 (2) 第1廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (2階、3階)

凡 例		管理番号
□	熱感知器（スポット型）	
■	煙感知器（スポット型）	[8009-2]
(P)	発信機	
☒	受信機	[8009-12]
---	警戒区域境界	/

○ 地下貯槽ピット内に設置

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他-1 (3) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（1階、中2階）

凡 例	管理番号
○ 熱感知器（スポット型）	{8009-2}
□ 煙感知器（スポット型）	
○ 発信機	{8009-12}
× 受信機	
--- 警戒区域境界	/

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－1 (4) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（2階、3階）

凡 例	管 理 番 号
● ABC粉末消火器(10型)	{8010-2}
▽ 二酸化炭素消火器	

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－1 (5) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (1階、中2階)

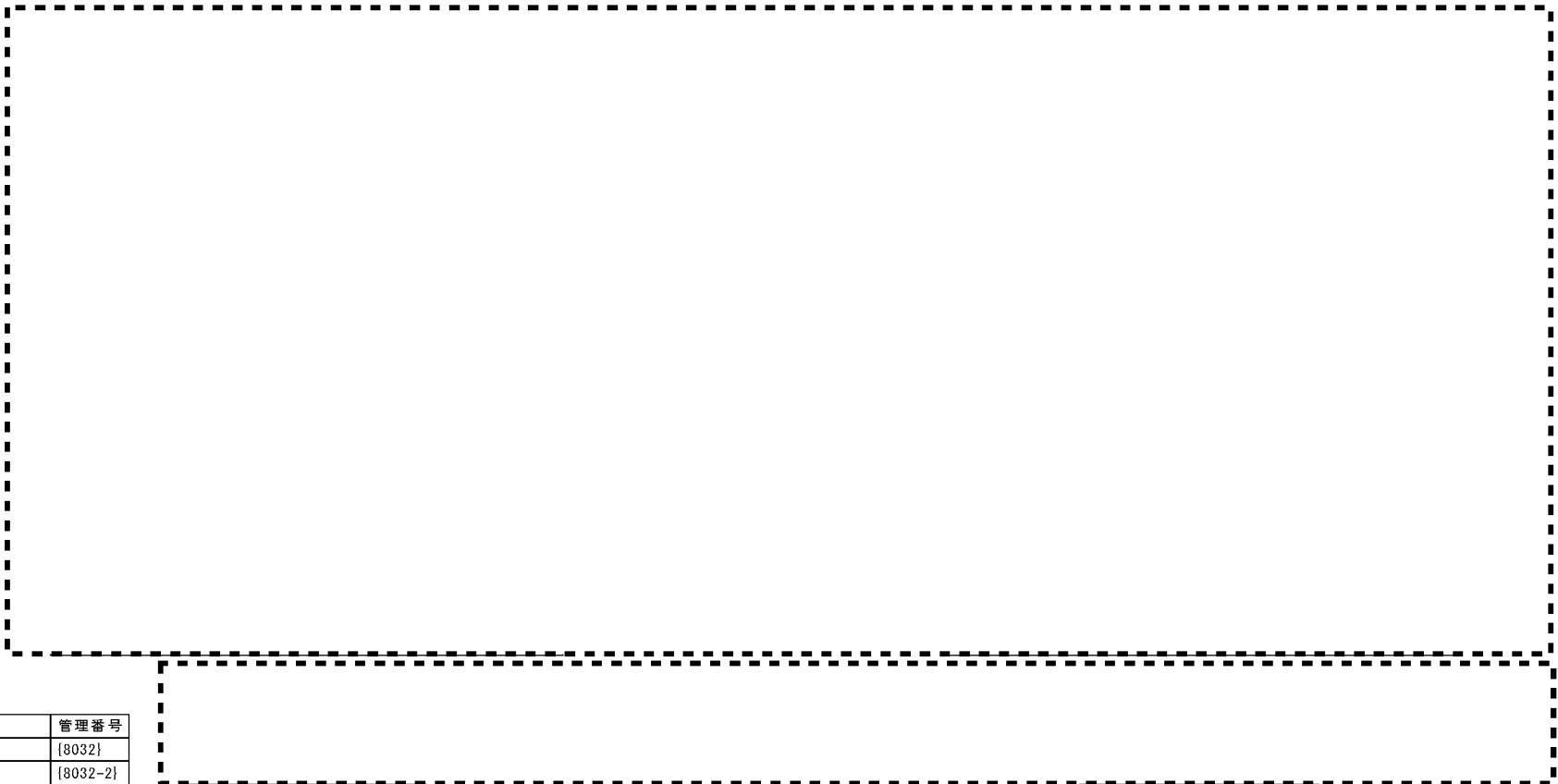
凡 例	管理番号
●	ABC粉末消火器(10型) {8010-2}
▽	二酸化炭素消火器

注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－1 (6) 第1廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (2階、3階)

凡 例	管理番号
●□ 非常用照明	{8032}
○● 誘導灯	{8032-2}
→ 避難通路	{8031}
■ 非常口	
□ 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。



注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－1 (7) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (1階、中2階)

凡 例	管理番号
●□ 非常用照明	{8032}
○ 誘導灯	{8032-2}
→ 避難通路	{8031}
■ 非常口	
■ 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－1 (8) 第1廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (2階、3階)



凡 例	管 理 番 号
■ 放送設備（スピーカ）	[8007-4]
◎ 所内携帯電話機（PHSアンテナ）	[8007-14]

[8007-4] 放送設備（スピーカ）は第1加工棟の[8007-10]放送設備（アンプ）へ接続する  
[8007-14] 所内携帯電話機（PHSアンテナ）は第1廃棄物貯蔵棟に設置する

図リ－他－2 (1) 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (1階、2階)

凡 例		管理番号
	放送設備（スピーカ）	[8007-4]
	所内携帯電話機（PHSアンテナ）	[8007-14]

[8007-4] 放送設備（スピーカ）は第1加工棟の[8007-10]放送設備（アンプ）へ接続する  
[8007-14] 所内携帯電話機（PHSアンテナ）は第1廃棄物貯蔵棟に設置する

図リ一他-2 (2) 第3廃棄物貯蔵棟 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図 (3階)

凡 例		管理番号
□	熱感知器（スポット型）	
■	煙感知器（スポット型）	[8009-3]
(P)	発信機	
☒	受信機	[8009-13]

警戒区域は各階に一つ

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－2 (3) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図（1階、2階）

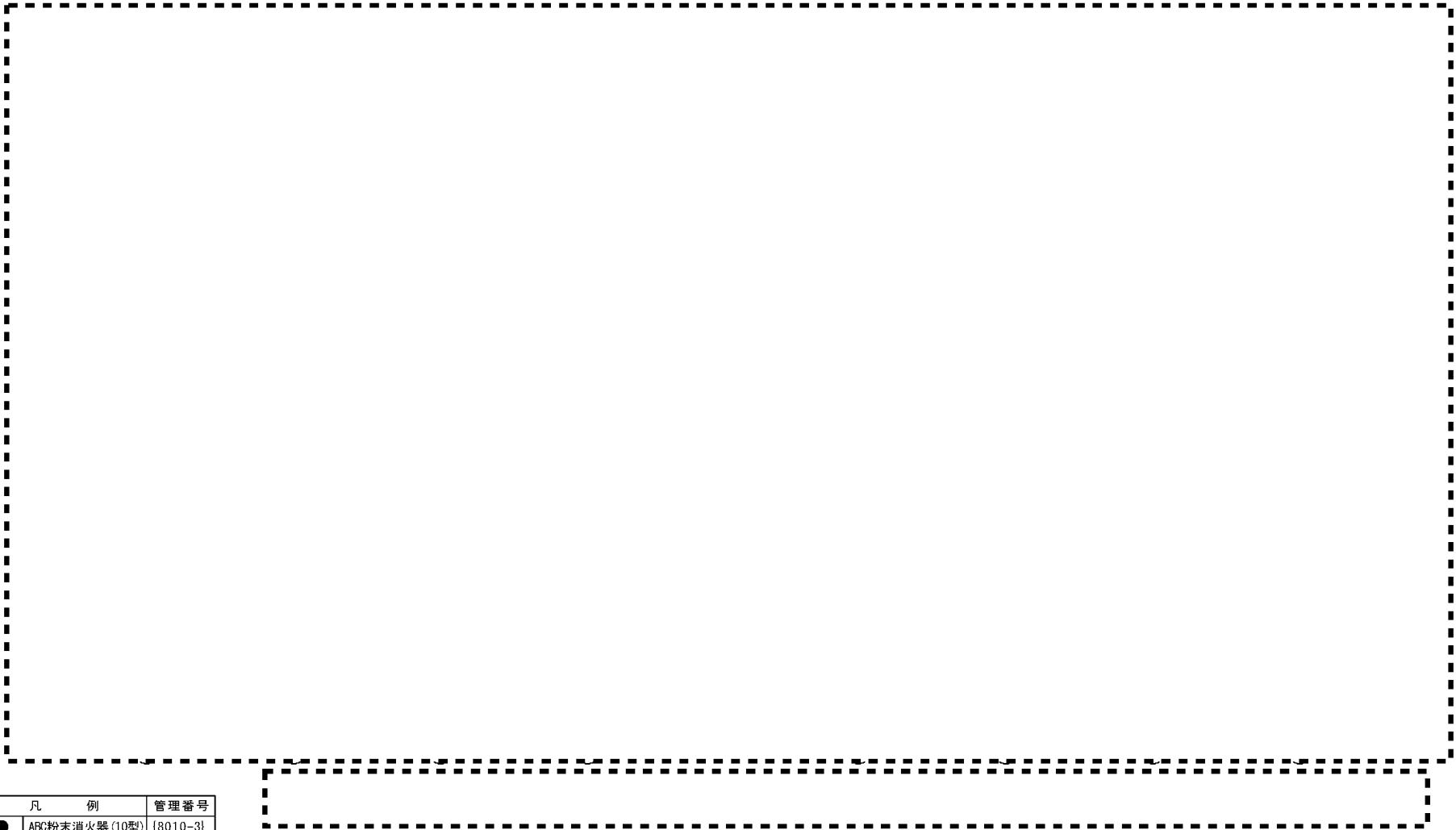
凡 例		管理番号
□	熱感知器（スポット型）	
■	煙感知器（スポット型）	[8009-3]
(P)	発信機	
☒	受信機	[8009-13]

警戒区域は各階に一つ

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

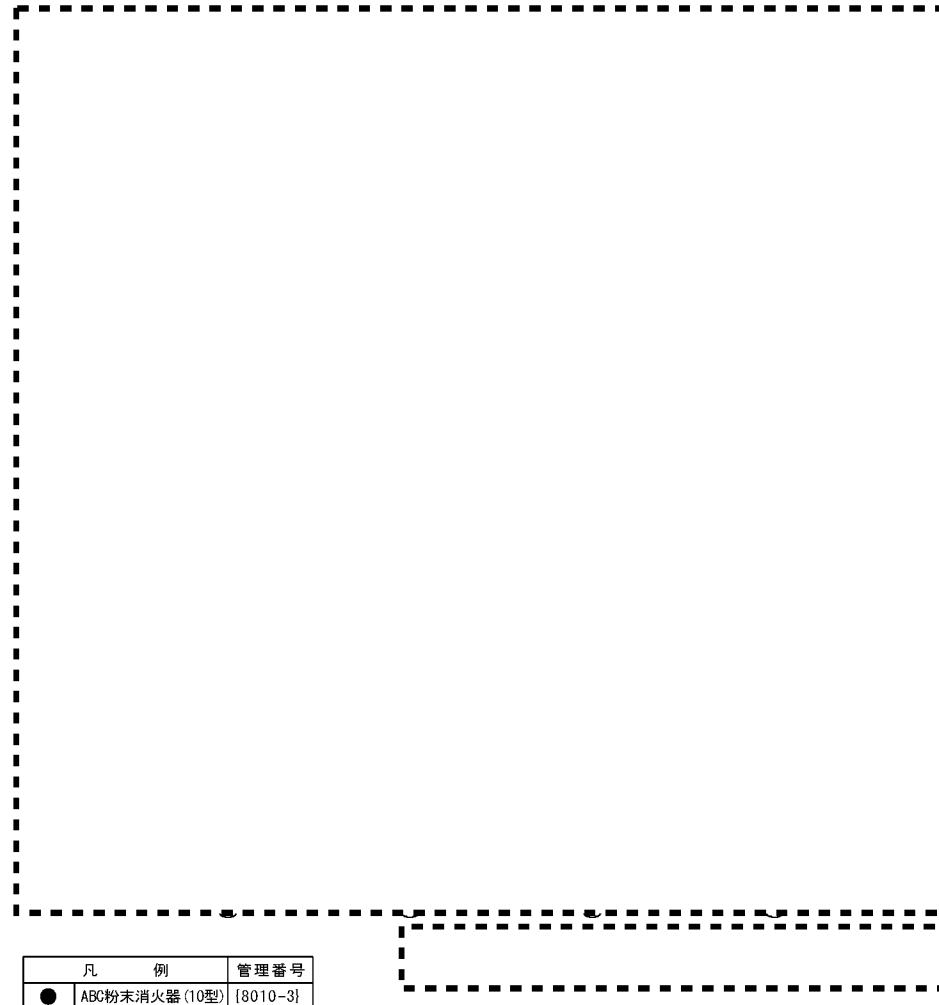
図リ一他－2 (4) 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 配置図 (3階)

凡 例	管 理 番 号
● ABC粉末消火器(10型)	[8010-3]



注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－2 (5) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図（1階、2階）



注：消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

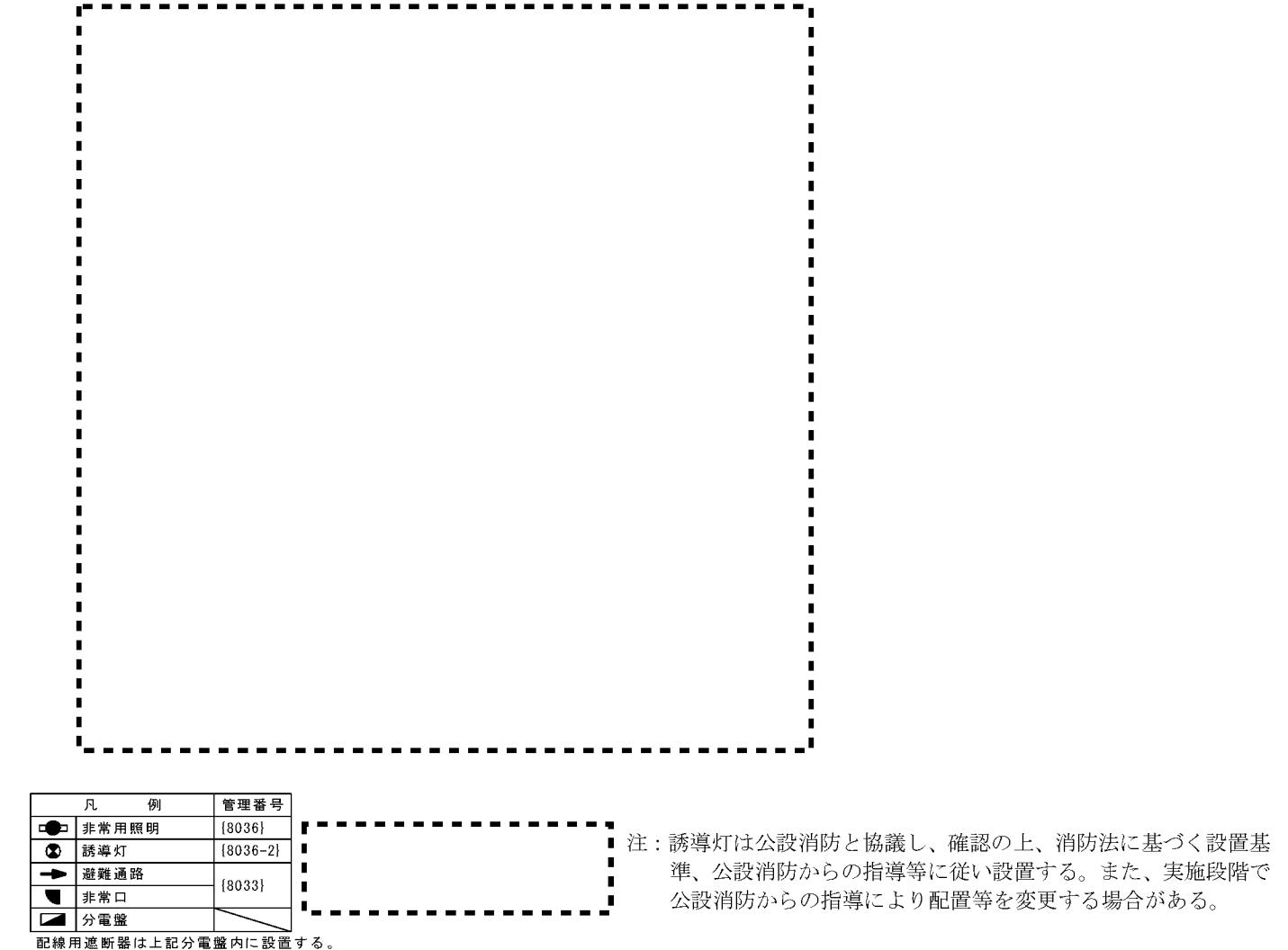
図リ－他－2 (6) 第3廃棄物貯蔵棟 消火設備 消火器 配置図 (3階)

凡 例	管 理 番 号
▣● 非常用照明	[8036]
▣○ 誘導灯	[8036-2]
→ 避難通路	
■ 非常口	[8033]
□ 分電盤	

配線用遮断器は上記分電盤内に設置する。

注：誘導灯は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ－他－2 (7) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図（1階、2階）



図リ－他－2 (8) 第3廃棄物貯蔵棟 緊急設備 避難通路等 配置図 (3階)

注：誘導灯、熱感知器、消火器は公設消防と協議し、確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防からの指導により配置等を変更する場合がある。

緊急設備 避難通路等				火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）		消火設備 消火器		通信連絡設備 所内通信連絡設備	
→ 避難通路 [8035-2]	□○ 非常用照明 [8038-5]	○○ 熱感知器（スポット型） [8009-8] (*2) (*3)	● ABC粉末消火器(10型) [8010-7]	■ 放送設備（スピーカ） [8007-15] (*4)					
△ 非常口 [8035-2]	○○ 誘導灯 [8038-6]			○ 所内携帯電話機（PHSアンテナ） [8007-14] (*5)					
	■ 分電盤 (*1)								

図リー他ー3 発電機・ポンプ棟 緊急設備等 配置図

2221

図リ－他－4 消火設備 自動式の消火設備 配置図



青色線：追加・変更部を示す矢印

2222

図リ一他-5 (1) 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 消火警戒区域図

凡例	
■	屋外消火栓
-×-	手動弁等
(P)	ポンプ
□	水槽
---	屋外露出していない配管



2223

図リ一他-5 (2) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 (1階) 消火警戒区域図

図リ一他-5 (3) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(中2階) 消火警戒区域図

図リ一他-5 (4) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(2階) 消火警戒区域図

2226

図リ一他-5 (5) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(3階) 消火警戒区域図

2227

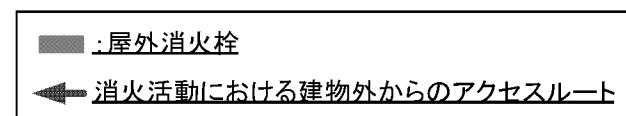
図リ一他-5 (6) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟(4階) 消火警戒区域図



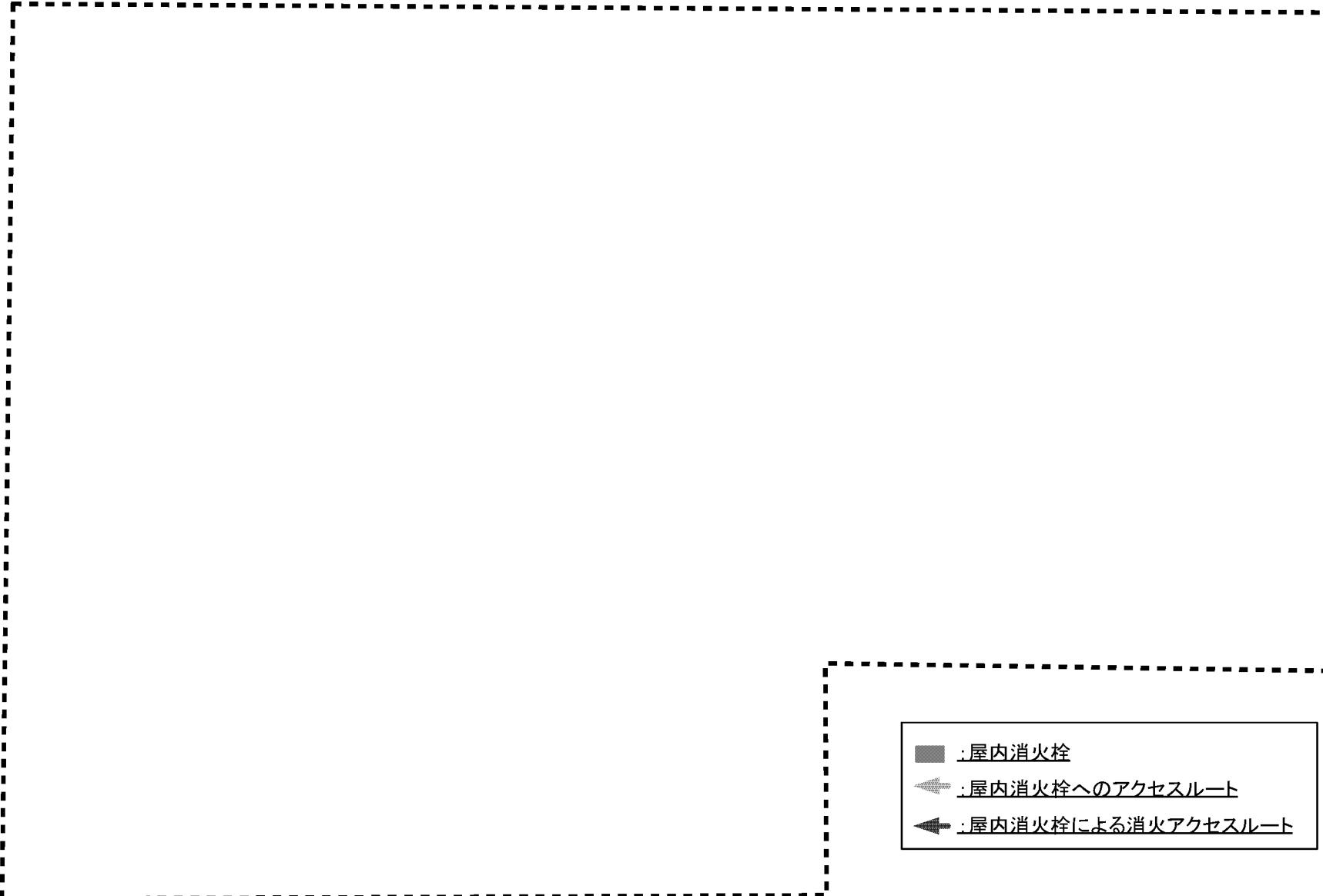
図リ一他-5 (7) 消火栓配管 屋外 配管図

2229

図リ一他-5 (8) 消火栓配管 第2加工棟内 配管図



図リー他－5（9） 消火設備 屋外消火栓 第1加工棟 アクセスルート図



図リ一他-5 (10) 消火設備 屋内消火栓 第2加工棟 アクセスルート図



図リ一他－5 (1 1) 消火設備 可搬消防ポンプ 配置図

## 凡例

- : 漏水表示盤（新規設置）\*1, \*2, \*4, \*5
  - : 検知帶（新規設置）\*3
  - ▨ : 漏水表示盤 \*1, \*2, \*4, \*5
  - ▢ : 検知帶 \*3
  - △ : 溢水源（ウラン含まず）
  - ▲ : 溢水源（ウラン含）
- \* 1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置  
\* 2 : 警報表示・吹鳴  
\* 3 : 検出端  
\* 4 : 制御部／作動端  
\* 5 : [拡大範囲示す枠線及び矢印]

図リ一他-6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階 (配置図) (1 / 4)

青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帶 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帶 漏水検知器 漏水表示盤	1A-(1)	連続焼結炉 No. 1	1 A	第 2-1 ペレット室
			1A-(2)	第 1 廃液処理設備		
			1A-(3)	センタレス研削盤・洗浄機 研磨屑回収装置		
			1A-(4)	空調①(焼結炉出口前)		
			1A-(5)	空調②(焼結炉入口前)		
			1A-(6)	空調③(第 2-1 混合室)		
			1B-(1)	連続焼結炉 No. 2-1	1 B	第 2-2 ペレット室
			1B-(2)	研磨屑回収装置		
			1B-(3)	センタレス研削盤・研削液タンク		
			1B-(4)	空調①(焼結炉出口前)		
			1B-(5)	焙焼炉 No. 2-1 空調②(焙焼炉 No. 2-1 前)		
			1C-(1)	第 2 廃液処理設備	1 C	第 2 廃棄物処理室
			1C-(2)	受水槽 No. 1		
			1C-(3)	貯留槽 No. 1		
			1C-(4)	貯留槽 No. 2		
			1C-(5)	貯留槽 No. 3		
			1C-(6)	貯留槽 No. 4		
			1C-(7)	排水ピット		
			M2A-(1)	第 2 洗濯室	M 2 A	第 2 洗濯室

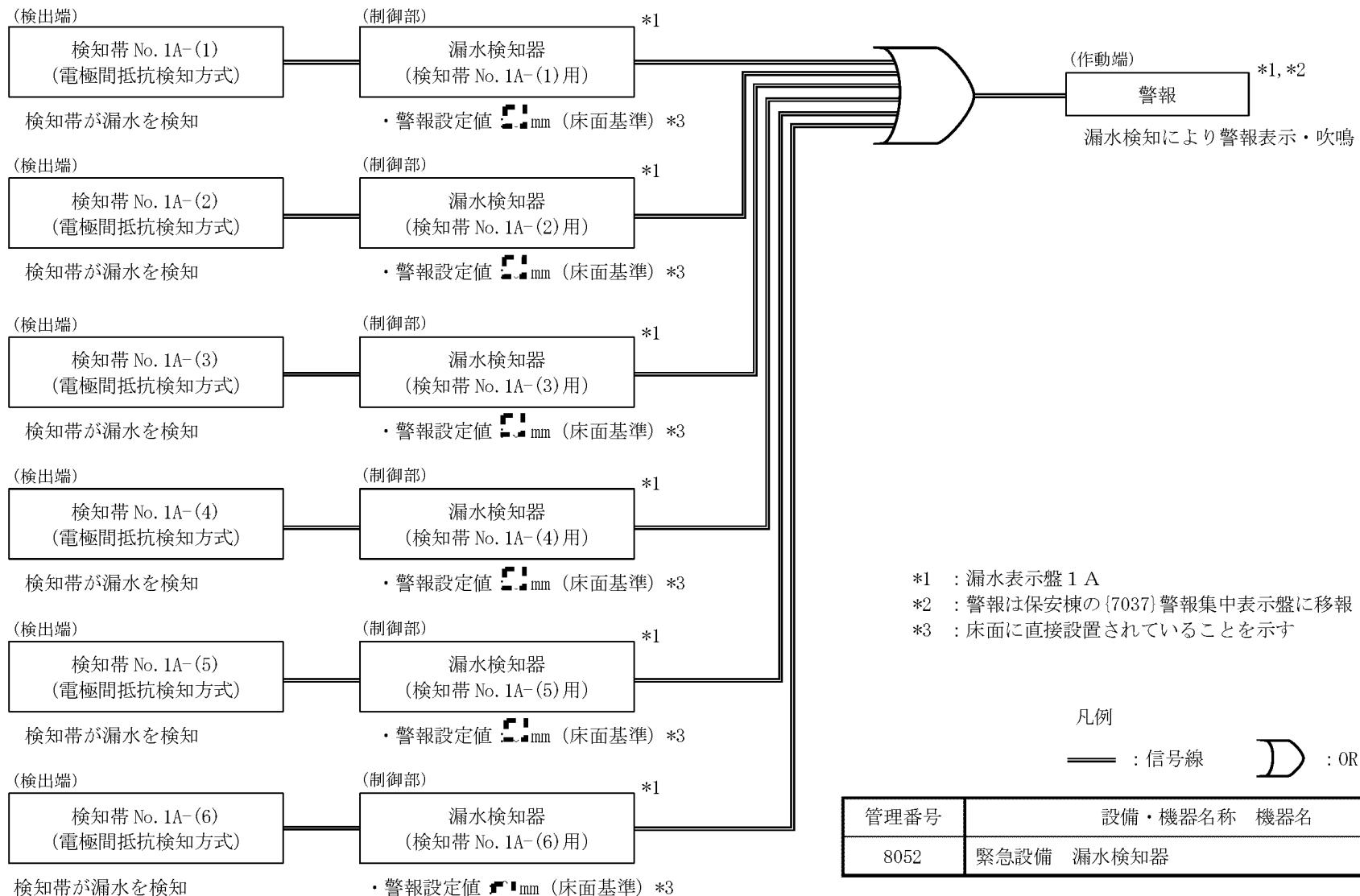
図リ一他-6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階 (配置図) (2/4)

検知帶 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
1A-(1)	連続焼結炉 No. 1	2024	連続焼結炉 No. 1	無
1A-(2)	第 1 廃液処理設備	6081	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1	有
		6082	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 2	有
		6083	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 3	有
		6084	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 4	有
		6093	第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 1	有
		6094	第 1 廃液処理設備 ろ過水槽 No. 2	有
		6095	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 1	有
		6096	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 2	有
		6097	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 3	有
		6098	第 1 廃液処理設備 処理水槽 No. 4	有
1A-(3)	センタレス研削盤・洗浄機 研磨屑回収装置	2028	センタレス研削設備 No. 1 センタレス研削部	有
		2029	センタレス研削設備 No. 1 ペレット洗浄部	有
		2039	センタレス研削設備 No. 1 研磨屑回収装置	有
1A-(4)	空調① (焼結炉出口前)	—	空調 ドレン廃水タンク	無
1A-(5)	空調② (焼結炉入口前)	—	空調 ドレン廃水タンク	無
1A-(6)	空調③ (第 2-1 混合室)	—	空調 ドレン廃水タンク	無
1B-(1)	連続焼結炉 No. 2-1	2064	連続焼結炉 No. 2-1	無
		—	循環水タンク	無
1B-(2)	研磨屑回収装置	2081	センタレス研削装置 No. 2-1 研磨屑回収装置	有
		6081	第 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽 No. 1 (流し)	有
1B-(3)	センタレス研削盤・研削液タンク	2071	センタレス研削装置 No. 2-1 センタレス研削盤	有
		2082	センタレス研削装置 No. 2-1 研削液タンク	有
1B-(4)	空調① (焼結炉出口前)	—	空調 ドレン廃水タンク	無
1B-(5)	焙焼炉 No. 2-1 空調② (焙焼炉 No. 2-1 前)	2055	焙焼炉 No. 2-1 焙焼炉	無
		—	空調 ドレン廃水タンク	無

図リー他－6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階・中2階(配置図) (3/4)

検知帶 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
1C-(1)	第 2 廃液処理設備	6107	第 2 廃液処理設備 集水槽	有
		6109	第 2 廃液処理設備 凝集槽	有
		6110	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 1	有
		6110-2	第 2 廃液処理設備 タンク No. 1	有
		6111	第 2 廃液処理設備 沈殿槽 No. 2	有
		6111-2	第 2 廃液処理設備 タンク No. 2	有
1C-(2)	受水槽 No. 1	6117	第 2 廃液処理設備 受水槽 No. 1	有
1C-(3)	貯留槽 No. 1	6119	第 2 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	有
1C-(4)	貯留槽 No. 2	6120	第 2 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	有
1C-(5)	貯留槽 No. 3	6121	第 2 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	有
1C-(6)	貯留槽 No. 4	6122	第 2 廃液処理設備 貯留槽 No. 4	有
1C-(7)	排水ピット	6108	第 2 廃液処理設備 集水槽 No. 2	有
		—	排水ピット内ステンレスタンク	無
M2A-(1)	第 2 洗濯室	—	第 2 洗濯室	有

図リ－他－6 (1) 緊急設備 漏水検知器 第 2 加工棟 1階・中2階(配置図) (4 / 4)



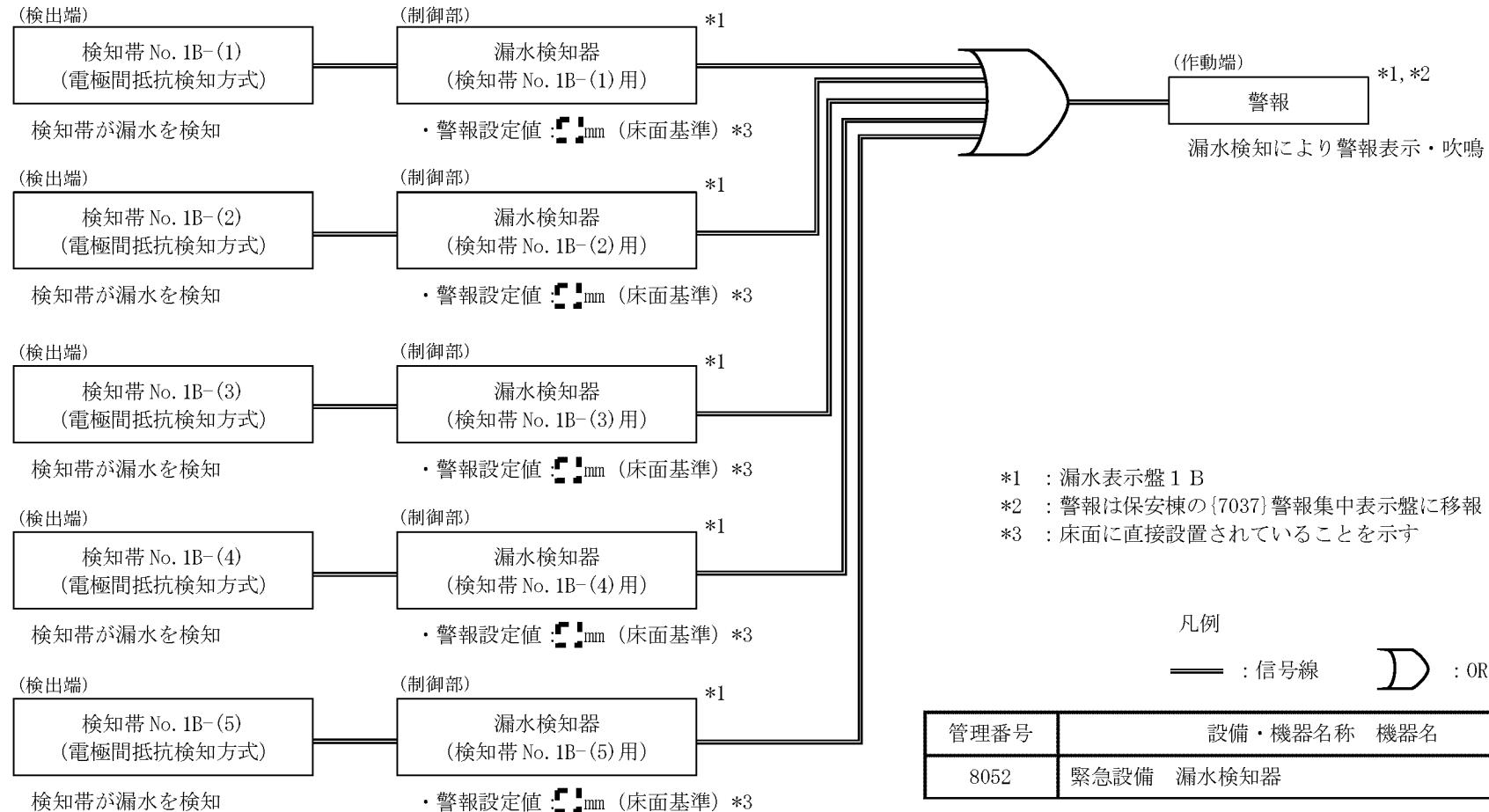
\*1 : 漏水表示盤 1 A  
 \*2 : 警報は保安棟の {7037} 警報集中表示盤に移報  
 \*3 : 床面に直接設置されていることを示す

## 凡例

— : 信号線 : OR 条件

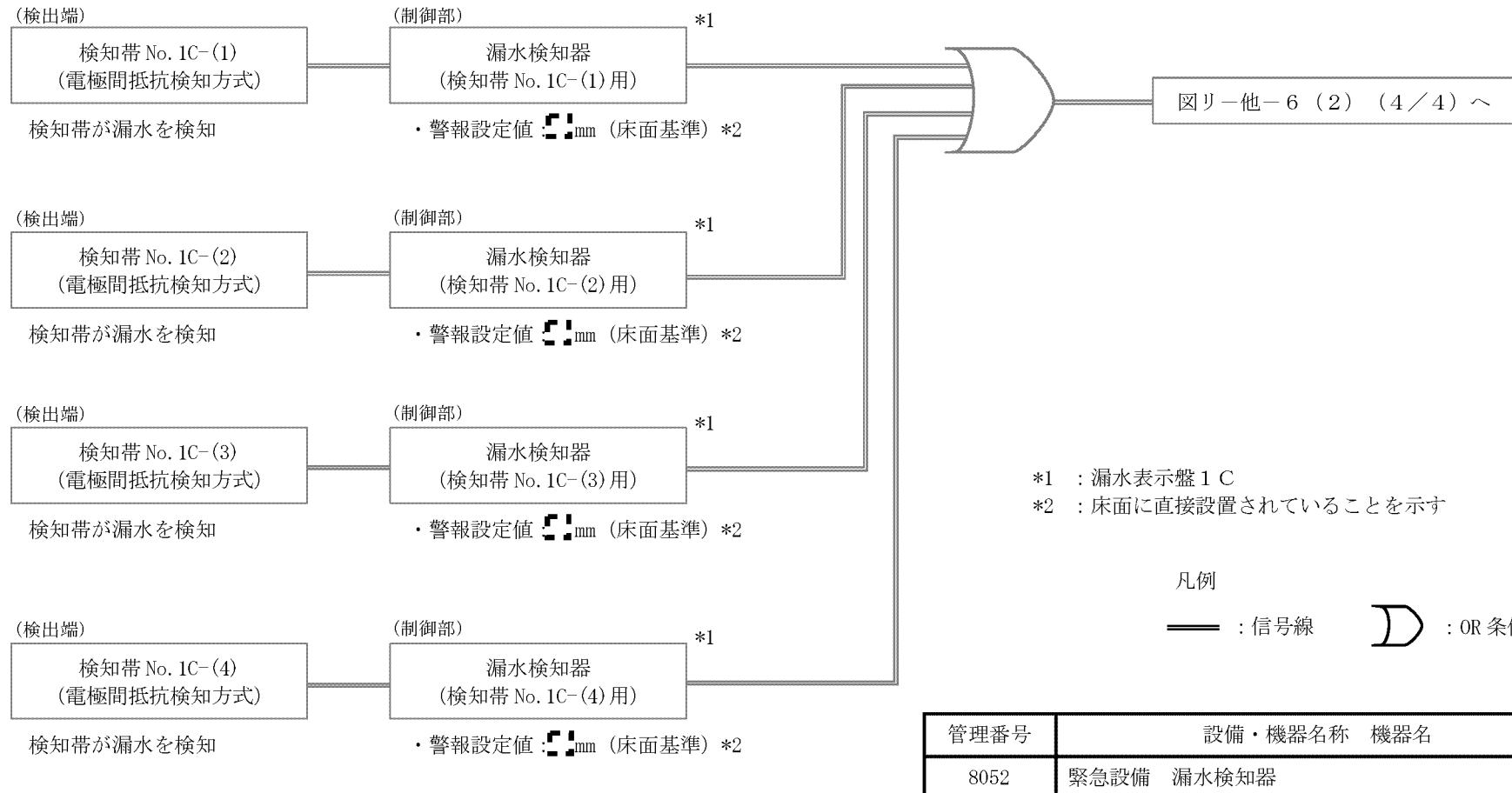
管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備	漏水検知器

図リ一他-6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (1 / 4)



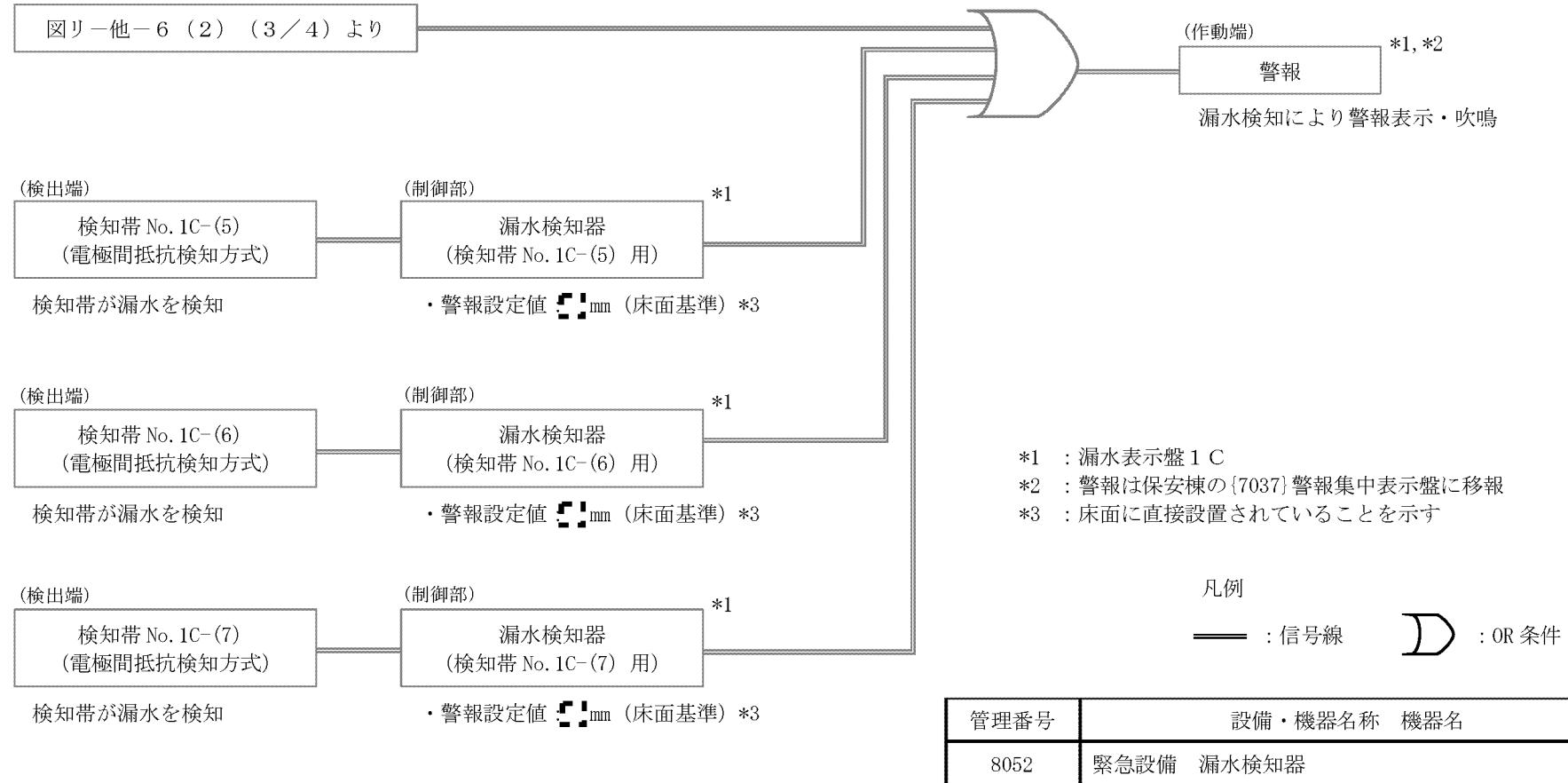
図リ一他-6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (2/4)

赤色線：追加・変更部



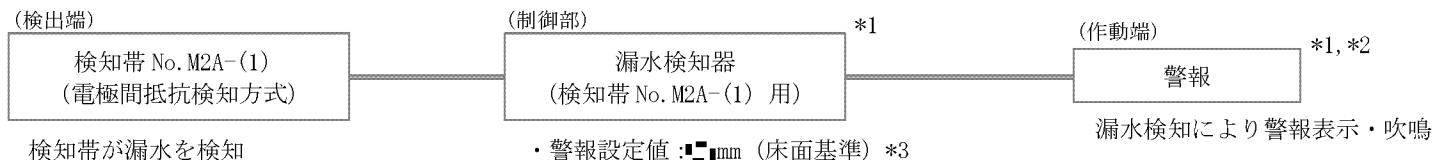
図リー他-6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (3/4)

赤色線：追加・変更部



図リ一他-6 (2) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 1階 (警報信号系統図) (4/4)

赤色線：追加・変更部



凡例

—— : 信号線

\*1 : 漏水表示盤M2A

\*2 : 警報は保安棟の{7037}警報集中表示盤に移報

\*3 : 床面に直接設置されていることを示す

管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備	漏水検知器

図リー他-6 (3) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 中2階 (警報信号系統図)

赤色線：追加・変更部

## 凡例

■ : 漏水表示盤（新規設置）\*1, \*2, \*4

□ : 検知帶（新規設置）\*3

■ : 漏水表示盤 \*1, \*2, \*4, \*5, \*6

□ : 検知帶 \*3

△ : 溢水源（ウラン含まず）

▲ : 溢水源（ウラン含）

\*1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置

\*2 : 警報表示・吹鳴

\*3 : 検出端

\*4 : 制御部／作動端

\*5 :

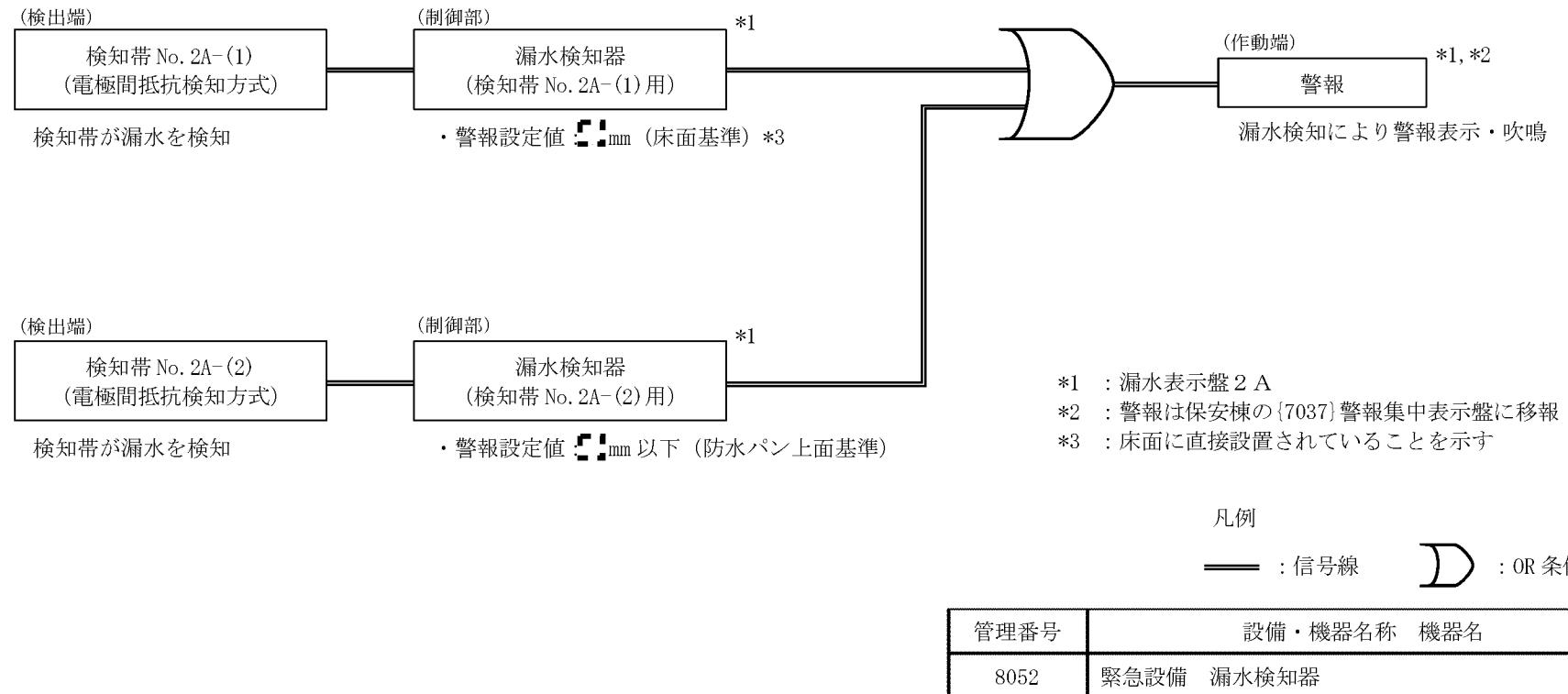
\*6 :

管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帶 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帶 漏水検知器 漏水表示盤	2A-(1) 2A-(2) 2B-(1) 2B-(2) 2B-(3) 2B-(4) 2B-(5) 2B-(6) 2B-(7)	脱ガス設備 No. 1 第二端栓溶接設備 No. 1 部品洗浄設備 純水装置 第1端栓溶接装置 暗室・フィルム検査室 第2梱包室 DS 入口 第2-2燃料棒加工室 更衣室	2 A         2 B	第2-1燃料棒加工室        第2部品室

図リー他-6 (4) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (配置図) (1/2)

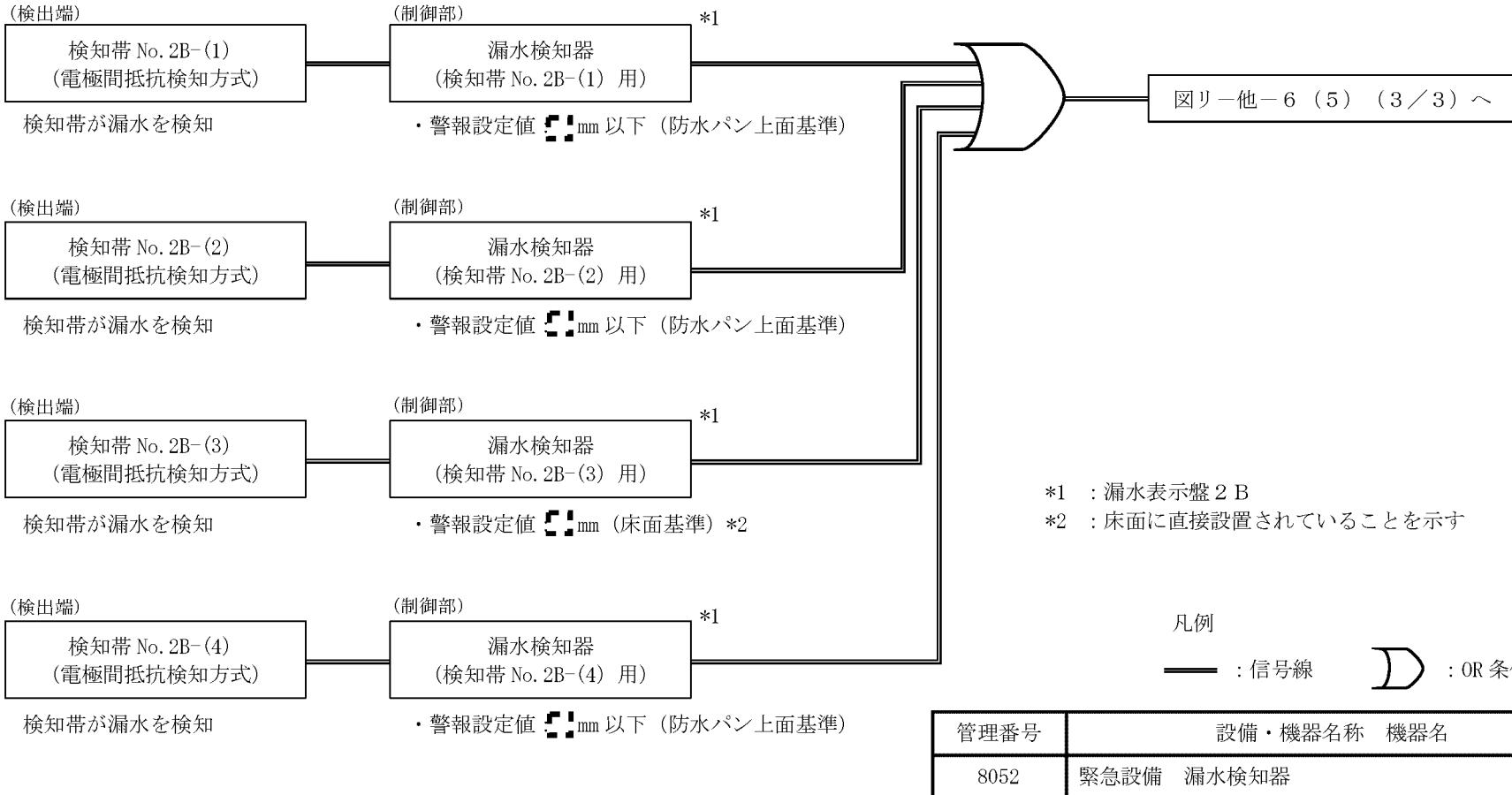
検知帯 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
2A-(1)	脱ガス設備 No. 1	3008	脱ガス設備 No. 1 真空加熱炉部	無
2A-(2)	第二端栓溶接設備 No. 1	3011	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-1 部	無
		3012	第二端栓溶接設備 No. 1 第二端栓溶接 No. 1-2 部	無
2B-(1)	部品洗浄設備	—	部品洗浄設備	無
2B-(2)	純水装置	—	純水装置（純水装置給水タンク、純水加熱槽）	無
2B-(3)	第 1 端栓溶接装置	—	第 1 端栓溶接装置	無
2B-(4)	暗室・フィルム検査室	—	暗室・フィルム検査室 (フィルム現像処理槽、現像液・定着液タンク)	無
2B-(5)	第 2 梱包室 DS 入口	—	ダクトスペース周辺	無
2B-(6) 2B-(7)	第 2-2 燃料棒加工室 更衣室	—	第 2-2 燃料棒加工室 更衣室	無

図リー他-6 (4) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (配置図) (2 / 2)



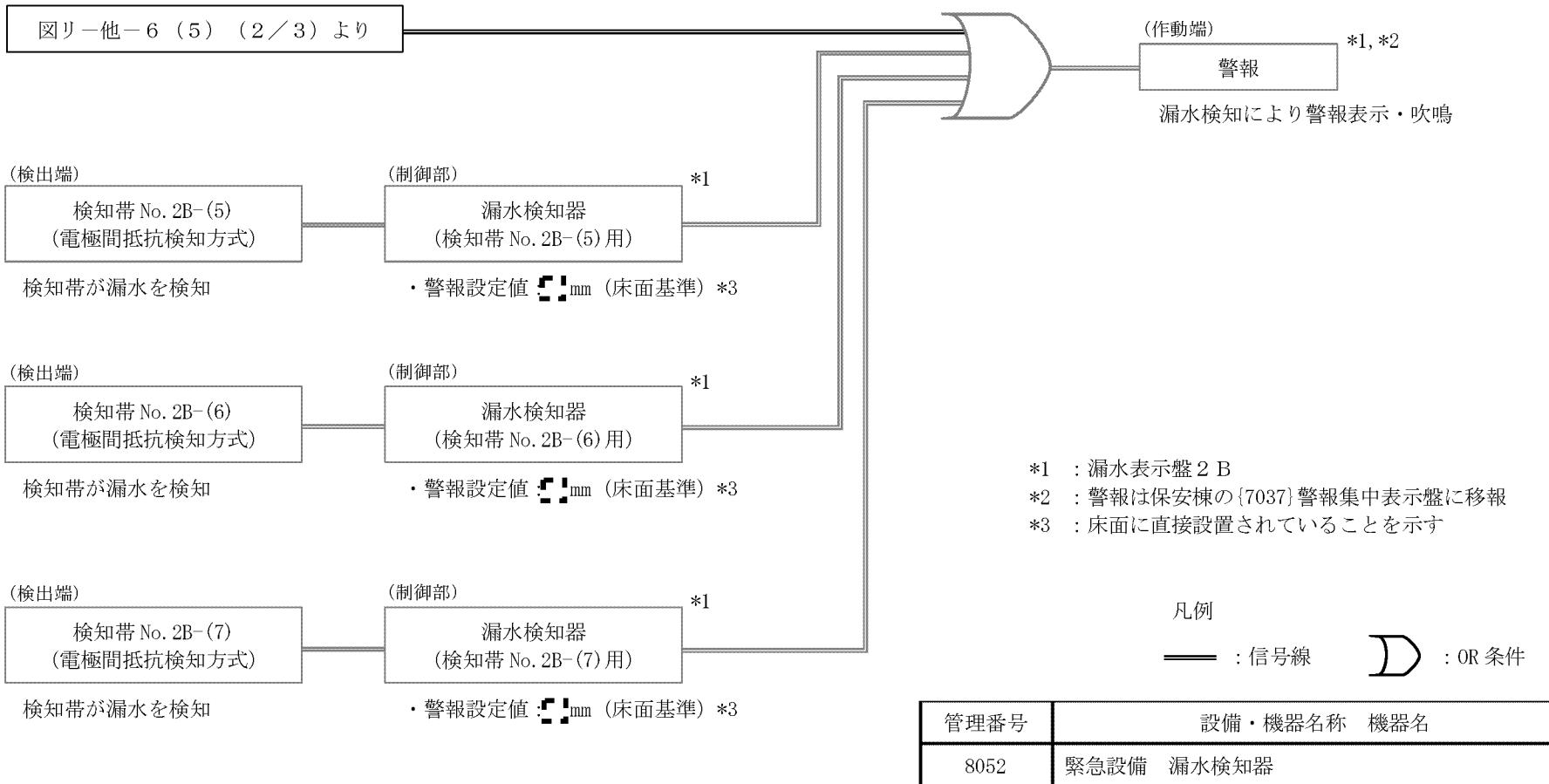
図リー他-6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (1 / 3)

赤色線：追加・変更部



図リー他-6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (2 / 3)

赤色線：追加・変更部



図リ一他-6 (5) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 2階 (警報信号系統図) (3/3)

赤色線：追加・変更部



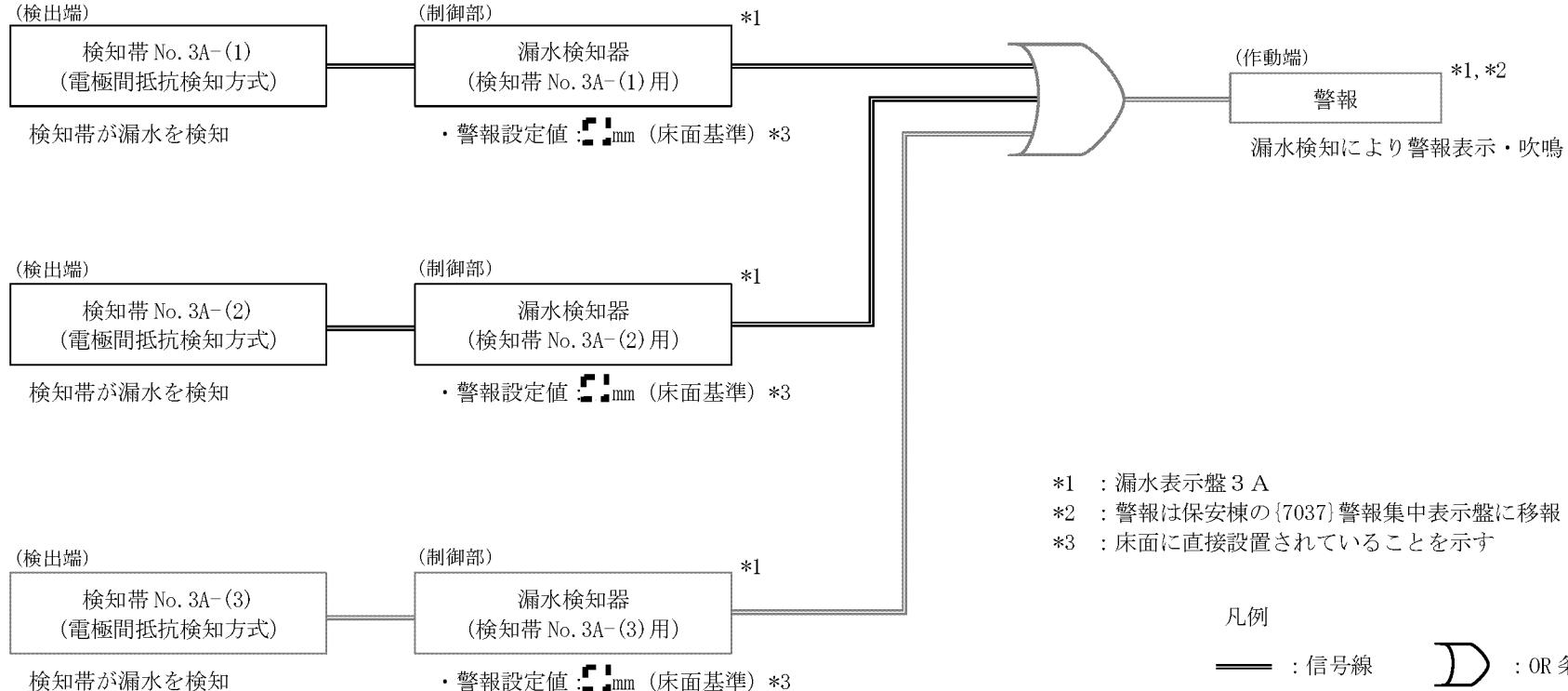
2247

管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帶 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帶 漏水検知器 漏水表示盤	3A-(1) 3A-(2) 3A-(3) 3B-(1) 3B-(2) 3B-(3) 3B-(4) 3B-(5) 3B-(6) 3B-(7)	循環冷却水循環装置 (ウォッシャー設備) 分析廃液処理設備 分析室 西側 熱分析装置 加熱炉 小型雰囲気可変炉 循環用純水装置 開発室廃液処理設備 顕微鏡 試料調整フード No.1 (研磨機、センタレス研削盤)	3 A 3 B	第2分析室 第2開発室

図リー他-6 (6) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (配置図) (1 / 2)

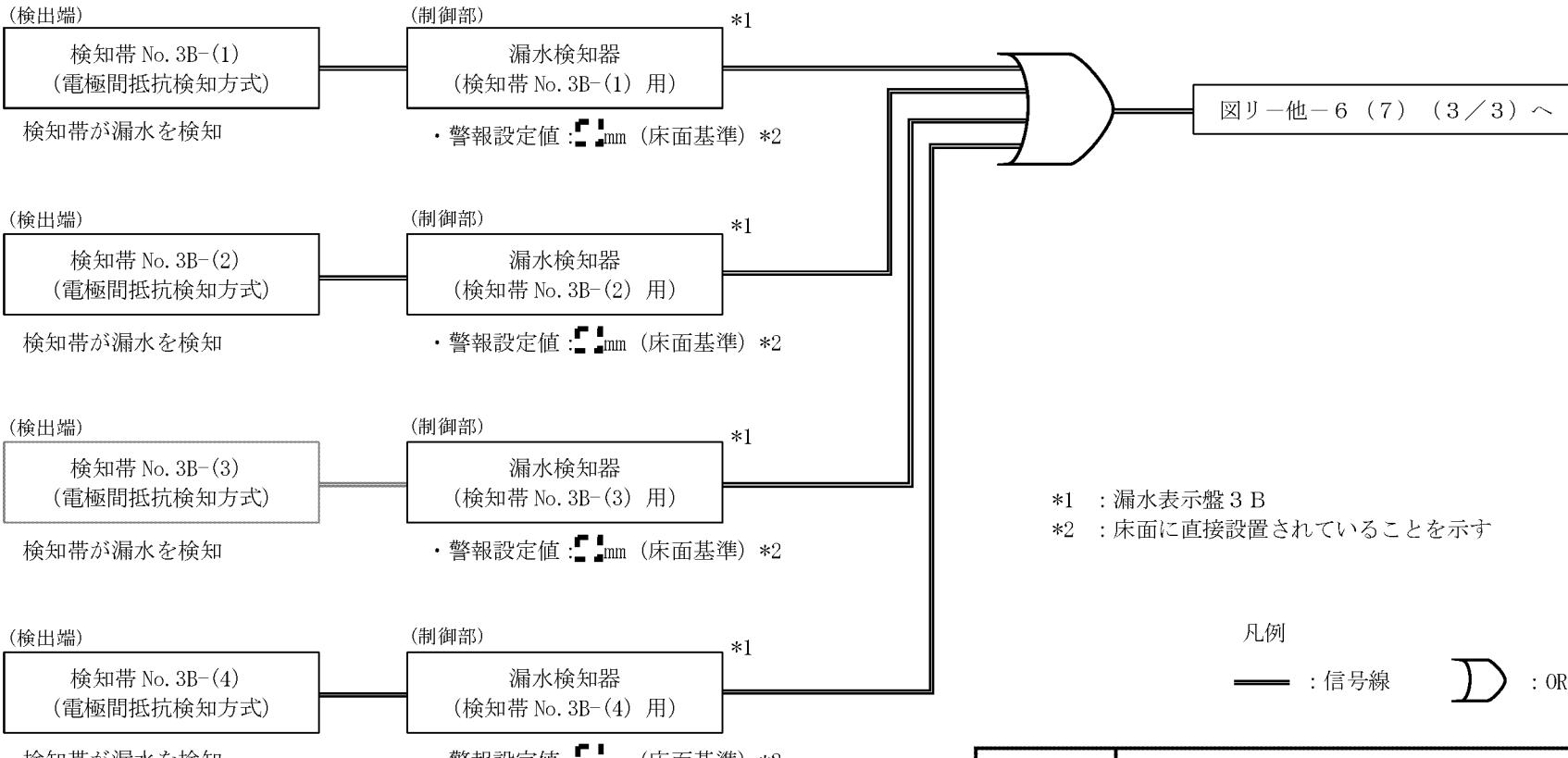
検知帶 No.	表示名称	溢水源を有する設備			ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称	機器名	
3A-(1)	循環冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)	—	機器冷却水循環装置 (ウォッシャー設備)		有
3A-(2)	分析廃液処理設備	6100	分析廃液処理設備 反応槽		有
		6100-2	分析廃液処理設備 ろ過水貯槽		有
		8016	分析設備 ドラフトチャンバ No. 1		無
		8017	分析設備 ドラフトチャンバ No. 2		無
		8018	分析設備 ドラフトチャンバ No. 3		無
3A-(3)	分析室 西側	—	分析室 西側		無
3B-(1)	熱分析装置	—	試験検査設備 (熱分析装置)		無
3B-(2)	加熱炉	8025	燃料開発設備 加熱炉		無
3B-(3)	小型雰囲気可変炉	8026	燃料開発設備 小型雰囲気可変炉		無
3B-(4)	循環用純水装置	—	機器冷却水循環装置		無
3B-(5)	開発室廃液処理設備	6103	開発室廃液処理設備 凝集沈殿槽		有
		6105	開発室廃液処理設備 貯槽		有
3B-(6)	顕微鏡	—	顕微鏡		無
3B-(7)	試料調整フード No. 1 (研磨機、センタレス研削盤)	8021	燃料開発設備 試料調整用フード No. 1		有

図リー他－6 (6) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (配置図) (2 / 2)



図リー他-6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (1 / 3)

赤色線：追加・変更部



\*1 : 漏水表示盤 3 B  
 \*2 : 床面に直接設置されていることを示す

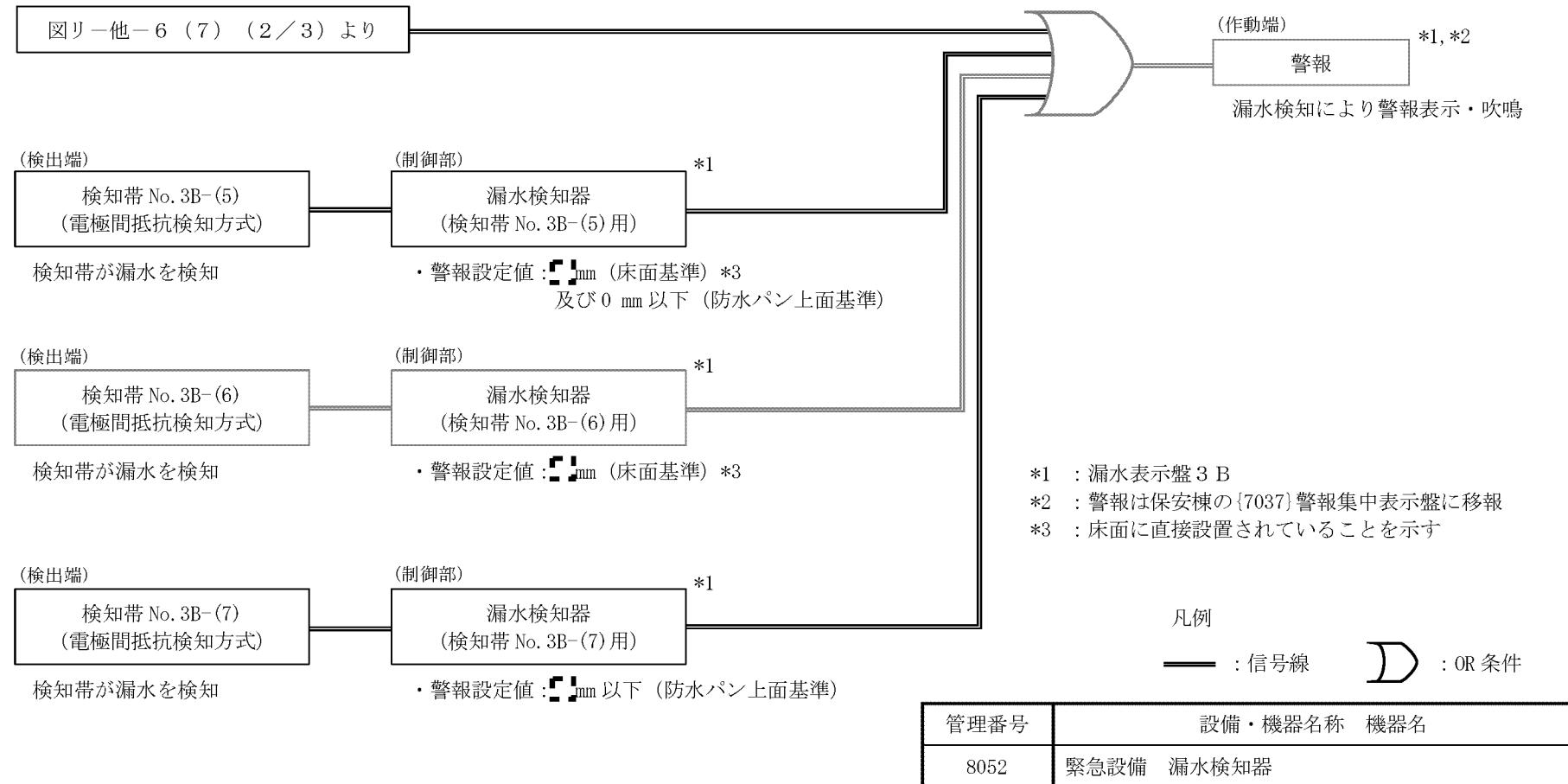
凡例

—— : 信号線

D : OR 条件

管理番号	設備・機器名称	機器名
8052	緊急設備	漏水検知器

図リー他-6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (2 / 3)



図リ一他-6 (7) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 3階 (警報信号系統図) (3/3)

赤色線：追加・変更部

## 凡例

 : 漏水表示盤（新規設置）\*1, \*2, \*4

 : 検知帶（新規設置）\*3

 : 漏水表示盤 \*1, \*2, \*4, \*5

 : 検知帶 \*3

△ : 溢水源（ウラン含まず）

▲ : 溢水源（ウラン含）

\*1 : 漏水検知器は漏水表示盤内に設置

\*2 : 警報表示・吹鳴

\*3 : 検出端

\*4 : 制御部／作動端

\*5 :

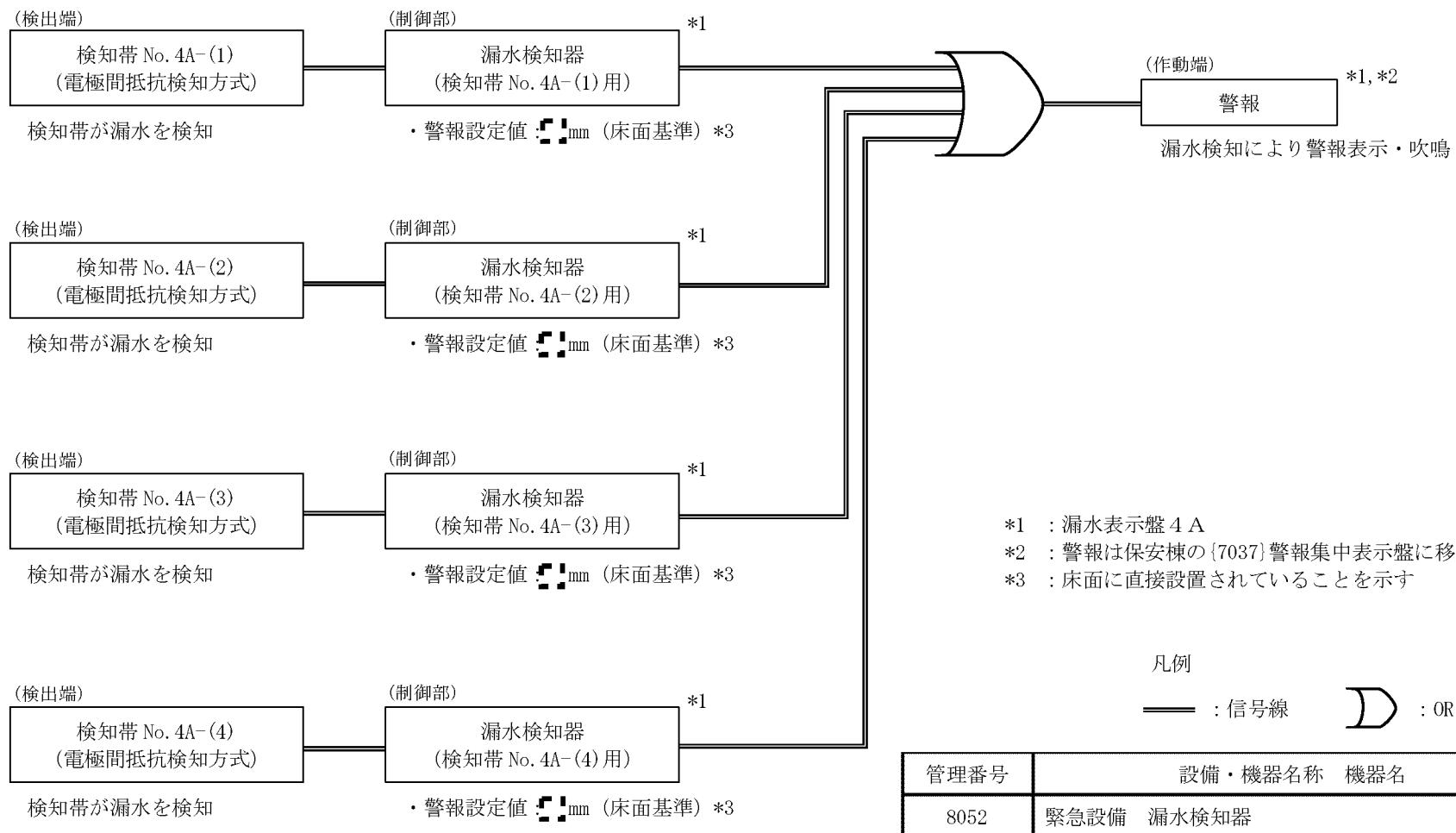


管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帶 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8052	緊急設備 漏水検知器	検知帶 漏水検知器 漏水表示盤	4A-(1) 4A-(2) 4A-(3) 4A-(4)	冷却水ポンプ 3階給気ユニット 1, 2階給気ユニット K 6給気ユニット	4 A	第2排風機室

図リー他-6 (8) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (配置図) (1 / 2)

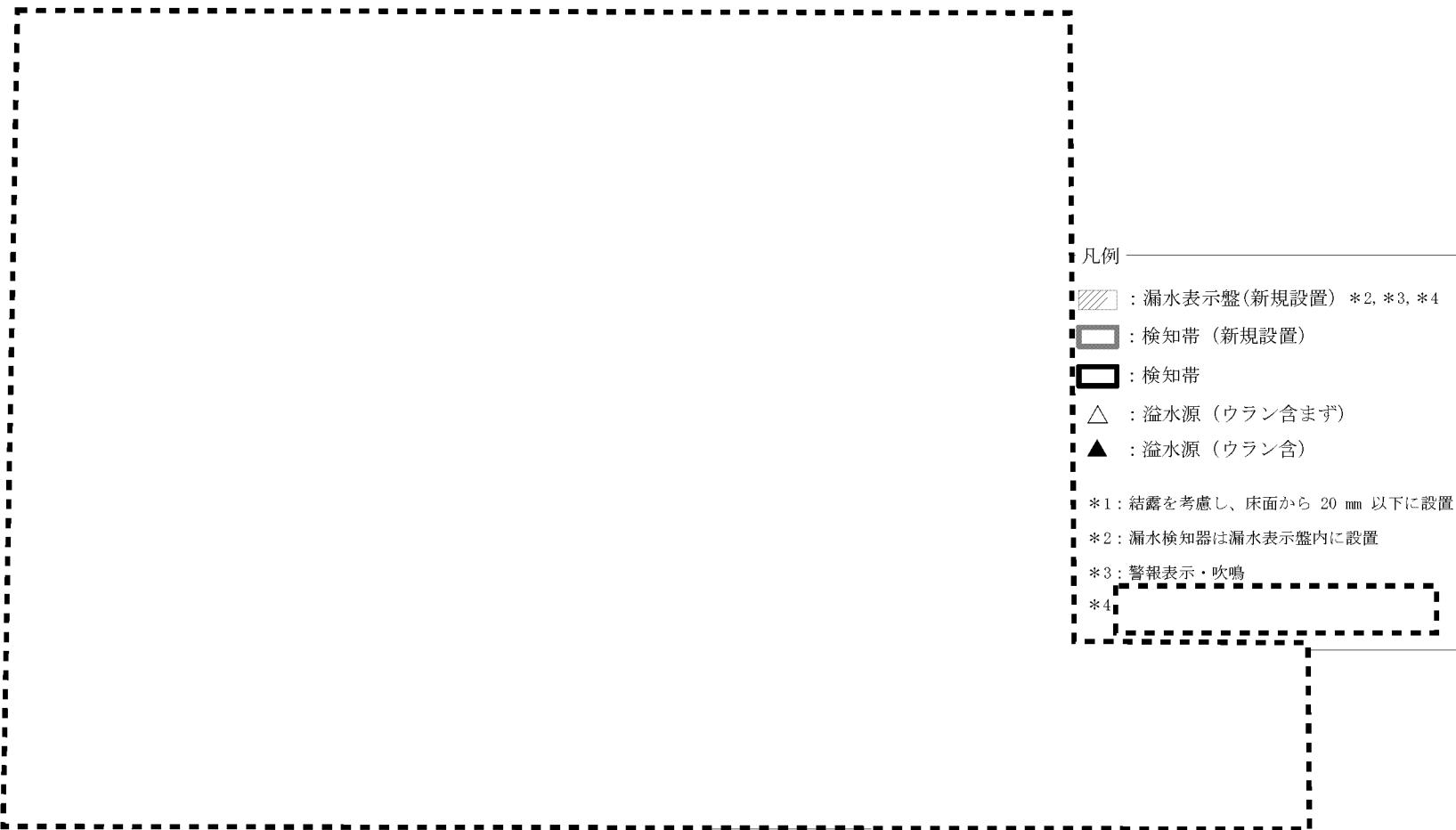
検知番 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
4A-(1)	冷却水ポンプ	—	冷却水ポンプ	無
4A-(2)	3階給気ユニット	6046-2	气体廃棄設備 No. 1 系統III系統VI (給気系統) 給気ユニット(202AC)	無
4A-(3)	1, 2階給気ユニット	6046	气体廃棄設備 No. 1 系統 I 系統 II 系統 V (給気系統) 給気ユニット(201AC)	無
4A-(4)	K 6 給気ユニット	6046-4	气体廃棄設備 No. 1 系統VII系統VIII (給気系統) 給気ユニット(204AC)	無

図リー他-6 (8) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (配置図) (2 / 2)



図リ一他-6 (9) 緊急設備 漏水検知器 第2加工棟 4階 (警報信号系統図)

赤色線：追加・変更部



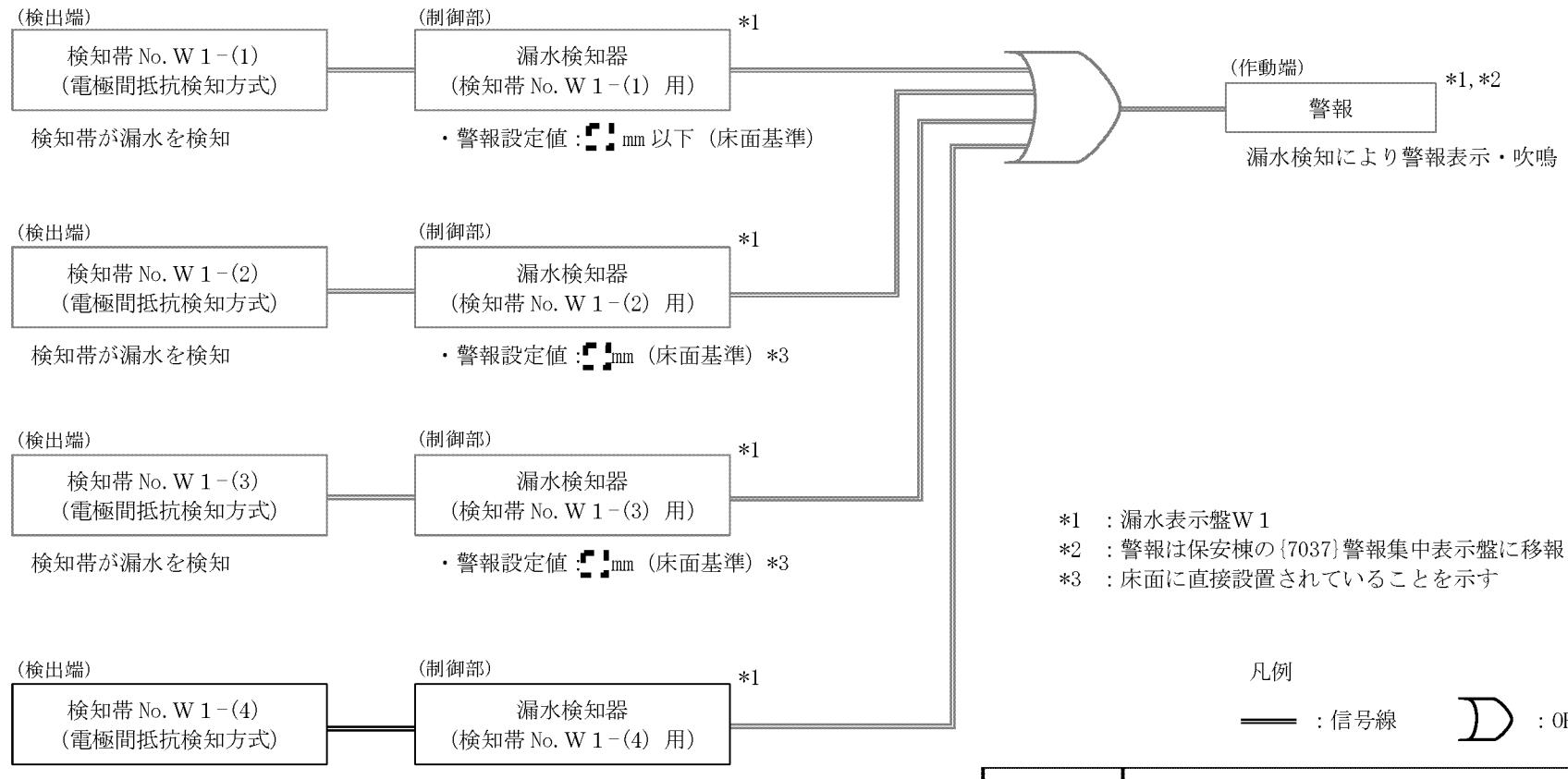
管理番号	設備・機器名称 機器名	構成機器	検知帯 No.	表示名称	表示盤 No.	漏水表示盤設置部屋
8056	緊急設備 漏水検知器	検知帯 漏水検知器 漏水表示盤	W 1-(1)	地下貯槽ピット(共通)	W 1	W 1 廃棄物処理室
			W 1-(2)	W 1 廃棄物処理室 南側		
			W 1-(3)	W 1 廃棄物処理室 側溝(1F共通)		
			W 1-(4)	焼却設備 焚却炉 架台		

図リ一他-6 (10) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (配置図) (1/2)

青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

検知帶 No.	表示名称	溢水源を有する設備		ウラン 含有有無
		管理番号	設備・機器名称 機器名	
W 1 -(1)	地下貯槽ピット (共通)	6132	W 1 廃液処理設備 受水槽	有
		6133	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 1	有
		6134	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 2	有
		6135	W 1 廃液処理設備 貯留槽 No. 3	有
W 1 -(2)	W 1 廃棄物処理室 南側	6145	湿式除染機 湿式除染部	有
		6146	湿式除染機 水洗除染タンク	有
W 1 -(3)	W 1 廃棄物処理室 側溝 (1 F 共通)	6124	W 1 廃液処理設備 蒸発乾固装置	有
		6125	W 1 廃液処理設備 凝集沈殿槽	有
		6126	W 1 廃液処理設備 タンク No. 1	有
		6127	W 1 廃液処理設備 タンク No. 2	有
		6128	W 1 廃液処理設備 タンク No. 3	有
W 1 -(4)	焼却設備 焼却炉 架台	6138	焼却設備 焼却炉	無

図リー他-6 (10) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (配置図) (2/2)



図リ－他－6 (11) 緊急設備 漏水検知器 第1廃棄物貯蔵棟 (警報信号系統図)

赤色線：追加・変更部

図リ一他-7(1) 緊急設備 感震計、緊急設備 緊急遮断弁、緊急設備 上水送水用緊急遮断弁、  
緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 敷地配置図



図リ一他-7 (2) 緊急設備 感震計 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印

(単位 mm)



図リー他-7 (3) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 配置図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

図リー他-7 (4) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)



図リー他-7 (5) 緊急設備 緊急遮断弁 (プロパンガス、冷却水) (連続焼結炉 No. 2-1) 操作架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)

図リ一他-7 (6) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス、水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 配置図

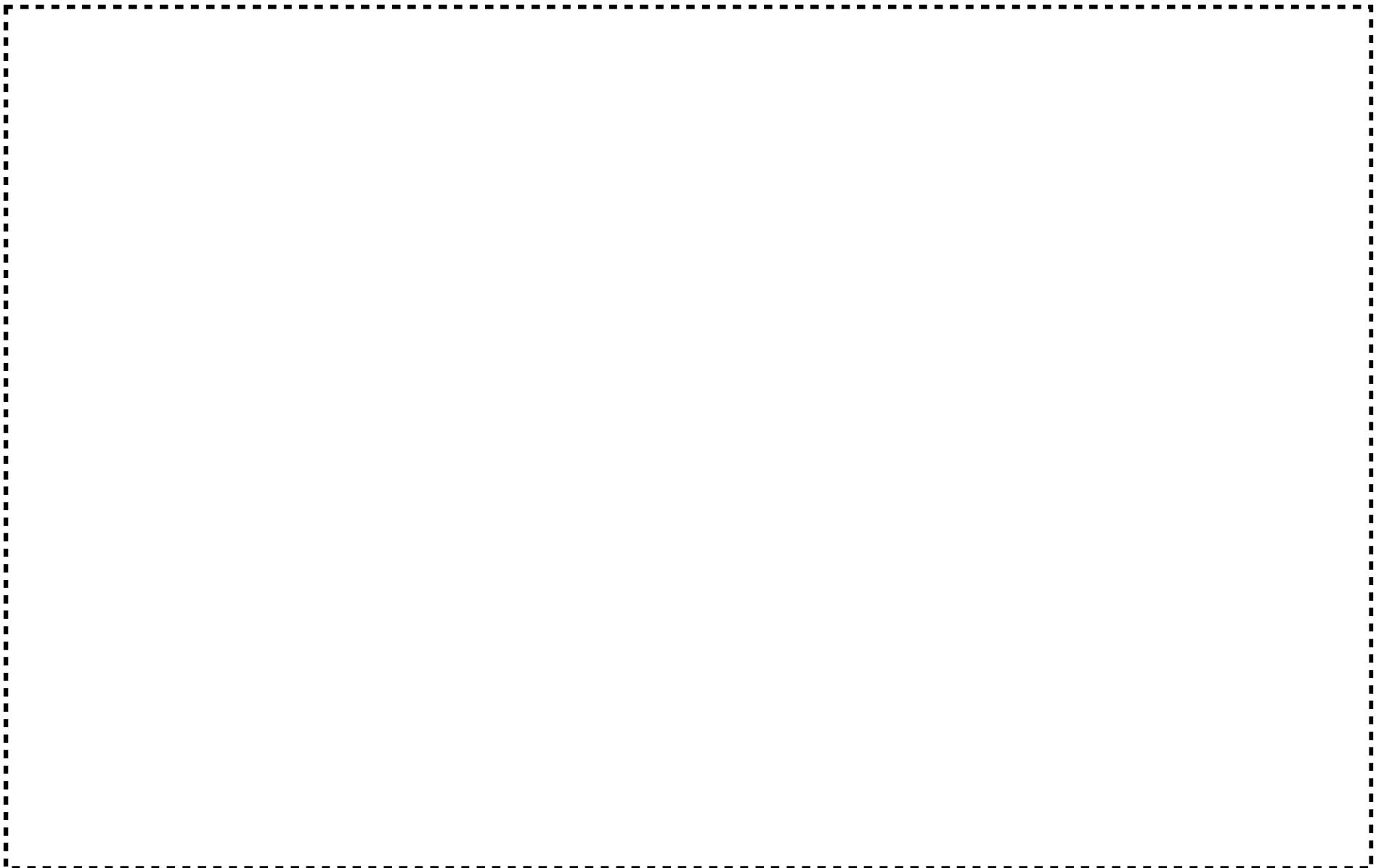
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

図リー他-7 (7) 緊急設備 緊急遮断弁 (アンモニア分解ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図



赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)



図リ一他-7 (8) 緊急設備 緊急遮断弁 (水素ガス) (燃料開発設備 加熱炉) 操作架台図

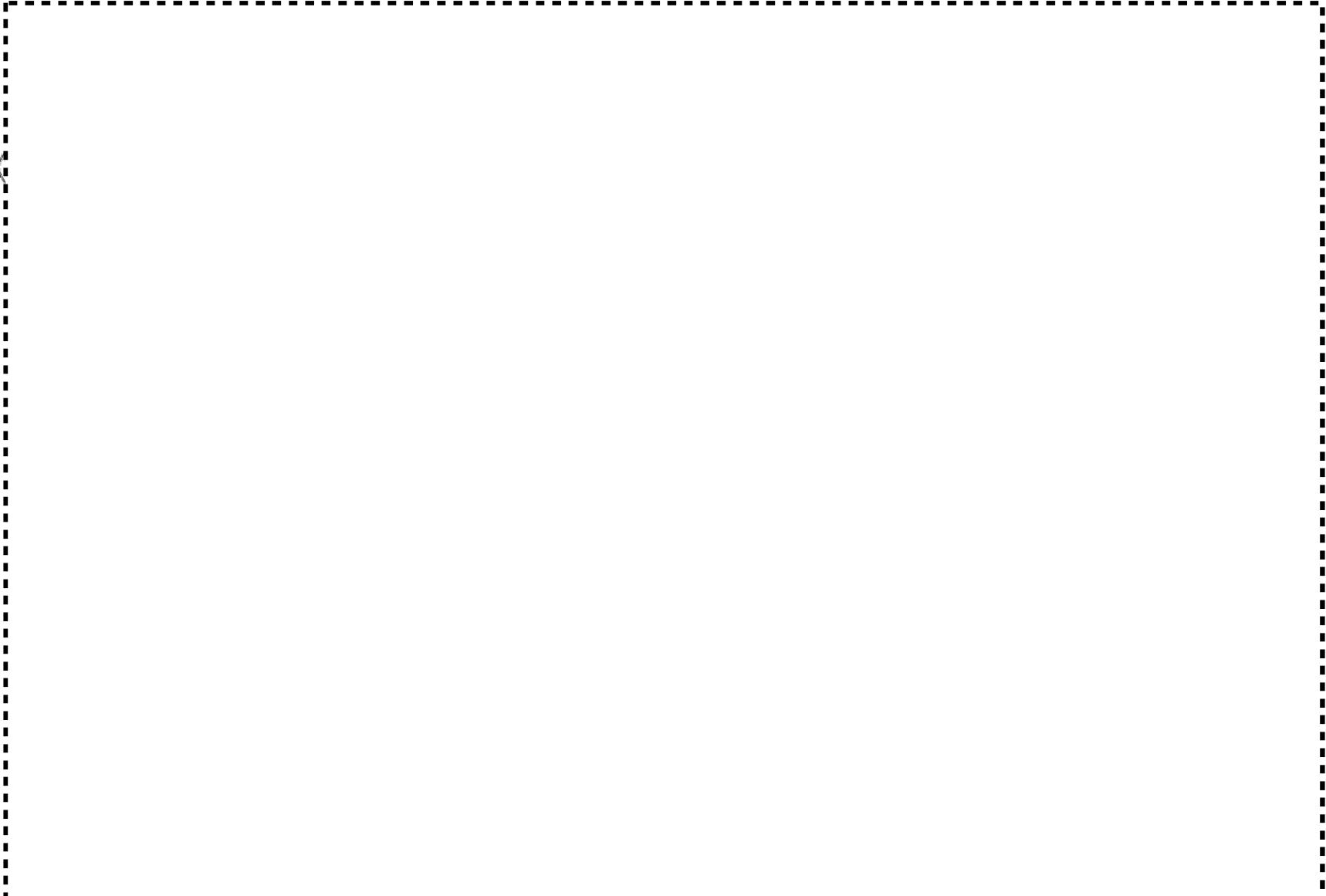
赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)

図リ一他-7 (9) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) 配置図及び操作架台図

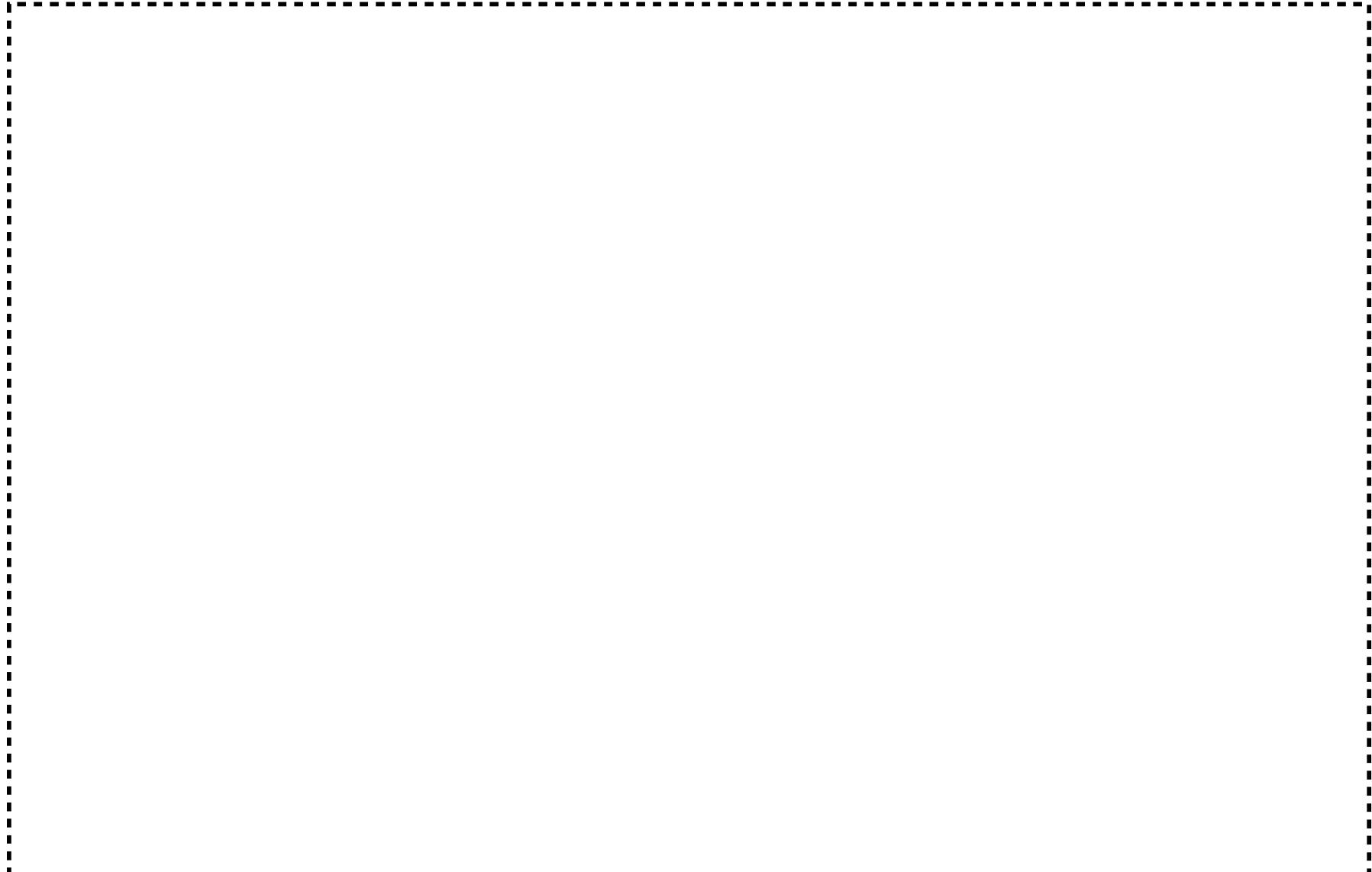
赤色線：追加・変更部、青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、緑色線：配管部

(単位 mm)



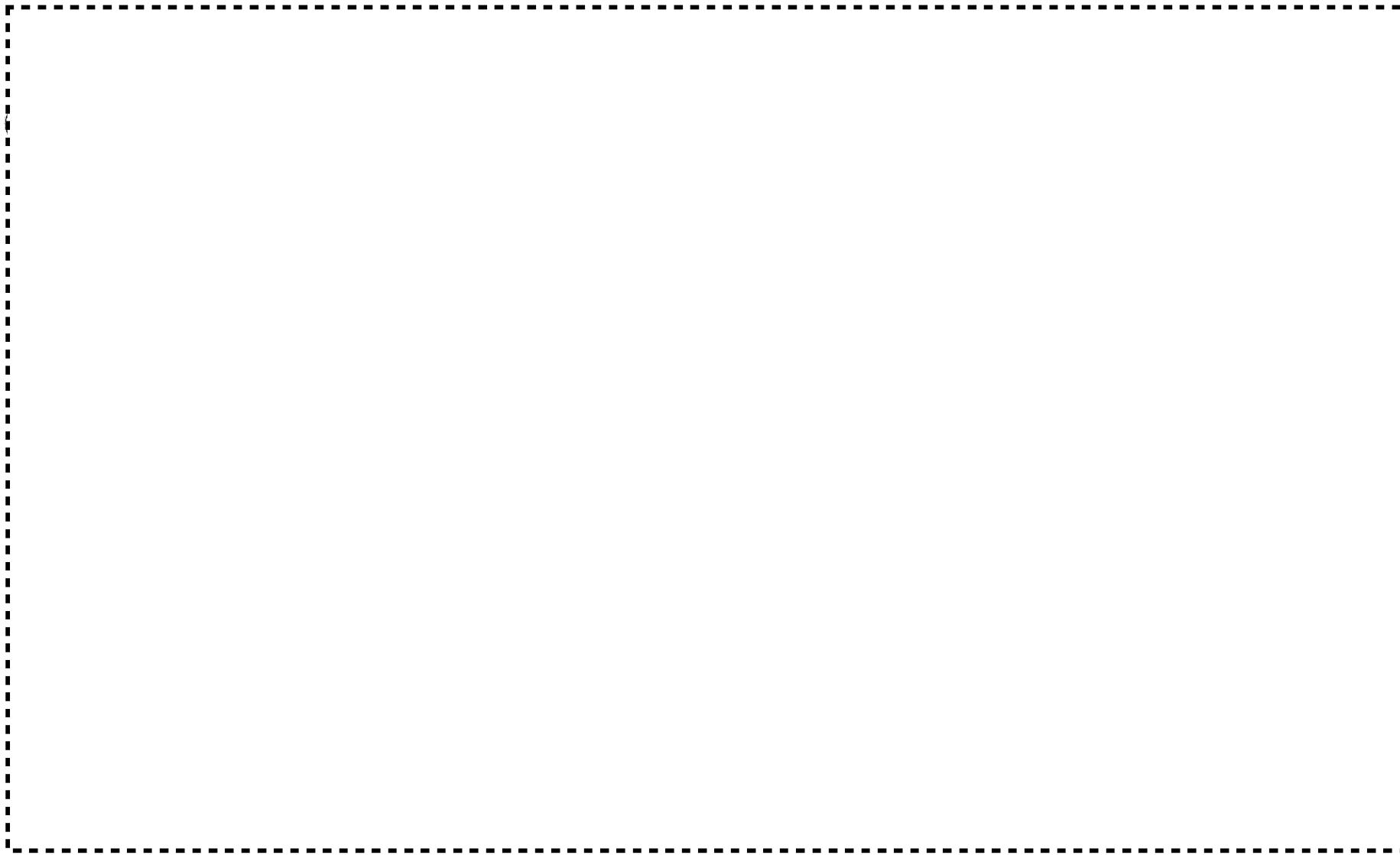
図リ一他-7 (10) 緊急設備 緊急遮断弁 (都市ガス) (焼却設備 焼却炉) 新設基礎図

(単位 mm)



図リー他-8 (1) 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤 第2加工棟1階 配置図

青色線：追加・変更部を示す矢印



図リー他－8 (2) 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤 第2加工棟3階 配置図

青色線：追加・変更部を示す矢印

図リ一他－8（3） 緊急設備 緊急遮断弁制御盤、緊急設備 可燃性ガス漏えい検知器及び可燃性ガス漏えい警報盤  
第1廃棄物貯蔵棟中2階、2階 配置図

青色線：追加・変更部を示す矢印

可搬型照明（管理番号：{8038-4}）

◆ 可搬型エンジン駆動照明（2台）

△ ヘッドライト（20個）、手動発電ライト（2個）、可搬型ライト（10個）  
(全て部品検査設備棟に配備)

▼ 可搬式2800VAガソリン発電機（3台）

※懐中電灯（20個）は、以下のとおり事業所内各所に配備する。

- ・事務棟：4個
- ・保安棟：4個
- ・第1加工棟：4個
- ・第2加工棟：4個
- ・第1廃棄物貯蔵棟：4個

図りー他ー9 緊急設備 可搬型照明 配置図

	凡例	管理番号
▼	放送設備（スピーカ）：9台（※1）	8007-21
(M)	放送設備（アンプ）付属マイク：2個（※3）	
■	電話交換機：1台（事務棟3階に設置）	8007-16
(C)	所内携帯電話機（PHSアンテナ）：2台（※4）	8007-20
(T)	固定電話機：2台	8007-19
△	無線機：12台（全て緊急対策本部内に配備）	8007-17

※1 当該スピーカは、第1加工棟のアンプ{8007-10}に接続する。

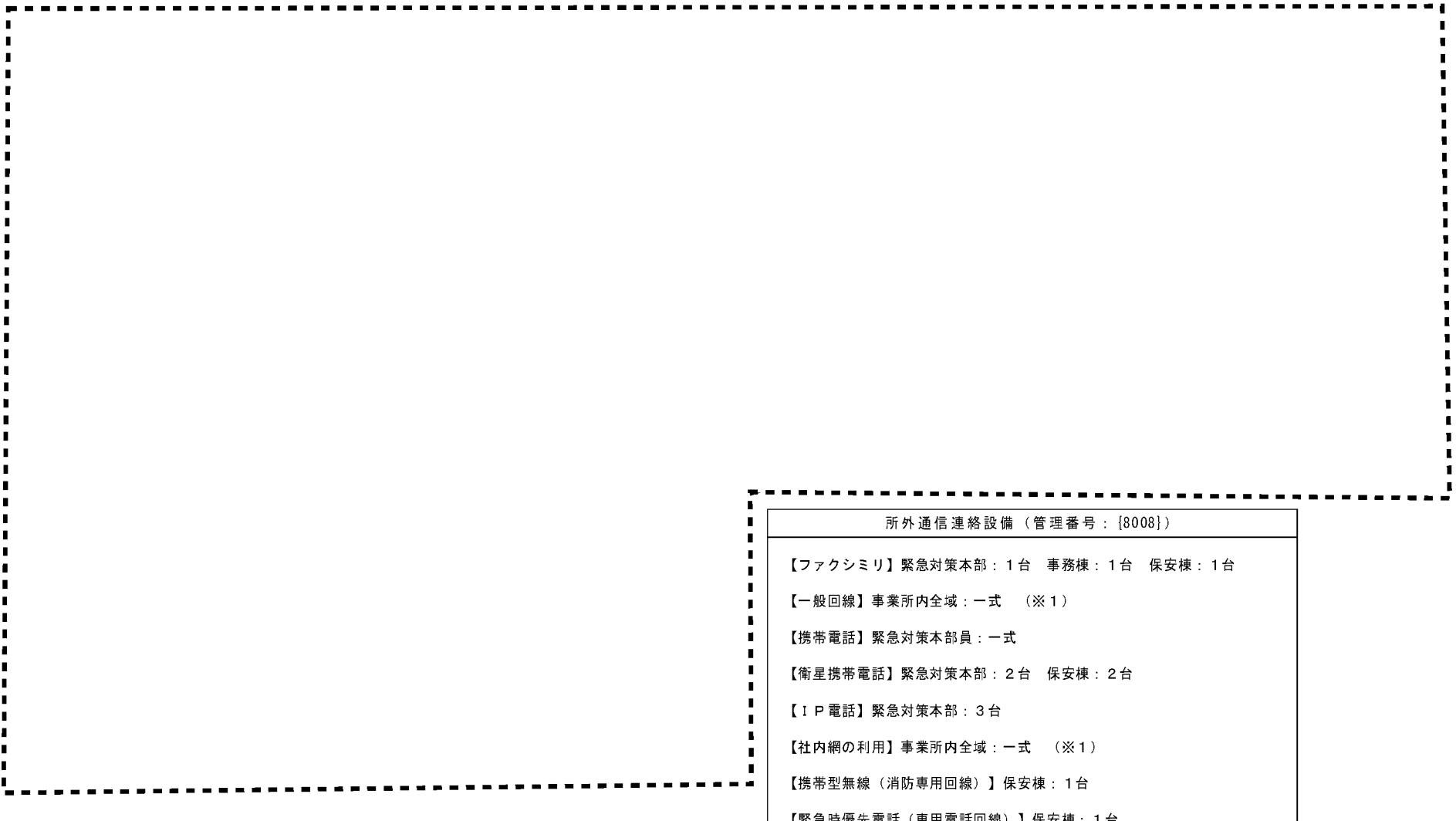
※2 第5廃棄物貯蔵棟のスピーカ{8007-5}及び発電機・ポンプ棟のスピーカ{8007-15}は屋外への放送機能を有する。

第5廃棄物貯蔵棟のスピーカ{8007-5}は第4次申請で申請済み。本申請においてスピーカ全てから事業所内建物における放送の確認を行う。

※3 当該マイクは、第2加工棟のアンプ{8007-12}に接続する。

※4 当該PHSアンテナに付属する所内携帯電話機（PHS）は、緊急対策本部内に設置する。

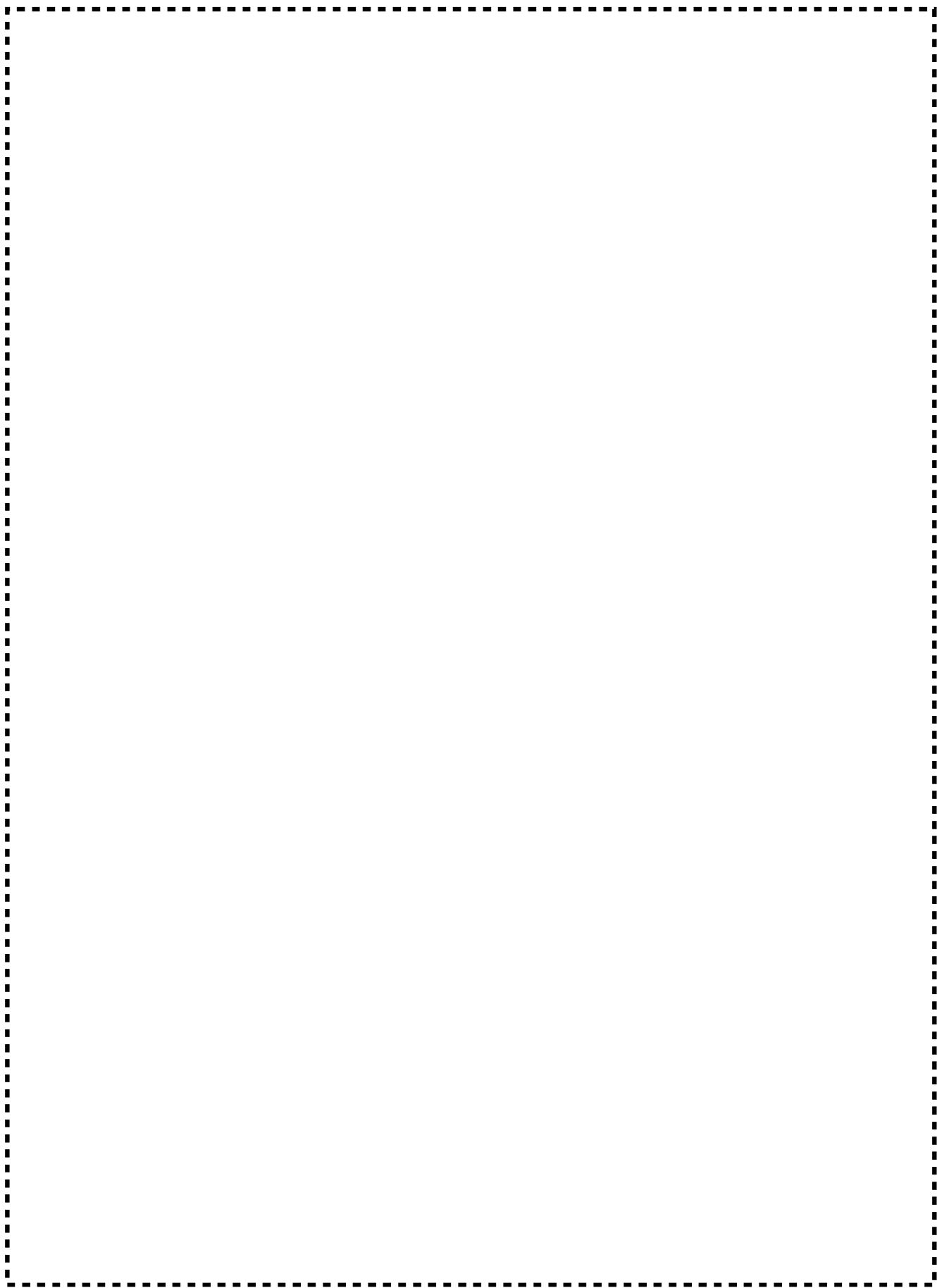
図リ一他－10 (1) 周辺監視区域 通信連絡設備 所内通信連絡設備 配置図



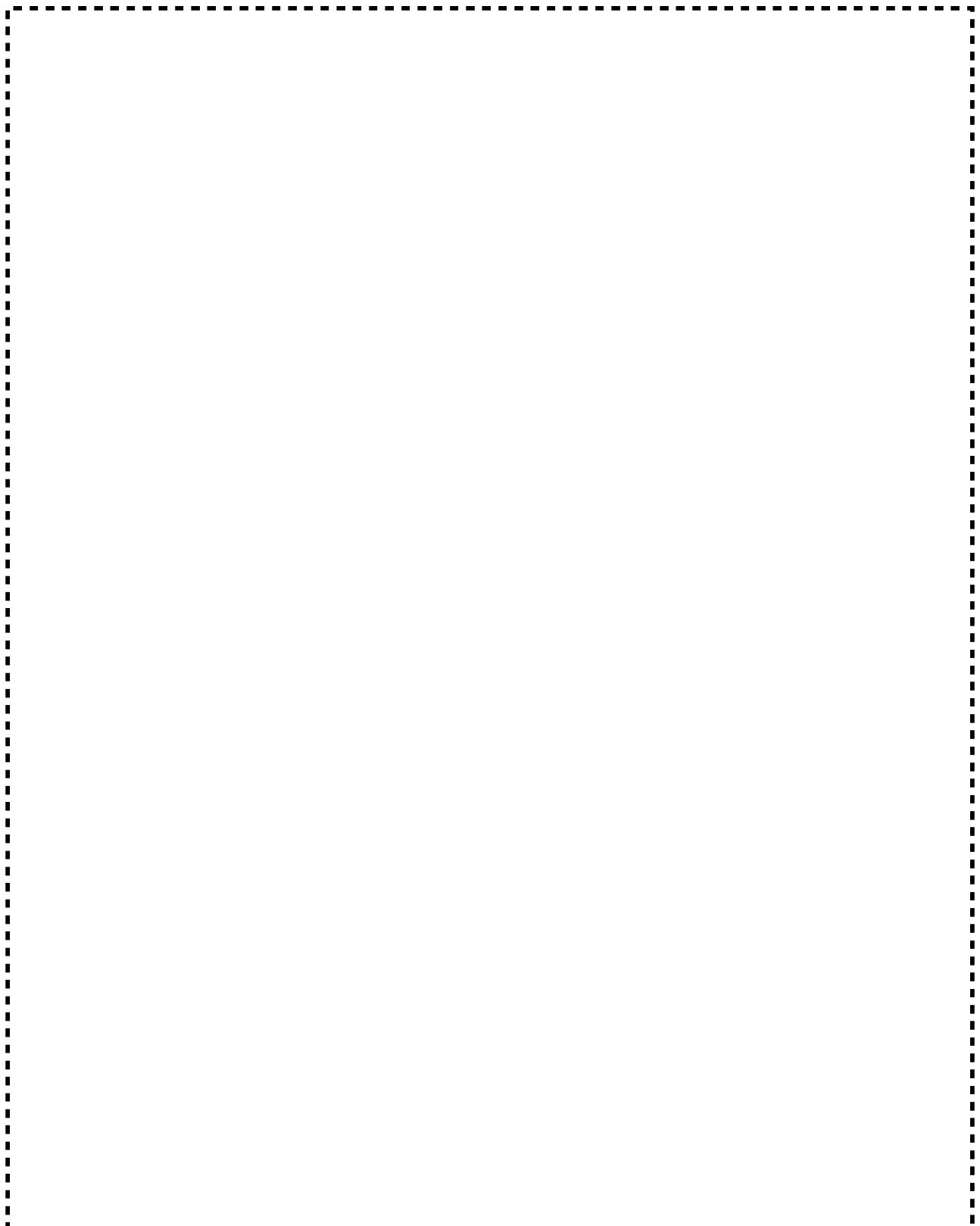
※1 {8007-16} 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）を介して外部との連絡を行う。

図リ一他-10 (2) 周辺監視区域 通信連絡設備 所外通信連絡設備 配置図

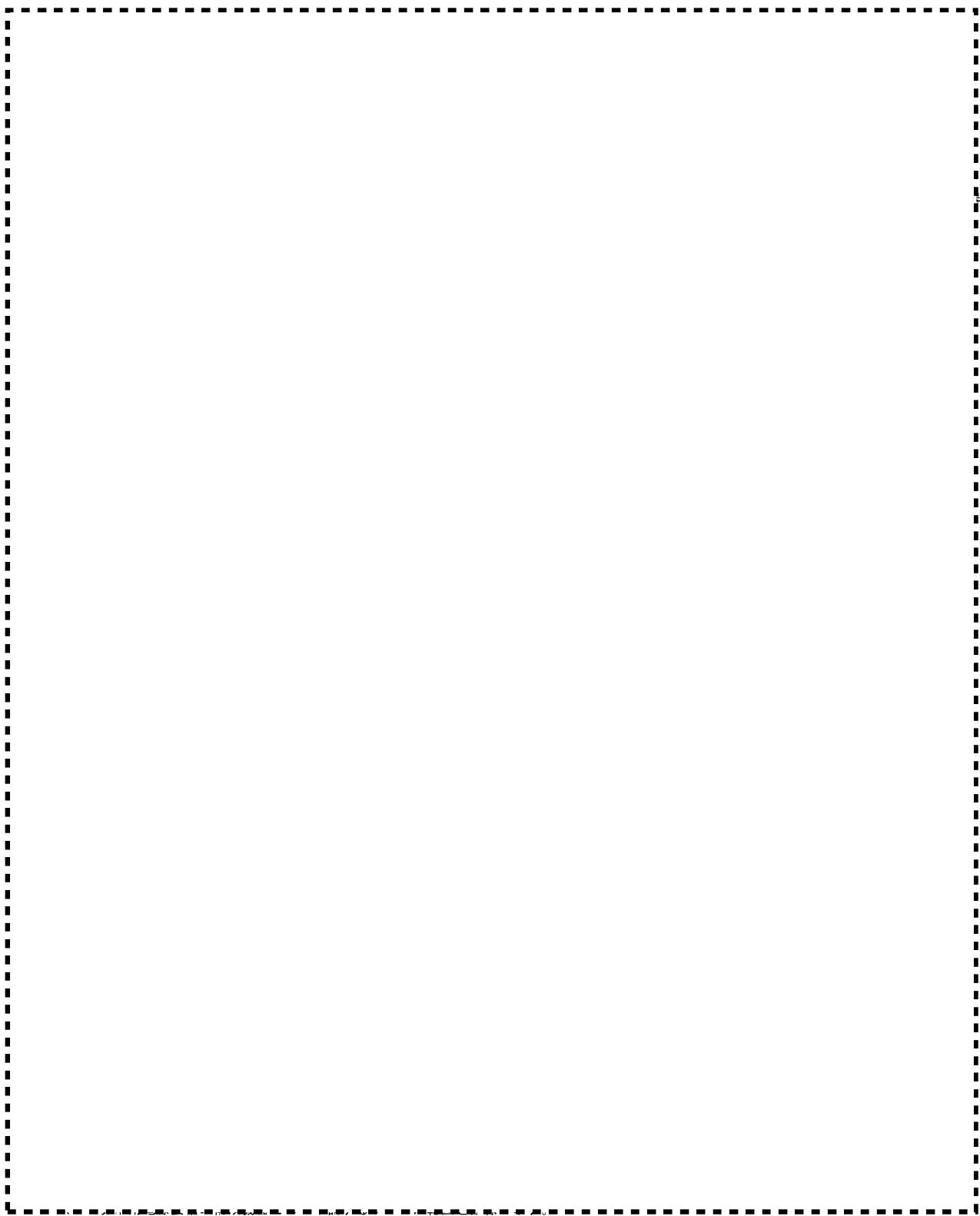
図リ一他－11(1) 非常用電源設備 系統図(1)



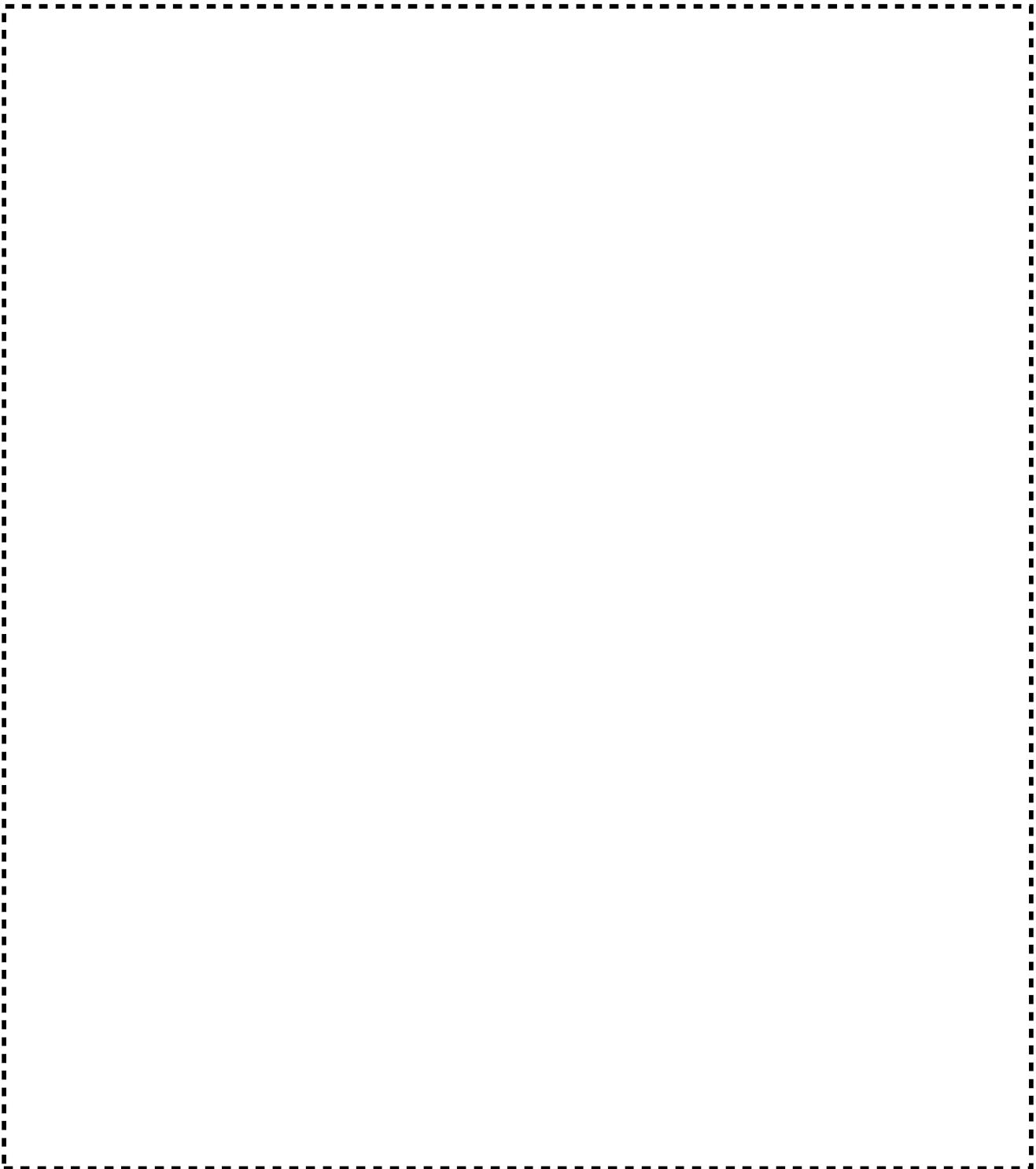
図リ－他－11(2) 配線用遮断器結線図(第2加工棟系統)(1)



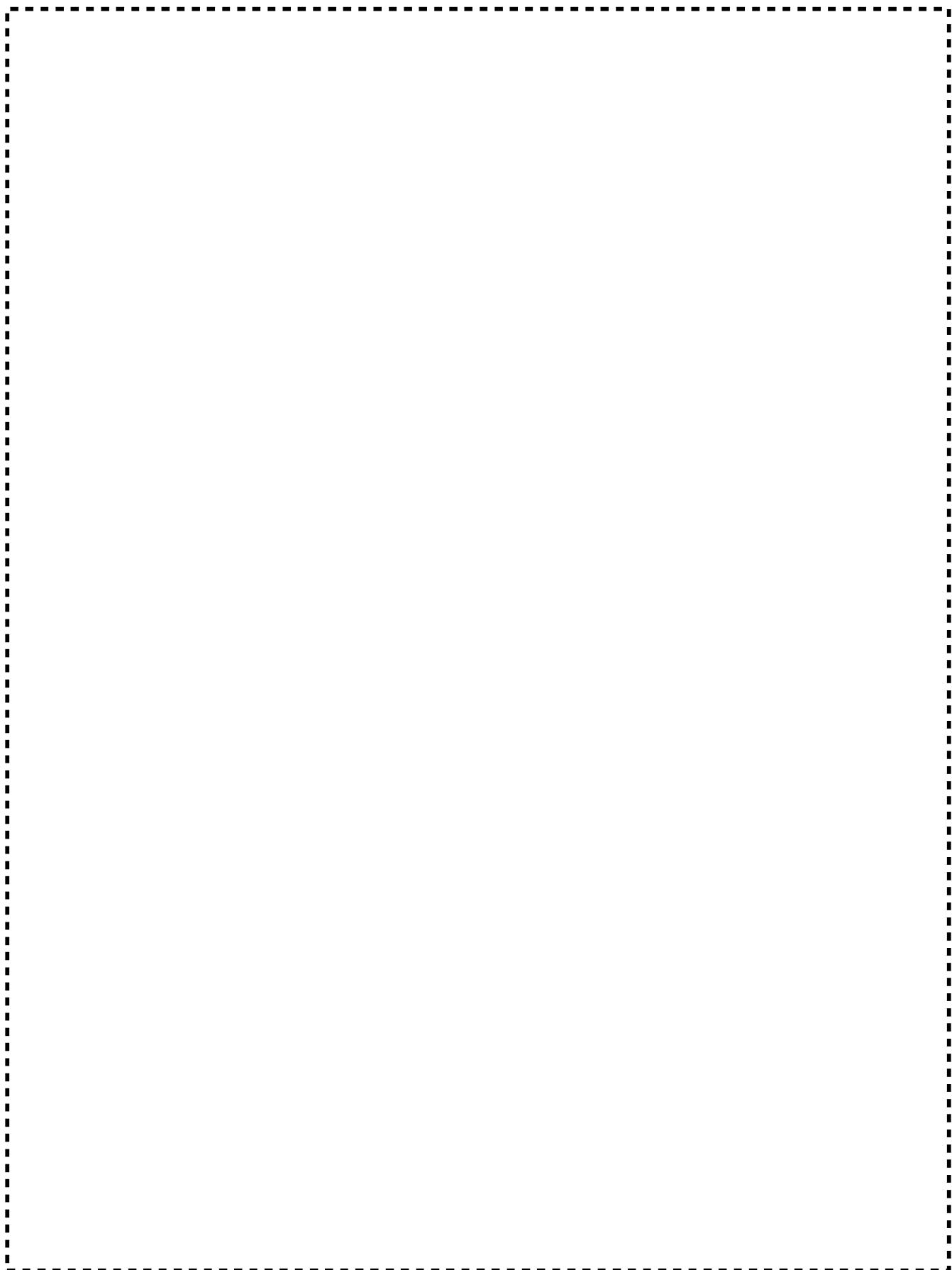
図リ－他－11(3) 配線用遮断器結線図(第2加工棟系統)(2)



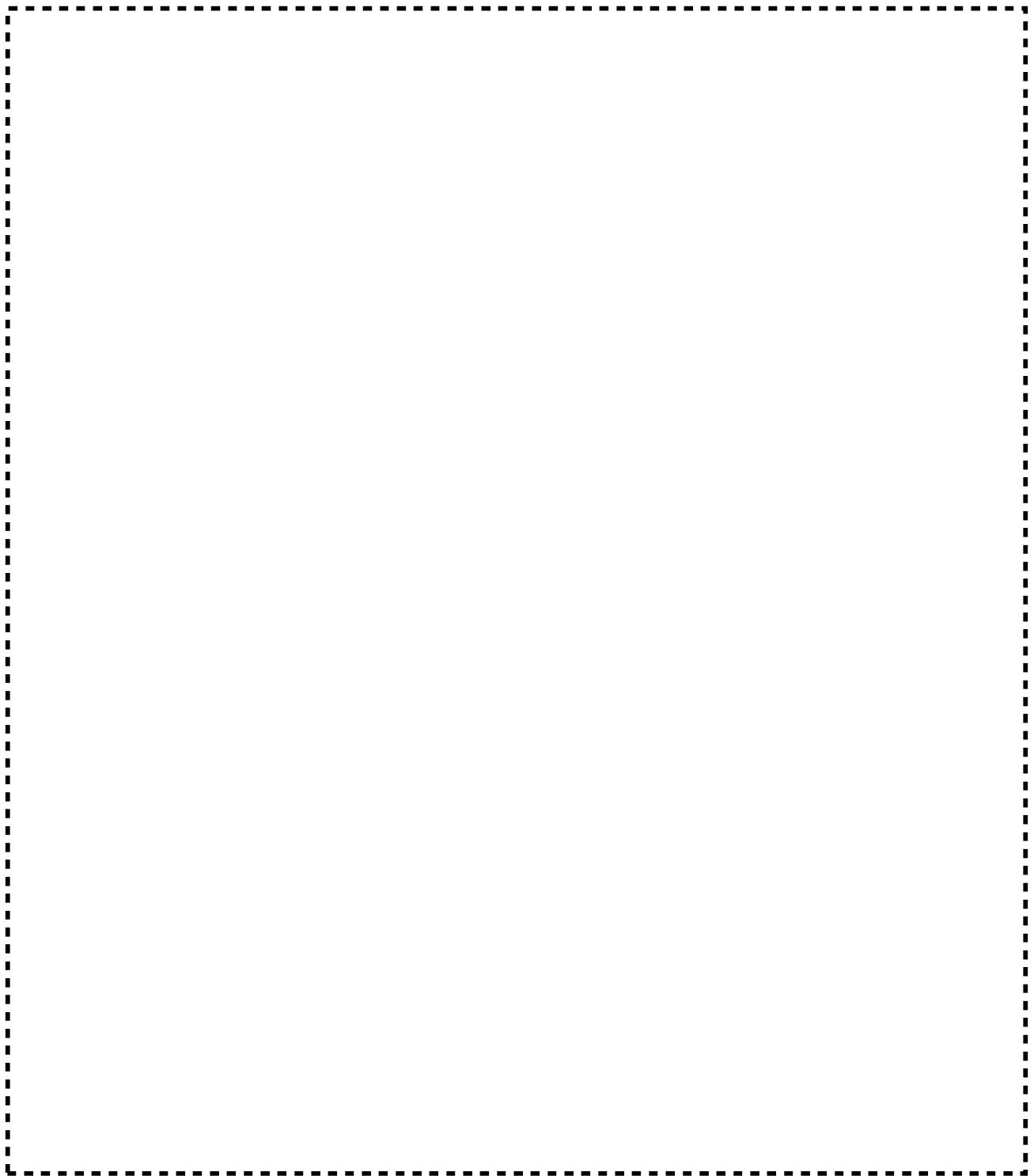
図リ一他－11(4) 配線用遮断器結線図(第1加工棟系統)



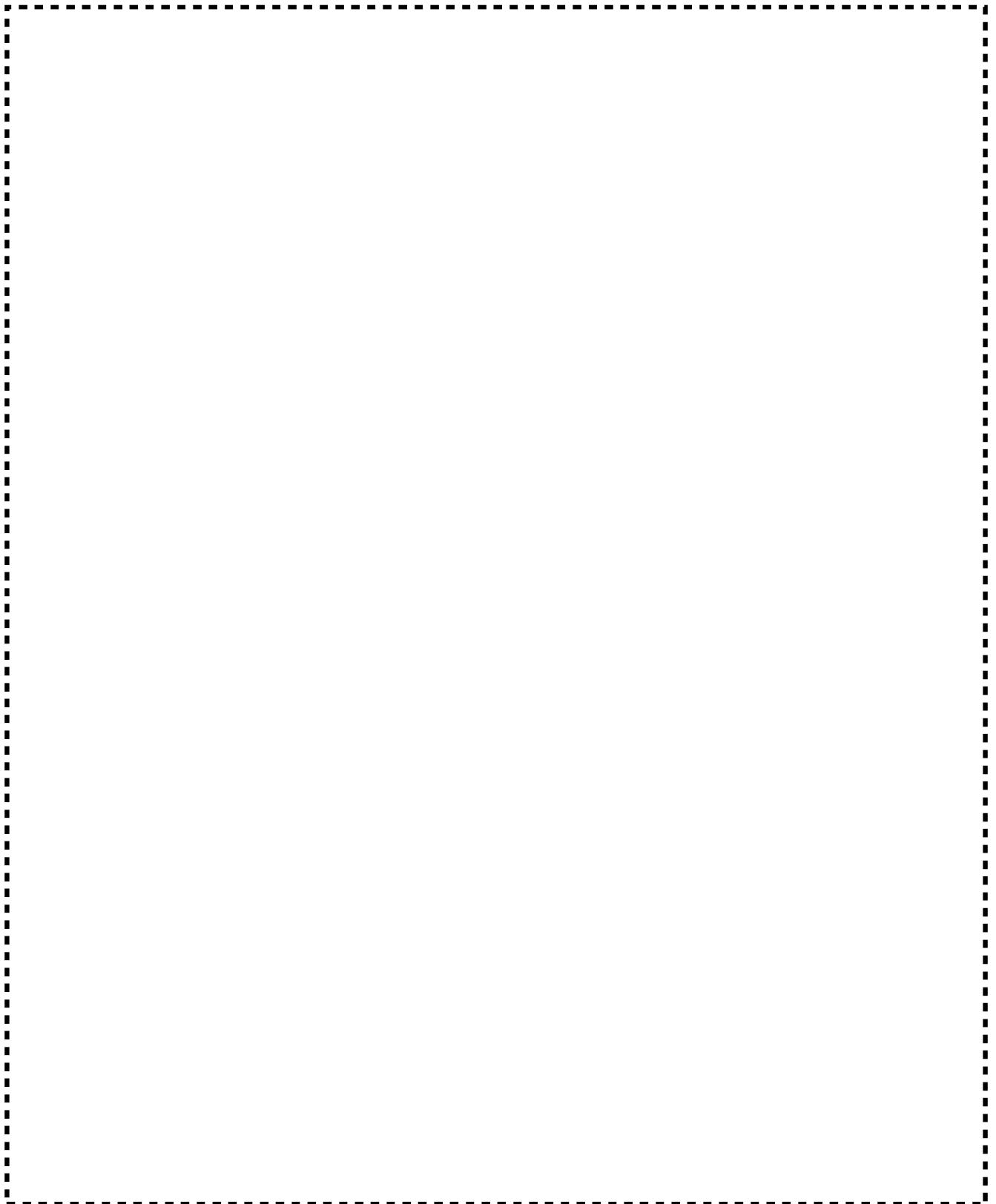
図リ一他－11(5) 配線用遮断器結線図(第1廃棄物貯蔵棟系統)(1)



図リ一他－11(6) 配線用遮断器結線図(第1廃棄物貯蔵棟系統)(2)



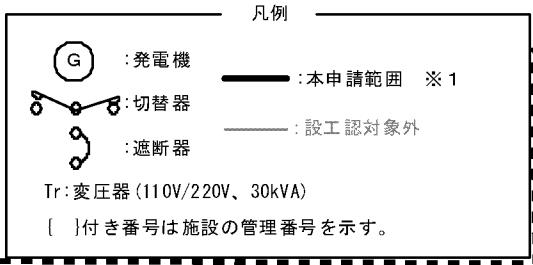
図リー他-11(7) 配線用遮断器結線図 (発電機・ポンプ棟系統)



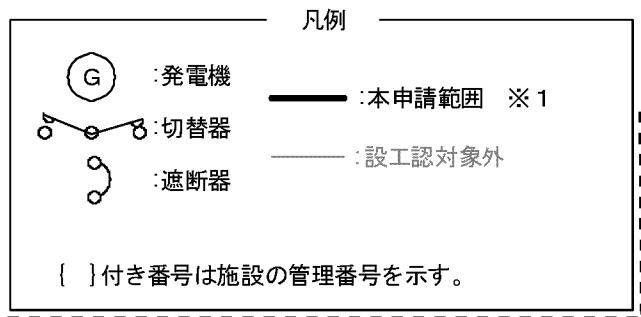
図リ一他-11(8) 配線用遮断器結線図（事務棟・保安棟系統）



図リ－他－11(9) 非常用電源設備 系統図 (2)



図リ一他-11(10) 配線用遮断器結線図 (事務棟) (1)



図リ一他－11(11) 配線用遮断器結線図(事務棟)(2)

凡例

- 信号通信ライン
- 電源ライン
- : 配線用遮断器
- : 切替機
- { }付き番号は管理番号

図リー他－12（1） 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備）系統図

凡例

- ：信号通信ライン（有線）
- - - - -：信号通信ライン（無線）
- ：電源ライン
- ：配線用遮断器
- ：切替機
- { }付き番号は管理番号

図リー他-12(2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、  
所内通信連絡設備（固定電話機）系統図

図りー他－12（3） 第3廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図

凡例

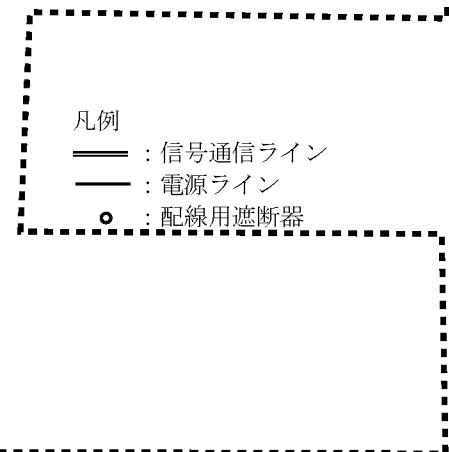
- : 信号通信ライン
- : 電源ライン
- : 配線用遮断器
- : 切替機

図リ一他-1 2 (4) 発電機・ポンプ棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図

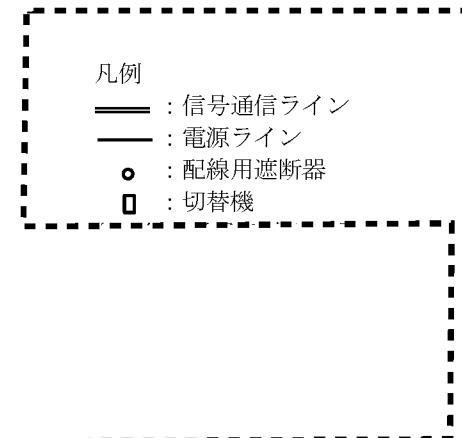
凡例

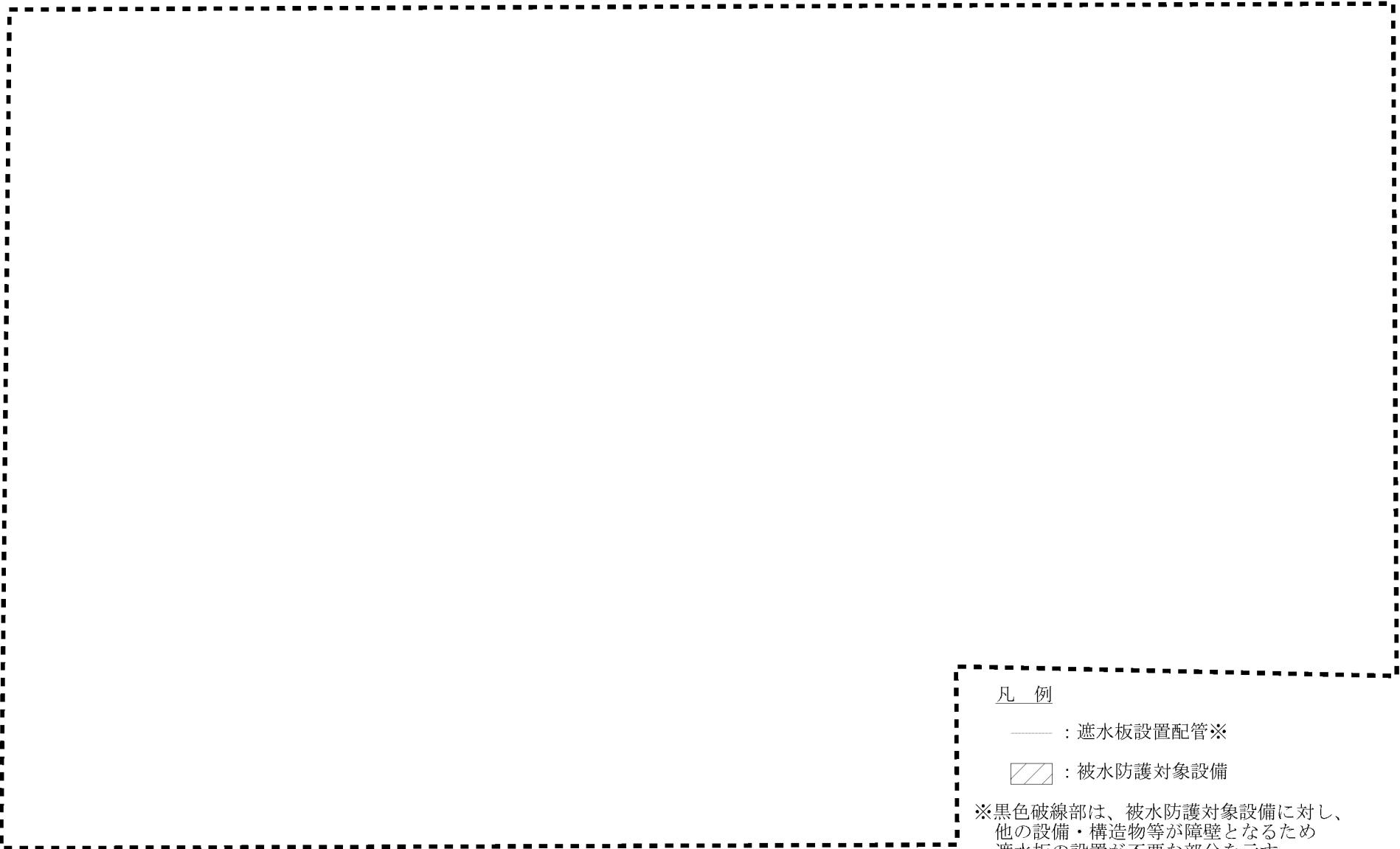
- : 信号通信ライン
- : 電源ライン
- : 配線用遮断器

図りー他－12(5) 第1廃棄物貯蔵棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図



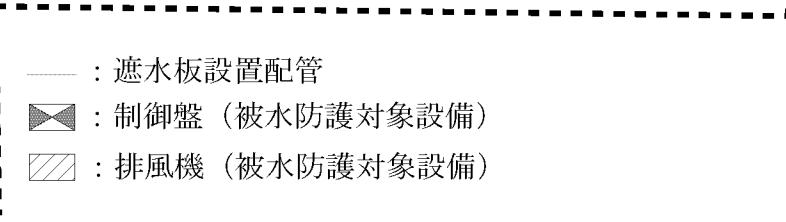
図リ一他-12(6) 第1加工棟 火災感知設備 自動火災報知設備 系統図





図リ一他-1 3 (1) 緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図 (1 / 2)

図リ一他-13 (1) 緊急設備 遮水板 第2加工棟 配置図 (2/2)

- 
- : 遮水板設置配管
  - ▣ : 制御盤（被水防護対象設備）
  - ▨ : 排風機（被水防護対象設備）

図リ－他－13 (2) 緊急設備 遮水板 第1廃棄物貯蔵棟 配置図

図リ一他－13（3）緊急設備 遮水板 固定詳細図

図りー他ー14(1) 計量設備 上皿電子天秤 配置図 (1/2)

設置位置	関係する施設本体		
	管理番号	設備・機器名	仕様表
(1)	2053	焙焼炉No. 2-1 粉末取扱フード	表ハ-2 P設-8-3
(2)	2055	焙焼炉No. 2-1 焙焼炉	表ハ-2 P設-9-2
(3)	2057	計量設備架台No. 4	表ハ-2 P設-10-1
(4)	2073	ペレット搬送設備No. 2-2ペレット移載装置 ペレット検査台部	表ハ-2 P設-17-1
(5)	2084	計量設備架台No. 7	表ハ-2 P設-20-1
(6)	2085	ペレット検査台No. 1	表ハ-2 P設-21-1
(7)	3029	計量設備架台No. 9	追第4次 表ニ-16-1
(8)	3030	計量設備架台No. 10	追第4次 表ニ-17-1
(9)	5019	粉末缶搬送コンベアNo. 1	追第1次 表ヘ-2-5
(10)	5020	粉末缶搬送コンベアNo. 2	追第1次 表ヘ-3-5
(11)	—	(第2分析室)	—
(12)	—	(第2開発室)	—

図リ-他-14(2) 計量設備 上皿電子天秤 配置図 (2/2)

注：熱感知器、煙感知器及び発信機は公設消防と協議し、  
確認の上、消防法に基づく設置基準、公設消防からの  
指導等に従い設置する。また、実施段階で公設消防か  
らの指導により配置等を変更する場合がある。

図リ一他ー15 第1加工棟 火災感知設備 配置図

凡 例		管理番号
	熱感知器 (スポット型)	
	煙感知器 (スポット型)	{8009-5}
	発信機	
	受信機	{8009-6}
	警戒区域境界	

囲みは第5次申請を示し、  
 囲み以外は第3次申請を示す。

図りー他ー16(1) 第2加工棟 上水・循環水送水 系統図

図リ一他-16(2) 第1廃棄物貯蔵棟 上水・循環水送水 系統図

2300

図リ一他-16 (3) 緊急設備 緊急遮断弁（冷却水）、上水送水用緊急遮断弁、溢水時手動閉止弁 配置図

赤色線：対象となる構成機器を示す枠線

図リ一他-16(4) 緊急設備 緊急遮断弁(冷却水) 循環冷却水(焼却炉) 架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

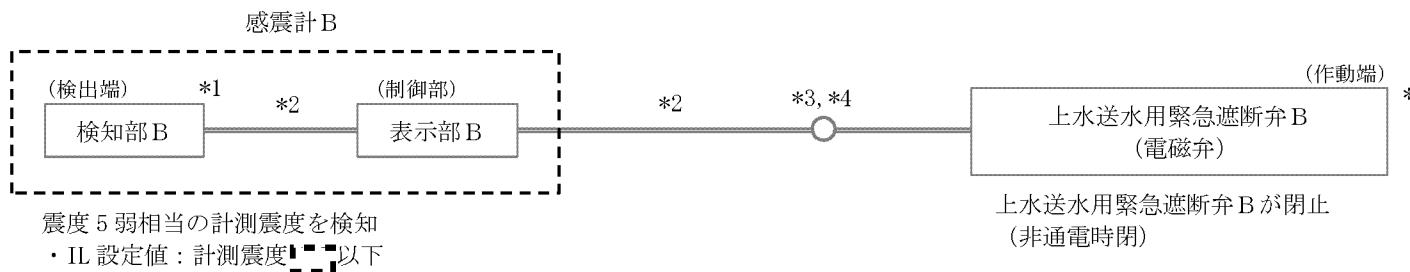
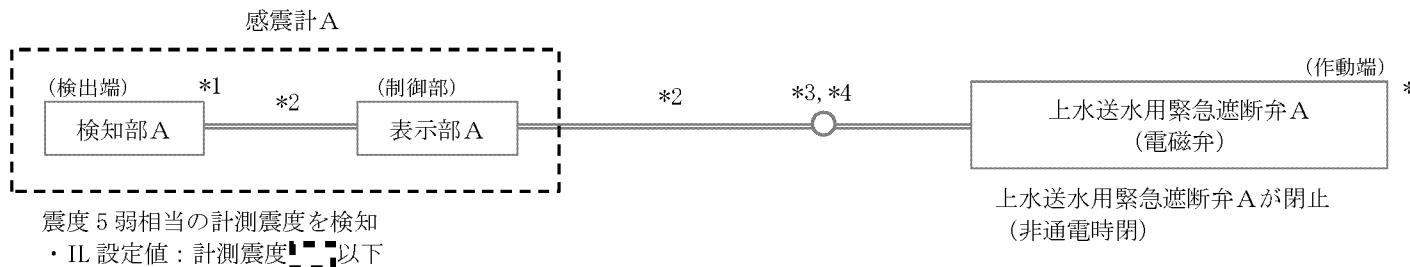
(単位 mm)

図リ一他-16(5) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 配置・架台図

赤色線：追加・変更部、 青色線：追加・変更部を示す矢印、拡大範囲を示す枠線及び矢印、 緑色線：配管部

(単位 mm)

図リ一他-16 (6) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (機器配置図)



凡例

— : 信号線      D : OR 条件

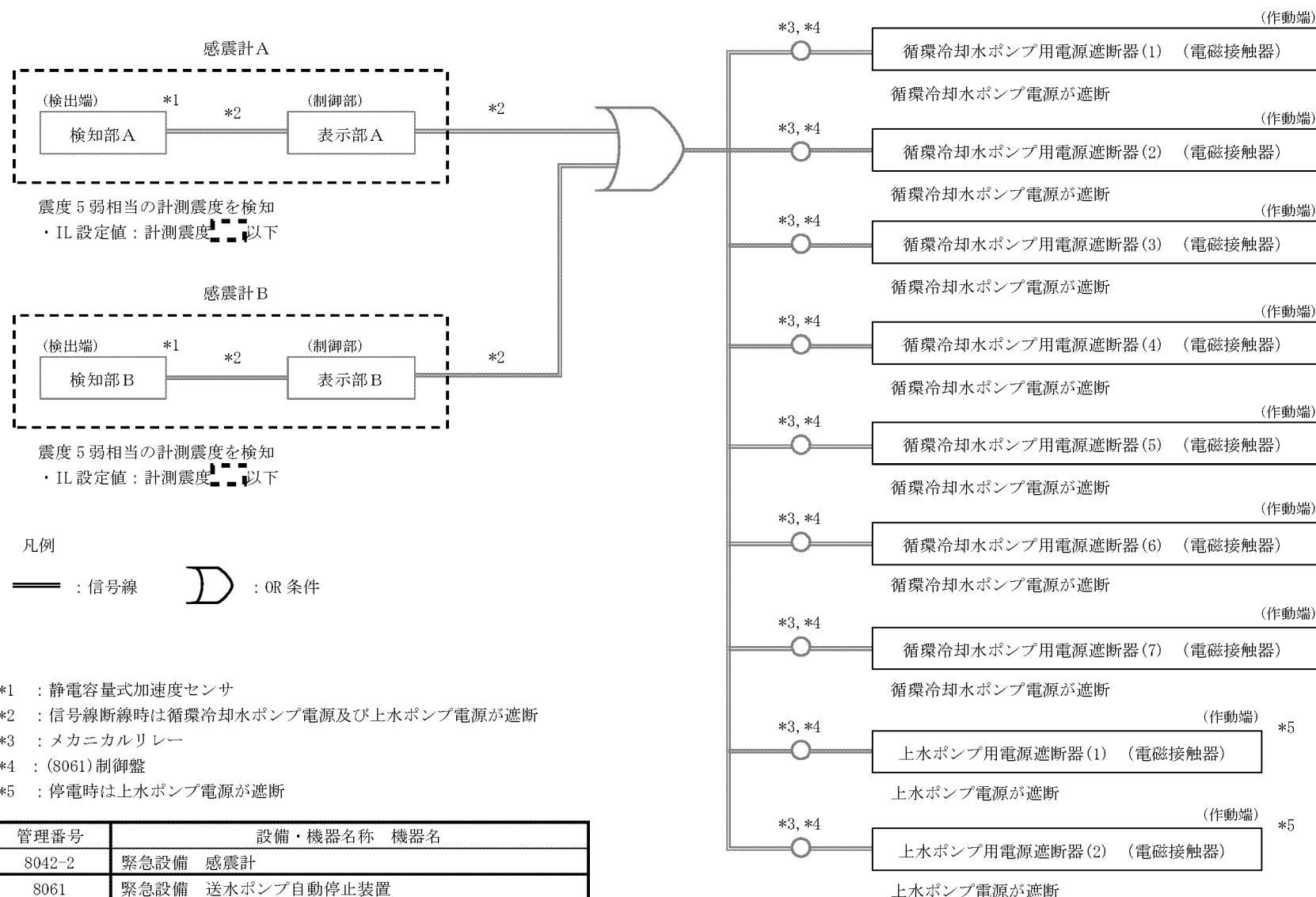
- \*1 : 静電容量式加速度センサ
- \*2 : 信号線断線時は上水送水用緊急遮断弁が閉止
- \*3 : メカニカルリレー
- \*4 : (8060)制御盤
- \*5 : 停電時は上水送水用緊急遮断弁が閉止

管理番号	設備・機器名称	機器名
8042-2	緊急設備	感震計
8060	緊急設備	上水送水用緊急遮断弁

図リ一他-16(7) 緊急設備 上水送水用緊急遮断弁 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

図リー他-16 (8) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置（機器配置図）



図リー他ー16 (9) 緊急設備 送水ポンプ自動停止装置 (インターロック信号系統図)

赤色線：追加・変更部

図リ一他-17 粉末混合機 No. 2-1 粉末混合機及び供給瓶 No. 2-1 供給瓶 配管（一般冷却水）撤去範囲

## 5. 工事の方法

本申請における施設の工事は、加工施設の技術基準に関する規則に適合するように工事を実施し、加工事業変更許可申請書における「加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」を踏まえた品質管理を行う。工事の実施に当たっては保安規定に基づき（工事）作業計画を策定する。

工事内容を以下に示す。なお、第1廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W1防護壁）、緊急設備 壁、密閉構造扉、第3廃棄物貯蔵棟の緊急設備 防護壁又は防護柵（W3防護壁）については、ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の項で示す。

### a. 発電機・ポンプ棟

- ①エキスパンションジョイントの拡幅
- ②外部扉の改造

### b. 遮蔽壁 遮蔽壁No.2、遮蔽壁 遮蔽壁No.3

- ①遮蔽壁 遮蔽壁No.2の適合性の確認
- ②遮蔽壁 遮蔽壁No.3の適合性の確認

### c. 改造等を実施する設備・機器

表リー1(2)及び表リー1(3)の※の設備・機器の変更内容において、新設、増設、追加、更新、改造、移設のいずれかを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。なお、非常用電源設備No.1 非常用発電機、非常用電源設備No.2 非常用発電機、非常用電源設備A 非常用発電機は、k. 非常用電源設備に区分する。

### d. 変更しない設備・機器

表リー1(2)及び表リー1(3)の※の設備・機器の変更内容において、変更なしを記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### e. 撤去を実施する設備・機器

表リー1(2)の変更内容において、撤去を記載した設備・機器名称 機器名を対象とする。

### f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造

### g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信

機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ))、緊急設備  
非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造  
③通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の改造

h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備

- ①緊急設備 避難通路の新設
- ②火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器)、火災感知設備 自動火災報知設備 (受信機)、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の改造

i. 事務棟、保安棟設置の設備

通信連絡設備 所内通信連絡設備 (電話交換機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (所内携帯電話機 (PHS アンテナ)) の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (固定電話機)、通信連絡設備 所内通信連絡設備 (無線機)、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認

j. 屋外設置の設備等

- ①通信連絡設備 所内通信連絡設備 (放送設備 (スピーカ)) の改造
- ②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認

k. 非常用電源設備

非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機を対象とする。

l. 第1加工棟の付属設備

火災感知設備 自動火災報知設備 (感知器) の改造 (発信機のみ)

(1) 工事上の注意事項

a. 一般事項

- ・工事の保安については、保安規定に従うとともに、労働安全衛生法に基づき作業者に係る労働災害の防止に努める。
- ・工事において使用する工具・機器は使用前に点検を行い、検査に使用する計測器については、校正済みであり、かつ有効期限内のものを使用する。
- ・作業場所は、可能な範囲で区画し、標識・表示等により周知を図り関係者以外の立入りを制限する。また、常に整理整頓に努める。
- ・工事の実施に当たっては、工事手順、装備、放射線管理、連絡体制等を示した（工事）作業計画に従い実施する。
- ・工事の安全対策として、溶接・溶断作業では、防塵マスクの装着、集塵機等の使用により有害物質の吸入を防止する。高所作業では、墜落制止用器具の装着、足場の設置

等により作業員、使用工具の落下を防止する。

- ・工事の実施に当たり、資機材や工機の搬入等のための周辺監視区域への人の立入りについては、保安規定に基づき必要な措置を講じることにより、加工施設への人の不法な侵入等を防止する。
- ・工事の完了から加工施設全体としての性能検査を完了するまでの間は、巡視、点検、定期事業者検査並びに保全計画の策定及び保全計画に基づく保全の実施により、安全機能を維持する。
- ・工事に伴う騒音等に配慮し、必要に応じて防音シート等を設置し、周辺環境への影響を低減する。

b. 放射線管理

- ・管理区域内で実施する作業においては、作業者は、入退出時にあらかじめ定める管理区域出入口を経由するとともに、個人線量計や必要な安全保護具を着用する。
- ・第1種管理区域内における作業においては、作業環境中の放射性物質の濃度の監視結果に基づき、必要な被ばく低減及び身体汚染の防止に係る保護具を作業者に着用させる。
- ・核燃料物質等への近接作業は、時間管理及び離隔距離確保を行うとともに必要に応じて遮蔽材設置により被ばくを低減する。

c. 防火管理

- ・工事に当たって、火気作業（溶接、溶断、火花を発生する工具等の使用）を行う場合は、火災防護計画に基づき、作業場所周辺の可燃物の隔離又は不燃性材料による養生等の処置を講じるとともに作業場所に消火器を常備する等の防火対策を実施する。また、必要に応じて、工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための機材を仮設する。
- ・作業エリア外への延焼防止の観点から、作業エリア周辺に可燃物及び危険物がないことを確認する。また、周辺の設備を不燃材シート等により養生する。
- ・火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。

d. 異常発生時の対策

- ・現場で異常が発生した場合には、異常時の対応要領に従い、あらかじめ定めた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を講じる。
- ・あらかじめ工事中の安全避難通路を確保する。

(2) 工事手順

その他の加工施設の建物・構築物及び改造等を実施する設備・機器の工事は、以下に示す手順で行う。変更しない設備・機器の工事については、以下に示す手順により検査のみを行う。

原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

#### a. 発電機・ポンプ棟の工事手順

発電機・ポンプ棟を図リー a - 1 に示す手順で改造する。

- ① エキスパンションジョイントの拡幅：図リー a - 1 - 1 に示す手順で、図リー建 - 1 - 6 に示す発電機・ポンプ棟の南面の壁のエキスパンションジョイントを拡幅する。
- ② 外部扉の改造：図リー a - 1 - 2 に示す手順で、図リー建 - 1 - 7 ~ 図リー建 - 1 - 1 に示す既設の外部扉を F1 竜巻対策扉に改造する。また、発電機棟西側に追加で設置する避難用扉も同様に F1 竜巻対策扉に改造する。

#### b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の工事手順

- ① 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認：図リー b - 1 に示す手順で、第 1 - 3 貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の新規制基準への適合性の確認を行う。
- ② 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認：図リー b - 1 に示す手順で、第 1 - 3 貯蔵棟北側屋外に設置している既設の遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の新規制基準への適合性の確認を行う。

#### c. 改造等を実施する設備・機器の工事手順

図リー c - 1 に示す手順で改造を行う。

- 1) 改造工事を実施する当事業所又は部品等の加工組立を実施する社外調達先において、当事業所指定の材料を必要に応じて材料証明書等とともに手配し入手する。
- 2) 当事業所指定の製作図をもとに、部品等の加工組立を実施する。
- 3) 加工組立された部品等について当事業所が受入検査を実施する。
- 4) 受入検査完了後、部品等の設置工事を実施する。不要になった部品等は撤去する。
- 5) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### d. 変更しない設備・機器の工事手順

図リー d - 1 に示す手順で検査を行う。

- 1) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### e. 撤去を実施する設備・機器の工事手順

図リー e - 1 に示す手順で撤去を行う。

- 1) 各設備・機器を解体し撤去する。
- 2) 撤去の跡仕舞いとして、撤去跡の塗装を行う。
- 3) 加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### f. 発電機・ポンプ棟の付属設備の工事手順

- ① 緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設：図リー f - 1 に示す手順で、緊急設

備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設を行う。

- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造：図リーf-2に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、緊急設備 非常用照明、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リーf-3に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リーg-1に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造：図リーg-2に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯、消火設備 消火器の改造を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リーg-3に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備の工事手順

- ①緊急設備 避難通路の新設：図リーh-1に示す手順で、緊急設備 避難通路の新設を行う。
- ②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認：図リーh-2に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認を行う。
- ③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リーh-3に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### i. 事務棟、保安棟設置の設備の工事手順

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認：図リーi-1に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）の改造を行う。

備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### j. 屋外設置の設備等の工事手順

①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造：図リーj-1に示す手順で、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造を行う。

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認：図リーj-2に示す手順で、消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認を行う。

個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

#### k. 非常用電源設備の工事手順

以下に示す手順で非常用電源設備の改造及び検査を行う。

1) 非常用電源設備 No.1 非常用発電機、非常用電源設備 No.2 非常用発電機、非常用電源設備 A 非常用発電機は、図リーc-1 及び図リーk-1 に示す手順で改造を行う。

2) 各設備・機器について 6 項に示す検査を実施する。また、加工施設全体としての性能検査を、図リーk-1 に示す手順で行う。

#### l. 第1加工棟の付属設備の工事手順

火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の改造（発信機のみ）：図リー1-1に示す手順で、火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）（発信機）の改造を行う。

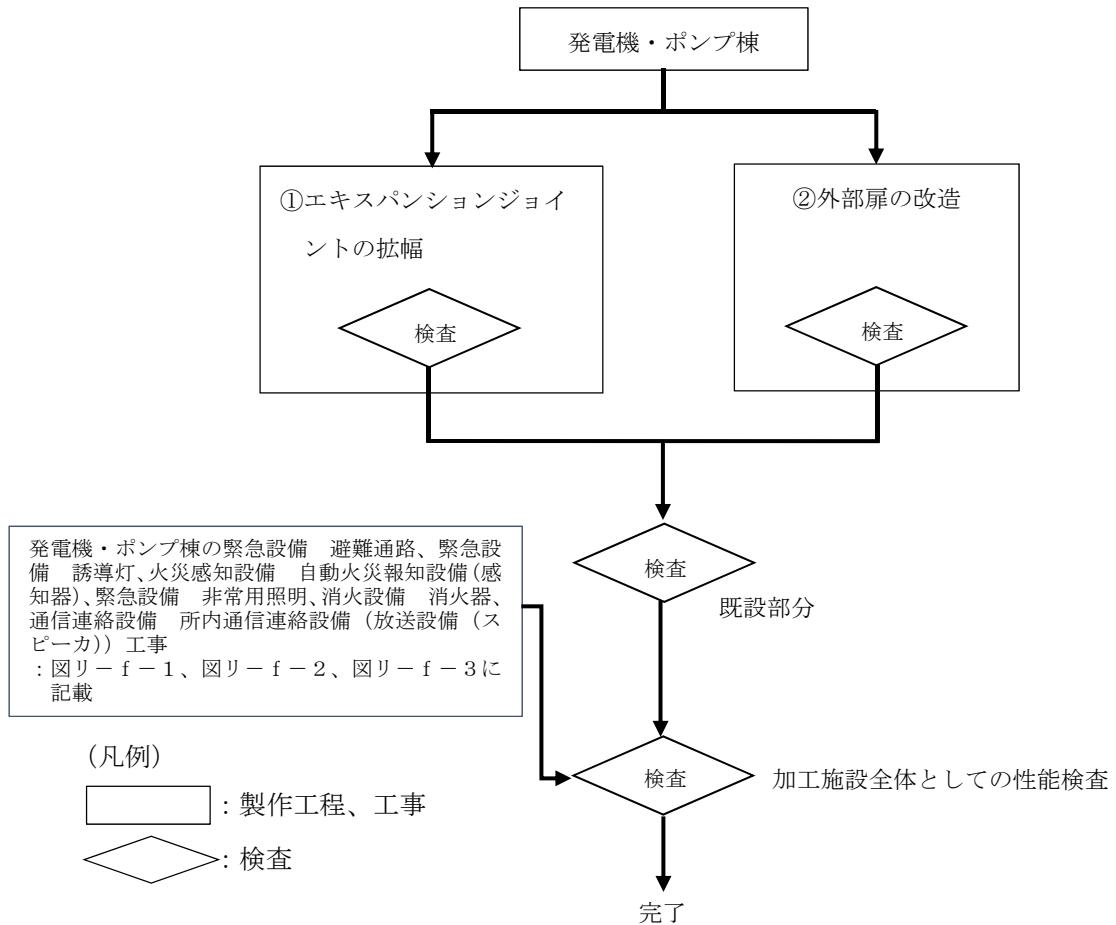
個々の設備に対する検査完了後、加工施設全体としての性能検査を実施する。

上記に手順を示した工事のほか、これらの工事に付随して本加工施設内で行う必要がある部材の組立加工、資機材や工具の搬出入、足場の設営、廃棄物の仕分け及び解体減容等に係る工事の実施に当たっては、(1)工事上の注意事項に示した事項に従うとともに、以下の措置を講じることにより、加工施設の技術基準に適合した工事とする。

- ・工事対象の設備・機器及び工事区画内の影響を受ける設備・機器から、内包する核燃料物質等を他の設備、区画に移動し、核燃料物質等が工事の影響を受けるおそれがなく、これらの設備・機器の安全機能の維持が不要な状態で工事を行う。
- ・本工事において建物の臨界防止及び遮蔽能力に影響を及ぼす工事は実施しない。第2加工棟の大型搬入口扉を資機材の搬出入のために開とする場合においては、必要に応じて、定期的な線量当量率の測定を行い、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのないことを確認する。なお、資機材の搬出入ために大型搬入口扉を開とした場合であっても加工施設全体としての遮蔽能力には影響はなく、周辺監視区域及び敷地境界外の人が居住する可能性のある区域境界上の年間の線量は事業許可における評価値を上回ることはない。

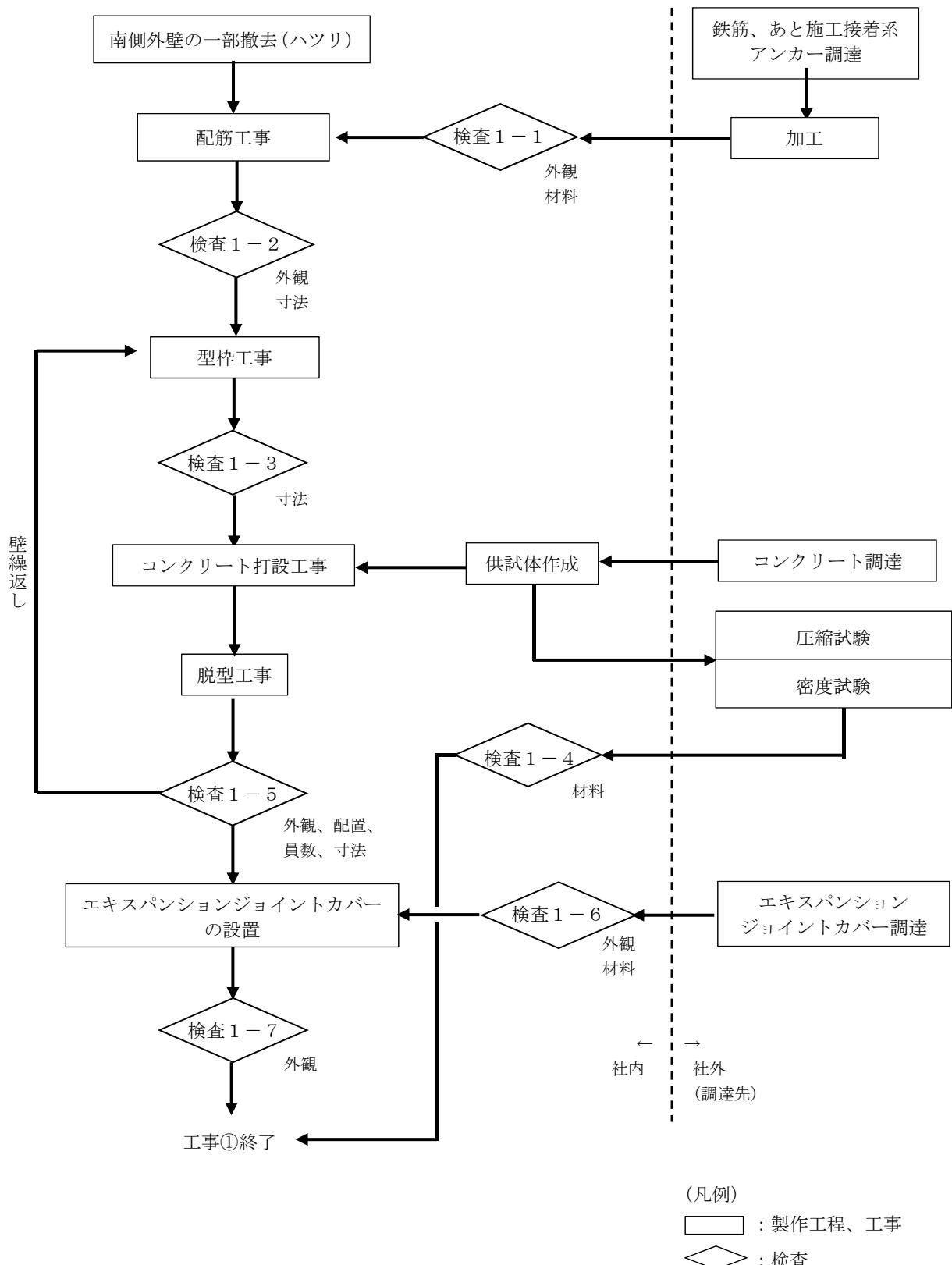
- ・加工施設の建物の外壁に設置された扉を交換する工事又は資機材の搬出入のために扉を開とする場合には、工事の期間中、人の不法な侵入を防止できるよう閉止する又は監視人による監視を行う措置を講じる。
- ・第1種管理区域の境界（屋内間仕切り壁、外壁、これらの壁に設置された鋼製扉及び床）の工事中において、一時的に開口部が生じる場合、若しくは資機材の搬出入のため第1種管理区域上の扉を開にする場合は、保安規定に基づき、前室を設置する等の措置を講じることにより建物の閉じ込めの機能を維持する。
- ・工事に伴い、管理区域以外の区域において、線量告示に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある場所が生じた場合には、保安規定に基づき一時的な管理区域を設定する。
- ・工事に伴い、気体廃棄設備の系統を停止する場合は、別の系統を稼働させることにより第1種管理区域の負圧を維持する又は保安規定に定める閉じ込めに係る措置を講じた上で気体廃棄設備を停止することにより、建物の閉じ込めの機能を維持する。気体廃棄設備を停止することにより所定の換気能力を確保できないおそれのある場合においては、放射線業務従事者に半面マスク等の保護具を着用させる。
- ・工事に伴い、火災感知設備、消火設備、放射線管理施設、通信連絡設備等を一時的に停止する場合においては、代替措置を講じることにより、これらの設備が有する安全機能を維持するか、監視対象の設備・機器を停止する等により、安全機能が不要な状態とする。
- ・第1種管理区域における工事で撤去した使用予定のない設備・機器、廃材及び除染作業等により発生する核燃料物質で汚染されたものは、必要に応じて第1種管理区域内で解体し、また、保安規定に基づく廃棄物の仕掛品として一時保管した後、200L ドラム缶に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。なお、本加工施設における放射性固体廃棄物の現状の最大保管廃棄能力約11170本(200L ドラム缶換算、加工事業変更許可申請書記載値)は、現在の保管廃棄量約8200本を踏まえ、新規制基準対応工事に伴い発生する放射性固体廃棄物の保管廃棄量を十分に吸収できることを確認している。
- ・第2種管理区域における工事で撤去した設備・機器及び廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する、又は有効利用する。
- ・核燃料物質による汚染のおそれのある部位の工事に伴って汚染の拡大のおそれがある場合は、あらかじめ設備・機器の除染を行う。また、必要に応じてグリーンハウスを設置し、局所排気装置等を使用する等して、汚染の防止を図る。
- ・第1種管理区域の設備・機器撤去後の床等の表面は、修復後、ウランが浸透しにくく、除染が容易で腐食しにくい材料（難燃性材料）で塗装を施す。

a. 発電機・ポンプ棟



図リ-a-1 全体工事フロー

①エキスパンションジョイントの拡幅

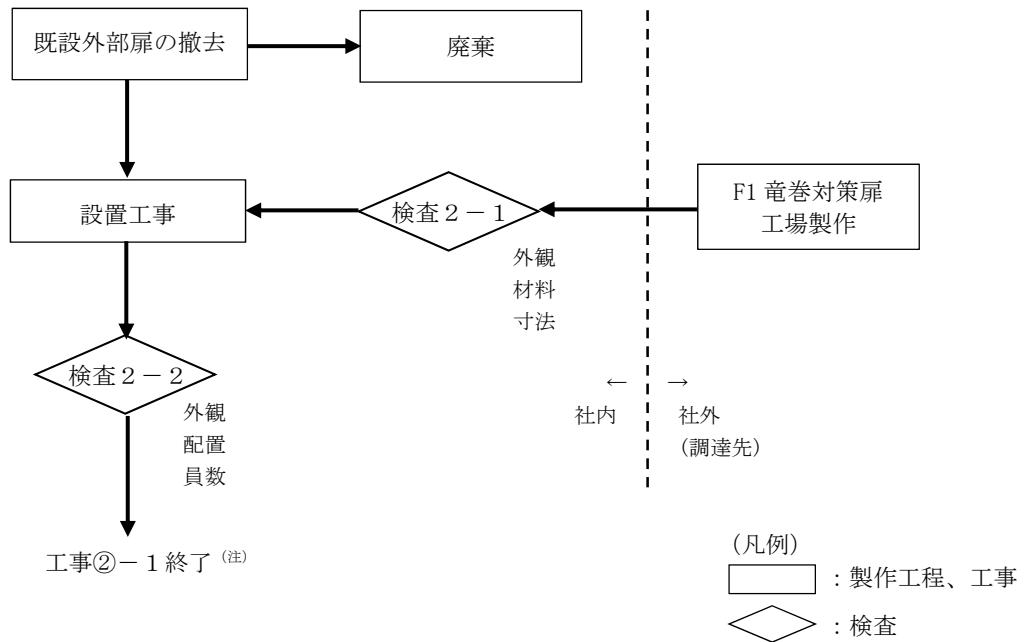


図リ-a-1-1 個別工事フロー

②外部扉の改造

②-1 外部扉の改造

(扉番号：95、扉番号：96、扉番号：97)

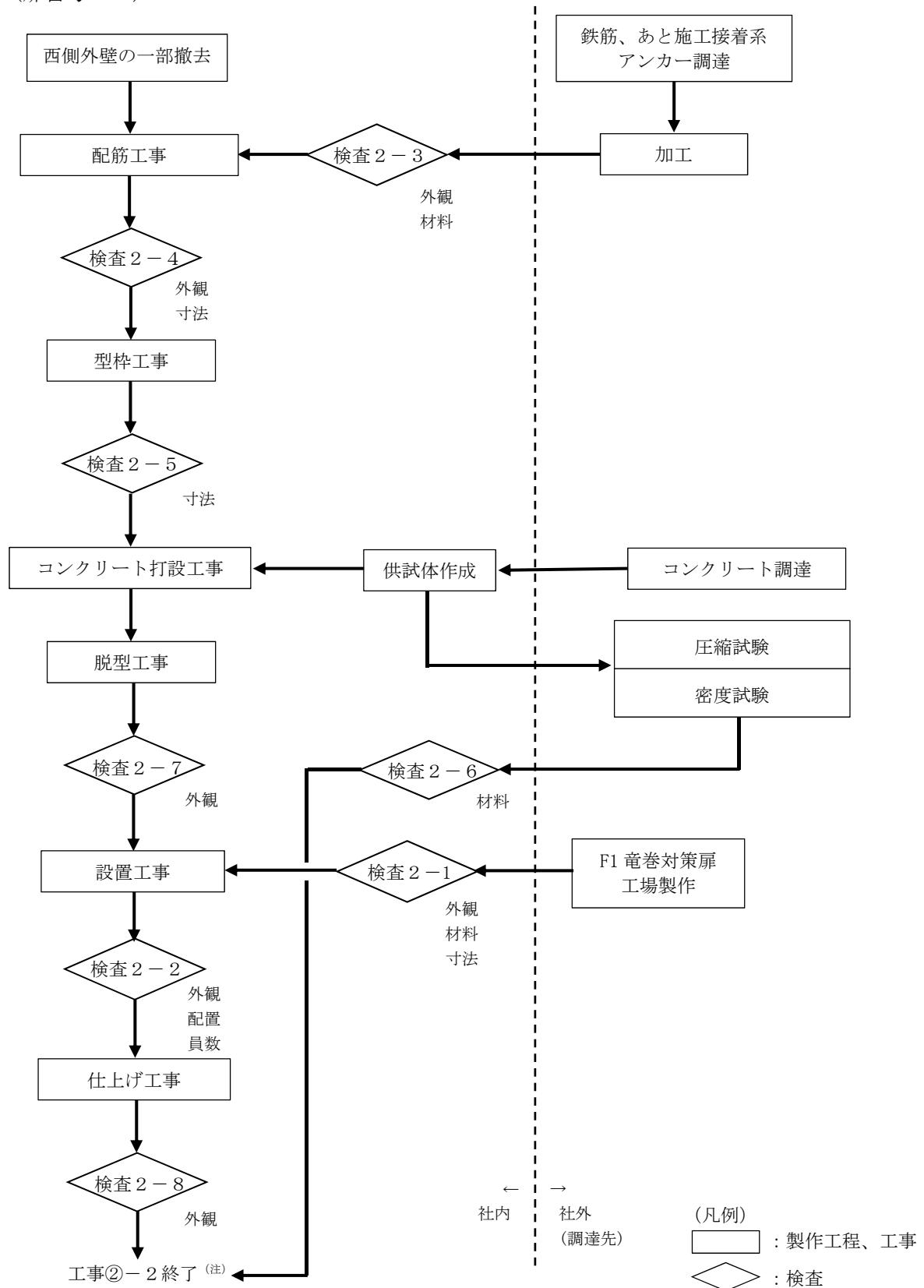


(注) : 工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (1/2)

②-2 外部扉の追加設置

(扉番号 : 98)



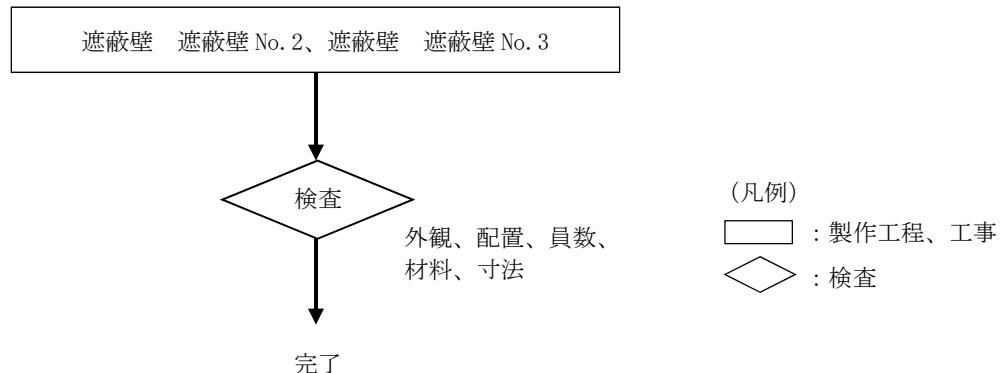
(注) : 工事②は工事②-1、工事②-2の2つの工事からなり、工事②-1、工事②-2の全ての工事終了をもって、工事②の終了とする。

図リ-a-1-2 個別工事フロー (2 / 2)

b. 遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2、遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3

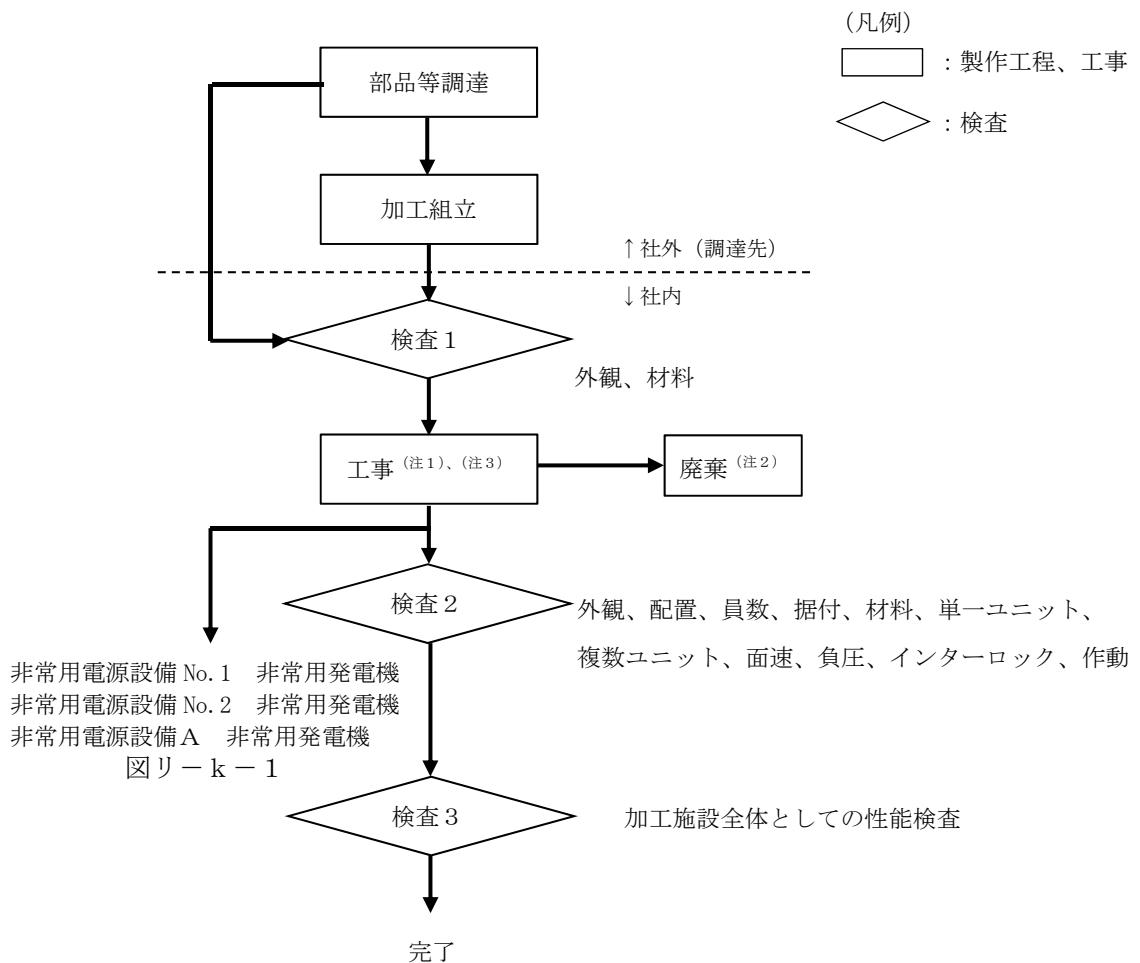
①遮蔽壁 遮蔽壁 No. 2 の適合性の確認

②遮蔽壁 遮蔽壁 No. 3 の適合性の確認



図リ－b－1 工事フロー

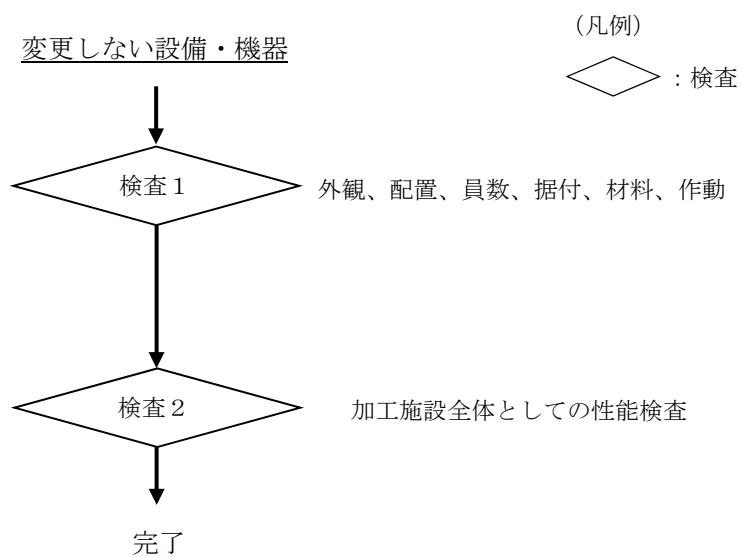
c. 改造等を実施する設備・機器



- (注 1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。
- (注 2) 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注 3) 屋外/屋内消火栓の工事により、消火栓を使用した消火活動が行えない場合は、消火器の設置、可搬消防ポンプを近傍に備えることにより、消防設備の機能を維持する。

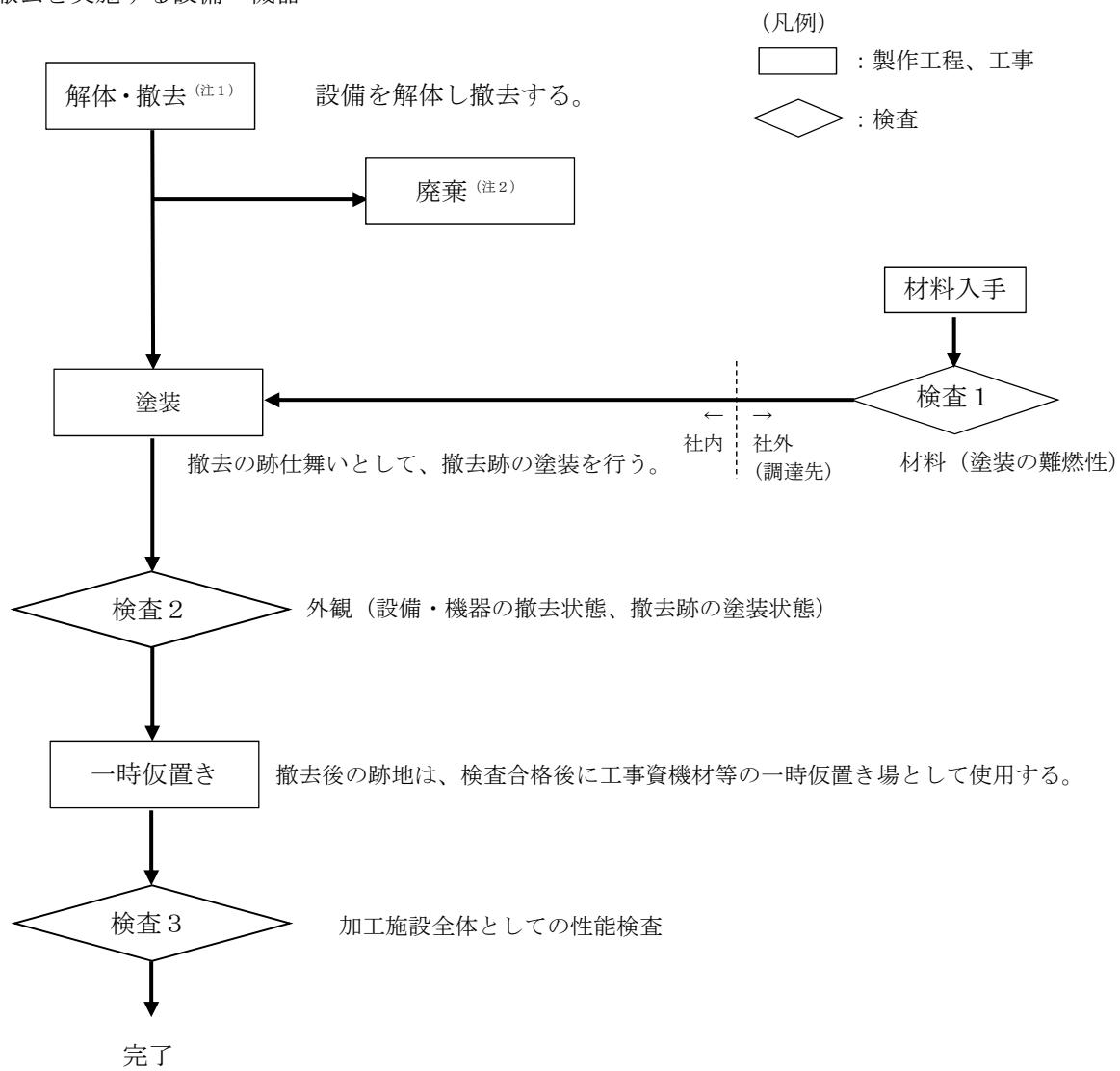
図リーケー1 工事フロー

d. 変更しない設備・機器



図リ-d-1 工事フロー

e. 撤去を実施する設備・機器



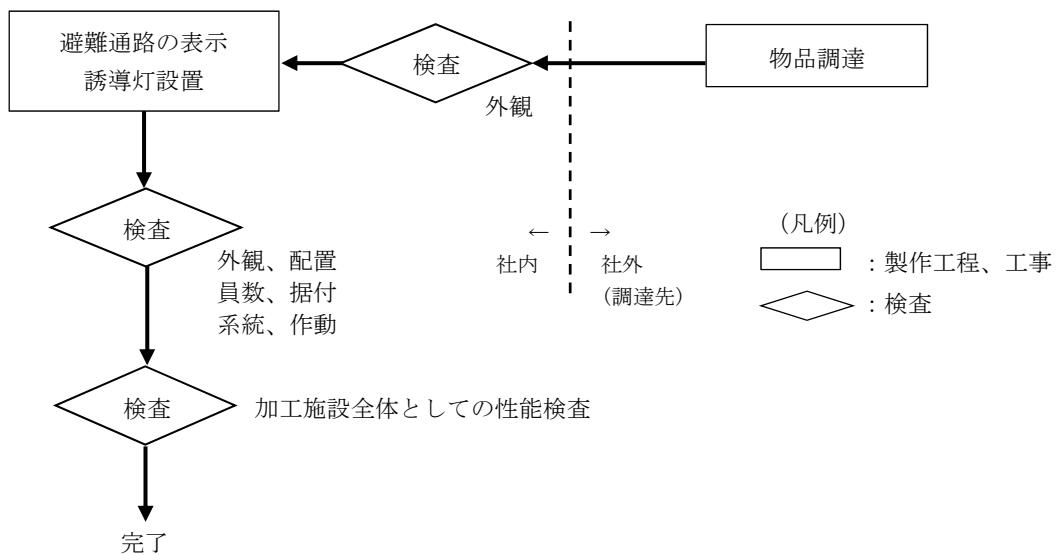
(注 1) 原則として、本工事対象設備及び工事の影響が及ぶおそれのある場所に核燃料物質等が存在しない状態で工事を行う。

(注 2) 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する。

図リ-e-1 工事フロー

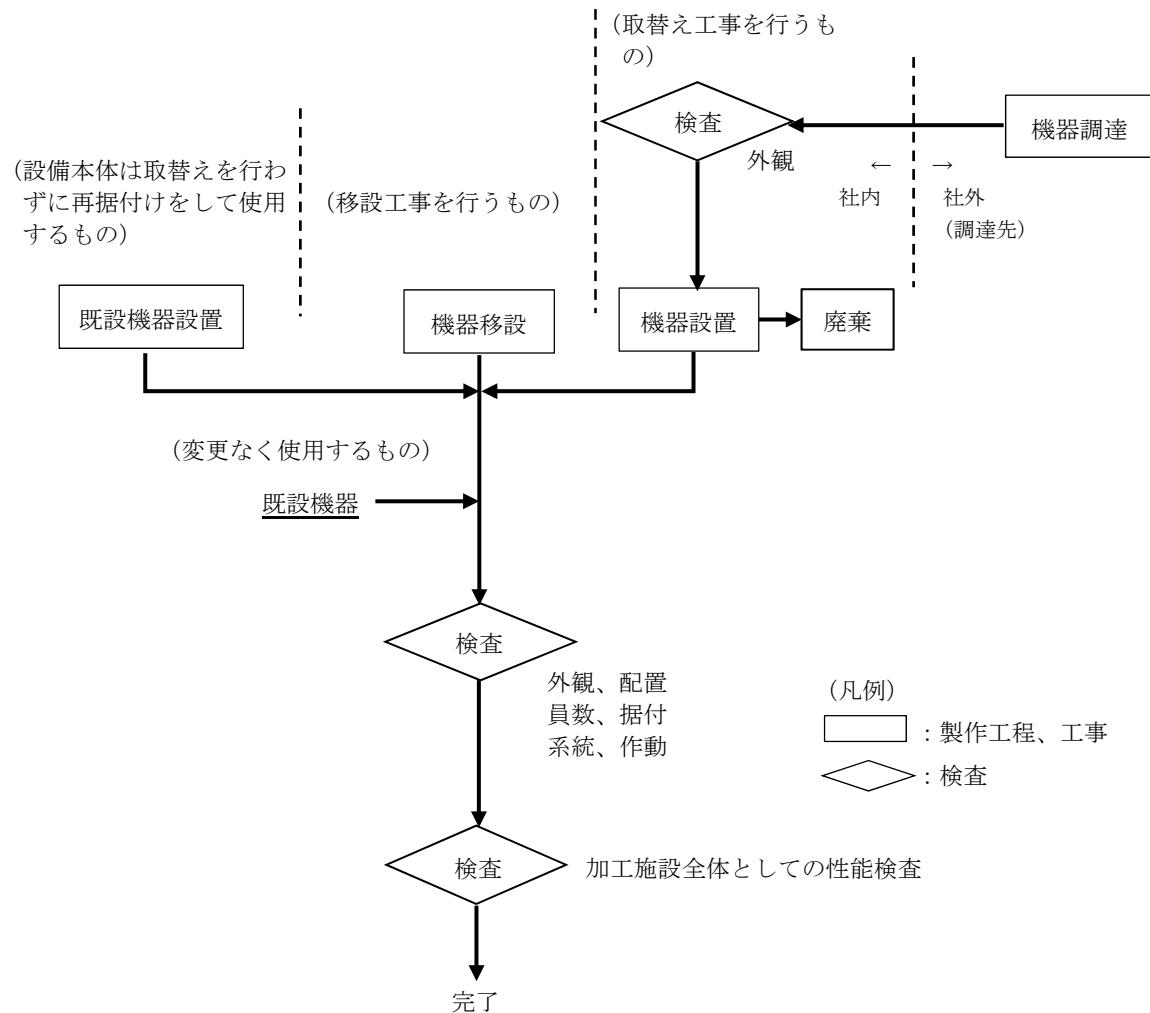
f. 発電機・ポンプ棟の付属設備

①緊急設備 避難通路、緊急設備 誘導灯の新設



図リ-f-1 工事フロー

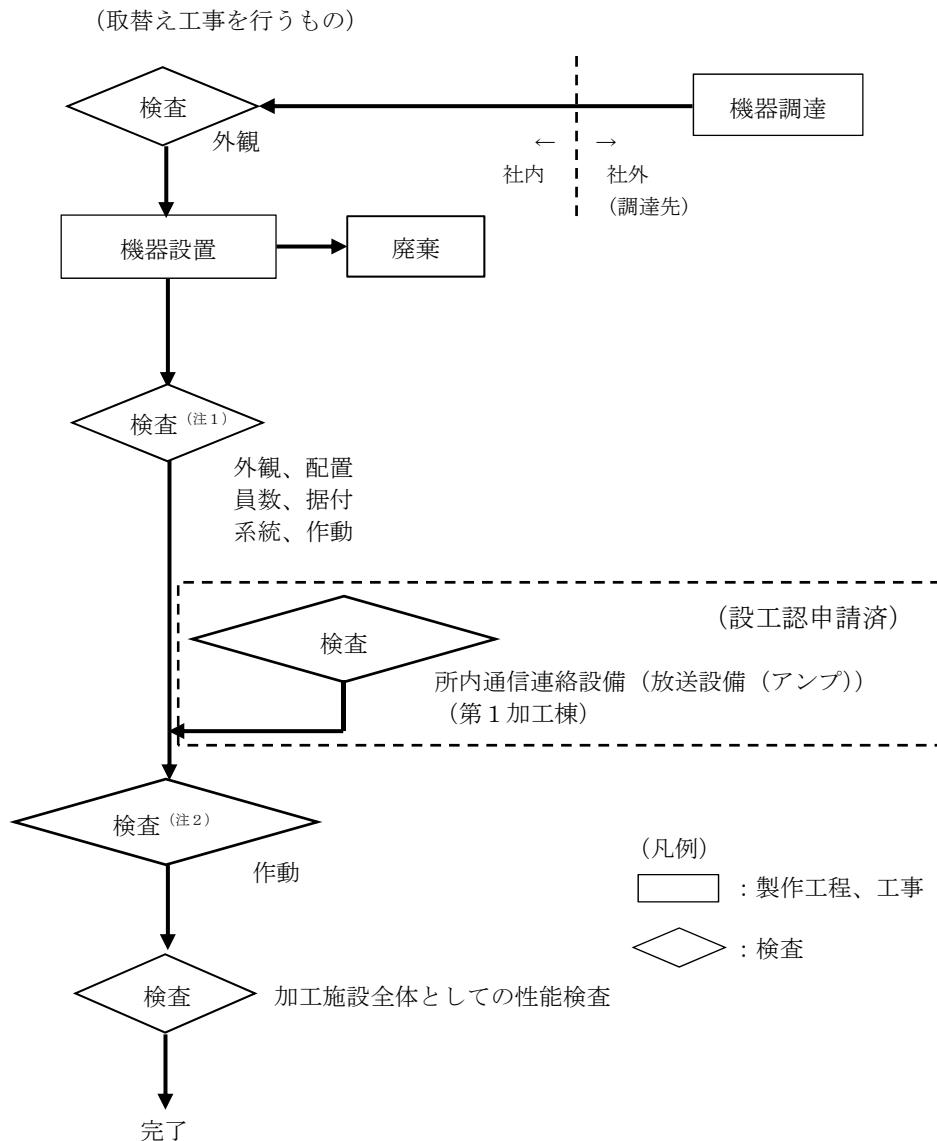
②火災感知設備　自動火災報知設備（感知器）、緊急設備　非常用照明、消火設備　消火器の改造



(注) 火災感知設備　自動火災報知設備（感知器）は、第2加工棟の火災感知設備　自動火災報知設備（受信機）に接続する。

図リ－f－2　工事フロー

③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



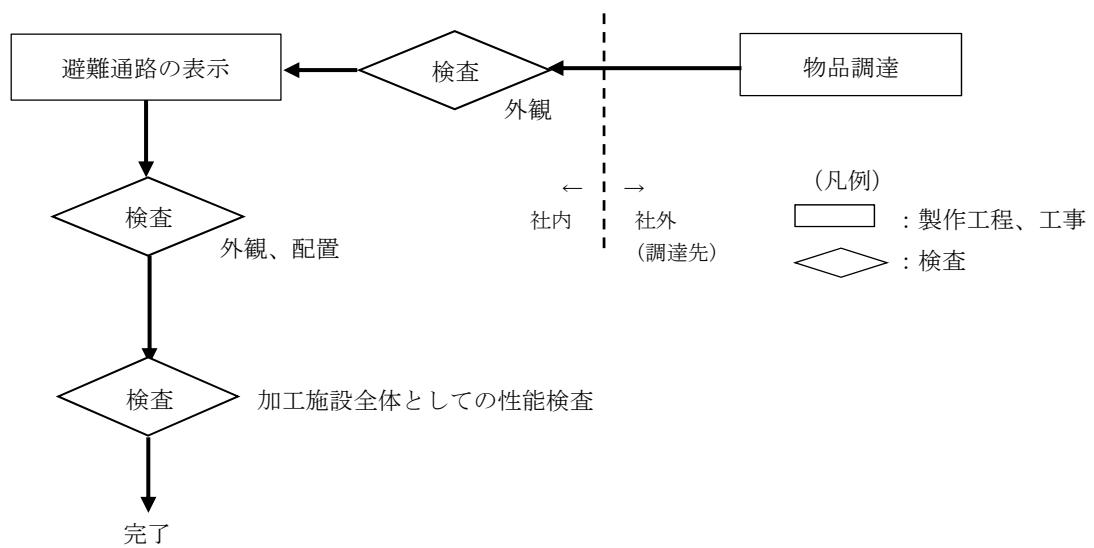
(注 1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第2加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第4次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。

(注 2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））全てから建物内及び事業所内建物における放送が可能とする。本検査では、事業所内建物における放送が可能であることを確認する。

図リーf-3 工事フロー

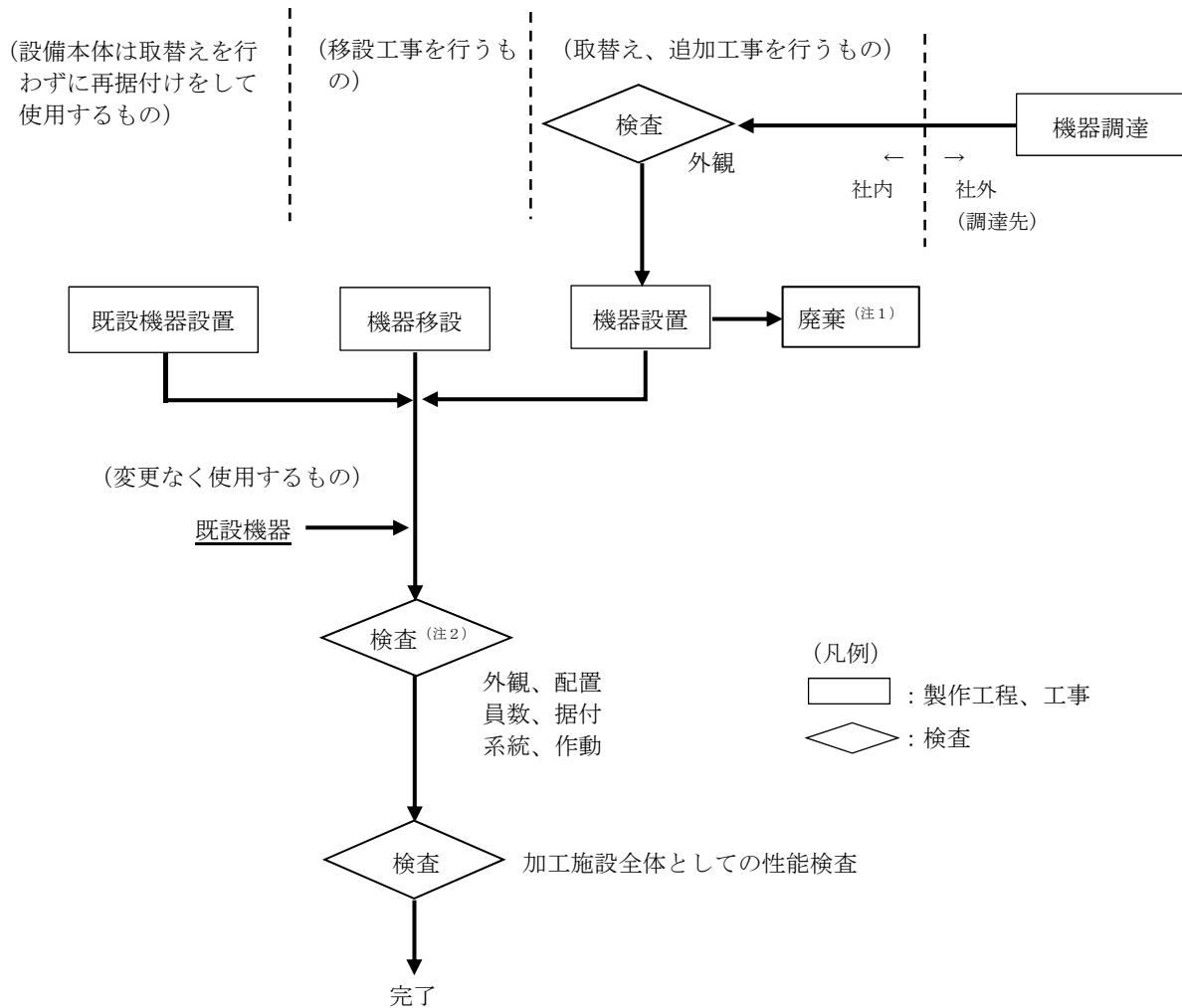
g. 第1廃棄物貯蔵棟の付属設備

①緊急設備 避難通路の新設



図リ-g-1 工事フロー

②火災感知設備　自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備　自動火災報知設備（受信機）、  
通信連絡設備　所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））、緊急設備　非常用照  
明、緊急設備　誘導灯、消火設備　消火器の改造



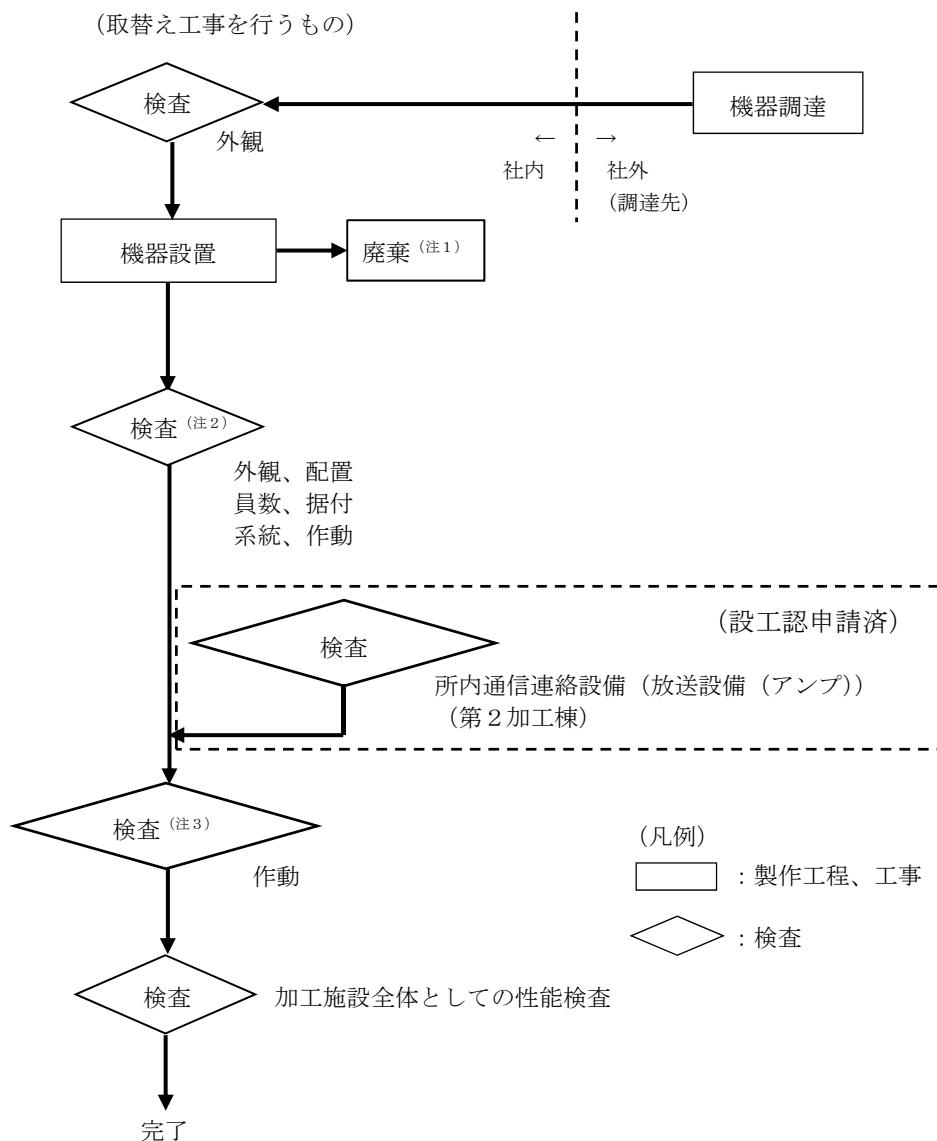
(注 1) 第 1 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、必要に応じて除染後、ドラム缶等に収納し、放射性固体廃棄物の保管廃棄施設で保管廃棄する。第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する。

(注 2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHSアンテナ））の作動の検査は、通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）に接続し、所内携帯電話機（PHSアンテナ）に付属する所内携帯電話機（PHS）を使用する。所内携帯電話機（PHS）は、事故時の活動の拠点として機能する緊急対策本部に設置する。  
火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他-1 1 (6) に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。

(注) 第 1 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第 1 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第 1 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー g - 2 工事フロー

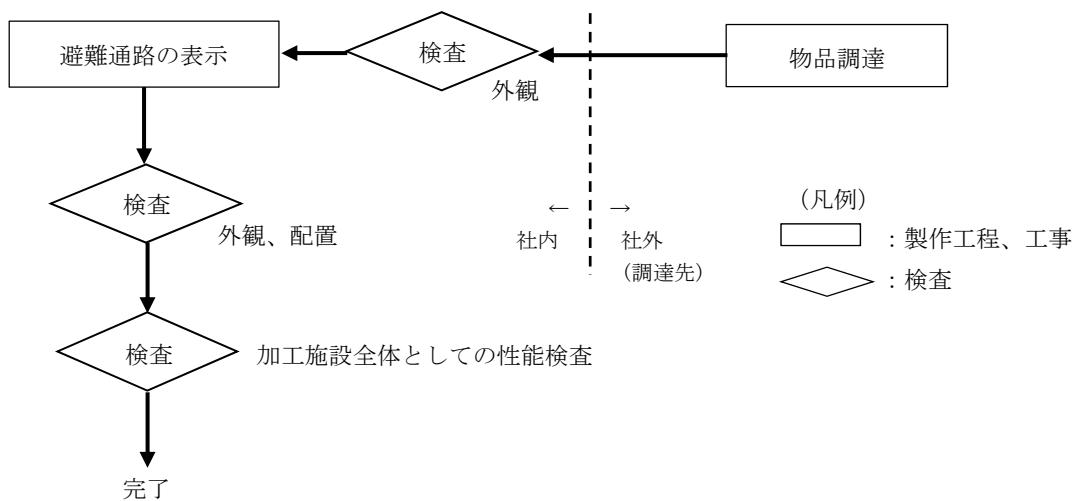
③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



図リーg-3 工事フロー

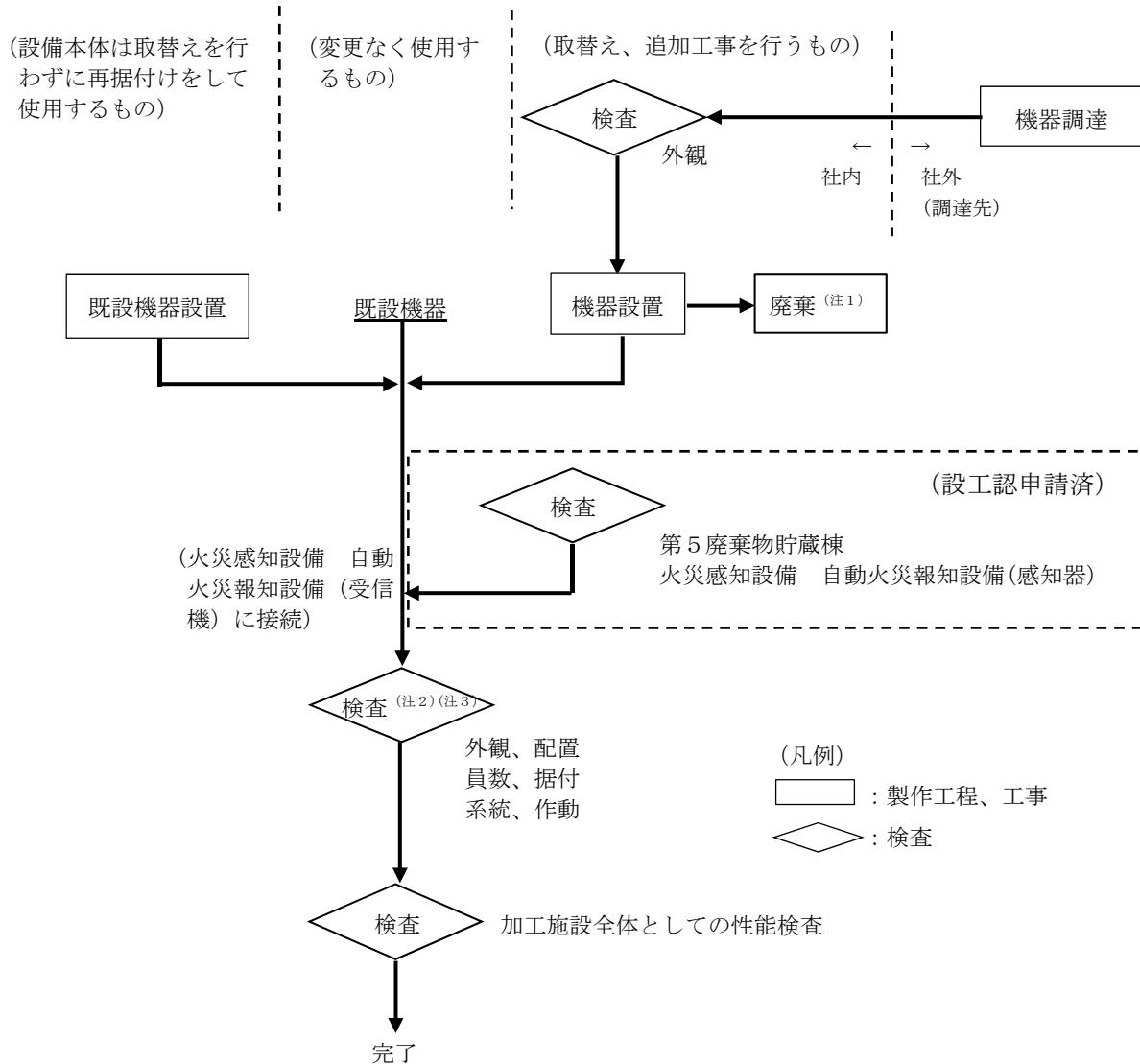
#### h. 第3廃棄物貯蔵棟の付属設備

##### ①緊急設備 避難通路の新設



図リ－h－1 工事フロー

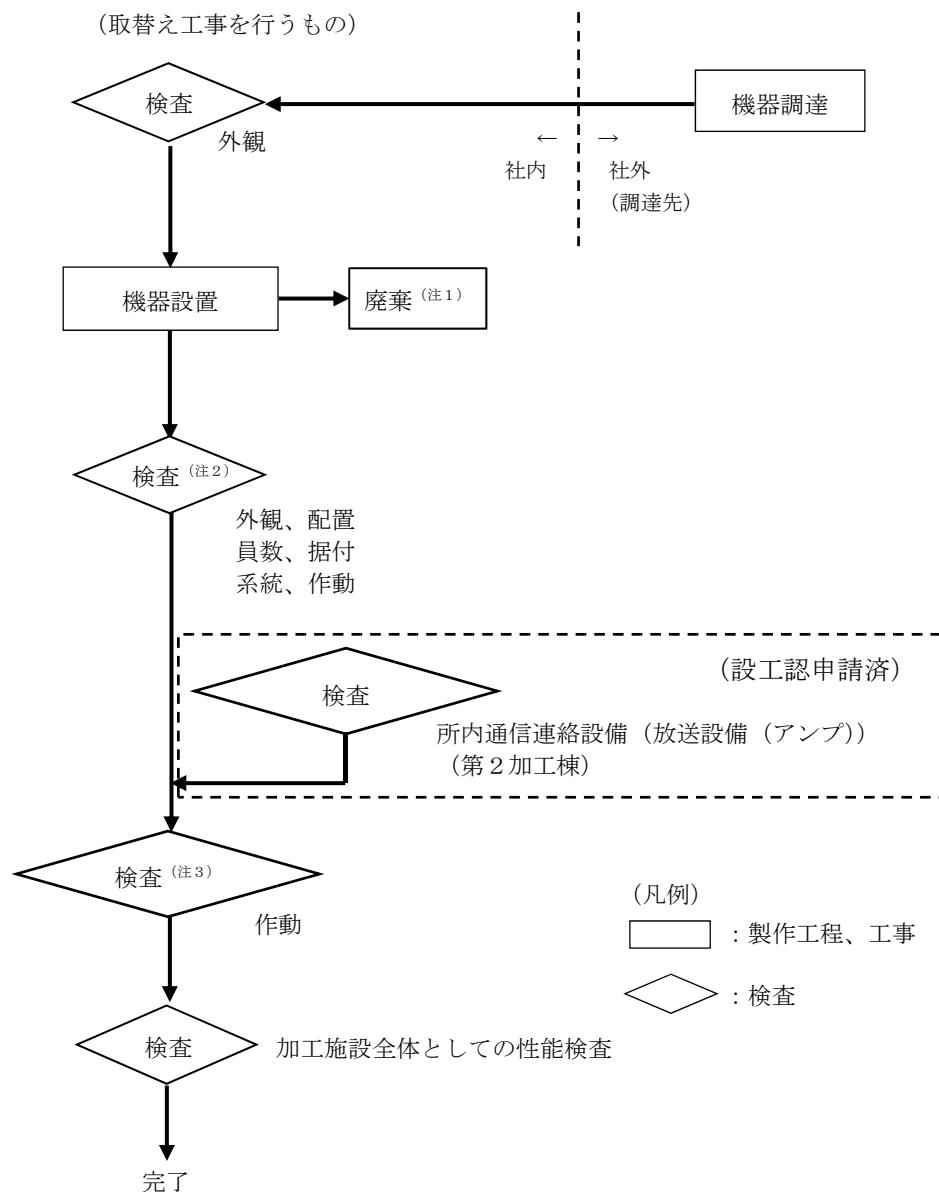
②火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、  
緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯の改造、消火設備 消火器の適合性の確認



- (注 1) 第 2 種管理区域の使用予定のない設備・機器及び工事等によって発生した廃材は、保安規定に基づく放射性廃棄物でない廃棄物（N R）に係る措置の手順に従って廃棄する。
- (注 2) 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）、緊急設備 非常用照明、緊急設備 誘導灯は、図リー他ー 1 1 (6) に示すとおり、外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）は、火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）を通して外部電源系統と非常用電源系統の切り替えができる電源系統の状態となっていることを確認する。
- (注 3) 火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の検査後に、第 5 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）を保安上、使用開始する。
- (注) 第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の改造に当たっては、改造工事中に第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）の安全機能が停止するが、代替措置として第 3 廃棄物貯蔵棟の火災感知設備 自動火災報知設備（受信機）に接続する火災感知設備 自動火災報知設備（感知器）の警戒区域周辺に監視人を配置する措置を講じる。

図リー h - 2 工事フロー

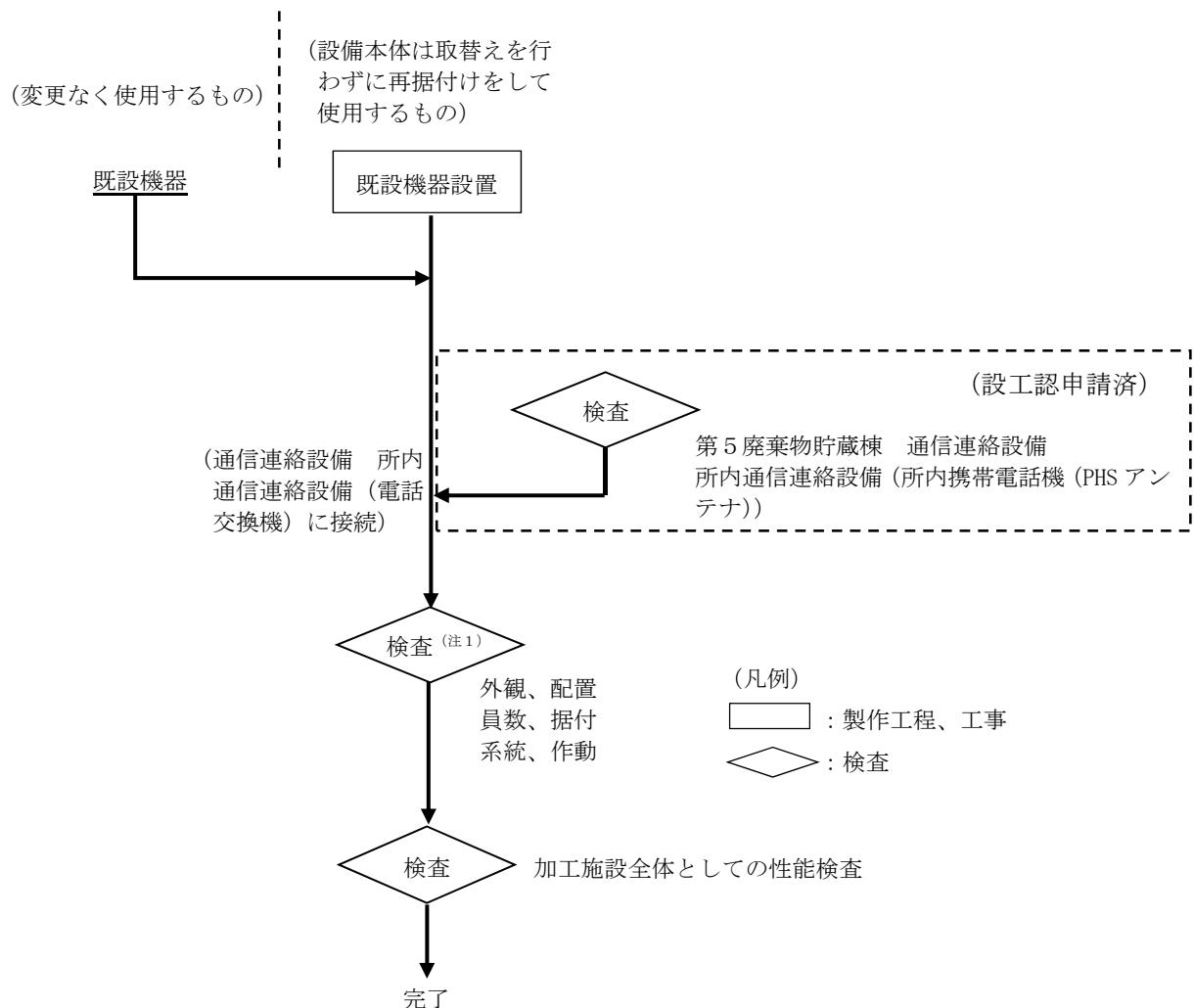
③通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



図リーh-3 工事フロー

i. 事務棟、保安棟設置の設備

通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））の改造、通信連絡設備 所内通信連絡設備（固定電話機）、通信連絡設備 所内通信連絡設備（無線機）、通信連絡設備 所外通信連絡設備の適合性確認

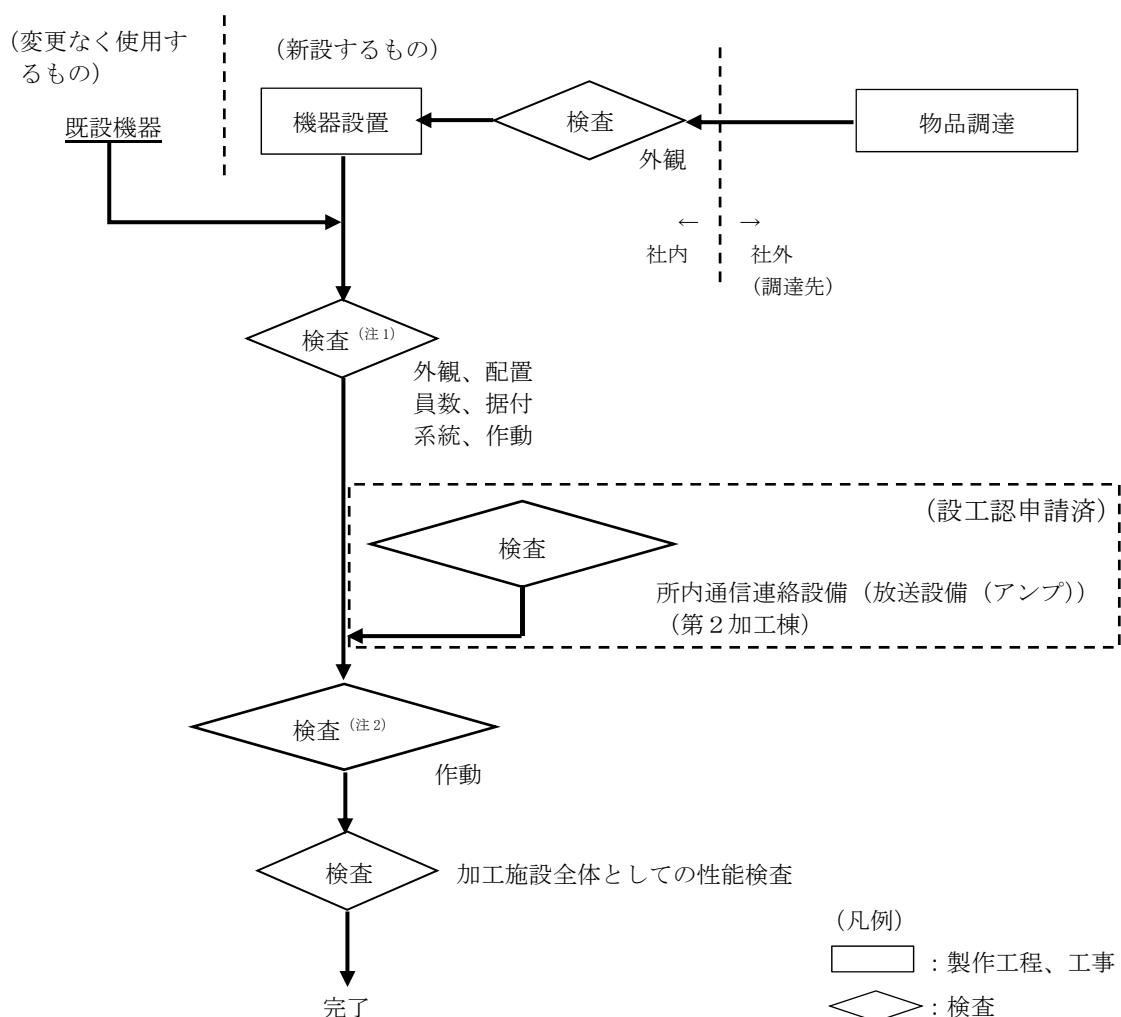


(注1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（電話交換機）の検査後に、第5廃棄物貯蔵棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（所内携帯電話機（PHS アンテナ））を保安上、使用開始する。

図リ-i-1 工事フロー

j. 屋外設置の設備等

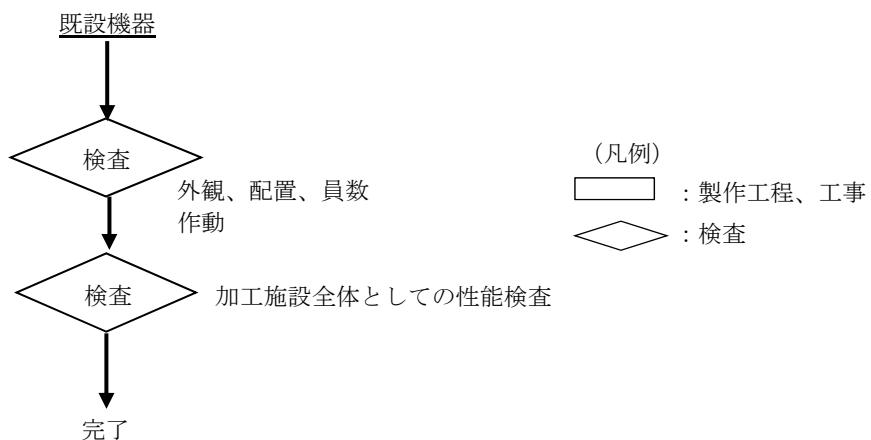
①通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））の改造



- (注 1) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））に接続する。第1加工棟の通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、第3次設工認で申請済みであり、作動の検査には放送設備（アンプ）に付属するマイクを使用する。
- (注 2) 通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））、通信連絡設備 所内通信連絡設備（放送設備（アンプ））は、図リー他－12（1）に示すとおり、アンプに付属するマイクにより所内通信連絡設備（放送設備（スピーカ））全てから建物内及び事業所内建物における放送が可能とする。本検査では、事業所内建物における放送が可能であることを確認する。

図リー j - 1 工事フロー

②消火設備 可搬消防ポンプ、緊急設備 可搬型照明の適合性の確認



図リ－j－2 工事フロー